

会 議 録

平 成 3 1 年 第 1 回 定 例 会

会期：平成31年3月 5日
平成31年3月22日
(18日間)

小 海 町 議 会

第 1 回定例会会議録目次

議事日程等	2
第 1 日 (招集、上程、説明、報告、一部採決)	
開会	5
招集あいさつ・報告	7
同意第 1 号(固定資産評価審査委員会委員の任命同意)	16
同意第 2 号 (小海町教育委員会委員の任命同意)	16
議案第 2 号、3 号 (規約の変更)	17
議案第 4 号～6 号(条例)	19
議案第 7 号～14 号 (予算・補正予算)	21
請願・陳情・請願等	23
第 2 日 (議案質疑・付託)	
議案第 4 号～14 号	27
第 6 日 (一般質問)	
第 9 番 的埜美香子 議員	82
第 3 番 井出 幸実 議員	92
第 8 番 篠原 義従 議員	102
第 4 番 井上 一郎 議員	111
第 2 番 渡辺 均 議員	116
第 11 番 新津 孝徳 議員	130
第 5 番 小池 捨吉 議員	135
第 7 番 篠原 伸男 議員	146
第 12 番 鷹野弥洲年 議員	161
第 10 番 井出 薫 議員	176
第 18 日 (委員長報告、討論、採決、追加議案)	
開会・報告	190
議案第 4 号～6 号 (条例改正)	193
議案第 7 号～14 号 (予算・補正予算)	195
請願第 1 号	204
陳情第 1 号・発議第 1 号	205
陳情第 2 号	207
署名	213

平成 3 1 年 第 1 回

小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	平成31年3月 5日 午前10時00分	
閉会年月日時	平成31年3月22日 午後 4時02分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第1番議員、第2番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 平成31年3月 5日 至 平成31年3月22日 18日間	
	町長招集あいさつ・施政方針	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	原案可決
同意第2号	小海町教育委員会の任命同意について	〃
議案第2号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約について	〃
議案第3号	南佐久郡児童生徒就学相談委員会共同設置規約の変更について	〃
議案第4号	小海町過疎地域自立促進計画の一部変更について	〃
議案第5号	小海町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	〃
議案第6号	小海町地域密着型通所介護施設の設置及び管理に関する条例の制定について	〃
議案第7号	平成31年度小海町一般会計予算について	〃
議案第8号	平成31年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について	〃

議案第9号	平成31年度小海町介護保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第10号	平成31年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について	〃
議案第11号	平成31年度小海町水道事業会計予算について	〃
議案第12号	平成30年度小海町一般会計補正予算（第5号）について	〃
議案第13号	平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	〃
議案第14号	平成30年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	〃
請願第1号	町道改良工事の請願書について	継続審査
陳情第1号	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書について	〃
陳情第2号	町道崩落復旧工事と町営雇用促進住宅事業の説明を求める陳情書について	不採択

《追加議案》

発議第1号	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について	原案可決
-------	--	------

会議の顛末	平成31年3月 5日 午前10時00分に始め
	平成31年3月22日 午後 4時02分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒 澤 弘 会計管理者 井 出 敦
	副 町 長 篠 原 宏 子育て支援課長 井 出 浩
	教 育 長 中 島 行 男 生涯学習課長 黒 澤 五 雄
	総 務 課 長 井 上 晴 正 温泉専門幹 井 出 雄 一
	町 民 課 長 井 出 三 彦 やすらぎ園所長 井 出 宗 則
	産業建設課長 井 出 平 樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井 出 直 人
	書 記 小 平 弘 恵

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	3/5	3/6	3/11	3/12	3/13	3/14	3/18	3/22
第 1 番	古 谷 恒 晴	○	○	○	○	—	○	○	○
第 2 番	渡 辺 均	○	○	○	○	○	○	○	○
第 3 番	井 出 幸 実	○	○	○	○	○	○	○	○
第 4 番	井 上 一 郎	○	○	○	○	—	○	○	○
第 5 番	小 池 捨 吉	○	○	○	○	○	○	○	○
第 6 番	有 坂 辰 六	○	○	○	—	○	○	○	○
第 7 番	篠 原 伸 男	○	○	○	○	—	○	○	○
第 8 番	篠 原 義 従	○	○	○	○	○	○	○	○
第 9 番	的 埜 美 香 子	○	○	○	○	—	○	○	○
第 10 番	井 出 薫	○	○	○	○	○	○	○	○
第 11 番	新 津 孝 徳	○	○	○	○	○	○	○	○
第 12 番	鷹 野 弥 洲 年	○	○	○	○	—	○	○	○
	計	12	12	12	6	7	12	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員	第 1 番 古 谷 恒 晴 議員								
	第 2 番 渡 辺 均 議員								

平成 31 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
*	開会年月日時 平成31年3月5日 午前10時00分
*	閉会年月日時 平成31年3月5日 午後 4時38分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんおはようございます。平成31年小海町議会第1回定例会開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。早速ですが先月2月15日に東京で小海町主催による「企業が憩えるまちを目指す小海町の取り組み」と題するシンポジウムが開催されました。私たち議員も憩うまちこうみ事業が具体的にどのような取り組みなのかを知るために参加いたしました。私が始めに感じたことは、この事業の内容が何なのかという以前に今回小海町が東京でシンポジウムを開いたこと、また参加企業が91社、参加者が報道関係者も含め200人に及んだこと、そして現職の阿部長野県知事や安藤全国健康保険協会理事長が小海町のために基調講演を行うことなどを目の当たりにして、率直に言うところは大変なことになったと感じました。先月26日に協定企業であるアルファテックスの石川社長が来庁するなど現実に動き始めており、町としても今後の受入れに対して責任ある体制が求められ専任するスタッフの配置や、課とはいかなくても室などの整備も考えなくてはならないのではないかと要らぬ心配をしております。私個人としては、この事業が今後長野県はもとより全国から行政視察に来ていただくモデル事業となるよう願うところでありますが、議会としてはこの事業の進捗状況に対して予算などしっかり注視していくことに併せて、この取り組みを信じて研修や福利厚生などで小海町を訪れる企業や従業員などすべての皆さんに対する小海町としての責任の重さに思いをいたすところであります。ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成31年第1回小海町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。</p>

<u>日程第1 「会議録署名議員の指名」</u>	
議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第1番古谷恒晴君、及び第2番渡辺均君を指名いたします。</p>
<u>日程第2 「会期の決定」</u>	
議 長	<p>日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきまして、去る2月19日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。 議会運営委員長篠原義従君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。</p> <p>本日招集の、平成31年第1回小海町議会定例会の運営につきましては、去る2月19日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。</p> <p>本定例会に付議される案件は、人事案2件、規約変更案2件、事件議決案1件、条例案2件、当初予算案5件、補正予算案3件の合計15件であり、会期は本日より3月22日までの18日間とする案を作成いたしました。なお、本日の昼休み12時30分から委員会室におきまして、議会運営委員及び各常任委員長の合同会議を開催します。一般質問の通告は6日、議案質疑終了後午後5時までとします。但し質疑が5時を過ぎた場合には、質疑終了後としますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全員協議会を開催いたします。今のところ12日火曜日に開催する予定ですので、ご承知おき下さい。以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から3月22日までの18日間をしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
(異議なしの声)	
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>したがって本定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>

日程第3 「町長招集あいさつ・施政方針」

議 長	日程第3、町長より招集あいさつ及び施政方針をお願いします。 町長、黒澤弘君。
町 長	本日ここに平成31年小海町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ議員の皆様には大変ご多忙の中全員のご参会をいただき定刻に開会できますことを心より厚く御礼申し上げます。平成31年度の町政を執行するにあたり所信の一端を申し上げまして、議会議員の皆様をはじめ町民皆様方のご理解をいただくとともに、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。早いものであと3週間で就任1年となります。この間議員の皆様には新人町長ということで、温かく見守っていただきありがとうございました。私としましてはこの1年様々な経験をさせていただき、ようやく少しずつではありますが行政というもの、また進むべき道、やるべき事が見えてきたような気がします。就任当初は諸先輩方にあわてずにゆっくりと進めていくようにというアドバイスもいただき、私なりに見極めながらこの1年やってまいりましたが、私の任期にも限りがあり、残すところあと3年でございます。選挙公約に掲げました「元気な小海町」をつくるために、新年度からは積極的に施策を進めてまいりたいと考えております。さて昨年は中部横断自動車道が「八千穂高原インター」まで供用開始となり皆様も感じていることと思いますが、人の入込がかなり増えたのではないかと感じております。正確には今後交通量調査などの数字を分析したいと思いますが、直売所やレストハウスふるさとの売上等を見ましてもリニューアルしたという事もあります。確実に売上が伸びています。八峰の湯につきましても開業から11年を経過した現在においても、依然として17万人ほどの入込を確保しているということでは高速道路の効果ではないかと思えます。「元気の種」は蒔かれました。このチャンスを生かした施策の展開を図らなければならないと思っておりますので、議会と行政が一体となって果敢に進められますようご協力をお願いする次第でございます。特に現在、地方創生推進交付金事業で進めております「憩うまちこうみ事業」につきましては、先般議員の皆様にも東京で行われたシンポジウムにご参加いただきましたが、現代の時流に合致した事業ではないかと感じております。先駆的な取り組みのため、まだまだ参加企業は少ないですが、現代のようなストレス社会では、伸びしろのある分野だと確信しております。観光という概念が大きく変化している中で、この事業を足掛かりとして、関係人口の創出と企業のリモートワーク拠点の誘致に繋がられ

ばと考えております。町内に目を向けますと高齢化は益々進み小集落の維持・運営の困難さが増してきており、さらに独居の高齢者や老老世帯の増加により、買物や移動に不便を感じている皆様が急増しております。誰もが安心して生涯暮らす事ができるまちづくりのために、福祉施策の更なる充実が求められています。また31年度は32年度から始まる「第6次長期振興計画」の策定年であります。30年度におきまして、「町民アンケート」「各団体等との懇談会」「地区懇談会」などを実施し、町民の皆様のご意見やご要望をお聞きしてまいりました。少子高齢化、人口減少に伴う様々な問題、山林や農地の荒廃、商店や農家等の後継者不足、いつどのように襲ってくるか分からない災害に対する不安、特に健康や介護が必要になった時に不安があるというご意見が多くありました。計画の策定におきましては、これら寄せられたご要望等を十分に加味し、時流に沿った計画策定を進めてまいります。

平成31年度の主な事業は新規事業として、若者の定住と町内への就職を支援するための単身者用雇用住宅の建設、空家の利用促進のための移住体験施設の整備、買物弱者対策としての移動販売事業の導入、町民のやる気と元気を創出するチャレンジ支援金事業、保育園エアコン設置、出産祝金支給額の増額、人間ドック補助の社会保険加入者への対象拡大、大学等進学者への支援金の支給、小中学校給食費の補助など、若者の定住促進、子育て支援、高齢者支援などを積極的に推進してまいります。また、国が新設する森林環境税を財源として地方に譲与する森林環境譲与税等を財源に南佐久中部森林組合と協力し森林整備計画の調査策定に向け準備を始めます。継続事業につきましては集落支援事業、憩うまちこうみ事業、町道整備、橋梁改修工事等を進め、間伐促進、鳥獣被害対策などの農林業の推進、子育て世代住宅取得助成事業や住宅リフォーム助成事業、プレミアム付商品券発行補助等による商工業の振興、観光の振興、小中学校のエアコンの整備など、引き続き全ての町民が健康で明るく楽しく暮らせる温かい福祉と医療の町、子育てしやすい町を目指して着実に実施してまいります。

こうした中、編成した平成31年度の予算規模は総額5,175,094千円となりました。一般会計は前年度が骨格予算だったため、当初予算での比較ではなく、1号補正後の予算と比較しますと35,012千円、0.7%の増額となりました。31年度各予算の内訳は、一般会計3,740,000千円、220,000千円の増額。国民健康保険事業特別会計584,000千円、25,000千円の増額。介護保険事業特別会計685,500千円、4,500千円の増額。後期高齢者医療特別会計73,694千円、2,776千円の減額。水道事業会計、収益的収入合

計 91,900 千円、200 千円の減額。合計 5,175,094 千円となりました。
次に各款・会計ごとに概要を申し上げます。歳入予算で町税は主に給与所得の 1% 増加分を見込んで対前年比 11,078 千円増額の 554,608 千円を計上し、地方交付税は国の交付額の増額を加味し、対前年比 14,000 千円増額の 1,597,000 千円を計上いたしました。地方譲与税として 31 年度から森林環境譲与税が創設され、6,400 千円を新たな収入として計上いたしました。地方消費税交付金は消費税率引き上げ予定に伴う増分として、3,000 千円を計上しました。分担金及び負担金は、10 月からの保育料無償化による減額と、小学校の給食費負担金を半額にした事などにより、対前年比 8,360 千円減額の 39,766 千円を計上しました。国庫支出金は、社会資本整備総合交付金の減額等により、前年度比 22,690 千円減額の 168,836 千円を見込みました。県支出金は農業農村整備事業補助金等 25,105 千円増額の 142,476 千円を計上いたしました。財産収入は本間大田団地 8 区画の分譲代金 41,440 千円を計上し、定住促進につなげるべく完売を目指してまいります。繰入金は減債基金繰入のほか、大型事業の財源に充てるため、地域振興基金・財政調整基金あわせて 279,427 千円の基金繰入金を計上いたしました。町債は過疎対策事業債においてハード事業で 199,900 千円、ソフト事業で 40,000 千円、合計 239,900 千円とし、緊急防災・減災事業債を 5,000 千円、地方交付税を補填するための臨時財政対策債を 82,000 千円計上し、町債の合計は前年度比 5,300 千円増額の 326,900 千円を計上しました。

歳出予算で議会費の総額は 68,743 千円を計上し、前年に比べ 1.4% の増額となりました。主たる要因は議員報酬と視察旅費の増額によるものです。内容につきましては、議員報酬、事務局人件費、議会だよりなど議会活動に要する経費となります。

総務費の総額は 710,389 千円を計上し、前年に比べ 37.9% の増額となりました。総務管理費では、昨年の子ども議会に引き続き「高校生模擬議会」を開催するほか、防犯カメラの運用で 2,120 千円、職員研修講師謝金として 1,000 千円、公用車 4 台の更新で 6,900 千円、職員研修派遣関係費で 3,178 千円、単身者用雇用住宅建設関係費で 103,800 千円、移動販売事業関係費で 14,000 千円、また、組織改正に伴い地域おこし企業人関係費、憩うまちこうみ事業関係費を総務管理費に移行した関係で企画費が対前年度比 189,005 千円の増額になりました。地域振興費には町民皆様の発想豊かで発展性のある取り組みに対し助成するチャレンジ支援金を 10,000 千円計上いたしました。また、総合センター運営費につきましては、今年度から総務管理費に予算を移行しました。選挙費につきましては、4 月に

県議会議員選挙、7月に参議院議員選挙が予定されております。

民生費の総額は764,705千円を計上し、前年に比べ3.4%の減額となりました。主たる要因は、宅老所なごみ建築費の減によるものです。社会福祉費では、介護保険を利用することなく元気に暮らしている85歳以上の高齢者に、5,000円分のPマネーを贈呈する「元気高齢者応援事業」を新たに実施してまいります。また、北牧楽集館の給食調理室の現在使っていない部分を、作業所ひまわりが使用する加工室として整備します。児童福祉費では老朽化してきた保育所プールのろ過機の改修とともに、遊戯室と給食室にエアコンを設置し、保育環境の改善を図ります。また中学校管理棟跡地のちびっ子広場に小さな子ども用の遊具を追加設置し、子育て世代が使いやすい環境を整えます。さらに出産祝金支給事業においては、第3子以降の出産祝い金を増額して更なる支援をしてまいります。衛生費の総額は344,158千円を計上し、前年に比べ6.7%の増額となりました。保健衛生費では本年度から被用者保険加入者に対しても、最高で1人15,000円の人間ドッグ補助を新たに行うことにいたしました。また、引き続き佐久医療センターの不採算部門や小海分院に対する財政支援を行い、地域医療の充実を図ります。町営バスにつきましては新たにワゴンタイプの小型車を導入し、乗客の少ない時間帯での運用をしてまいります。

農林水産費の総額は172,072千円を計上し、前年に比べ13.0%の増額となりました。主たる要因は、小倉原の耕作条件改善事業によるものです。農業振興費では老朽化したコンバインを更新し、農家の負担を軽減し、引き続き特産品の生産・販売促進に努めてまいります。農地費では小倉原の農道改良のほか、小海原の県営畑総実施に向け、県とともに計画を進めてまいります。林業費では新たに交付されることになった森林環境譲与税を活用する新たな森林管理システムについて、当町に合った方法の検討を行った上で実施します。また林政を積極的に進めるため、特別交付税措置のある林政アドバイザーを森林組合から派遣していただき、町内の造林事業の推進と林地台帳の登録、整備を進めます。

商工費の総額は360,647千円を計上し、前年に比べ0.4%の増額となりました。商工業振興費では引き続きPポイント事業による各事業参加者等へのポイント付与、プレミアム付き商品券発行事業補助、住宅リフォーム補助事業、店舗新築等助成事業、雇用定住促進事業など商工会と連携し取り組んでまいります。観光費では重要な観光資源であります白駒の池周辺の整備をはじめ、松原湖周遊遊歩道の整備を実施します。八峰の湯につきましては健康増進、地域振興、交流人口の増加に寄与することを目的に運営しておりますが、今後も温泉運営委員会と共に経営のあり方を検討し、多

くの皆様にご来場いただき、満足いただける施設づくりを目指してまいります。また、入浴料等について、見直しの検討をしております。

土木費の総額は 252,456 千円を計上し、前年に比べ 17.5%の減額となりました。主たる要因は 道路橋梁修繕工事の減によるものです。主な事業では、平成 26 年に法定化された道路施設の点検のうち、トンネルの点検が 2 度目のサイクルに入っております。また、同点検により一定の劣化が見られた橋梁について、5 年を 1 サイクルとして順次修繕が必要でありますので、今後 5 年の間に修繕が必要と診断された橋梁 9 橋を当年度中に詳細設計を実施しております。

土村相木線は、道路拡幅工事を社会資本整備総合交付金において実施し、今年度完了の予定としております。

消防費の総額は 150,346 千円を計上し、前年に比べ 2.6%の増額となりました。主たる要因は、常備消防費の佐久広域連合への負担金の増額によるものです。非常備消防費では第 1 分団東馬流班の小型動力ポンプ付軽積載車 1 台を更新し、第 2 分団本間川班の積載車車庫を新設します。また、消火栓ホースの更新を計画的に行い、災害対策を強化しております。

教育費の総額は 448,240 千円を計上し、前年に比べ 14.3%の増額となりました。主たる要因は、大学等進学支援金制度の新設とエアコン設置工事によるものです。教育総務費では私の公約でもありますが、大学等への進学の際の家庭の経済的負担を軽減する事を目的に、1 人当たり 30 万円の支援金の支給を新たに実施します。また、小・中学生の給食費を約半額にすることと、エアコン設置により中学校組合分担金も増額になっております。小学校費では引き続き学校校舎の改修を行うほか、ランチルーム・職員室などにエアコンを設置しております。多様化する教育課題の中で、引き続き町費加配によるきめ細かな少人数教育と支援、次世代教育の推進、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。社会教育費では北牧楽集館の会議室にエアコンを整備するなど、楽集館の利便性の向上を図り充実した運営に努めるほか、公共施設維持管理の一環として大畑公民館の屋根修繕工事、また文化財保護事業として本間十二社の修繕工事にそれぞれ補助金を交付します。その他、平成 32 年度の発刊をめざして町志第 5 編の編纂、友好都市大洗町との小学生体験事業を引き続き実施しております。保健体育費では小学校の給食費を現在の約半額の 27 千円に減額し、各家庭の経済的負担の軽減を図りますが、不足分については一般財源で対応し、今までどおりの給食の提供を行いません。また、スケートセンターにおいてはリンク面の修繕工事を実施しております。

災害復旧費の総額は 4,000 千円を計上し、迅速な復旧工事等に対応してま

います。

公債費の総額は 459,244 千円を計上し、前年に比べ 0.4%の増額となりました。

国民健康保険事業特別会計予算の総額は 584,000 千円を計上し、前年に比べ 4.4%の増額となりました。主たる要因は国民健康保険事業費納付金の増額によるものです。国民健康保険事業の運営につきましては、より一層の財政の健全化を図りながら、制度の安定的、持続的な運営と被保険者の負担の公平性確保に努めてまいります。なお平成 31 年度の国保税率につきましては、県から提示されている 31 年度の納付金額を踏まえ、平成 30 年所得が確定する 5 月に、近年の情勢等をあらためて総合的に検討し決定してまいります。

介護保険事業特別会計予算の総額は 685,500 千円を計上し、前年に比べ 0.7%の増額となりました。主たる要因は、居宅介護サービス費の増額によるものです。介護保険事業は第 7 期計画の 2 年度目となります。保険給付費はほぼ計画どおりとなっています。引き続き予防教室など、地域支援事業にも力を入れ、利用者本位の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は 73,694 千円を計上し、前年度に比べ 3.6%の減額となりました。主たる要因は、保険基盤安定繰入金の減額によるものです。引き続き広域連合との連携を図り、安定した制度運営に努めてまいります。

水道事業会計予算の収益的収入総額は 91,900 千円を計上し、前年に比べ 0.2%、200 千円の減額となりました。主たる要因は大田団地の新規加入が一段落したことによる受託工事収益の減によるものです。建設改良費では施設更新の基本計画である経営戦略を策定し、長期的な視野で計画的に老朽施設の更新を行い、健全で持続可能な水道事業の実現を目指してまいります。

以上、概要を申し上げますが、これから町が直面するのは、超高齢化社会の到来、非婚化や少子化に伴う急激な人口減少、AI、ロボットなどテクノロジーの急速な発達、価値観の多様化などで、時代の大きな変換期がまさに来ております。町は平成 27 年に策定した「小海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、2040 年の目標人口を 3,050 人と設定しました。あと 20 年でほぼ現在の 3 分の 2 になるという予測です。日本全体の人口が減少していくという現実の中では仕方の無い数字とは思いますが、人口が減っても明日への希望がもてる新たな社会の仕組みづくりが急務ではないかと感じております。最近では「人生 100 年時代」というようなことが叫ばれるようになってきましたが、何よりも大切なのは「心の豊か

さ」「満足度」というようなものではないかと思えます。

最後になりましたが、冒頭で申し上げましたとおり、「元気な小海町」をつくるため、新年度からは積極行政を推進してまいり所存でございます。議員の皆様方には是非とも町の元気づくりのため、町民の皆様の満足度の向上のため、同じ方向を向いて進んでいただければ幸いに存じます。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきました。

議員各位を始め町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げ、施政方針といたします。

それでは続きまして当初予算以外の議案につきまして、議事日程順に総括的なご説明を申し上げます。まず、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、今まで2期委員を務めていただきました新津克雄さんが、3月8日をもって任期満了退任となりますので、新たに中島厚一さんについて選任の同意をお願いするものでございます。次に同意第2号、小海町教育委員会委員の任命同意につきましては、3月31日をもって鷹野智恵さんが任期満了を迎えるため、新たに小須田真美さんについて任命の同意をお願いするものでございます。次に議案第2号、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約につきましては、南佐久郡と北佐久郡の各町村に東御市、小諸市、佐久市を加えた12市町村の戸籍サーバーを1つにし、設置及び管理を南牧村に委託するものです。次に議案第3号、南佐久郡児童生徒就学相談委員会共同設置規約の変更につきましては、南佐久郡児童生徒就学相談委員会の事務局を佐久穂町教育委員会から小海町教育委員会に変更するものです。以上4件につきましては、本日審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。次に議案第4号、小海町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、計画にやすらぎ園・保育所・児童館のエアコン設置及び集落再生支援事業の修正、チャレンジ支援金事業及び移動販売事業を追加するものです。次に議案第5号、小海町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報の定義の明確化に伴い、要配慮個人情報の取扱等について改正がなされた事に伴う条例の整備です。次に議案第6号、小海町地域密着型通所介護施設の設置及び管理に関する条例につきましては、現在建設中の「なごみ」を、介護保険法に基づくサービスを提供する施設として位置づけるため、設置及び管理に関する条例を定めるものです。これに伴い小海町宅老所の設置及び管理に関する条例は廃止します。次に議案第12号、平成30年度小海町一般会計補正予算第5号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,895千円を追加し、歳入歳出それぞれ4,155,369千円とするものです。主な補正内容は精算に伴うものです。

	<p>が、歳入につきましては、国庫補助金のうち土木費補助金で防災安全社会資本整備総合交付金が、31年度分が前倒しでついてきたため、73,450千円を新たに計上しました。県補助金では、農業施設災害復旧費補助金が査定により確定しましたので12,090千円を減額いたしました。財産運用収入では財政調整基金の運用収入を16,927千円追加いたしました。財産売払収入では大田団地8区画売却収入につきまして、今回全額を減額といたしましたが、現在検討されている方が3名おられますので、引き続き契約成立に努めてまいります。雑入では、南佐久環境衛生組合規約の一部変更に伴う財産処分、新ごみ処理施設の基金返戻金を18,527千円計上しました。町債では、川久保八那池線法面対策事業のため、公共事業債を56,000千円計上いたしました。歳出では、土木費で川久保八那池線法面対策工事関係費で159,720千円、除雪関係費で9,700千円の増額、災害復旧費では査定による事業費確定で公共、農林あわせて27,020千円の減額となりました。次に議案第13号、平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、歳入歳出予算とも28,986千円を減額し、予算の総額を586,706千円にするものです。主な内容は保険給付費の減によるものです。次に議案第14号、平成30年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、歳入歳出予算とも29,992千円を減額し、予算の総額を656,171千円にするものです。主な内容は保険給付費の減によるものです。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。それぞれ詳細につきましては、副町長、担当課長等からご説明いたします。よろしくご審議のうえ、すべての議案につきまして、可決決定を賜りますようお願い申し上げます。議案の総括説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p><u>日程第4 「諸般の報告」</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。</p> <p>その他、報告事項のある方はお願いします。</p> <p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第5 「行政報告」</u></p>	

議 長	<p>日程第 5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。 町長、黒澤弘君。</p>
町 長	<p>では、5 点についてご報告いたします。まず 1 点目ですが 2 月 3 日に氷上トライアスロンの第 30 回記念大会が開催され、エキスパート部門 98 人、リレー部門 19 組と近年では最多の参加者となり、天候にも恵まれたことから応援や見物の皆さんも多く大変賑わいました。次に 2 点目としましてスケートセンターの今年度の営業実績ですが、最終の入場者数は 16,334 人で、昨年の 18,722 人から比べると、2,388 人、12.8%の減となりました。原因は、佐久長聖高校が今年から軽井沢に練習拠点を移したることによるものです。次に 3 点目としまして、議員の皆様にもご足労いただきました「憩うまちこうみ」のシンポジウムですが、最終的には 91 社、200 名を超える皆様にご来場いただき、大成功を納めることができました。早速帰りに提携 3 社とは別に 2 社の方から利用したいとの申し入れがありました。今後は受け入れ態勢の整備をしっかりと進めていきたいと考えております。次に 4 点目としまして、2 月 19 日に県町村会の定期総会が開催されたわけですが、会長の藤原川上村村長から、本定期総会をもって会長職を退任したいとの申し出があり、役員会において了承されました。後任には羽田長和町長、副会長は市村小布施町長の就任が決まりました。最後に 5 点目ですが、当町にも出張所を出していただいたデータサービスの坂本会長が昨年の 12 月 31 日にお亡くなりになり、27 日にお別れの会があり参列して参りました。87 歳ということでした。また同じ日に、株式会社千代田テクノルの細田会長が、フランス共和国から国家功労勲章を受けることになり、その叙勲式に招待されフランス大使館に行参りました。千代田テクノルは、国内で放射線計測器製造を行う唯一の事業者として、また、輸入を含めた国内販売シェア 95%を有する立派な会社だそうであります。以上 5 点ご報告といたします。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願い致します。</p>
	<p>町民課長 【南佐久環境衛生組合議会第 1 回定例会の報告】 【小海町営路線バス等運営審議会の報告】 【小海町介護保険懇話会の報告】 【小海町国民健康保険運営協議会の報告】 子育て支援課長 【子育て支援推進委員会の報告】 産業建設課長 【小海町上水道運営審議会の報告】 観光交流センター所長 【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】</p>

議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議 長	<p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意第1号から議案第3号までは上程から採決まで、議案第4号から第14号までは上程から説明までといたします。</p> <p>それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第6 同意第1号</u></p>	
議 長	<p>日程第6、同意第1号、</p> <p>「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>(町長説明)</p>	
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから同意第1号を採決いたします。</p> <p>本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって同意第1号は原案のとおり同意する事に決定いたしました。</p>
<p><u>日程第7 同意第2号</u></p>	
議 長	<p>日程第7、同意第2号、</p> <p>「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。</p>

	事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(町長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから同意第2号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって同意第2号は原案のとおり同意する事に決定いたしました。
<u>日程第8 議案第2号</u>	
議 長	日程第8、議案第2号、 「戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約について」を 議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
10 番議員	あくまでも経費削減での観点からという説明であったわけですが、私、大震災が3.11であって何年か経つわけですが、あの時に大規模災害の時点で情報をどうするかという議論がかなりされたという思いがあるんですけども、そういった時にこういった情報を集中させていくと。経費削減のためだけに集中させていくという点でのそういった議論とい

	うのはどのようになされてきたのかという点を伺いたいのですけれども。
総務課長	今全国的にクラウド化ということで各町村とか個々に管理するというのではなくて集中的に1箇所ですういった情報を管理していくということが推し進められていまして、今回も定住自立圏ということで佐久市が中心となってこの事務等の集約化、それから効率化を図って国から助成金等をいただくような事業でございますけれども、この定住自立圏の合同部会の中でこれが検討されて決められてきたということでございますのでご理解をいただきたいと思ひます。
10番議員	具体的には国の情報処理の流れとかいろいろ定住自立圏というような話もされましたけれども、そういった行政の流れの中でこういったことがされているといことは理解できますけれども、私が心配しますのは先程の3.11の大震災ではないですけれども、例えば南牧村で災害を受けたということになれば関係市町村のそういったデータというのは関係市町村に残っているのかどうかという点だけお伺ひして終わりたいと思ひます。
総務課長	バックデータは取ってありますので例え南牧が何かあってそこのサーバー室が駄目になったとしてもデータは他の所にもう一箇所保管しているということで、両方がいっぺんにやられるとすれば困ることですけれども、環境の違う、環境の違うと言ひますか近くにある所にやってあるということですのでご理解をいただきたいと思ひます。
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第2号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第2号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
日程第9 議案第3号	
議長	日程第9、議案第3号、 「南佐久郡児童生徒就学相談委員会共同設置規約の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(教育長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第3号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第3号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第10 議案第4号</u>	
議 長	日程第10、議案第4号、 「小海町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第11 議案第5号</u>	
議 長	日程第11、議案第5号、 「小海町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 2 議案第 6 号</u>	
議 長	日程第 1 2、議案第 6 号、 「小海町地域密着型通所介護施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 ここで午後 1 時まで休憩といたします。 <div style="text-align: right;">(ときに 11 時 58 分)</div>
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 先程 12 時 30 分から議会運営委員及び各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。 議会運営委員長 篠原義従 君
議会運営 委員長	ご報告いたします。 議会運営委員および各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたので、ご報告いたします。 3 月 13 日 (水) 午後 3 時から総務産業常任委員会、視察なし。3 月 14 日 (木) 午前 10 時から予算決算常任委員会、視察なし。3 月 18 日 (月) 午前 10 時 00 分から民生文教常任委員会、視察なし。3 月 18 日 (月) 午前 10 時 30 分から予算決算常任委員会、視察なし。また、只今お手元に配布いたしました但、追加で陳情がございましたのでご報告申し上げます。 なお、午前中申し上げましたとおり、全員協議会を 12 日火曜日に行う予定です。ご承知おきください 以上でございます。

<u>日程第 1 3 議案第 7 号</u>	
議 長	日程第 1 3、議案第 7 号、 「平成 3 1 年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 4 議案第 8 号</u>	
議 長	日程第 1 4、議案第 8 号、 「平成 3 1 年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題 といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 5 議案第 9 号</u>	
議 長	日程第 1 5、議案第 9 号、 「平成 3 1 年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題といた します。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。

<u>日程第 1 6 議案第 1 0 号</u>	
議 長	日程第 1 6、議案第 1 0 号、 「平成 3 1 年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題と いたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 7 議案第 1 1 号</u>	
議 長	日程第 1 7、議案第 1 1 号、 「平成 3 1 年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 8 議案第 1 2 号</u>	
議 長	日程第 1 8、議案第 1 2 号、 「平成 3 0 年度小海町一般会計補正予算 (第 5 号) について」を議題と いたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。

<u>日程第 19 議案第 13 号</u>	
議 長	日程第 19、議案第 13 号、 「平成 30 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
（町民課長説明）	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 20 議案第 14 号</u>	
議 長	日程第 20、議案第 14 号、 「平成 30 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
（町民課長説明）	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 21 請願・陳情等</u>	
議 長	日程第 21、請願第 1 号、陳情第 1 号及び追加しました第 2 号を一括して議題といたします。 請願・陳情書の朗読は各委員会をお願いいたします。 請願・陳情書について補足説明のある方は挙手をお願いいたします。
（補足説明なし）	
議 長	補足説明なしと認めます。
<u>○ 散 会</u>	

議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は明日 6 日、水曜日、午前 10 時から行います。これにて本日は、散会といたします。 ご苦労様でした。 <p style="text-align: right;">(ときに 16 時 38 分)</p>
-----	---

平成 3 1 年 第 1 回

小海町議会定例会会議録

「第 2 日」

* 開会年月日時 平成 3 1 年 3 月 6 日 午前 1 0 時 0 0 分

* 閉会年月日時 平成 3 1 年 3 月 6 日 午後 3 時 5 1 分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○ 開 会

議 長

皆さんこんにちは。平成 31 年第 1 回定例会 2 日目の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。一昨日西馬流で横断歩道を渡っていた高齢者が怪我を負う事故が発生いたしました。私はこの時間役場にいまして警察の方が防犯カメラの確認に来ていました。町は昨年 19 基の防犯カメラの設置を行っており保育園児や小中学生の見守りなどの他に交通事故や盗難などにも効力があることを改めて実感した次第であります。さて、昨日黒澤町長の行政報告にもありましたが、先月の 27 日に黒澤町長が東京のフランス大使館に小海町の親善大使である千代田テクノルの細田会長がフランス政府より勲章を受ける授与式に招待されました。私も細田会長ともお付き合いがありその内容について少し触れさせていただきます。千代田テクノルは放射線被爆線量を測定するガラスバッジの製造と個人向けモニタリングなどを行なっている会社であります。日本国内はもとより海外へも事業展開をしており、今回フランス国内における病院のレントゲン技師や原子力関連従事者など放射線量計測器の普及に対しての功績により授与となりました。黒澤町長によりますと大使館のセレモニーには代議士や医師、医療研究者など 60 人位が招かれたそうです。その中で自治体の首長としては大洗町の小谷町長と黒澤町長だけが招待を受けたようです。細田会長は日頃、小海町の事を気にかけており、事あるごとに親善大使としての役目を果たしたいと言っておりますが、私はこれからも黒澤町長に対していろんな場面でいろんな方を紹介しながら交流を深めることも小海町の一助になればとの考えではないかと勝手に思いを巡らす次第であります。ただ今の出席議員は全員であります。定数に達しておりますので、これ

	<p>から本会議を開きます。</p> <p>なお、小海町議会規則第 55 条において質疑は同一議員につき同一の議題については 3 回を超えることができないこととなっておりますので、再度議員の皆さんのご協力をお願いいたします。</p>
<p>○ 議事日程報告</p>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。</p>
産業建設課 長	<p>おはようございます。大変申し訳ございませんが、昨日ご説明申し上げました水道事業会計の予算書の関係でございます。22 ページに給水調査表というものが付いてございますが、こちらにつきまして各口径ごとの給水栓の数が載っておる訳ですが、こちらについて誤りがございましたので、今朝皆さんのお手元にお配りしましたものと差替えをお願いしたいと思います。尚、システム上から拾った数字で予算化しておりますけれども、そちらの数字と合っているものとなりますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>日程第 1 「議案第 6 号「小海町地域密着型通所介護施設の設置及び管理に関する条例の制定について」の訂正について</p>	
議 長	<p>日程第 1、「議案第 6 号 小海町地域密着型通所介護施設の設置及び管理に関する条例の制定について」の訂正についてを議題とします。</p> <p>町民課長に説明を求めます。</p>
<p>(町民課長説明)</p>	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。これから討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>お諮りします。ただ今町長からの申し出のとおり、議案第 6 号を訂正することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	

議 長	挙手全員と認めます。したがって、町長からの申し出のとおり訂正することに決定いたしました。
<u>日程第 2 議案第 4 号</u>	
議 長	日程第 2、議案第 4 号、 「小海町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題といたします。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第 3 議案第 5 号</u>	
議 長	日程第 3、議案第 5 号、 「小海町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第 4 議案第 6 号</u>	
議 長	日程第 4、議案第 6 号、 「小海町地域密着型通所介護施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第 5 議案第 7 号</u>	
議 長	日程第 5、議案第 7 号、 「平成 31 年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。

	<p>1 ページから 2 ページ 職員調書</p> <p>3 ページ 職員在籍数調べ</p> <p>4 ページから 6 ページ 一般会計概要</p>
10 番議員	<p>まず初めに 1 ページから 4 ページまでの資料を追加をお願いしましたところ忙しい中で作っていただきましてありがとうございます。対象の見方がこれで最初に出されたやつと今度のやつと言う中で黒澤町政の動きが見えてくるのではないかとということで御礼申し上げます。一つ私お願いもう一つありまして実は 6 ページ、説明資料の方で言いますけれど、6 ページの一番上の「平成 31 年度世帯当り、一人当りの予算額」とそういう書き方をされているんですけれども、「世帯当り、一人当りの予算額」はその下段の方ですね。下段の方であって上の表はそれぞれの数値を表しているとは私は認識したんですけれども、もし私の認識が正しいと言うことであればその辺をまた工夫して書き換えていただきたいと思うんですが如何でしょうか。</p>
総務課長	<p>ご指摘につきましてはおっしゃるとおりだと思います。ただこの基礎数値があって予算を割り出すということでセットとして考えてここに作ってありまして、もしまた表示の仕方がこれでは分りづらいということであればご指導のとおりにもたまたま考え直したいと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>7 ページから 9 ページ 町税予算内訳書</p> <p>【歳入】</p> <p>1 0 ページ 1 款 町税 1 項 町民税 2 項 固定資産税 3 項 軽自動車税</p> <p>1 1 ページ 3 項 軽自動車税続き</p>
2 番議員	<p>性能割という中身を私理解してないんですけれど、どういう中身の事を意味しているか教えていただければと思います。</p>
総務課長	<p>これにつきましては自動車税が電気自動車ですとかハイブリットですとかそういったものが今度課税の仕方が変わってくるということで、それによってこの税額も変わってくるという内容なんですけど、細かくはまた予算決算の中で細かい資料をお出ししてご説明したいと思しますのでよろしくお願いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>4項 市町村たばこ税 5項 入湯税 2款 地方譲与税 1項 地方揮発油譲与税 12ページ 2項 自動車重量譲与税 3項 森林環境譲与税 3款 利子割交付金 4款 配当割交付金 13ページ 5款 株式等譲渡所得割交付金 6款 地方消費税交付金</p>
<p>12番議員</p>	<p>教えてもらいたいですけれど、地方消費税交付金のところに内容説明で一番下のところに交付額 88,000 千円のうち 38,000 千円を社会保障経費に充てるとあるんですけれど、これは消費税をそういった目的に使えという意味であるのか、割合も決まっています 38,000 千円という数字が出てくるのかその辺のところを教えてください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>これにつきましては国の方からの指導により社会保障費に充てることが決められているわけですが、すみません、その割合につきましてはまた後程はっきりしたところを調べてご報告させていただきます。</p>
<p>12番議員</p>	<p>消費税の交付金が入ってくると一般財源に入ってくると思うんですが、その今書いてある右側のところに 3-1-2 の老人福祉費 19,700 千円以下そこに 3つ書いてあって合計が 38,000 千円ということですが、それに使うということが書かれています、それが支出のところはどうなるかと言うと老人福祉費は 48 ページですよ。48 ページの老人福祉費の一番下の合計を見てもこの金額がどういうふうに出てきたかということが分からないんですけれど、この表で明示してあるのにもかかわらずその支出の方では全くそういったことが分からない。一般財源に入ってしまうから分からないんだと言えばそれまでですが、こここのところに内訳が書いてあることと支出の方で何も触れていないというのはどう捉えたらいいのか教えてください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>入ってくるものはあくまで一般財源扱いになってしまいますので、支出の方では一般財源の他地方債ですとかその他財源補助金等として分けるだけありますので、一般財源の中に入れるしかない。もし今後そういうことであれば一般財源の欄を二段にして説明資料ですから表示だけしてという方式になってこようかと思えますけれども、一般財源ですからあくまで支出の方ではそういった色分けはしていないと</p>

	いうことをご理解をお願いしたいと思います。
12 番議員	消費税の交付金がそういった社会福祉に使われているんだということが分かるようにという意味合いもあるかと思しますので、支出の方で今ここに載っております老人福祉費あるいは心身障害者福祉費、予防費とあるんですけど、消費税がそういった目的で使われているよということを何処かで明示する必要が今後あるのではないかと思います。どうでしょうか。
総務課長	それでは例えば説明欄にそういったことを記載するのか、それとも財源内訳のところを工夫するのかということをもた検討させていただきます。ご要望に沿ったようにしていきたいと思えます。
議 長	7 款 ゴルフ場利用税交付金 8 款 自動車取得税交付金 1 4 ページ 8 款 自動車取得税交付金 2 項 環境性能割交付金
10 番議員	環境性能割交付金ということで新しく載っているんですけども、先程同じようなことがあったんですが、伺いたいのは実際には 10 月からという計画であるのを当初予算から載せるとそういったことに対する考え方というか、対応というかそこら辺はどのように考えているかお願いします。
総務課長	消費税も 8% から 10% に上がるということを加味いたしまして他の予算も消費税が上がった分については上げたなりに支払いの方も増えた分は増えたなりに予算措置をしております。この環境性能割につきましても既にこういうふうになるということが公になっておりますので、当初予算で載せさせていただきます。以上です。
議 長	9 款 地方特例交付金 1 0 款 地方交付税 1 1 款 交通安全対策特別交付金 1 5 ページ 1 2 款 分担金及び負担金 1 項 分担金 2 項 負担金 1 6 ページ 2 項 負担金の続き 1 3 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 1 7 ページ 1 項 使用料の続き 2 項 手数料 1 8 ページ 1 4 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 9 ページ 2 項 国庫補助金 3 項 国庫委託金 2 0 ページ 1 5 款 県支出金 1 項 県負担金

	<p>2 1 ページ 2 項 県補助金</p> <p>2 2 ページ 2 項 県補助金の続き</p> <p>2 3 ページ 3 項 県委託金</p> <p>1 6 款 財産収入 1 項 財産運用収入</p> <p>2 4 ページ 1 項 財産運用収入の続き</p> <p>2 項 財産売払収入</p> <p>1 7 款 寄付金</p> <p>1 8 款 繰入金 1 項 特別会計繰入金</p> <p>2 5 ページ 2 項 財産区繰入金</p> <p>3 項 基金繰入金</p> <p>1 9 款 繰越金</p> <p>2 6 ページ 2 0 款 諸収入 1 項 預金利子</p> <p>2 項 貸付金元利収入</p> <p>3 項 受託事業収入</p> <p>4 項 雑入</p> <p>2 7 ページ 4 項 雑入の続き</p> <p>5 項 延滞金加算金及び過料</p> <p>2 8 ページ 2 1 款 町債</p> <p>【歳出】</p> <p>2 9 ページ 1 款 議会費</p> <p>3 0 ページ 2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費</p>
12 番議員	<p>防犯カメラの管理料あるいは防犯カメラ回線料ということで載っていますが、30 年度から防犯カメラを設置していただきまして先程議長の招集の挨拶の中にもあったんですけれど、当初防犯カメラを設置するのは通学路とか子供たちが通るようなところということで設置してきた経過があるかと思います。防犯カメラを設置していただきたいということで私も一般質問をしたんですが、その時に町村境だとか主要道路の町村境とかそういったところに犯罪だとか起きた場合速やかに対応できるようにということでお願いしました。ところが実施した時に子供たちの安全を守るためのものでその辺を中心にやってこれから徐々にそういった主要道路にも防犯カメラを設置して増やしていくということが回答としてあったわけなんですけれども、通学路周辺以外の主要道路へのカメラ設置の状況、今後の見通しはどのようになっているかお聞きしたいと思います。</p>
総務課長	<p>現段階におきましては新年度予算でもカメラの新設は予定しております</p>

	せん。また今後検討いたしまして無いよりはあった方がいいということでもありますので、極力前向きに検討してきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
12 番議員	もう一つ中部横断道が八千穂高原インターまで開通いたしましてそこからの車の出入りが多くなるから佐久穂との町村境の方に設置していただきたい。これについては中部横断道からの車の通過ということもありますので、やはり町だけではなくて国土交通省とかそういった国道 141 号線を管理する国道の方に対しても町の費用でなくてもそちらの方に国として設置していただくように働きかけていくようにということも議会で申し上げた経過がありますが、この辺の取組みはされているかどうかお聞きします。
産業建設課長	長野国道とも相談しろということですがけれども、道路管理者とすれば道路を管理するためのカメラだということですから、多分動画は撮ってなくて 10 分に 1 回の静止画像だと思います。防犯ということになりますと当然公安委員会とかそういったものとの協議もあろうかと思っておりますので協議を重ねるという必要はあろうかと思っております。
7 番議員	会計電算処理委託料 4,183 千円ですけれども、昨年確か聞いた時には公会計のやつが確か 29 年度 12,000 千円程かけて委託して作成したと思います。昨年は 3,000 千円と私の記憶では伺っているんですけど、今年この会計電算処理委託料 4,183 千円ということでもありますけれども、これは全部公会計の委託料ということで解釈してよろしいわけですか。
総務課長	はっきりと申し上げられませんが全てというわけではないと思っておりますので、また後程調べてご報告申し上げます。
議長	31 ページ 1 目 一般管理費続き 32 ページ 2 目 財産管理費
7 番議員	昨年から今年で終りということでもありますけれども、公共施設等個別施設計画策定委託料 12,010 千円ということでもありますけれども、昨年確か 10,700 千円程いってるかと思うんですけども、この進捗あんばいとこれをどのように活用していくかお尋ねいたします。
総務課長	これにつきましては 2 年間に亘ってやっているものでございまして、できた暁にはその公共施設の耐用年数ですとかそういったものを順次見て整備を計画をしていくということに役立ていくということですのでよろしくお願いいたします。
議長	33 ページ 3 目 広報費 34 ページ 4 目 企画費

12 番議員	地域おこし協力隊のところにあります移動販売業務委託料ということで 4,000 千円ということで、昨日の説明の中では商工会に移動販売車で売ってあるくという業務をお願いするということで説明がありましたけれど、ここで業務の委託を商工会とした理由についてお聞きしたいと思います。
総務課長	商工会と決めましたのは商工業振興、それから高齢者の買い物弱者対策ということセットでやりたいということでこれを例えば〇〇スーパーに一手をお願いするかそういったことでは町内の商工業者全体の活性化には繋がらないということで、商工会と協議をしまして商工会として受けていただいて、そこに参加を希望する商店等につきましてはすべて仲間にしてやっていただきたいということで商工会に委託をしたいということで決めたものでございます。
12 番議員	今そういった説明でありましたけれども、J Aにはそういった話はしなかったのか、全く対象外と考えたのか。現状ですとやはり地域の家庭の事情とかそういったことを把握しているのは J A かなり把握していると思いますし、また要するに生活物資の販売と言いますかそういったことも J A はやっているわけですが、そういった中であっても J A は検討の対象にならなかったのかどうかお聞きしたいと思います。
総務課長	小海の商店街振興ということが一番最初に話の中で出てきたものですから正直申し上げまして J A は最初からその対象に入れてなかったということが真実でございます。
12 番議員	地域おこし協力隊による不便な所に住む地域の人達の支援ということではなくて商工業振興が目的だということになってきますとここにあるのもまた別の話だと思いますけれども、議案質疑ですのでそれ以上の事は言いませんけれども、もう一つ起業支援補助金として 1,000 千円ありますけれど町がこういうかたちで移動販売車まで買って委託先も決めてお願いをしているわけですがけれども、そういう中であっても起業支援補助金というのは支出と言いますか補助されるのですか。お聞きしたいと思います。
総務課長	これにつきましては昨日の説明でも申し上げてございますが、対象となるのは平田隊員、3 年間活動していただいた平田隊員が小海に定住をして起業したいということですので、その起業支援金につきましては国の方の制度で町が 1,000 千円補助すればそれが交付税で措置されるというものでございます。ですから移動販売の起業支援とは直接はリンクはしておりませんが、ただ移動販売をやっていただく今度

	<p>来る隊員がいるわけですが、この方が3年間経って今度は自分の事業としてこの移動販売に移っていただくときにはこの起業支援金の対象になってくる可能性はございます。この場合には今度移動販売車の貸付だとかそういったものを今回は商工会に委託するという事で無償貸付でということ考えておりますけれども、そうなった時にはまたその制度の見直しも考えていかなければならないとは考えております。</p>
9番議員	<p>今の関連で鷹野議員からもJAには話はいかなかったのかということだったんですけど、直売所の方にも話はしなかったのかお願いします。</p>
総務課長	<p>まだ全体として進め方について商工会も細かくは決めていない部分がございますので、当然直売所のお弁当なども視野に入れて考えておりますので、ちゃんとした時期が来ましたら直売所の方も仲間に入れて当然話はしていくものと考えております</p>
2番議員	<p>今の件に関してなんですけれども、私が理解しているのは買物弱者を支えるというのがメインの目的で、それをどういったふうにやるかという手段のかたちとして商工会等が商店街振興になると。主たる目的は商店街の振興というものがあってという説明を今受けたんですけども、もし商店街の振興ということがメインであれば所轄が総務ということではなくて産業建設課の方が扱うべきではないかと私は感じたんですけれどもその辺は如何でしょうか。</p>
総務課長	<p>これはどっちが優先するという話ではなくて両方両立したかたちで福祉もやりたい、商店街振興もやりたいということで、これにつきましては町長の公約でもございまして、前回の議会の全員協議会で庁舎内の組織改正についてお話をしましたけれども、今度渉外戦略係というのを企画係に変わって人員も1名増として作ります。町長の公約に関わる仕事については全てここで集約をしてやっていきたいという考え方でおりますので、商店街振興だから産業建設課とかそういう意味合いではなくて総務費でもって仕事をやるということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。</p>
2番議員	<p>分かりました。ただもう一つ懸念するのは予算が微妙に振り分けられる危険性がありはしないかということでそこはきっちり分けて精査して進めていただきたいと思っております。それから補助金のところなんですけれども、これはまさに私凄く評価しておりますチャレンジ支援金と性格が似てくるんじゃないかと。今平田君にという話が出ましたけれども、彼もチャレンジの方でやれば一つ3年間で1,000千円というエントリーも出来るわけですし、ここだけ特別に彼をとということに配慮し</p>

	た理由というのはどうしてなのでしょう。
総務課長	これは国の方でこれを交付税措置をしてくれるということですので、町としては要するに一般財源を使わなくても出来る事業でありますから平田君の場合にはこれを使ったと。それから町のチャレンジ支援金につきましてはご承知かと思いますが3年間で最大1,000千円という扱いですので今回この制度につきましては1回で1,000千円という補助金が出るということでこれは平田君にとっても使い易いと言いますか得な方の補助金だということですのでご理解をいただきたいと思えます。
2番議員	分かりました。そう言うことであれば他にも協力隊メンバーおられますけれども、今後もこの手の同様に配慮していくということでよろしいでしょうか。
総務課長	それは先程も申し上げましたが、この制度が国の制度としてある限りはそのようにしていきたいとそのように考えております。
7番議員	今と同じところで関連してなんですけれども、補助金で起業支援補助金として1,000千円ということでありまして、小海町地域おこし協力隊設置要綱によればそういった文言は全然無いわけでありまして起業するかしないかは別として、ただ最後に町長が必要とするものはこの他に町長が別に定めるといように書いてあるわけですので、今回の場合は1,000千円の根拠、それから今名前が出ておりました平田さん、大変私もご指導いただいておりますわけですので、いったい幾らの事業をやってこのものは1,000千円というようになっているのか。1,000千円という根拠を出されました起業事業の内訳をお願いしたいと思います。
総務課長	協力隊の方の規約には書いてないのは協力隊を卒業した以降の補助金ということですので、そこにはこの1,000千円の補助金が記載していないというのはそこでご理解をいただきたいと思うのですが、1,000千円使う事業の内容につきましては予算決算までに細かい資料を提出するようにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
7番議員	この後予算決算委員会があるからですけれども、ここ頻繁本会議での質疑の際に後で資料、あとで資料を出すということでこの本会議の質疑は何なのかと。ある程度今日出席している皆さんは管理職でありますからこの担当する課の中の予算の内訳の概略はみんなそれぞれ掴んであるのではないかと。それはそれで余談ですけれども補助金でこの人が1,000千円、今度他の人がやる時にはどのくらい出せるのか。もう一律1,000千円なのかということになってきて、またこれがいい事

	<p>業であるとしたならば町で単独で出しても私はいいと思うんですよ。そういったもので設置要綱のところには卒業3年、1年を限度として3年までという要綱にはなっているけれども、その他の細かいことが別に町長が定めると書いてあるだけです。これからは地域おこし協力隊の人が町に残ってくれるということは町にプラスで大変いいことだと思うんですよ。そのためには誰でもが見ても分るものを定めるべきではないかと。ただ1,000千円と言いますけれど交付税だから1,000千円と言っても地方交付税で来ると言っても一般財源扱いになってくるものを簡単にただ1,000千円と。何やるかまだ分らないということが出てくるとすれば一般の町民から見たらこの1,000千円というものは大変大きなものだと思うんですよ。これこれこういうことをやるからこの1,000千円で地方交付税で進行すると。そしてやっぱりこういったことについても一定の基準というものを私はこれから明確にしておかなければおつかみでその時その時の感じを出していくのではやっぱり公平性に欠けるのではないかと。こういった地域おこし協力隊小海町に来て頑張ってもらえるということは有難いから誰でも見ても小海町の地域おこし協力隊の呼びかけに対してはこういったメリットがあるかということになればいろいろの分野で地域おこし協力隊が来てくれる可能性があるかと思いますが、その辺の検討を今度していただけるのでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>大変申し訳ございませんでした。平田隊員のやろうとしていることは自然体験ですとかキャンプですとかそういったものでお客さんを小海に呼び入れてそれを指導したり案内したりするというような事業をやることをしたいと。ただテントを買ったりですとかロープですとかいろいろな資材を今回調達するわけですが、これについて大変申し訳ございません。私も細かい数字までは掴んでおりませんでしたのでまた後程と言うお答えになってしまったわけですが、大変申し訳ございませんでした。そういうことで勉強不足の部分をお詫びを申し上げます。それから要綱につきましてはおっしゃるとおりでございますので、きちっとしたものをまた検討しまして人によって変わることはないようなかたちを作ってまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>10番議員</p>	<p>同じところでちょっと伺いたいと思いますが、私起業支援補助金というのは国の制度で3年間協力隊として活動された方がそういった関連の中で起業する人に1回だけ1,000千円を出すと、そういった制度になっていると思うんですよ。だから平田隊員がこの3年間活動</p>

	<p>されてきたことと今度起業する事業と関連性の中で補助対象になるのかというのは私はちょっと疑問を持つと。今、総務課長がこの3年間平田君が頑張ってきた内容を聞いた時にそういった疑問が生じたわけです。だからそこら辺の関連性はまた調べていただいて委員会の方でもいいですからお願いしたいと思います。それで私ここで伺いたいのは移動販売車を設置するという話の中で商工会に委託と、地域振興という話が大きくされていますけれども、元々買物難民が非常に増えているとそういう話の中から私はずっと進んできたのだと認識しているんですけども、行政の方では小海町は買物難民と言われる人達がどのくらいいるのかというような調査はされているのかどうかという点だけ伺いたいと思います。</p>
総務課長	<p>商工業振興という言葉もそれだけ一人走りしてしまうところもあるんですが、それは今、薫議員さんおっしゃったように一番の目的は買物弱者救済というところであります。それは考え方としては全然変わっておりません。ただそこに町内の業者の皆さんに関わっていただくことによって商店街振興も同時に図られるという意味でご説明をしているわけですのでその辺のご理解はまたいただきたいと思います。それから調査をしているのかというご質問につきましては、民生委員の皆様にご協力をいただきまして独り暮らしですとか老々世帯で今後不便を感じると思われる皆さん、これは民生委員の皆様判断はお任せしたわけですが、そういった皆様に1軒1軒回ってアンケート調査、意向調査をやっていただきました。町内の対象者数が231世帯ありました。それから回収が181世帯ということで回収率は78.4%ということになっております。その中で調査した内容は「移動販売を必要とするか、しないか。それから見守りサービスを必要とするか、しないか。配食サービスを必要とするか、しないか。」というようなことで調査をいたしました。移動販売につきましては直ぐに利用したいという方が89世帯ございました。もともと世帯多いわけですが、一番多かったのが東馬流の14世帯、それから土村南町の11世帯、八那池の9世帯、本間川・溝の原・五箇・杉尾で8世帯、芦谷・大畑9世帯、親川も9世帯というような調査内容になっております。私が見た感じやはり今後自動車の免許を返してしまうとかそういったことで不便になる方がもっとどんどん増えてくるんじゃないかと思われまして。調査につきましてはこんなかたちで実施して参りました。以上です。</p>
2番議員	<p>地域おこし企業人のところで「さとゆめ」負担金3,500千円計上されておおりますけれども、これの中身とそれから需用費の1,000千円はどう</p>

	いう細目なのか教えていただきたいと思います。
総務課長	まず負補交の3,500千円ですが、これは今企業人として町の方でやっていただいております小松さんの人件費相当分になります。それから需用費につきましては事細かくはこれがいくらでと言うご説明は出来ませんが、例えばダイレクトメールを作成したり送ったり、それから東京等へ営業活動に行ったりですとか、そういったことをする中での稼働消耗品ということでまた細かくは資料をご用意したいと思いますが、それでもよろしく願いいたします。
9番議員	その下の憩うまちこうみ事業の今回たぬきや改修工事ということで出ていますが、あそこ国定公園だと思うんですがその辺の関係はどういうふうになっているかお願いします。
総務課長	国定公園の場合に新しく新たに立て直すですとか作るとかそういったことにつきましてはもの凄いい制約があって、おそらくやるにしてもかなりの時間と労力を要すると思われませんが、これにつきましては改修ということで簡単な申請で改修は出来るということでございますのでご理解をいただきたいと思います。
2番議員	今のたぬきや改修工事費のところなんですけれども、用地の費用というのはどういうふうになっているのかを一つ教えていただきたい。
総務課長	この用地につきましては現在松原諏方神社の持ち物ということになっておりまして、諏方神社の関係の皆様それから松原区の皆様の方にはお話をして了解を得ているところでございます。
2番議員	ということは費用は発生しないという理解でよろしいのでしょうか。
総務課長	今予算に載せてありませんけれども、今まで漁業組合が神社に対して漁協が使っていたということで賃貸料とか使用料を払っていたようです。ここではっきり私達を使うようになれば同じように漁協も使います、私達も使いますということになればまた神社の方とも話をして使用料をお支払するようになると思いますので、今回予算には載せてありませんが補正の方でまた対応したいと思いますのでその節はよろしく願いいたします。
2番議員	分かりました。それからもう1点その上で委託料で憩うまちこうみ事業で10,000千円、これは委託先というのは「さとゆめ」さんになるのか。もしそうであればこの委託の中身はどんな中身で10,000千円の予算が用意されているのか教えてください。
総務課長	委託先につきましてはおっしゃるとおり「さとゆめ」になります。この中には5項目で考えておりまして、まず組織の事業モデルを検討・設立、

	<p>組織といいますのはこちらの受入れ組織になりますけれども、それに関わる経費として2,000千円、それから組織の法人化検討経費として830千円、事業を都市部企業へ周知し事業参加を募るための広報や調査費として1,870千円、マーケティング調査による企業選定・企業紹介・営業アドバイスとして2,100千円、プログラムの構築と実施に要する経費・事業コーディネイト委託料として3,200千円ということで今のところ内容の方は予定をしております。また細かくはまた言って怒られるかもしれませんが、細かくはまたご説明したいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
2番議員	<p>今企業への周知し事業参加を募るための経費等申されましたけれども、先ほどの活動消耗品費のところでは1,000千円のところではDMの話がありましたよね。同じような活動を2箇所に行われるという理解でよろしいでしょうか。</p>
総務課長	<p>ダブって同じような事はしませんのでそれぞれ予算は使い分けてやっていくということでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>34ページまでとし、ここで11時15分まで休憩といたします。 (ときに11時02分)</p>
議長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。 34ページ 4目 企画費 35ページ 4目 企画費続き 36ページ 4目 企画費続き</p>
10番議員	<p>町営単身者雇用促進住宅建設工事費ということで100,000千円、それから監理委託で3,000千円、プロポーザル報償費800千円という予算でありますけれども、これまでの話のあった南町の土地は田んぼの跡地ということで造成費が当然必要となってくると認識しているわけですが、そこら辺はどのように考えているのかということと併せて造成のやり方にもよるだろうと思いますが、図面そっくり使えるというかたちにはならなくなるのではないかと、下げるということになればね。それは法しろに出てくるわけですから。そこら辺の面積計算というのは出来ているのかという点を伺いたいと思います。</p>
総務課長	<p>造成工事費につきましてはこの100,000千円の中に一応含みで現在の所考えております。それから現地を調査しまして高いところ低いところあるんですけれども、それを半分にしますと大した法も付かずに造成できると、土量もたいしたことないということは現地で確認はしております。面積丸々使えるかとお話でございますけれども、現地測りまして今計画しているのが10m、20mの総2階の建物でございますけ</p>

	れども、それについてもゆっくりと収まるということで考えております。
10 番議員	これまでのいろいろの建設工事ですとかそういうものは特に建物を建てる時に造成費も含めて予算にするというようなやり方はあんまり思いつかないわけでありましてけれども、是非住宅建設そのものにかかるお金、それからそれ以外にかかるお金、造成費なんかはもちろん別だと思っておりますけれどもそういうことはきちんと分るようにしていただきたいというのがお願いです。議長、関連で申し訳ないんですけれども同時に崩落した場所の工事、予算化されているわけですけれども繰越明許にかかっているということでそこでは聞けないので関連で伺いたいですけれども、現在の事業の進行状況、進捗率はどのようになっているかという点をもしよかったですら許可願いたいですけれども。
産業建設課長	進捗率ですけれども3月4日入札いたしました。内田孔建設さんが落札しました。現在は施工計画を立てているという状況でございます。以上です。
10 番議員	土地売買があったんですけれども売買契約はもう終わったのですか。
産業建設課長	はい、済んでおります。
11 番議員	すみません、35 ページで空家等のところでお願いいたします。15 節と17 節のところの移住体験施設改修工事、それからその下の土地の事もありますけれども、その場所と大きさだとか広さとかその辺を教えてくださいたいと思います。
総務課長	この事業につきましては議員の皆様方から一般質問で再三に亘り覚えている中では的埜議員それから井上議員の方からこういったものを是非作って農業後継者の体験受入れだとかそういったものに利用してもらいたいという要望を頂きまして今年度事業化をするものでございます。土地建物につきましては親沢の一番上の方にある大きな空家でございます。お分かりかと思っておりますけれども現場視察の時に時間が許すようであればご覧をいただければと思っておりますけれども、建物の総面積は240 m ² です。それから土地につきましては1,480 m ² という広さの土地でございます。以上です。
11 番議員	以前は東京の方が持っていたかと思いますが、その辺の時の売買の金額あるいは土地にしてみれば今の現状、親沢の相場とかそういうことを勘案しているのでしょうか。
総務課長	現所有者につきましても東京の不動産関係の方が所有しております。引続きそれにつきましては競売で落札したままずっとその方の所有で

	あるということで、はっきりとした額は分らないんですが、当時二百何十万円とかで競売で落としたということでございますけれども、その後その方も結構お金を掛けたということで、交渉の中で「5,000 千円くらいでどうですか」という話をして今交渉を進めております。以前、私他の方を紹介してその時には不動産屋の方に幾らくらいならという話をしたら、当時は 7,000 千円くらいの話をしていたわけです。交渉する方に「5,000 千円くらいに値切って交渉したらどうですか」という話をしたんですが、その時にはどうも 5,000 千円では返事をしなかったということで、いろいろ情勢が変わってきてその方ももてあましている部分が見えてきましたので思い切って今 5,000 千円で交渉はしております。税の評価でいきますと土地については 6,363 千円、それから建物については 5,060 千円ということで、未だ 11,000 千円強の価値があるということで課税がされております。以上です。
11 番議員	あの建物は入母屋造りでして以前雨漏りがするということで、確かに染みがあったりしてました。天井にね。その辺の情報入ってますか。
総務課長	正直申し上げて雨漏りがしているという情報は聞いてはおりません。ただ中は見させていただいてお風呂ですとかトイレですとか台所ですとかそういったところにつきましては今の様式と言いますか、今お使いになる方にはちょっと合わないだろうなということで、それでその改修工事として 7,000 千円を見込んでいますものがございます。もし雨漏り等ございましたらまたその中で対応して行きたいと思えます。
2 番議員	単身者雇用住宅のプロポーザル費用という所で昨日 4.5 社に 1 社 200 千円くらいのプロポーザル費を出して、これは企画コンペのようなかたちでやられるように伺ったんですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。
総務課長	そのとおりでございまして現在想定しておりますのは 5 社の皆さんにプロポーザルに参加していただきたいなということで考えております。落札された 1 社の方にはこの報償費はお支払しないと、漏れた 4 社の方にお支払するというように考えております。
2 番議員	分かりました。5 社限定という話ですけれどもなるべく広くこの事業を周知する意味でも間口を広げて応募受け付けるということを考えてらどうかと思っております。今質問したわけですが、併せてその下の監理委託料 3,000 千円、これはどんなような人で用意されている予算でしょうか。教えてください。
総務課長	これにつきましては 1 級建築士の資格のある方を選んでお願いしたいと考えております。

2 番議員	1 級建築士の方に監理を委託するんですか。ちょっと中身が分りません。
総務課長	プロポーザルの審査と施工監理を委託したいということでございます。
7 番議員	36 ページの上から 3 行目の派遣職員・職員研修旅費で 1,693 千円、それから派遣職員住宅借上料で 1,439 千円と計上されておりますが、派遣職員はどれくらいの期間行ってるわけですか。そしてまた小海を離れていくといろいろな経費面でも負担になると思いますがそれらも加味された中で 1,693 千円計上されたわけですか。
総務課長	派遣期間は 2 年を予定しております。活性化センターとの話の中である程度の職階にいるものを派遣していただきたいということで、1 年目は一般職員として働いてもらいますが 2 年目から管理職として地域活性化センターの中の課長という役を担っていただくということで話をしております。それから派遣経費、旅費ですとか借上料等につきましては諸々おっしゃるとおり東京に行けばそれなりの経費は掛かります。そういったことでそれも加味して予算を計上させていただいております。以上です。
7 番議員	職員の長期に亘る研修の場合には 1 日日当とか幾らとか決まっているわけですがけれども、それらを換算されてこの中で職員の派遣の旅費はどれくらいそれから費用弁償的なことも含め、それから職員の研修旅費と合わせて 1,693 千円ですがけれども、派遣職員の分だけだとどれくらいですか。分らなければまた後でいいですがけれども。
総務課長	大雑把で申し訳ございませんけれども派遣職員の分だけでおおよそ 1,050 千円、残りが一般職員の研修費ということで考えております。
2 番議員	今の段の下の方に総合戦略策定業務委託料、それから第 6 次長期振興計画策定計画委託料がありますけれども、まず戦略業務策定委託料というのはどういう中身の作業をどういったところに委託する予定なのかお聞かせ下さい。
総務課長	これにつきましては委託先はまだ決定しておりません。総合戦略についてこの第 6 次長期振興計画と併せて計画を立てていくものでございます。
2 番議員	ということは 1,500 千円、2,000 千円は一体の事業として捉えてよろしいのでしょうか。
総務課長	かなりダブってくる部分があると思いますので、ただ必ずしも一体になるかといえははっきりと今申し上げられませんのでよろしく願いいたします。

2 番議員	私もちょっとはつきりどこでどう線が引かれるのか分らないですけれども、何か同じような作業をするように見受けられるんですけれども、もう一度どんな線の引き方ができるのか教えていただけませんか。
総務課長	中身そのものは先程も申し上げましたがダブルと言いますか町が進んでいく方向を示す計画ですのでダブルと言いますか同じような内容になると思います。ただ総合戦略というのはこれを策定しないと地方創生の交付金これの対象になりませんので、交付金をいただくための計画書をまた別に作るということでございますのでご理解をお願いいたします。
議 長	37ページ 5目 地域振興費
11 番議員	チャレンジ支援金についてお伺いいたします。昨日の副町長の説明の時には時間の都合もあり早く進んでしまいましたけれども、その中で要綱があるわけですけれども、おそらくいろんなことが採用されるのではないかとというように私は受け取ったんですけれども、これ中を見させていただけますと人件費だとかそういったものは当然含まないというように書かれていると思いますが、もしこの中で本当に素晴らしい計画が出てくればうれしいなと期待しているところでありますが、これやること自体によっては殆どが人件費みたいなことになってくる場合もあるかと思いますがその辺はどのように考えているのでしょうか。
総務課長	基本的に人件費は対象としないということですので人件費以外のものを対象にしていきたい。例えば先般も相談があったのですが果樹の里を作りたいとある集落で。その場合対象になるかという話がございまして「苗木を買って皆さんで遊休荒廃地を減らすために苗木を買って植えるということであればいいんじゃないですか。対象になる可能性がありますよ」という話をさせていただきました。「ただその中で人件費、人力の分ですね、それは当然対象にはなりませんよ」と。苗木を買うだとか、肥料を買うとかそういう部分についてはいいかもしれないですけれども、審査会を開いてみなければはつきりしたことは言えませんけれども、そういったかたちのもので考えていただければ具体的かなと思いますのでよろしく願いいたします。
議 長	6目 積立金
10 番議員	38ページ 7目 総合センター運営費
	総合センターの話で下の説明のところに総務企画で担当と書きながら管理運営は社会福祉協議会で行うという説明があるんですが、社会福祉協議会は定款を変えてこういった仕事もするのかとそこら辺は如何

	でしょうか。
やすらぎ 園 所 長	今、井出議員おっしゃるとおりでございまして社協が運営する場合は当然定款の変更が必要になってまいります。これにつきましては3月28日の予定ですが理事会、評議員会を開催しますのでその中で定款の変更を行っていくということで今準備を進めているところでございます。
10 番 議 員	28日に社協の理事会計画されているということでそこで説明したいということですがけれども、問題は社協がそういった仕事を定款を変えてやるとなれば予算はどうなるのかという点を伺っておきたいと思えます。
やすらぎ 園 所 長	予算措置につきましては町と管理委託契約を今審議していただいているところでございますが、結んで町から委託料を頂くというかたちでございまして、予算措置上では社協から町に経費の負担行為をしているわけですが、その中で相殺というかたちで今こちらの方の予算措置はしているところでございます。
10 番 議 員	あんまり突っ込んだ議論したくないんですが、新しくやる仕事だからあんまり相殺ということではなくてやっぱり町からの委託でやっている仕事が社協は多いわけですよ。ですから一つ一つ明確にやはりこれはこれ、これはこれというかたちにした方が理事会での説明でも安心できるのではないかと思います。如何でしょうか。
やすらぎ 園 所 長	井出議員理事という立場でそういうご発言いただいておりますが、今、現状の予算措置上では使用料というかたちでは町からの負担金というかたちでは予算計上していないということで、社協から町への相殺といかたちで予算措置しているというのが現状でございましてそういうことをお願いしたいと思います。
2 番 議 員	今の社会福祉協議会の委託というか行うにあたって、この間社会福祉協議会でも現場スタッフの募集をしたりしておりますが中々人材が確保できないように伺っております。そういう中で新たに新しい業務が入ってくると益々その現場スタッフの作業が増えるんじゃないかと思えますので、今、井出議員も提案しましたけれども、私もしっかり新しい事業でやる時には新しい枠組みで事業を立て直ししてその年寄りの現場のサービスに配慮できるような態勢で進めていったらどうかと思えますがそこら辺は如何でしょうか。
やすらぎ 園 所 長	渡辺議員さんにおかれましては社協の理事という立場でいろいろご協力いただいているところでございますが、いずれこちらの管理といえますかご存じのとおり総合センターにつきましては、楽集館が平成27

	<p>年に開所以来正直申し上げまして利用頻度等は以前に比べては少なくなっているというのが現状でございます。それに立地的に社会福祉協議会が同じ敷地内で目と鼻の先にあるという中での効率的という表現も何ですが、利用者の皆さんに利便性を高めるためには社会福祉協議会で業務を受けるのは利用の管理それに伴う使用料の管理というかたちになろうかと思いますが、そういうことにある程度限定という中での業務ということで、おっしゃるとおり社会福祉協議会も人数的には限られているわけですが、昨今も職員の補充等進めていく中でまた社会福祉協議会の運営に支障がないかたちで進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>39 ページ 2 項 徴税費 1 目 税務総務費 40 ページ 2 目 賦課徴収費 41 ページ 3 項 戸籍住民登録費 42 ページ 4 項 選挙費 43 ページ 4 項 選挙費続き 44 ページ 5 項 統計調査費 6 項 監査費 45 ページ 負担金等交付団体の概要</p>
7 番議員	<p>45 ページ以前に戻ってしまい申し訳ないんですけど、先般楽集館で明治大学の学生の発表会があり聞いてきてアドバイスも受けたわけですが、明治大学の学生というのは全部自費で来て明治大学の学生、町費の負担というものは一切ないわけですか。</p>
総務課長	<p>細かい数字までは把握しておりませんが、町の方からも若干経費を負担しておりますのでまた後程細かい数字についてはご報告したいと思います。</p>
議 長	<p>46 ページ 3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費 47 ページ 1 目 社会福祉総務費続き</p>
10 番議員	<p>中段でその他福祉費の中でこの間ずっと議論がありました多子世帯支援事業ということで一般会計の方でやられるということで、国保、建設国保それから医師国保という皆さんの均等割に対する 18 歳以下 3 人目を町で応援する事業という認識していますけれども、ここで伺いたいのは国保は 4 方式と言いまして、所得と固定資産それから均等割、平等割というかたちで課税をしているわけですが、建設国保と医師国保組合はどのような課税の仕方をしているのかという点を教えていただきたいのですけれども。</p>
町民課長	<p>まず建設国保でございます。これは 1 人当たりが 44,400 円ということ</p>

	<p>で申し上げてあります。これは建設国保の場合所得割、均等割等の概念がないということでございまして、減額される家族、学生さんとかそういうことになりますけれどもその人達のひと月あたりの保険料これが医療分と支援金分ということで月に 3,700 円になりましてその 12ヶ月分ということで44,400円という数字で補助対象が7名ということでございます。医師国保につきましては世帯員の方の均等割額というものがございまして、これが 10,500 円、月 10,500 円の 12ヶ月分で126,000円という単価になりまして対象者は1人ということで見込んでおります。</p>
10 番議員	<p>課長、私が伺ったのとちょっと違う答弁ですけど、問題は建設国保も医師国保も所得割というものが無いんですよ。ですからどんなに儲かったって保険料は同じ訳。やっぱりそういう中で例えばこの間資料で出してもらった 8 ページを見てもらえれば分るとおり国民健康保険は町長あの低所得の方に対しては 7 割とか 5 割とかという減額があるし、国保の中での高額の方々は限度額があってそれ以上は税金が増えないというシステムの中で、この支援事業そのものも減免になった皆さんには減免分を差し引いた残り。それから限度額を超えた皆さんは対象にならないという制度なんですよ。国保の方々に対しては。ですけども建設国保や医師国保はどんなに儲かったって所得割がないから税金が変わらない訳ですよ。私調べてみたら医師国保の方々の平均所得は 25,000 千円だそうです。小海町は 10,000 千円所得のある方は限度額をほとんど超えてこの支援事業の対象にならない訳ですよ。私はそういった意味では町民の中で平等を貫くためにやるという点では私は反対はしませんけれども、こういった中身の制度の違いの中で片や10,000千円を超えると支援の対象にならないけれども片や平均所得ですよ。25,000千円といわれるこの医師国保の方々は同じ訳。でもこういう方は対象になるという訳ですよ。私はこれこそちょっと不平等で制度設計にはあまりにもお粗末ではないかというふうに思いますので、是非検討をして見直しをしていただきたいと思っておりますけれども如何でしょうか。</p>
町民課長	<p>医師国保の限度額ということはおっしゃるとおりだと思いますので、内容について検討をしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>48 ページ 2 目 老人福祉費</p>
7 番議員	<p>通所介護施設移転改修費補助 7,500 千円ということですけども、この事業者の移転改修の総事業費はどのくらいでしょうか。</p>

町民課長	改装工事補助費ということでここにありますが 7,500 千円が予算額でございます。以上です。
7 番議員	これは確かねむの木とお聞きしたんですけれど、場所は同じ所で改装するから全て全額、町と県の補助があるからということでこれはあれですか、介護施設の経営者の自己負担というものは一切なしということですか。
町民課長	この場所につきましては近所ですけれどもも移転をいたします。金額につきましては町と県の負担で行うとこととでございます。
7 番議員	そうすると近くに移転するという事で移転の費用というか移転の土地代ということが個人負担というか事業主負担で改装ということになってくると移転となると新築になるかと思うんですが、それについては全て町と県の補助でみると、そういうふうに解釈していいですか。
町民課長	施設改修ということで移転改修ということになりますけれど、改修費及び土地の借上げの分の入ってくると思しますので、すみません。詳細の内容につきましてはまたご報告したいと思います。
10 番議員	今の話を伺いますと事業費の 100%を県と町で出すということとありますが、相手は介護施設とは言え民間であります。そういった点では町が補助金を出すという要綱があると思しますので、要綱も含めて提出をお願いしたいと思います。
町民課長	提出したいと思います。よろしく願いいたします。
議 長	49 ページ 3 目 やすらぎ園運営費 50 ページ 4 目 心身障害者福祉費
9 番議員	地域活動支援センター運営費ということで加工施設等設計委託料と加工施設工事費ということで今回載っていますが、説明の中で北牧楽集館を使ってひまわりの加工施設にしたいという話をお聞きしましたが、以前直売所の加工所の関係で北牧楽集館の使っていない所をぜひ使わせて下さいという話の中では目的外使用になるということで駄目だということとをずっと伺っていました。その辺の関係はどうなるのかをお願いします。
町民課長	この施設につきましては食品加工施設、今の調理配膳室の一部ということになります。目的としましては仕切りがちゃんと出来ていればそこで申請して加工施設として使えるというふうに理解しております。
9 番議員	少し以前の説明とは違っているような気がします。私はひまわりさん

	<p>が加工施設を使いづらいという状況にあるということは知っていますのでこの事自体は反対はしませんが、活動支援センターがこれをやるということは少しおかしいのではないかと思います。例えば楽集館の方でやって楽集館が貸出すというようなことは考えなかったのかどうかその辺をお願いします。</p>
町民課長	<p>この事業につきましては食品衛生法に適用した飲食物の提供販売等も含めまして就労移行サービスを提供する中で、ひまわりの工賃収入を上げるための施策ということもございますので、楽集館の方で行う事業とは一線を画していると理解しております。</p>
10 番議員	<p>楽集館を直すというところはこの予算書では全然見えないのですがどういうふうに理解したらいいのかと思います。</p>
町民課長	<p>楽集館の今の調理配膳室ということでございます。3分の2ほどは今調理室として使われておりまして西側の部分が今全然使われていないという状況でありまして、そこを利用させていただいて加工施設に修繕をして惣菜、乳製品、お菓子等の加工をしたいというのが事業の内容でございます。</p>
10 番議員	<p>私が聞いたのは楽集館にこの施設を作るというのはこの予算書ではどこにも見えないということを言ってる訳です。ですから例えばやるにしても楽集館を直しにしても予算書を見ればそういうふうに分るようにしていただかないとこれを読むと地域活動支援センターを私は直すというふうに理解する訳ですよ。ですから是非そこら辺は誰が見ても分るような予算書の作り方をさせていただくと。それから楽集館だってある意味用途変更という形になるんじゃないんですか。そういう点からすればやはりそういったものだってきちんと資料を出していただいてこういう形にしたいからそこを直しという形に私はやるべきではないかと思いますが如何でしょうか。</p>
町民課長	<p>予算書の説明ですと本当に分りませんで申し訳ありません。加工施設と相談支援所の設置工事は場所が違うということになりまして、加工施設については楽集館の一部、相談支援所の設置工事これは現在のひまわりのところの施設改修という内容になっておりますので、分りやすいようにここら辺資料を作成して提出したいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>50 ページまでとしここで午後 1 時まで休憩とします。なお、12 時 40 分から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しますので、委員会室にお集まりください。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 12 時 00 分)</p>

議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 先程、12時40分から議会運営委員及び各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。 議会運営委員長 篠原義従 君
議会運営委員長	ご報告いたします。 議会運営委員および各常任委員長による合同会議の結果、現地視察場所が決定しました。視察場所につきましては一般質問終了にご報告いたします。以上でございます。
議長	51ページ 5目 あゆみ園運営費 52ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費 53ページ 2目 児童措置費 54ページ 3目 児童館運営費 55ページ 4目 結婚推進・子育て支援費 56ページ 負担金等交付団体の概要 57ページ 4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目保健衛生総務費 58ページ 2目 予防費 59ページ 2目 予防費続き 60ページ 2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生総務費 61ページ 2目 塵芥処理費 62ページ 3目 し尿下水処理費 63ページ 4目 住宅管理費
2番議員	町営住宅と特定公共賃貸住宅、その他住宅と3分野ありますけれど違いを教えてくださいの1点、それから現在入居の状態がどの程度までいっているのか、その2点を教えてください。
町民課長	町営住宅につきましては低所得者向けの住宅になります。特定公共賃貸住宅につきましては低所得者向けということではなくて一般の住宅になります。その他住宅と申しますのは町営住宅にも特賃にも関わってこない住宅という分け方になります。入居状況につきましてはほぼ全部埋まっている状態でございます。
2番議員	低所得者用と一般住宅用とそれ以外というのはどういった者が入る住宅なのでしょうか。
町民課長	すみません。特定公共賃貸とその他住宅につきましては建てた時の根拠が違うということになるかと思います。
10番議員	毎年芳の窪団地の害虫駆除ということで年2回ということで予算載るんですけども、その害虫駆除ずっとされているんですけどもその中でどのような状況なのかという点を伺いたいと思います。

町民課長	これにつきましては毎年予算をお願いして年 2 回ということで駆除を実施しておりますが、効果が上がっていないのが実情でございます。
10 番議員	是非効果が上がってなければどうするかということをお私達としても伺いたいわけですが、聞いた話でありますけれども芳の窪 3 棟ありまして最初に入って行って一番奥のところは害虫の巣になっているという話を伺いました。あそこに住んでおられた方が一番団地の入口側が空いたのでそちらに引っ越したというような状況を伺っているんですけれども、その話は確かかということと併せてだったらどうするんだということをお私は考えていく必要があるのではないかと思いますけれども如何でしょうか。
町民課長	詳しくは承知しておりませんので、また詳しいことにつきまして後ほど説明させていただきます。
議 長	6 4 ページ 5 目 町営バス運行管理費
7 番議員	維持関係費で交通政策審議会委員報酬が昨年までは 9 名でやってたのが今度は 20 名に増やして 4 回と理解しているんですけれど、これは前から交通体系等を見直していくための委員会でしょうか。
町民課長	そのとおりでございまして今までの町営バス審議会は条例上 15 名の定員でございましたけれども、実際に来ていただいていたのは 12 名でございました。今回新しく交通政策審議会ということで人員を 20 名に増やさせてもらっています。回数につきましても町営バスのダイヤ改正も含めまして 4 回実施をしてまいりたいという内容でございまして。
7 番議員	ちょっと私も記憶が定かではないんですけれど、この部分についてはまた交通政策審議会条例とかは既に出されておりました。その辺のところの説明をお願いいたします。
町民課長	12 月に出しております。
9 番議員	今の交通政策審議会の関係ですが、これまでのバスの審議会ではなく町全体の交通政策ということでこれから話し合われるということだったと思うんですが、この町営バスの関係でのこういった予算というか中身でいいのかどうかそういうことが話し合われたかお願いします。
町民課長	町営バス審議会という町営バスに限らずに全体的な将来的な交通政策ということでやりますので町営バスを含んだ中で拡大といいますか広く交通政策の審議をしていただきたいということでございまして。
9 番議員	今、町民課長言われたように町全体の交通政策、将来的に亙ってということなので私は今までとおりの町営バスの中での話ではないような気がするんですけれど、その辺何となく総務なのかなとそのように思

	ってしまうんですけれどもどうでしょうか。
町民課長	中身的にはそういう内容も絡んでくるかと思いますが、今年のところは町営バスからの流れということもありますので、バスの管理費の方で報酬の方は載せさせていただいております。今後は検討も必要かと思えます。
議長	65ページ 負担金等交付団体の概要 66ページ 5款 農林水産費 1項 農業費 1目 農業委員会費 負担金等交付団体の概要 67ページ 2目 農業振興費 68ページ 2目 農業振興費続き 負担金等交付団体の概要
7番議員	特産品関係のところコンバインの維持費が200千円とそれから蕎麦、鞍掛豆のコンバインを5,700千円で買い替えるということでありまして、今後これはコンバインを2台でやっていくという解釈でよろしいですか。
産業建設課長	新規にコンバインを1台お願いしてございますのは5,700千円。8年経過して新しいものというものでございます。また新しいものを買ったといたしましてもオイル交換だとか維持費というものがございまして、そちらの方の維持費ということでございます。
議長	69ページ 3目 畜産振興費 負担金等交付団体の概要 70ページ 4目 農地費 71ページ 5目 山村振興事業費
2番議員	指定管理料というのが加工所に出ておりますけれども、これは今年度の経営の収支実態というものをいずれ明らかにさせていただくことは出来るのでしょうか。
産業建設課長	現在まだ年度途中ということで直売所の収支につきましては現在1月末時点ということで集計しております。また年度が終わりまして正式に結果等まとめましてご報告するというかたちになるかと思えます。
2番議員	そうしますと10,892千円というのが変わる可能性はあるのでしょうか。
産業建設課長	現在指定管理にお願いする時に立てた計画に基づきました金額を載せてございますので、最終的には若干変更は生ずる可能性は十分にあると思えます。

議 長	すみませんけれどもこの指定管理料の件について産業建設課長が答えてますけれども、指定管理後も産業建設課で扱ってるんですか。
産業建設課 長	すみません。10月1日以降指定管理者の方にお問い合わせしたわけですが、それ以前農業振興ということで農政係の方で対応しておりましたので私の方で答弁させていただいたということでございます。
議 長	72ページ 2項 林業費 1目 林業振興費
12番議員	林業振興費の中で内容のところの最後のところに林政アドバイザー負担金4,000千円とあるんですけど、昨日の説明では特別交付税で70%、残りは森林税でみていただけるということでしたが、特別交付税の内容というのは中々分りづらくて本当にそれがどういう形に入っているのかということもありますし、残りは森林税でみてもらいたいと言われたんですけど、この4,000千円全額をそういった町の持ち出しがなくて出来るんだというそういう明確な担保というものはありますか。
総務課長	特交につきましては申請時に全て積算根拠を出しておきまして、来た金額と突合はできますので、特交だから内容が不明確だということはないと思いますので、それはまたお示し出来る時にお示ししたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
12番議員	そうしますと100%みていただけるということですが、その中であくまで派遣の負担金ということで町の持ち出しは無しと考えていいわけですか。社会保険等の人件費が発生することは無いと考えてよろしいでしょうか。
総務課長	身分は森林組合の職員を受け入れるということですので保険だとかそういったものは全て森林組合の方で措置をしていただくこととなりますので、町は4,000千円を森林組合の方に出すだけということでございます。
12番議員	派遣を受けていただいた職員が町の中で林業振興を推進していくということですが具体的にその業務、こういったことをやってもらいたい、こういった森林が対象になってとか業務量的な見通しはどのようになっていますか。
総務課長	これにつきましては新たな森林管理システムの構築ということで不在地主ですとか手の入っていない山林が放置されてそれが全国的に問題になっているということで、その森林を町が代わって管理が出来るような体制をとって町がそれを意欲のある林業経営者、森林組合も含めて個人の林業経営者もおられますけれども、その皆さんに整備を委託することができて、その整備をした時に、例えば間伐して収益があった

	<p>り皆伐して収益があった、そういった時には経費を差引いたものを町を通して森林所有者の方に戻していくという事業を今後国が森林環境税を使って、森林環境税国民一人当たり 1,000 円を集めてそういった事業を始めたいということで、議員の皆さんも視察にお出でになったかと思うんですが、西栗倉村で行われていたシステムを林野庁が先進的な取り組みだということでそのモデルをそっくり国もモデルにして始める事業であります。</p>
2 番議員	<p>ここに地域おこし協力隊関係費が出ておりますけれども、多分これ平田さんが森林組合に行っているわけですがけれども、彼は任期 6 月 30 日までと書いてありまして、この費用は 6 月末までに全部使うという費用なんですか。これに更に先行く活動費として先ほどの 1,000 千円という費用、起業支援する費用ですがけれどもその事業が加算されるということでよろしいのでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>平田隊員の 6 月 30 日までの任期までの経費をここでは見込んでおります。それから先程言われましたように起業支援金の 1,000 千円につきましては、こことは別だということで理解をいただきたいと思っております。</p>
2 番議員	<p>そうしますと例えばですがけれども細かいようなこと申し上げて失礼なんですけれども、例えば研修旅費というのが 70 千円入っておりますけれども 4・5・6 の 3 ヶ月間で何処かに研修に行かれるということなんですか。</p>
産業建設課長	<p>これから小海の方で生活されるということでそういった意味におきまして、いろんな資格を取得しながら生活の糧にしたいということで資格取得するための研修旅費が含まれているということでございます。</p>
	<p>73 ページ 2 目 県有林受託事業費 3 目 林道費 負担金等交付団体の概要 74 ページ 6 款 商工費のうち 1 目 商工業振興費 負担金等交付団体の概要</p>
9 番議員	<p>商工振興関係で雇用促進定住事業ということで下の説明欄にありますが、就職等により町内に定住するものとありますが実績の関係でどういふ人が定住しているかお願いします。</p>
産業建設課長	<p>町外の方が小海の企業に就職している場合に小海に来ていただいている場合もでございます。それから小海出身で都会で働いていたけれどもこちらに来て家業を継ぐというものも含まれております。後いろんなケースがあるかと思っておりますけれどもそういった方を中心に行っているというものでございます。</p>

9 番議員	Uターンが何%くらいかというのは分りますか。
産業建設課長	細かい数字につきましては持ち合わせがございませんのでまた予算委員会の時にお話させていただきます。
議長	75 ページ 2 目 観光費 76 ページ 2 目 観光費続き
7 番議員	観光宣伝共同事業関係で大洗町交流事業で 320 千円予算計上されておりますけれど、これは主にどんなことをしているのか。それから私監査委員も務めさせていただいているんですけども、去年のを見ますと大洗町に行った事業費の関係も出ていますが、それはどこの予算から出ているのか。それからもう一つ自治体の予算は総計予算主義を執っておりまして大洗町に行つて物品を販売したりしたものがこの予算計上にされていない中で、町と直接小売店のところでやり取りをしているようなケースがあるんですが、これはこれからもそういうかたちで進めていくわけですか。
産業建設課長	大洗町の交流事業につきましては 11 月に行なわれております、あんこう祭の交流事業費の旅費ということでございます。今、篠原議員さんおっしゃられましたように町の特産品等を調達しまして大洗の方に販売したり試食したりというようなことを行なっておりますけれども、先日監査委員の方からご指導もいただいておりますので分りやすく会計処理をしたいと考えております。
7 番議員	儲かる儲からないは別としても小海町特産品の PR も兼ねていくわけですから小海町からの特産品を持ってい行つて販売したりする時にはこれはあくまで予算に計上してそれで町の方から業者から買って売つてというようなかたちのものに是非これは執っていくべきだと思います。なんか一見みたところその時の特産品の販売だけが特別会計扱いみたいなことは私はやっぱり総計予算主義に則つてもこれは間違っているんじゃないかと思つたのでその辺を是非検討して改善していただきたいと思つた。
5 番議員	一つ一般観光振興関係で白駒の池遊歩道整備ということですが、この中身はどのような事をやるのでしょうか。
産業建設課長	白駒の池、実際池の周りですけれども割合ぬかっているところもございまして、そういったところに木道を設置するという内容でございます。
5 番議員	私もですね白駒の池は回つては見てまして湿地とかあるわけですが、それと同時に看板の整備は考えていますか。

産業建設課長	議員もご理解のとおり白駒の池につきましては佐久穂町、小海町共有と言いましょか共同の町村にあるということでございますので案内看板につきましても佐久穂町との情報も共有しながら現在取組んでいる状況でございます。また何処にどういった看板が必要だといことがありましたらまたご提案頂ければと思いますけれども、そういったことで佐久穂町と情報を共有しながら看板設置も行なっているというものでございます。
7番議員	各種イベント関係ということでこれがそこに入るのかどうなのか分かりませんが、確か今年の6月の夏至祭には全国のノルディックウォーキングですか大会を当町で行うと伺っておりますけれども、その関係の予算とか経費とかというものは一切町の負担は無いということですか。もしそうではなくてこの予算に載っているものですかというならば何処の予算に載っているか教えていただきたいと思います。
産業建設課長	上段の右のところに紅葉ウォーク 1,700 千円というものがお願いしてございますが、大変申し訳ございません。こちらが夏至祭ということでお詫びと訂正をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
7番議員	ノルディックウォーキングがどの程度の規模になるか知りませんが、確か紅葉ウォークも補正で増額している訳であって昨年の紅葉ウォークがいくらになったか補正後の数字が分からないんですけれども、この1,700千円で全部足りると解釈していいわけですか。まだそうじゃなくてもし落ちがあるならばそれはそれでノルディックウォークの分なら分で補正というかたちで、今の解釈でいくと1,700千円の中に全て、紅葉というからこれは秋やるものであろうし、それからノルディックは夏至祭ということで我々は聞いているわけですから、時期もずれててこの1,700千円で全て賄えると解釈してよろしい訳ですか。
産業建設課長	紅葉ウォークにつきましては昨年と言いましょか30年度につきましては星祭と一緒に2日間に亘ってですけれども行ったということでございます。星と自然のフェスタは今年も開催する予定でございますが、この紅葉ウォークというものを夏至祭のかかる経費ということでお願ひしたいと思ひます。
7番議員	別にこれで何が何でもやれって言っているわけじゃないからね。ノルディックウォーキングというのは町長トップセールスで行って来てそれで6月に大々的に小海にも1,000人というのはオーバーかもしれないけれども、それだけの人がこの時期に来るということは小海にとって素晴らしいPRになるわけですから、それでこのところに載って

	<p>なかったので私は尋ねただけであって、何が何でも星のフェスタということを知っているんじゃないからその辺のところを実際によく精査して後でどうだこうだとか言い訳しないようにしてよくその辺のところ詰め直しして下さい。町長巷では旅費も増えているんじゃないか、交際費も増えているんじゃないかと悪く解釈している人もいます訳で、せっかくトップセールスで取ってきてこれだけの事業をやるのだったらそれはどんどん遠慮なく予算だってちゃんとやっておくと。もし付け落としだとしたらそれはそれで後日やるような方向で、何も紅葉ウォーク 1,700 千円、これも去年は補正している訳ですからね。その辺を十分検討してやっていただきたいと思いますが産業建設課長どうですか。</p>
産業建設課長	<p>最大と言いますか大変大きなイベントになりますので精一杯努力して取組んで行きたいと思えます。よろしく願いいたします。</p>
5 番議員	<p>各種負担金ということで小海線沿線活性化協議会の話ですけれど、今どのような事を行っているのでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>取組みですけれども沿線の市町村それから地域振興局それから佐久広域連合等の会員の中で運営をPRしたりグッズの販売パンフレット等作成しているというものになります。</p>
議長	<p>77 ページ 負担金等交付団体の概要 3 目 国際交流センター運営費 78 ページ 4 目 松原湖高原観光交流センター運営費 79 ページ 4 目 松原湖高原観光交流センター運営費続き 80 ページ 4 目 松原湖高原観光交流センター運営費続き 負担金等交付団体の概要 81 ページ 7 款 土木費 1 項 土木管理費 1 目 土木総務費 負担金等交付団体の概要 82 ページ 2 項 道路橋梁費 1 目 道路維持費 83 ページ 2 目 道路改良舗装費 84 ページ 3 項 都市計画費 85 ページ 8 款 消防費のうち 1 目 非常備消防費 86 ページ 2 目 常備消防費 負担金等交付団体の概要 87 ページ 9 款 教育費 1 項 教育総務費 1 目 教育委員会費 88 ページ 2 目 事務局費</p>
7 番議員	<p>大学等進学支援金 40 人 12,000 千円についてお尋ねします。先般頂きました資料を見ますと小海町大学等支援金支給事業とありまして大学</p>

	<p>等へ進学した者、対象者は大学等へ進学した者と、大学等入学時において父母等が小海町に居住し以降も居住する意志があるものと要綱の中では謳っておりますけれども、この要綱の第3条の「この要綱による支援金の支給の対象となる者は、大学等に進学時において進学する者の父母等が町内に居住し、以降も居住を継続する意志があるもの」と定めておりますが、以降も居住を継続する意志があるというのは誰の事を指しているのですか。</p>
教育次長	<p>大学等進学支援金交付要綱の第3条につきまして父母等が居住している者に対して交付をするということですので、以降も父母等が町内に居住する意志がある者ということですのであります。子供さんにつきましてはいろいろな学校に行かれるということですので当然町を離れてしまうということですのでありますから、父母等を定義においたという意味合いです。よろしくお願いいたします。</p>
7番議員	<p>そうするとその横のところに書いてある対象は大学等へ進学した者とこの3条との絡みはどのようになるのですか。</p>
教育次長	<p>対象者はあくまでも子供さんでありまして大学へ進学した者であります。そしてその定義としましては交付の対象になるものとしましては父母等が小海へ居住している者という解釈をしていただきたいと思っております。</p>
7番議員	<p>そうすると第1の目的のところ「進学時における家庭の経済的負担を軽減するために将来見地からの人材育成に寄与することを目的とする」とあるのは直接は小海町には貢献しなくても広い観点からみて人材の育成という解釈でよろしい訳ですか。</p>
教育次長	<p>おっしゃられるとおりでありまして、家庭の経済的な負担を軽減するということともう一つは将来的見地から大学等で研鑽を積み重ねてその暁に小海町に戻って来られてまた活躍されるということも一つの希望として盛り込んであるものでございます。よろしくお願いいたします。</p>
7番議員	<p>そうすると親が対象で子供は関係なくてこの人達がいった場合にそうすると今度74ページの雇用促進定住事業ということでいった場合にはこの方たちが東京なら東京に住所を移した場合小海に戻ってくると支援金は支援で出し、なお且つこの雇用促進定住事業の対象となると解釈していい訳ですか。</p>
教育次長	<p>雇用促進定住事業につきましては小海町から出られた方もそうですし、高卒で働き始めた方もそうですが対象になるということですのであります。そういう中でこの大学等へ進学した場合の支援金についてはまた別口でありまして、大学等へ進学した時に対象になるという解釈でお</p>

	願いたいと思います。
議 長	3 問過ぎております。
7 番議員	以降も居住する意志があるということですのでけれども、これはどのように確認して万が一離れた場合にはこれはどうするのかと。それとよくものを町で補助する場合にはダブル補助というのは今まであまり聞くようなことがないんですけれど、これは例外として将来の小海町の人口増ということを含んで拡大解釈すればよろしいのですか。
教 育 長	以降も居住を継続する意志があるものという点につきましてはこの申請をいただくときに口頭であってもご確認をさせていただくと、「すぐにお父さん、お母さん転出されませんよね」という意味合いになります。それから補助金のダブルの支給ということでもありますけれども、進学等というものについてはまるっきり別のものがございます。もう一つ重なりそうなのが今おっしゃられた雇用定住の補助金と奨学金の支援の補助金そこは重なる可能性はございますけれども、そこは本人さん選択でもって奨学金といっても例えば町の奨学金は年に 300 千円返すというのは決まっていますが、学生支援機構ですとそこまで返さないで 100 千円ちょっとというケースがございます。そういった場合には雇用定住の対象になるのであればPマネーひと月 10,000 円で 120 千円、年間最高 5 年貰った後に今度は奨学金の支援制度の補助金、学生機構の補助金ですと 10 年の償還期間が基本となっておりますので、後の 10 年はそれを使えと、補助対象の方がなるべく広がって利用してもらいたい、小海に住所をおいてもらいたいという観点から動いた制度でございますので、この入学支援金とは別の解釈をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。
議 長	今後質疑は 3 回にまとめていただきますようお願いいたします。 89 ページ 2 項 小海小学校費 1 目 学校管理費
9 番議員	すみません、88 ページに戻って、事務局費で特別支援学校通学費補助ということで新たな補助だと思っておりますが、説明をお願いします。
教 育 長	この補助金につきましては既に高校に進学されているお子さんについては定期代 3 分の 1 補助というものがございます。ところが就学のために小諸の養護学校に通われる際の送り迎え等、当然お父さんお母さんが自家用車でされるというケースについては町の方でこれまで支援する制度が今までなかったわけがございます。そうした時にここは何かしなくちゃいけないという課題でもありましたので、具体的には佐久穂町にバスが迎えに来るとい程度になりますので佐久穂町まで

	<p>の自家用車の往復代の相当分ぐらいは何とかできないかと。試算したところが佐久穂町までの往復 1 km 当り 40 円程度を加味しまして年間トータル 210 日くらい登校日がある中で、そこを計算しましておおよそ年間で 168 千円くらいにはなると計算をしました。自動車賃ということで親御さんが負担しますけれども、そうした中でその 3 分の 1 相当定期代と同じ補助の率ですけれども 3 分の 1 相当の 56,000 円をみていきましょうということで、ここでは予算 4 人ということで見積もらさせていただいております。私前から町民課長時代からそういったお子さんをお持ちの父兄の方に「何とかならないですか」ということを聞いていたので町長も変わり理解も町長が示してくれたのでこういった計上になりました。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>90 ページ 小海小学校修繕計画 91 ページ 2 目 教育振興費</p>
5 番議員	<p>右の一番下にあります遠距離通学補助ということで 43 人ということですがこの範囲は小学校、中学ですか。何処までかということ。</p>
教 育 長	<p>これにつきましては小学校のケースですと学校から 4 km 以上ということになります。実際に支出科目で計上して支出するかたちにはなりますけれども、実際にそのお子さんに私というものではありません。遠距離通学費というものが特別交付税の算定項目になっている中で特別交付税を町側が申請する際に、予算書の写しというものの添付が義務づけられていると。ここで言いますと 4 km 以上でございますからギリギリ八那池から上と親沢、川平の子供達は対象になるんですけれども、そういった子供達を人数をカウントして特別交付税ですので申請をすると。その際に予算書の写しを付けて特別交付税をいただくんですが、事実上はそのお子さん達は町営バスで無料で登校してくるということがございますので、その町営バスの経費にあたっているという理解をしていただいても構わないです。小学校が 43 人 1,032 千円ございます。それから 88 ページに中学生分として 432 千円ございます。ここで支出をしまして受入れですけれども諸収入になります。説明資料ですと 27 ページをご覧ください。教育委員会関係の雑入ということで遠距離通学者負担金収入 1,464 千円、ここの二つの数字を足した金額がそのまま入ってくるという仕組みです。なおこれは県の方の指導により「こういう方法で構わないので予算化をして下さい」という話になっております。中学校の場合は 4 km ではなく 6 km 以上ということになります。支出をしてそれをもって収入にしますけれどもその行為をしないと特別交付税上認められないという理由によりものです。よろしく願い</p>

	いたします。
議 長	92 ページ 3 項 社会教育費 1 目 社会教育総務費
10 番議員	文化財の関係で町文化財本間十二社修繕補助ということでありませ けれど、本間十二社が文化財ということですのでけれどもこれはいつ頃な ったかという点を伺いたいのと、何を修繕するのかということ伺いた いと思います。
教育次長	文化財の保護修繕事業であります。文化財保護条例の第 10 条によりま して補助金を交付するというものです。主な修繕の内容でございますが、 屋根の吹替えを予定しております。こけら葺きの屋根を修繕する ということで面積はあまり広くはないんですが非常に技術屋さんが乏 しいということで費用が嵩むというような状況でございます。文化財 の指定につきましては 48 年の 9 月 26 日に町の文化財として指定した 経過がございます。
議 長	93 ページ 2 目 公民館費
2 番議員	私は比較的図書館を利用させていただきまして気持ちよく使わせてい ただいて有難く思っております。ただ空いている分だけ利用率が果た して本当に実際にどのくらいあるのかなあと疑問に思いましてお尋ね したいんですけれども、現状の図書室の利用、カードの発行枚数だど か利用者が述べ年間どのくらいいるのかデータ的に把握されておら れれば今ではなくて結構ですけれども教えていただければと思いま す。
教育次長	楽集館の利用状況でございます。図書カードの登録者につきましては 現在 1,878 人という数字を把握しております。そして入館者でありま すが、平成 30 年度今の段階で 33,600 人ほどが利用をしています。ち なみに 29 年度は 39,000 人ほどが利用しているという状況であります。 その他本の貸出数については 2 月までで 15,500 冊ほどご利用をされ ているという状況であります。
2 番議員	分りました。あと移動図書も確かやっておられると思うんですけれど も、その利活用の実態の方は把握されておられるのでしょうか。
教育次長	移動図書につきましては利用者についてはあまり多くないということ は把握してございます。どこの地区で何冊ということまでは把握して おりませんが、そういう実態であります。ただ利用が多少でもあれば 先程の買物の弱者ではありませんけれども、本を読みたい人が読みた い本を注文ではないですが何か伺って届けるというような部分に届い ているかなあこんな感じを受けております。以上です。

<p>議 長</p>	<p>94 ページ 3目 美術館運営費 95 ページ 4目 音楽堂運営費 96 ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育総務費 97 ページ 2目 小海小学校給食費 98 ページ 3目 スケートセンター運営費 99 ページ 負担金等交付団体の概要 100 ページ 10款 災害復旧費 1項公共土木施設災害復旧費 2項 農林施設災害復旧費 101 ページ 11款 公債費 12款 予備費</p> <p>予算書に移ります。 予算書 8 ページ 第2表 地方債 予算書 89 ページから 給与費明細書 90 ページ 91 ページ 92 ページ 93 ページ 地方債に関する調書 94 ページ 公債費元利償還明細書 95 ページ</p>
<p>議 長</p>	<p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>予算説明資料の 85 ページに該当するかと思ったんですけど、先般本間川地区の防災の検討会に顔を出させていただきましたら、県か国かの土木の担当の方が本間川地区の大雨洪水に対する対策として上流域の集中豪雨が一定時間後に本間川地区に大きな水量で流れ込む危険性があると。ついては上流域の雨量がどの程度あればどの程度本間川の端の限界に流れ着くかというシミュレーションが必要ではないかと。併せて上流域に降った直後に下流域に例えば 20 分で到着するといった場合にはその情報システムでその地区の方に避難を呼びかける。その時に本間川地区の公民館の下った所に橋がありまして、その橋に風倒木が突っかかってそれが場合によったら公民館まで押し寄せる危険性があるというような話が少し聞かれました。したがって同じような地形としては川平なんかが入るかなと思うんですが、突発的な上流域の集中豪雨に対して下流域の集落にその情報が伝達されて避難の勧告が出るようなシステムを少し検討する必要があるんじゃないかなと思っているんですけども如何でしょうか。</p>

町民課長	その防災の関係につきましてはまだ詳しいシミュレーションはしてございませんが、今後危険区域につきましては検討を進めてまいりたいと思っております。
12 番議員	31 年度事業で新しい事業が積極的に取組まれておりますが、その中に給付型のものがあるわけでございます。例えば先ほども話題になりました大学等進学支援金だとかあるいは元気な高齢者応援事業とかこういったものがあるんですが、こういった制度を設けていくのに当ってその世帯の所得を考慮されてこういったものを設けたかどうか。要するに高額所得者は対象外にするとかそういった検討はされたのかどうかお聞きします。
町民課長	元気高齢者応援事業につきましては所得制限はございませんで、85 歳以上の元気高齢者ということと町の徴収金の滞納がない世帯に属する者ということのみを対象としてございます。
12 番議員	お聞きしたいのはこういう制度を設けるにあたってその世帯の所得を加味したのかどうかというのを聞いたのであって、対象者を今話をしましたけれど、こういった給付型のものを新たに制度を設けていく中でやはりその世帯の所得を考慮するのが一般的だと思いますけれど、こういった検討がなされたのかどうか。答えられなければ課長会議等でこういったことを話されたかどうかお聞きします。
教 育 長	大学等進学支援金につきましては確かに所得制限という言葉も課長会議の中では出てきましたけれども、給付という形になりますといろんな保険給付も一律、例えば出産育児一時金 420 千円というのがあるなかでそういったものに所得制限が掛かっている訳はないです。この給付につきましても一番は経済の負担の度合いはお金がある家とない家とあるでしょけれども町が大事な一般財源を使って給付するということになればそこで所得制限を掛けるべきでない。教育分野で行きますと例えば奨学金につきましては当然所得制限があつたりします。そうした議論をした中でこの支給については誇りを持って小海で育て小海から巣立つときに皆さんに平等に然るべき差し上げたいと強い意向がありましたのでこの支援金につきましては所得制限を結果的に掛けないように決めたところでございます。
12 番議員	先程も多子世帯の支援事業で国保のところでも若干問題になりましたけれども、こういった様々な制度に対して今後所得とかそういったことは考慮していかない、とにかく一律なんだという姿勢で今後町政に臨まれるのかどうか町長にお聞きしたいと思います。
町 長	制度の目的を先ず重んじたいと思いますが、これがどういったかたちが

	一番平等であるかというものを精査した中で進めて行きたいと思います。
10 番議員	私分らないので教えていただきたいのですけれども、しばらく前に障害者の雇用率というのがかなりニュースにもなり問題になったと。県なんか職安で障害者の雇用ということで長野県は達していないという話があって募集している訳でありますけれど、そういったことは町に対しても言われているかとかどうかという点と併せて小海町はどうかという点を伺っておきたいと思います。
総務課長	町の方には労働基準監督署の方から調査に入りまして、小海の場合には2名雇用しているということで基準はクリアしているということでお墨付きをいただいているというか、そういったことをご理解をいただきたいと思います。
9 番議員	聞き逃してしまって68ページに戻りますけれども、その他農業振興費ということで前年度はハウス栽培の促進ということでビニールハウスの設置補助を元気づくり支援金の中でやっていただいたんですが、今年は無いかどうかお願いします。
産業建設課長	ビニールハウスの設置補助につきましては新年度でお願いしているところでございます。こちらのビニールハウス補助につきましては本年度も行いたいということでございます。元気づくり支援金を充てたいものですからこれから申請ということになりますけれども、それが通ってからということで対象の方事業は行いたいということで考えております。
議長	ここで14時25分まで休憩とします。 (ときに14時10分)
議長	休憩前に引続き会議を開きます。
<u>日程第6 議案第8号</u>	
議長	日程第6、議案第8号、 「平成31年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 1ページ 1款 国民健康保険税

	<p>2 款 使用料及び手数料</p> <p>2 ページ 3 款 県支出金</p> <p>4 款 財産収入</p> <p>5 款 繰入金</p> <p>3 ページ 6 款 繰越金</p> <p>7 款 諸収入 1 項 延滞金及び過料</p> <p>2 項 雑入</p> <p>【歳出】</p> <p>4 ページ 1 款 総務費 1 項 総務管理費</p> <p>2 項 運営協議会費</p> <p>3 項 趣旨普及費</p> <p>5 ページ 2 款 保険給付費</p> <p>6 ページ 2 款 保険給付費続き</p> <p>7 ページ 2 款 保険給付費続き</p> <p>8 ページ 3 款 国民健康保険事業納付金 1 項 医療給付費分</p> <p>2 項 後期高齢者支援金等分</p> <p>3 項 介護納付金分</p> <p>9 ページ 4 款 保健事業費 1 項 特定健康診査等事業費</p> <p>2 項 保健事業費</p> <p>5 款 基金積立金</p> <p>6 款 諸支出金</p> <p>10 ページ 7 款 予備費</p> <p>負担金交付団体の概要</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございませんか。</p>
3 番議員	<p>一般会計でしょうかとも思ったんですが、ここでも出ているのでここ でしたいと思いますが、まず要綱の関係を説明の時に出ましたけれど、 この補助対象者第 4 条のところここで今まで他の要綱そのものにつ いては町の滞納がない世帯と言ってるんですが、ここでは者というこ とですから解釈とすれば人間ドックを受ける者だけが滞納していなけ ればいいのかということをお聞きしたいということと、後期高齢 者の分も国保会計で対象として支出していくということこの部分に ついては町からの繰入はあるんですけども、後期高齢者というもの はみんな国保会計に入ってくるのかということをお聞きしたいと思 います。</p>
町民課長	<p>人間ドックの補助金の交付要綱の件でございます。4 条の補助対象者の</p>

	<p>中で、補助を受けることができないということで（２）番「町の徴収金に対して滞納がある者」という表現でございますが、これは平成 24 年に作った当時のもので今回改正はしてございませんのでこのままになっております。それから後期高齢者分につきましては国保会計の方で人間ドックの補助をしております、一般会計の繰入の方で後期高齢者分は 30,000 円ということで国保からの支出はしてございません。</p>
3 番議員	<p>要綱の 4 条関係は今の答弁で行きますと 24 年以降という感じなんですけれど、30 年の 4 月 20 日に一部変更をしております、この時に気付かなかったのかということでこれから訂正すると解釈してよろしいかということと、後期高齢者の会計、この次に出てきます後期高齢者医療特別会計では社会保険の加入者であった後期高齢者の皆さんも当然入ってきていると解釈していいんでしょうか。</p>
町民課長	<p>補助を受ける事の出来ない滞納のある者ということで本人のみの表現になっておりますが、他の要綱との絡みもございますので改めるべきは今後改めていきたいと思っております。それから後期高齢者につきましてはすべて一般会計の中で補助をさせていただいているということでございます。</p>
3 番議員	<p>3 回目なのでこれでよしますけれど、もし理解できなかった時にはまた委員会の方で話をしますけれど、ここに載ってきています国保関係については人間ドックについては 21,000 円の半分の 30,000 円補助をして 15,000 円の町からの繰入金があるということです。一般会計では国保以外の皆さんは 15,000 円を上限として支給するというふうになっておりますからその辺はクリアしていくんですけども、社会保険に加入していた皆さんが後期高齢者になって国保の方で全部みるということは 15,000 円を余計に国保税に乗っかってくると。当然町からの繰入金は 15,000 円しかないんですけど、支払は 30,000 円支払うということですから 15,000 円は国保税の方にそのまま跳ね返ってくるという気がするんですがその辺のところを答弁お願いします。</p>
町民課長	<p>後期高齢者分につきましては一般会計繰入金は 15,000 円でなくて 30,000 円一般会計から繰入れられていますので、国保からの持ち出しはないということでご理解をお願いしたいと思います。</p>
<p>日程第 7 議案第 9 号</p>	

	<p>1 項 日常生活支援総合事業費 1 目 介護予防・生活支援サービス事業費 2 目 介護予防ケアマネジメント事業費 2 項 一般介護予防事業費 1 1 ページ 3 項 包括的支援事業任意事業費 1 目 包括的支援事業費 2 目 任意事業費 4 項 その他諸費 1 2 ページ 4 款 基金積立金 5 款 諸支出金 6 款 予備費</p> <p>予算書に移ります。 予算書 29 ページから 32 ページ 給与費明細書</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
3 番議員	5 ページでお願いしたいのですけれど 一番下の低所得者の関係のところですが去年までは第1段階だけの予算だったように思うんですが、今回新しい制度で第2段階、第3段階が加わったということですが、軽減率を説明していただければと思います。
町民課長	すみません。率についてはちょっと承知しておりませんのでまた調べてお伝えしたいと思います。よろしくをお願いします。
10 番議員	介護保険料を払われている方ということで毎年人数を細かく書いていただいているわけですがけれども、実際に介護保険を利用されている中でいわゆる5段階だとかいろいろあるわけですがけれども、各段階の人たちがそのくらいいるかとそういった資料があればと思ってちょっと一生懸命探しているのですけれども、あれば出してもらえれば有難いし、ないようでしたらまた考えてもらえないかという話なんですけれどもどうでしょうか。
町民課長	調べまして出来る限りの資料を作りたいと思います。
議 長	これで、質疑を終わります。
日程第 8 議案第 10 号	
議 長	日程第 8、議案第 10 号、 「平成 31 年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題

	<p>と いたします。これから質疑を行います。 予算説明資料で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>1 ページ 1 款 後期高齢者医療保険料 2 款 使用料及び手数料 3 款 繰入金</p> <p>2 ページ 3 款 繰入金続き 4 款 繰越金 5 款 諸収入</p> <p>【歳出】</p> <p>3 ページ 1 款 総務費 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金</p>
3 番議員	<p>後期高齢者の関係で解釈の仕方がちょっとあれなんですけれども、後期高齢者の医療費というものは大変伸びていると自分自身の中では考えていたわけですが、今回はちょうど後期高齢者の広域連合への納付金が減額になっているというその部分がある程度減額になった理由だと解釈しているわけですが、医療費そのものにはこの中である程度反映した納付金を納めているのではないのでしょうか。</p>
町民課長	<p>広域連合からの納付金ということでございます。保険料の納付金、事務費の負担金ということで入ってきております。保険料の納付金の中で医療費の部分も含まれてくるということになりますが、広域連合でまとめた中ではさほど医療費の伸びの分はあまり反映してきていないというのが実情ということでございます。</p>
議 長	<p>3 款 諸支出金 4 款 予備費</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
議 長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第 9 議案第 1 1 号</u></p>	

<p>議 長</p>	<p>日程第9、議案第11号、 「平成31年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>1 ページ 総則から 2 ページ 3 ページ 収益的収入 4 ページ 収益的収入続き 5 ページ 収益的支出 6 ページ 収益的支出続き 7 ページ 収益的支出続き 8 ページ 収益的支出続き 9 ページ 資本的収入及び支出 10 ページ キャッシュフロー計算書</p>
<p>7 番議員</p>	<p>キャッシュフローは前の時にも話をしたんですけれども、これが来年の3月31日を基準にしてのキャッシュフローなんですけれども、これどうなんですか課長、実際来年のことまでよんでいてそんなに狂いはないですか。</p>
<p>産業建設課 長</p>	<p>水道会計事業につきましては地方公営企業法による企業会計ということでございます。そういった中の決まりとして31年度までの現金残高を示せということになっておりまして、実際問題として私も分かりかねるところがあるんですけれども、あくまでも予定ということでお願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>11 ページ 給与費明細書 12 ページ 給与費明細書続き 13 ページ 給与費明細書続き 14 ページ 給与費明細書続き 15 ページ 継続費に関する調書 16 ページ 31年度貸借対照表 17 ページ 31年度損益計算書 18 ページ 30年度貸借対照表 19 ページ 30年度損益計算書 20 ページ 企業債償還計画</p>

	<p>21 ページ 企業債年次償還表 22 ページ 上水道給水調査票</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
議 長	<p>これで、質疑を終わります。 ここで15時10分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時55分)</p>
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。</p>
<p><u>日程第10 議案第12号</u></p>	
議 長	<p>日程第10、議案第12号、 「平成30年度小海町一般会計補正予算（第5号）について」を 議題といたします。これから質疑を行います。 補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>6 ページ 第2表 繰越明許費 第3表 地方債補正</p>
7 番議員	<p>繰越明許費の内の民生費ゲートボール場の整備事業、それから土木費 の道路橋梁費の町単道路改良舗装事業、それからその下の町単道路崩 落復旧事業につきまして繰越明許としました理由をお尋ねいたしま す。そして7の土木費の道路橋梁費町単道路改良舗装事業これは何時 入札されたかお聞きします。</p>
町民課長	<p>それでは民生費の内のゲートボール場整備事業ということで、12月に 補正予算でお認めをいただいたものでございまして、現在設計がもう 少しく上がるという状態でございます。入札の予定が3月の15日程を 予定してございます。現在建設中の「なごみ」の足場等がとれるのが3 月の下旬ということになりますので、金額的には全額の繰越をさせて いただきたいということでございます。ゲートボール場の使用につ きましてはゲートボール連盟の方と調整済みでございまして、「6月ま では2面使えれば大丈夫ですよ」というお返事はいただいております。</p>
産業建設 課 長	<p>道路橋梁費の内町単道路改良舗装事業ということで箇所につきましては は土村相木線の親沢の公民館の裏ということです。こちらの繰越理由 ですけれども、地区との調整の中で農繁期は避けてくれということ でありまして、トラクターそれから野菜を出荷するための車等が通ると</p>

	<p>ということで「通行止めはならん」と「交通規制もならん」ということで実際の着手が10月末ということでございます。そういった中で舗装工事等路盤工事もそうですけれども、舗装工事等が冬場に入ると出来ないということで繰越をお願いしたものでございます。</p> <p>その下の町単道路崩落復旧工事ということでこちらにつきましては大畑でございます。こちらにつきましては3月4日に入札したということでこれから繰越した中で事業を行いたいというものでございます。</p>
7番議員	<p>総務課長にお尋ねいたします。繰越明許費というものはどのようなものが繰越明許として次年度へ送っていてもいいのですか。総務課長のお考えをお尋ねします。</p>
総務課長	<p>適正工期が取れないという部分では仕方ない部分があるのではないかと。あと予算が今回の川久保八那池線のように本来なら31年度に付く予算が国の都合によって前倒しで30年度、しかも3月になってその内示が来たというようなことで、そういった仕方ないものについては繰越明許でもやむを得ないのではないかと。それとあと自然相手のこととなりますので、大雪ですとか大雨ですとかそういった避けられない事情によって工事が遅れたという場合におきましては繰越もやむもう得ないのではないかとという解釈であります。</p>
7番議員	<p>今、総務課長国の予算だとかそういった自然の中でやむもう得ない場合でしたらしょうがないと。それからあと諸々の外的要因ならやむを得ないと。地方自治法213条では「繰越明許費とは歳出予算の経費の内その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて予算の定めるところにより翌年度に繰越することができる」と。ただ単に終わらないかというように私は解釈しておりません。例えばゲートボール場それから先ほどの町単の親沢線のことについては分かりますけれども、3月4日に入札したのも町単だと。これいずれも12月にあるいは2月の13日に補正したところでございます。ゲートボール場に至っては設計費まで繰越明許にしてしまうと。我々このゲートボール場については「なごみ」の移転で6月の定例会に今度「なごみ」をそちらに移すと。そしてゲートボール場の方も整備する説明を聞いております。それから9月にも補正も出してこない。12月、2月となってくる。その間町単の事業で職員は何をしていたか。また道路橋梁費の町単道路崩落復旧事業これにつきましても12月、9月に補正を出してきて9月の時には35,000千円の工事費で3,500千円の設計、この時は土地の購入ということは入っていなかったから当然予算を計上してくる時には土地のことを抜きに</p>

して工事ができるということを精査した上で予算を出してきたと思うんです。それが今度12月になったら工法が変わって20,000千円になりそして設計料は3,500千円が4,500千円に上がってきたと。いろいろなやり取りがあって2月13日に初めて議会の議決というようになったわけですが、2月13日の時にもご存じのとおりいろんな意見が出ました。町が全面的にやらなければならないのか、持ち主の責任はどうかということでありました。従って全会一致といわずに多数ということでありましたけれど、その時私の中にもそういったモヤモヤしたのがありました。この町単道路につきましては皆さんも記憶にあると思いますが、本村で相木の親子が母、子供がクラブ活動を迎えに行った時に県道が陥没して亡くなられたという不幸な事件があったからこの新田小海原線は常に町民の皆さんが通るから私は緊急に工事をしなければならぬ。原因はさて置いてということで私は賛成の方に手を上げさせていただいたということでございます。そしてそれは当然年度内に出来ると判断のもとで私はやったのです。ところが実際に繰越明許というものが入札の以前、この上程は確かに3月5日となっておりますけれども、入札を行われたのが3月4日、そしてそれ以前に既に繰越明許として我々のところにこの補正予算書が配られた。これはいったいどういうことなのか。私は最初これが繰越明許となった時にはその落札した業者は指名停止にすべきだということを発言しようと思っていました。というのは何故ならば工期というものも町の方から提示されそれに応じて応札した以上は責任を持ってやらなければいけないものだと思っておりましたが、しかしこの経過だけ見ていくと決して受けた応札した業者が悪い訳ではなくて町の職員が入札する前からもう繰越明許だという頭からそういう考えでやっているわけですね。これも総務課長言ったみたいに外的な要因、国の支出が前年度に乗っけておいて当該年度に乗っけてもらって予算化しておけばあと入金しますと、工事をしますというかたちのものがはっきりわかっているものには繰越明許でもいいです。しかし今回のこれは全て町単独の事業ですよ。どこからも金が左右されることなく、確か産業建設課長崩落は5月11日と産業建設課長から説明聞いているわけですが、それからゲートボール場においてもそう。その間職員の皆さんは何をやっていたかと。道路の復旧ということについても通る人にとっても大変危険ですし、それからゲートボール場についても周りを囲ってあるのが外れると言いますが、工事費の中にはそれぞれ直接工事費、間接工事費というのがあって間接工事費の中には安全管

	<p>理費というのも認められているはずだと思うんですよ。ならば受けた業者だってそれらのものの費用としてゲートボール場を造成するにしたって十分配慮してやっていくはずなんです。そんなことでしかもゲートボール場は6月ごろまでは2面でいいというならゲートボール場は2月13日の時にそっくり減額すればよかったじゃないですか。そして次年度のところで例えば全額でなかったら予算だけでも付けておいてやるようにすれば4月からやっていったって間に合うものを全くそういった手続きを踏まないで単独事業、町単事業というものが仕事が遅れたから繰越明許でもってくればいいのかというようなことでは職員の皆さんは何をしているのかと町長も昨年新しく就任されてからは職員の皆さんと個人面談をしたように聞いております。その中でこういうような仕草を取っていく職員というものをどう思いますか。これ町の税金だったら遅ければ延滞金取られますよ。それだけ町の人たちだって税金を納めるのにも真剣にやっているんだから町単事業ぐらいのものをしかもこれが1月2月に起きたとすれば私も無茶なことはそんなに言いません。5月に出来たものをそれから6月に現地案内までさせておいてそれがここまでかかって尚且つ繰越、全くの職員の怠慢としか私は思いませんけれども担当の課長の考えを再度お聞きいたします。</p>
町民課長	<p>おっしゃるとおりでございます。職員の方の仕事が遅れたということでございますのでお詫び申し上げる以外にございませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
産業建設課長	<p>大畑の道路の崩落の現場でございます。5月11日に連絡をいただいて確認したものであります。この時点で6月補正には間に合いませんでしたので、現地を精査する中で9月でしたか補正をお願ひしたということでございます。工法選定につきましてとか経済比較につきましてはかなり時間を要する仕事だと思っております。精一杯取り組んできた結果こうなってしまったと思ひますが、またそんな中で当面道路敷内の範囲で工事を治めようと苦勞もしました。それからそんな中で土地を譲っていただけるといふことで工法変更等に時間を要してしまつたということでございます。それから適正工期、工事費によりまして適正工期といふものがござひますが、20,000千円で約150日といふことでかなりの適正工期を取らなければいけないといふ中で繰越をお願ひするといふような状況になつてしまひました。</p>
7番議員	<p>適正工期とかそういったことを問題にしているんじゃないの。適正工期だったら確かに地方自治法でも認められるところで、そうじゃなく</p>

	<p>て5月11日に起きて来たものが、今、産業建設課精査して9月の補正、6月の補正に間に合わないのは分かります。精査して9月に出してきたということであって精査という意味をどういうふうに捉えているか。それから既に進んでく中で工期が20,000千円のものなら150日、これはこれで一般論としては当たり前のことだと思うけれど、その過程、その過程を職員の皆さん、職員の皆さんというよりも管理職の皆さんは何をやっているのかということをお願いです。普通ならこんなこと予算決算の委員会で聞けばいいことですが、職員ではなくて管理職の皆さんが何時も全体を見ていて職員を指示していかなければならないと思うんです。今後こういう町単事業が簡単に繰越明許ということになれば単なる職員の仕事の遅れ以外の何物でもないわけですよ。これは年が変わって起きたことだったら分かります。そうじゃなくてももうまごまごしていたら1年以上経ちますよ。そういったものことで簡単に繰越明許などという言葉は使ってもらいたくないし、管理職の皆さんの怠慢というものに対して町長どう思いますか。</p>
町長	<p>私も毎日産業建設課の方は見ておるわけですが、それは一生懸命やっているのは確かでございます。しかしこうなった結果をご指摘いただければこれは能力が低かったということをお認めざるを得ませんが、その中でもやはり職員は日々非常に一生懸命やっております。そこだけはいわゆるわけですが、只今篠原議員の仰せの繰越明許という部分につきましては私も危険個所であるから早くやりたいということで理解を得て先般の臨時議会の中でご理解を得たと思っておりますけれども、まさに今篠原議員仰せのとおりでございます。私もこれからこういったことのないよう日々注意をしてそして管理職の皆さんと共に進めていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございました。</p>
議長	<p>7番3回過ぎておりますのでこれはまた次の機会にお願いします。</p>
議長	<p>【歳入】</p> <p>9ページ 1款 町税 1項 町民税 4項 市町村たばこ税 6款 地方消費税交付金</p> <p>10ページ 9款 地方特例交付金 10款 地方交付税 12款 分担金及び負担金</p> <p>11ページ 13款 使用料及び手数料 1項 使用料 2項 手数料</p>

	<p>1 2 ページ 1 4 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 2 項 国庫補助金</p> <p>1 3 ページ 1 5 款 県支出金 1 項 県負担金 2 項 県補助金</p> <p>1 4 ページ 2 項 県補助金続き 3 項 県委託金 1 6 款 財産収入 1 項 財産運用収入</p>
3 番議員	<p>副町長の説明でも若干触れたようだったんですけれども、ちょっと意味が取れなかった部分で財産収入の利子および配当金なんですけど、平成 31 年度の当初予算を見てみましても 8,000 千円を割る基金の利子ということでございますけれども、今回ここで 16,927 千円の金額の増額ということは国債というような話が出ていたんですが、詳しいことをお聞かせいただければ有難いと思います。これでいくと大変利率的には考えられないような利率でございますのでよろしく願いいたします。</p>
会計管理者	<p>30 年度当初予算、31 年度当初予算も利子および配当金は 7,800 千円から 7,900 千円ということでこの積算は八十二銀行とか農協それから郵便局さんとか野村証券さん八十二証券さんに預けてある債権とか預金等の利率、例えば銀行さんですと 0.01% なんですけれどもこれを勘案してトータルして当初予算、30 年度も当初予算に計上しております。16,000 千円増えたということでございますけれども、これはただ債権の積んでいるのではなくて債権は野村証券と八十二証券にお願いしてあるんですけれども、その方のアドバイスを受け運用し、国債なんですけれども、アドバイスを受けこれがベストとは言えませんが有利な条件で元本を保証して私も 10 月から来たときにはびっくりしたんですけれども、こういうような国債を運用して約 16,000 千円の増になったということでございます。31 年度も 8,000 千円計上してあるんですけれども出来るだけ効率よくその時の時勢に寄りますけれども効率よく運用して利子等稼んで行きたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。</p>
3 番議員	<p>基金ですから安全というのが一番のことだと思うんですが、今の答弁を聞いていますと 31 年度も当初予算で 8,000 千円ちょっとの予算計上でありますけれども、増えて来る可能性があるかと聞いていたんですがそれでよろしいですか。</p>
会計管理者	<p>31 年度の予算も 30 年度の予算と大体同額でございますけれども、いろいろ証券会社とかアドバイスを受けて出来るだけ多くの配当金等を得て</p>

	きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。		
議 長	15 ページ	2 項	財産売払収入
		18 款	繰入金 1 項 特別会計繰入金
		3 項	基金繰入金
	16 ページ	20 款	諸収入
		21 款	町債
	17 ページ	21 款	町債続き
		【歳出】	
	18 ページ	1 款	議会費
		2 款	総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費
		2 目	財産管理費
	19 ページ	2 目	財産管理費続き
		3 目	広報費
		4 目	企画費
		6 目	積立金
	20 ページ	6 目	積立金続き
		2 項	徴税費
		4 項	選挙費
		5 項	統計調査費
	21 ページ	5 項	統計調査費続き
		3 款	民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費
		2 目	老人福祉費
		4 目	心身障害者福祉費
	22 ページ	4 目	心身障害者福祉費続き
		2 項	児童福祉費 1 目 保育所費
		2 目	児童措置費
23 ページ	4 目	結婚推進・子育て支援費	
	4 款	衛生費 1 項 保健衛生費 1 目 保健衛生総務費	
	2 目	予防費	
24 ページ	2 目	予防費続き	
	2 項	生活環境衛生費 1 目 生活環境衛生総務費	
	2 目	塵芥処理費	
25 ページ	3 目	し尿下水処理費	
	5 目	町営バス運行管理費	
	5 款	農林水産費 1 項 農業費 1 目 農業委員会費	

	<p>26 ページ 2目 農業振興費</p> <p>27 ページ 2目 農業振興費続き</p> <p>3目 畜産振興費</p> <p>4目 農地費</p>
3番議員	<p>農地費でちょっとお伺いしたいのですが、勘違いであったらごめんなさいなんですが、負担金及び補助金のところで耕作条件改善事業工事の負担金で27,139千円出ているんですが、それはそれとしていいんですが財源内訳で行きますと過疎債を10,000千円減額しているわけです。これはどういうわけなのかお聞きしたいんですけど、過疎債そのものの枠が一杯だったのか、そうじゃなくてどんなような要件で過疎債を減額したのかお聞きします。</p>
総務課長	<p>大変申し訳ございません。そのところは今分かりませんのでまた後ほど分かり次第ご報告いたします。</p>
	<p>28 ページ 4目 農地費続き</p> <p>2項 林業費 1目 林業振興費</p> <p>3目 林道費</p> <p>29 ページ 6款 商工費のうち 1目 商工業振興費</p> <p>2目 観光費</p> <p>4目 松原湖高原観光交流センター運営費</p> <p>30 ページ 4目 松原湖高原観光交流センター運営費続き</p> <p>7款 土木費 1項 土木管理費</p> <p>31 ページ 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費</p> <p>2目 道路改良舗装費</p> <p>32 ページ 2目 道路改良舗装費続き</p> <p>8款 消防費</p> <p>9款 教育費 1項 教育総務費</p> <p>33 ページ 1項 教育総務費続き</p> <p>2項 小海小学校費</p> <p>34 ページ 2項 小海小学校費続き</p> <p>35 ページ 3項 社会教育費 1目 社会教育総務費</p> <p>2目 公民館費</p> <p>3目 総合センター運営費</p> <p>5目 音楽堂運営費</p> <p>36 ページ 5目 音楽堂運営費続き</p> <p>4項 保健体育費 1目 保健体育総務費</p> <p>37 ページ 2目 小海小学校給食費</p>

	<p>3目 スケートセンター運営費</p> <p>10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費</p> <p>38ページ 2項 農林施設災害復旧費</p> <p>11款 公債費</p> <p>39ページ 12款 予備費</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
議長	これで、質疑を終わります。
<u>日程11 議案第13号</u>	
議長	<p>日程第11、議案第13号、</p> <p>「平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。これから質疑を行います。</p> <p>補正予算書で、ページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>4ページ 3款 県支出金</p> <p>【歳出】</p> <p>5ページ 2款 保険給付費 1項 療養諸費</p> <p>2項 高額療養費</p> <p>4款 保険事業費</p> <p>6ページ 4款 保健事業費続き</p> <p>7款 予備費</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございませんか。</p>
議長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第12 議案第14号</u>	
議長	<p>日程第12、議案第14号、</p> <p>「平成30年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。これから質疑を行います。</p> <p>補正予算書で、ページごとに行います。</p>

	<p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>5 ページ 3 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 2 項 国庫補助金 4 款 支払基金交付金</p> <p>6 ページ 5 款 県支出金 1 項 県負担金 2 項 県補助金 8 款 繰入金</p> <p>【歳出】</p> <p>7 ページ 1 款 総務費 2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費</p> <p>8 ページ 1 項 介護サービス等諸費続き</p> <p>9 ページ 2 項 介護予防サービス給付費 3 款 地域支援事業費 1 項 日常生活支援総合事業費</p> <p>10 ページ 2 項 一般介護予防事業費 3 項 包括的支援事業任意事業費</p> <p>11 ページ 3 項 包括的支援事業任意事業費続き 4 款 基金積立金 5 款 諸支出金</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
	(質疑なし)
議 長	これで、質疑を終わります。
	<u>○【質疑終了】</u>
議 長	以上をもちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
	<u>○【常任委員会付託】</u>
議 長	本日議題としてまいりました議案第 4 号から第 14 号及び請願第 1 号、陳情第 1 号及び陳情 2 号は、会議規則第 39 条の規定によりお配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なし)

議 長	「異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろしくご審議の程お願いいたします。
<u>○【散 会】</u>	
議 長	<p>以上で本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>今後の予定は11日月曜日、午前10時から一般質問を行います。</p> <p>これにて本日は、散会といたします。</p> <p>ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 15 時 51 分)</p>

平成 3 1 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 7 日」	
* 開会年月日時	平成31年 3月11日 午前10時00分
* 閉会年月日時	平成31年 3月11日 午後 5時34分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
○ 議事日程の報告	
議 長	<p>皆さんおはようございます。今日は平成31年第1回定例会一般質問初日であります。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今日は朝からみぞれ交じりの雨が降るなど足元の悪い中、傍聴に来ていただきました皆さんありがとうございます。早速ですが本日の一般質問は10名の議員の皆さんが行います。本日の質問も昨年6月に導入いたしました一問一答方式で全て行われます。質問時間は質疑答弁合わせて60分となっていますのでよろしくお願いいたします。今日一日で全員の皆さんの質問は難しいかと思われま。いずれにしても質問される方も通告書の趣旨、要旨に基づいて簡潔にまとめていただき、答弁される方も丁寧にかつ端的に行い、与えられた時間を有効に、そして実りある質疑となりますようお願いを申し上げます。</p> <p>定刻になりました。只今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。本日答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。なお議会事務局長は所要のため欠席との連絡がありました。日程第1、本日は会議規則第61条の規定により一般質問を行います。あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第55条を準用する同第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。それでは順次質問を許します。</p>
日程第1 「一般質問」	

議長	初めに第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
<h2 style="margin: 0;">第9番 的埜 美香子 議員</h2>	
9番議員	<p>第9番 的埜美香子です。一般質問に先立ちまして一言、今日3月11日はあの未曾有の東日本大震災、福島第一原発事故からちょうど8年。あんな恐ろしい揺れを体験したのは私も初めてでした。ちょうどこの3階の全員協議会室で全協を開いている時でしたのでそのことは良く覚えております。津波で被害に遭われた方、命を落とされた方、原発事故により故郷へ戻れなくなってしまった方々、8年経った今もなお多くの方が苦しんでおられることを私たちは忘れてはならないですし、一刻も早い復興に国がしっかりと支援をしていただきたいと切に願うところです。そして原発の再稼働は止め、原発ゼロの社会に踏み出すことを強く求めます。それでは通告に従いまして一般質問を行います。31年度予算は黒澤町長初めての本予算ということで、これまでの継続事業また新しい事業等、いよいよ黒澤町政が本格的に動き出そうとしています。まず一つ目の憩うまちこうみ事業の今後の展開はということで質問をさせていただきます。憩うまちこうみ事業、地方創生推進交付金事業として進められてきた事業ですが、今年度予算で一番の目玉と言ってもいい事業ではないかと予算面を見ましても思うところです。憩うまちこうみを加速する事業として10,000千円、町内遊休施設のリノベーションによる活用事業として20,000千円、地域おこし企業人活動費5,930千円、その他合わせて38,000千円と大事業と言えらると思います。2月15日に東京で行われたシンポジウムに私達も参加をさせていただきました。今多くの企業が社員の健康を維持することで会社経営や組織の活性化に繋がるというふうに着目しているということを基調講演の中のお話でも、また既に協定を結ばれた企業の方達の話からも今後ますます求められるテーマなんだろうというふうに感じました。その一つに小海のような自然豊かな場所で休日を過ごすことで健康が維持できる。そのために町としては環境を整えて受け入れていこう。そうした中で小海を気に入ってくれリピーターになり、また住んでいただけることになればなおのことということがイメージ出来る訳ですが、そういったことを進める過程で町民が理解し町全体で都会から来る方たちを気持ちよく受け入れる雰囲気を作ることが大事だと思います。具体的にどのようにこの事業を展開させていくのかということ質問していきたいと思ひます。まず初めに受入の拠点に松原湖を考えていると思ひます。今回の予算でもたぬ</p>

	<p>きやの改修工事が予定されています。観光費の中でも松原湖周辺遊歩道修繕費として10,500千円計上されています。改修工事後のたぬきやはどのようにリノベーションされ、どのように活用されるのか、今後松原湖周辺の整備をどのように考えているのかまずお答えください。</p>
産業建設課長	<p>おはようございます。松原湖周辺の整備ということですがけれども、本年度、遊歩道を整備いたしましたのでご報告いたします。遊歩道の一部にウッドチップを敷き、その他擬木の手すり修繕、それから支障木の伐採、遊歩道の不陸整正などを行いました。森林セラピー体験でストレスを感じることなく歩きやすいように整備をいたしました。31年度以降も遊歩道の全体を歩きやすく整備し、また車いすなど体の不自由な方でも自然を体験できるよう工夫してまいります。また今までゴミ拾いや草刈りなどについては周辺の民宿の皆さんやボランティアの皆さんが行ってきましたが、町の資源として町と町民が管理していけるような取り組みを検討してまいりたいと思います。また31年度予算要求しておりますけれども遊歩道ということで合わせて10,500千円、内容につきましては稲荷宮から乳母のふところに行くところの湖面に面した遊歩道整備、それから湖畔遊歩道から松原城跡辺りまでの階段を設置したいという予定でありますのでよろしく願いいたします。以上です。</p>
総務課長	<p>おはようございます。お疲れさまでございます。只今ご質問にありましたたぬきやの利用方法でございますけれども、たぬきやにつきましては、全てを改築するとなると国定公園になっておりまして、それは中々難しいということで、リノベーションでいきたいという方針でございます。それで何に使うかと申しますと、まずはヨガ等の体験場所に使っていきたいと、それから今企業のテレワークが県も物凄く進めておる訳ですが、偶然昨日はがっちりマンデーでこのテレワークのことをやって過疎地でもテレワークで儲かってますというようなことをやりましたけれども、環境的には企業の皆さんあそこをご覧になってテレワークをやる環境としては最高だねという評価をいただいております。ですから空いている時にはそういった形でご利用いただくようなことで、それを足掛かりにテレワークの事業も町あちらこちらでできるようになればいいかなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
9番議員	<p>ありがとうございます。遊歩道を中心に観光客や森林セラピー、また車いすでも対応できるような形に整備していくということで私も松原湖周辺の環境を整える。春は花見、夏は涼みに、そして秋は紅葉を見に、夜は星空散歩にということで、冬はワカサギ釣り、そして訪れた方を案内して歩きたくな</p>

	<p>るような整備が必要ではないかと思っています。そして周辺整備ということ言えば旅館や民宿の整備も必要になってくると思います。皆さんかなり年数も経ってきていると思います。トイレなども都会の人を受け入れられるものに変えていったりということも今後必要になってくるんじゃないかというふうに思います。その為には先ほどもありましたが地元の松原地区の方達にもやる気になってもらわないことには始まらないと思いますが、憩うまちこうみ事業がどの程度、松原地区の皆さんに伝わっているかということをお聞きしたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>只今、松原地区の皆さんにどの位伝わっているかということでございますけれども、先程申し上げましたたぬきやの改修等につきましては、あと遊歩道の整備等につきましては一応区の方にはお話をしてございまして了解をいただいているところでございます。あと旅館民宿というお話でございましてけれども、今現在既に民宿につきましてはほとんどもう営業をされている方は松原地区にはいないと、場合によってはやるという方が1件2件あるのですが、今現在やっておられるのは旅館の4件とペンションの1件というところだと、現状はそういうことだと思います。この旅館の皆さんやはり主人お一人で切り盛りしているというようなことがございまして、中々この憩うまちこうみ事業につきましては協力は今いただいておりますけれども、とりあえず体制を整えてから取り掛かりたいという意向でございまして、セラピストですとかインストラクターにつきましては、今町民の皆さんにお集まりいただいてその皆さんに色々先進地に行って学んでもらったりして、その町民の皆さんにやっていただくように考えております。当面の出発点としましてはリエックスさんのほうにもお願いして、宿泊についてはリエックスさんとあとアルニコさんの方がとりあえず第一段階として受けていただくと、お客さんの入り具合をみて徐々に湖畔の宿の方にも出来れば協力をしていってほしいというような形で、今のところ段階的にやっていくように考えております。以上です。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>最初の段階では宿泊はリエックスをお願いするというを今お聞きし、段階的に松原の方の民宿等にも協力を得ていくというような理解をしましたが、受入側の体制ってものをきちんと整えないと来てもらったはいいいけれど、なんだ大したことないんだっていう感じになってくると思います。31年度はプログラムや仕組みをさらに磨き上げ運営にかかわる人材の確保、新たな担い手の確保、育成に重点を置きながら事業を継続的に推進するための自走できる組織化作りに向けた検討と取組を実行しますというふうにあります。</p>

	<p>ます。只今総務課長が言われたことだと思いますが、やはり仕事としてきちんと成り立っていくような仕組み作りを今後進めていかなきゃいけないと思うのですが、そのあたりはどのように進めていく予定かお願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>現在プログラムを組む中で、どの体験については幾らというような形で料金設定をしております、そこに関わる要するにセラピストそれからインストラクターの皆さんにつきましても、やったらそれなりに自分の日当稼ぎといえますか、ボランティアではなくちゃんとした対価を得られるような今仕組み作りを第1段階の物は今できております。それによって取り分が、旅館が取る分とお昼を作る人が取る場所、案内をする人が取る場所というような形でやっております、あと事務局費も当然そういったものが出てこない運営をする皆さんができなくなりますので、それにつきましても今現在は町が事務局を引き受けてやっておりますが、これをきちんとした独立した事務局を育てて、その事務局の中で運営をして運営費もそこから稼ぎ出すというような仕組みを現在考えて取り組んでいるところでございますので、今のところまだ提携企業も3社プラス先般シンポジウムをやった時にもう既に夏に来て使いたいという会社も出てきておりますので、まだ提携はしていませんけれども、とりあえず4社、5社ぐらいは直ぐに提携できると思うのですが、その位でしたら今の形で対処できるのですが、これが増えてきたときに対処できる形をこれから早急に考えていかなければならないということで今取り組んでいるところでございます。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>只今の説明で今後は独立した事務局を置いて運営をやってもらうということで、そういう方向で私ももちろんいいと思います。やはり地元の人とか町の人がこの事業のことをしっかり理解をして関わってくれ、そういう中で知恵も出してもらおう。そうした中で先程総務課長言われたようにボランティアではなく、きちんとした仕事として成り立つようにしていくというふうな進め方でやっていただきたいと思います。シンポジウムに私たち議員が参加させてもらいましたが、今この事業に関わってくださっている人たちには声が掛からなかったというふうなことをお聞きしました。とても勿体ないというか残念だったなど、申し訳ないというかそういう気持ちになりました。今後町の中であそこまでのシンポジウムとは言いませんが何か町民に向けて考えていますでしょうか。お願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>最初に申し訳ございません。東京の会場につきましては議員の皆さんもご覧になったように既に申込の会社が90社を超えてまして、その段階で180人を既に予約が上回ってました。そこへ議員の皆さま十数名ということになりま</p>

	<p>すと会場に入りきれないということがございまして地元の皆さんには声を掛けられなかったということでご理解をいただきたいと思います。それで今予定しておりますのは3月20日に町民向けの説明会と報告会を北牧楽集館において開催する予定であります。またご案内を申し上げますので是非ともご出席いただければというふうに思いますのでよろしくをお願いします。</p>
9 番議員	<p>3月20日早速行うということなので、また皆さん多くの方が行っていただけたらなというふうに思います。都会の人が何を求めているのかもそうですし町の良さもやはり再認識できる機会になると思います。自分も関わることがもしかしたらあるんじゃないかという人も出てくるのではないのでしょうか、そしてそれがきっかけで町づくりにも関わってもらえるようなそういった関係作りがまた人材育成に繋がると思います。町長は施政方針の中でこの憩うまちこうみ事業について時代の時流に合致した事業で現代のようなストレス社会では伸びしろのある分野、観光という概念が大きく変化している中でこの事業を足掛かりとして関係人口の創出と企業のリモートワーク拠点の誘致に繋がればと述べられました。関係人口とは言葉どおり地域に関わってくれる人口の事ですが、企業のリモートワーク拠点に繋がれるようにするために関係人口をどのように作り出していこうと考えているか町長のお考えをお聞かせください。</p>
町 長	<p>お答えをいたします。既に協定3社の皆さんからのご意見を拝聴しますと素晴らしいお考えを聞いている会社がほとんどでございまして。そしてこの小海町を愛してくれているという実感がするものでございまして。そういう中で都会ですとね一流の経営をして成功してなさっている方、皆さんです。我々が教わる部分も相当あるかと思っております。したがってそういう知恵をいただき、そして我々の提供するものによって各企業さんが健全で健康な経営をしていただくということをまず目指しました。そして我々はそうした皆さんがおいで下さることで関係人口を多くしていくということ、そしてわが町の具体的な施策をどういうふうに進めていくかというもの、すごい多くのプランが彼らにはあったように思えます。既に1社おいでになってまして具体案を示してくれた会社もございまして。そうした中のものを希望的な観測の中でプラスして相当な事業が出来るのではないかとこのように私は思っています。それから今的埜議員の仰るその事業を利用してということなんですけれども、これだけのお金を使って議員の皆さんのご理解を賜っている訳ですから、まずは最終的にこの町の利益を求めるとというのが私の目的でございまして。したがってそれはどこに利益があるかということ、まずはですね職員、町</p>

	<p>民、そして我々がいかにやる気をもってやるかということに繋がっていくかと思しますので、最終的にはそれまで狙っているところが実情でございます。</p>
9 番議員	<p>既に協定3社いただいているということで、その方達からも良い反応がある。またプランまでご提案されているということで、あとはやっぱりこっちのやる気かなというふうに思います。ただ来てもらうだけでは地域との関わりはやっぱり繋がらないと思います。都市農村共生社会創造シンポジウムというのが2017年から毎年開催されているようで今年が三度目になるそうです。関係人口の命名者でもあるソトコトの指出さんは、関係人口が生まれる場所とは自分の町は子育てが完全に保証されているとか無線LANが通じているとかケーブルテレビがあるとかそういった良いことをアピールしたがるが、だが若い人たちは町が破綻していたり、弱みがあったりそんな関わりしろのある地域を求めていると言われていています。またお米を通して大学生と地域を繋ぐ仕事をされている方は関わり続けたい地域とはちょっとした困りごとがあって問いをもっている地域、よそから来た自分たちと一緒に考えてもいいと思っている地域だと言っています。また墨田区と全国の農家を結ぶ仕事をされている方は肩書でしか自分を表現できず、それで身を守っている都会の人たちに比べて農山村には本気で関わってくれる人が多いのが農山村の魅力だと言っています。都会の人が多様な関わりの段階を上ることを支えていく視点と手立てが求められ、定住しないなら関わる必要が無いと排除しない心構えを持たなければならないと言っています。さらにその地域のどこに関わってもらえるかを見える化し、それを都会の人と繋ぐ窓口と場を作る事だとしています。私はやはりこの事業の先の展望を具体化させることが大事だと思います。それには先程から述べているように地域の人、町の人にどれだけ関わってもらうかだと思います。そして実際に小海に住んでいる人が、また役場の職員が生き生きと暮らしているか、そういったことも重要になってくるかだと思います。どうでしょうか町長、役場職員の健康維持管理のための福利厚生はどのようにされておられるかお願いします。</p>
町 長	<p>的埜議員仰せのとおりで、役場の人間が元気でなければこの町はしっかりしていないと、出来ないというのが実情でございます。そして福利厚生という話でございますけれども、通常の役所としてのものは全て行っているわけなんです、私今年の7月から個人面談というものを職員全員とやりました。その中でやはりどういう所でやる気をもっていただくか、どういう事をやれよという時代ではなくて、やはりやる気を持ってもらうということを発掘し</p>

	<p>ようとして私自身が動いた訳なんですけれども、これは皆さん思う以上に皆さんやる気です。私はある面ではほっとしました。しかしその場をどうやって長が提供するかという部分についてはいささか私も経験不足等々ありましたけれども、これで1年経ちました。施政方針の中にも触れさせてもらいましたけれども、私はこれから今までの元気な町を作るためにということで積極姿勢というものを貫いてまいりましたけれども、これ以上にそれを進めてまいりたいと思います。福利厚生という部分については公務員ですからそれなりの待遇のものは用意してございまして、それは欠けることなく進めているところでございます。以上です。</p>
9 番議員	<p>私はこの自然体験の事業がやはり都会の人にも良いのであれば、この暮らしは当たり前にはなっていますが、小海に住んでいる人たちもやっぱり良い体験ですのでヨガだったり松原湖周辺の散策だったりそういうことをこの一連の体験というのも職員もやってみたほうが良いのじゃないかなというふうに思います。まずは足元からではないですが、自分たちがまず小海の良さを実感し自信をもってこの小海の良さを伝えられて向かい入れられるように町の職員も町民も一緒になって町の主体性も発揮しながらさとゆめさんの力もお借りして、この憩うまちこうみ事業を発展させればというふうに思います。続いての質問に移ります。里山整備について質問します。日本は世界でも森林資源が豊富な国の一つで、特に人工林の比率は世界最高と言われていますが、蓄積量はどんどん増えている状況で、豊富で利用可能な森林資源を大量に保有しているけれど木材や燃料として活用をしきれていないという現状があります。林業政策の失敗と言ってもいいと思いますが、今手を入れないと景観は酷くなっていくし、最近の集中豪雨に見られるような山崩れや河川の氾濫といった災害が起きる危険性が危惧されます。そういう意味においても思い切った伐採が必要だと思いますがその点はいかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。思い切った伐採ということでございますが、現在長野県の森林づくり県民税では本年度より観光のための景観保持等を目的とした伐採などへの補助も始めております。現時点で活用を予定はしていませんけれども伐採が必要なエリアの検討などを進めていきたいと思っております。同じく森林づくり県民税では里山整備の中で防災、減災を目的とした間伐への活用が可能となっております。町では本事業の活用的前提となる小海町里山整備方針を12月に定め、次年度以降の活用を検討しているところです。但しこの制度がどの山林にも適用となるものではなく、より効果の高い事業へ</p>

	<p>の充当が求められております。対象事業の選定、それから追加などを通じて今後活用していきたいと考えております。以上でございます。</p>
9番議員	<p>環境保持のために森林づくり県民税も利用しながら、活用しながら里山整備も進めていくというお話でした。この冬宿渡の道沿い、川沿いの林をずいぶん切ってもらい本当にスッキリしました。先日のシンポジウムの中でCWニコルさんが言ってました。森も人間も下まで光を与えないといけないと、保護と放置は違うんだと、間伐をして健全な森が育つということだと思います。そして災害にも強くなると思います。荒廃した山林へのソーラーパネルの問題も以前指摘し条例も作られたわけですが、使われないで荒れていく田畑や山林が増えるところといった問題が出てくると思います。自然エネルギーの点から言えば森林資源を生かしたバイオマス発電は効率が良く、後々の仕事にも繋がる時代に合った電力の需給調整手段として重要な役割を果たすと思いますがいかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。まず最初に宿渡、市の沢の伐採につきましては、準用河川であります、河川の立木を伐採することによってそれが流れていって下流の橋に引っかかり災害を起こすのを防止するという事で本年度予算要求して実施させていただきました。大変皆さんからは好評をいただいております。また県の方からでも新しい事業ですので是非現場に来たいというお話もいただいております。それから森林資源の活用ということで木質バイオマスということでございます。木質バイオマスに代表される森林のエネルギー活用は各地で先進的な取り組みが行われております。それらの地域では温泉施設の熱源としての活用が多いかと思っております。町において事業実施する場合には単に木質ボイラーを設置すればよいというものではなく、まず燃料となる材の規格や基準の設定、それから収集運搬システム、購入費用の確保などの他事業を行うにあたっての見通しや投資効果について町民への説明義務を果たす必要があると考えております。現在のところエネルギーとして森林資源の活用を進めるべき明確な理由があるとは考えておらず、まずは木材としての資源活用に注力していきたいと考えております。以上です。</p>
9番議員	<p>エネルギーとしての活用は少し難しいというお話だったと思いますが、小さな町でも小規模で出来るようなことが今どんどん進んでいます。2015年度から2メガワット未満の発電に1キロワット時当り40円の新買い取り価格が設定されることになり、小規模のバイオマス導入が増えてきています。逆に市単位で規模を大きく始めたようなところではエネルギー効率が悪く採算が合わずに小規模の発電機を新しくまた導入している状態です。プラント等々</p>

	<p>まだまだこの分野では日本の技術は遅れているようでヨーロッパ製プラントを使用しているところも多いようです。なにより電力の需給に限らず仕事にも繋がっていくということが良いことで、高山市ではバイオマス発電でも売電と今課長言われましたような、温泉施設への熱販売へ採算性がある運転ができていて、加えて高山市木の駅プロジェクトで市内に土場を七カ所用意し、そこへ週一回駐在して回り市内のペレット工場まで運ぶ、土場が木の駅という訳ですが、そこへ自分の山で切り出してきた木を運び軽トラ1台2千円分の地域通貨で、小海でいえばPネットみたいなものですが、買い取ってくれる仕組みで農家が野菜を直売所に持っていく感覚で行っているそうです。山へ入る人が増え、木を出せば出すほど地域通貨が発行され、地元商店も元気になっているそうです。隣の上野村では電力と熱をきのこセンターに活用し、新たな利益と雇用を生み村の活性化に重要な役割を果たしているそうです。我が町でも里山整備、森林資源の活用には本腰を入れて取り組むべきだと思います。それには町で専門的知識のある職員を置くべきだと思いますがいかがでしょうか。</p>
町長	<p>お答えいたします。来年度4月からですね一人、林政アドバイザーというポジションで一人入りますけれども、今、的埜議員仰る里山整備というものは非常に大切なものだとことを国も県も推奨しております。そして森林環境税等を我々も利用しその活用を目指すところでございますけれども、元に戻りますがバイオマス発電につきましては議員の仰るとおり大規模のものはほぼ壊滅的な状態だということは認知しております。小規模のものについて果たしてその内容がどうかというものをこちらで検証しているところではございますけれども、まだ途上でございます。したがってその施策は非常にこの町に合っているものだとことを理解できれば進めるというものもありますけれども、2メガワットと仰いましたけれども、これは大変大きなものでございまして、それに付いている土地あるいはその材が間に合うのかというようなものにつきましては相当深い検証が必要だと思いますので、森林組合をはじめ個人の林業経営者、数社ございますのでその皆さんとまた協議をして、森林こんなに沢山あるんですから、その利用の方向というものは考えていきたいと思っております。</p>
9番議員	<p>2メガワット以下ですのすいません。来年度、林政アドバイザーを置いていくということで、その方は専門的知識があるのかどうかそこだけお答えください。</p>
総務課長	<p>お答え申し上げます。正直申し上げまして新規採用の、森林組合の方で新規</p>

	採用をする職員でございまして、採用後研修を受けさせて新たな森林管理システムの導入に向けて動いていきたいということで考えています。
9番議員	新規採用ということで、やはり専門的では今の段階ではないということですので、派遣で来たとなるとその来た人を指導する人もいると思いますがその辺はどうお考えでしょうか。
総務課長	当然町の中でもこの林業のポジションをやっていたものもおりますし、あと森林組合の方でもこちらに派遣しっぱなしということではなくて、いろいろな指導はおそらくしてもらえと思うし、あと来た段階ですぐに研修に出しまして専門的な知識も覚えていただくというようなことで今のところ考えております。以上です。
9番議員	是非、新規採用ということなのでまだまだこれから勉強していかなければいけないということで、専門知識を得られるようにしっかりと研修していただいて町のために頑張っていただきたいなと思いますが、そのことはおきまして今、町長言われたように国の方針の中でも森林環境税の活用についてはこの後あるそうですが、今森林の課題になっている問題に取り組んでいくという方針で出されています。今度の森林環境税に関わってくることでパリ協定での目標である産業革命以前の気温上昇幅ですね、気温上昇幅を2℃未満と1.5℃未満にした場合についての比較で2℃はあらゆる点で1.5℃の上昇よりも自然や人間生活に与える影響ははるかに大きいことが明らかになっています。1.5℃未満を実現するには今後温室効果ガスの削減目標をこれまで以上に高め21世紀半ばにはCo2排出量を実質的にゼロもしくはマイナスにすることが求められています。再生可能エネルギー100%社会の目標に国産森林資源を活用する小規模木質発電、熱利用を全国各地で展開する必要があります。多くの森林を保有する自治体の果たす役割も大きくなってくると思います。そういう意味では森林環境税等も活用しながらこの課題に主体的に積極的に取り組み、Co2の削減やエネルギー自給率の向上推進し地域を自立的に発展させていく時期が来ているのだと思います。バイオマス発電などの自然エネルギー事業は今後ますます世界的にも注目されてくると思います。長野県内でもまだ事例の少ない分野です。自然エネルギーへの転換そして災害への備え、鳥獣害防止等々、また山への関心を広げる小海型の里山整備事業を展開して雇用の創出ができれば全国からも関心が寄せられると思います。是非進めていただきたく要望し私の一般質問を終わりにします。
議長	以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。 ここで11時まで休憩といたします。

議 長	休憩前に引き続き会を開きます 次に第3番 井出幸実議員の質問を許します。井出幸実君。
<u>第3番 井出 幸実 議員</u>	
3番議員	<p>3番 井出幸実です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。町長も約一年間町長職を経験いたしました。色々なことが多くあった一年間だったことでしょうし、初めて経験することばかりだったと思います。今回初めての本格予算を作成する段階で大変なご苦労があったことと推測いたします。今定例会で施政方針、提出されました予算を拝見しますと新しい事業も本予算に計上され町長の意気込みが感じられました。今回は国民健康保険、国民皆保険について今まで私の考えてきたことや感じたことや持論を述べさせていただきます町長の考えを伺いたいと思っています。質問に数字が多く質問の中に出てきますがご容赦をお願いいたします。2月17日のシンポジウムの講演で協会けんぽの安藤理事長さんも話していました。今国民は国民皆保険の将来への不安や存続に対する強い危機感を感じています。少子高齢化により現役世代が減少しています。厚生労働省では現役世代の定義の変更を含め制度の見直しに取り組む考えを示しています。国民健康保険も自主自立を旨とし加入者に保険給付を行うだけでなく健康診断や人間ドック、がん検診などを通じて健康増進を図り国民皆保険を支えてきました。しかし国民皆保険が今岐路に立たされています。その原因の一つが高齢者医療への過度な負担です。高齢者の医療費は本人負担と税金だけで賄うことはできず現役世代の保険料も財源になっています。今では国民健康保険税のうち平成30年度当初予算で約24%が後期高齢者医療費に使われている現状です。町民課長に伺いたいのですが協会けんぽの安藤理事長さんの講演の資料によりますと協会けんぽでは高齢者医療制度への拠出金が支出のうち36.7%、健康保険組合では43.7%になっています。国民健康保険ではこの数字が24.0%になりますが割合が大変低いので何かの間違ひがあるのか国からの補助金があるのか数字の取り方が違っているのか正しいのか教えていただきたいと思っています。24.0%の出し方は分母に国保税の調定総額、分子に国保税の後期高齢者支援金調定額で計算しましたので申し上げます。</p>
町民課長	お疲れさまでございます。それではお答えを申し上げます。高齢者医療制度に対する国保、協会けんぽ、健康保険組合といった各保険者の負担の違いは各保険者で被保険者の年齢構成や所得等に差がありまして各保険者で負担

	<p>できる能力にも差があるということでございますので、現役世代が多く加入する保険が多く負担してもらおうという制度になってございます。前期高齢者に対しては前期高齢者が多く加入する国保等については前期高齢者の医療費に対して交付金が交付され、拠出金は少なく被用者保険等については現役世代が多く加入しているため拠出金を払い、全国の前期高齢者交付金の財源として負担をしていただいております。また後期高齢者医療制度に対しましては74歳以下の方が加入する全ての保険から支援金が拠出されまして支出全体の40%を負担しているという制度になってございます。支援金の負担方法につきましても国保の場合は被保険者数割が一人当たり約61千円になっておりまして、被用者保険等は全面総報酬割といったように被保険者の年齢構成が高い保険者への配慮がなされておりますので、被用者保険に比べ国保は負担が少ないといった状況になってございます。以上でございます。</p>
<p>3 番議員</p>	<p>ありがとうございました。ある程度現役世代が多いところは多くなっておりまして国保の場合には前期高齢者については国からの交付金が出るということで解釈をさせていただきたいと思っております。それでは現在、病院などにかかった時に窓口で支払う医療費は後期高齢者で個人負担原則一割となっておりますが、今後は本人負担、税金、現役世代の保険料の三つのバランスを再考することが必要不可欠となってくると言われています。負担の議論だけでなく現在2.2人の現在世代が高齢者一人を支えている。2035年には1.7人が一人を支える構造になると言われています。高齢者とは高齢者という守ってもらった身になったと理解してまいりました。議会だよりの編集後記にも書きましたが長野、松本の市長さんも提唱しているように75才以上を高齢者と呼びましようと呼びかけています。町長も高齢者の定義を考えて地域社会に発信して欲しいものです。これについて次の質問が終わってからでいいですので町長の考えを聞かせてください。私も70才という高齢者の初心者になりました。テレビを引用しますと今年で私も71才になりますが、またまた年齢は自己新記録更新中です。まだまだ働けるうちは働きたいと思っております。このように思っている高齢者が沢山います。そこで町としても働く意欲のある高齢者には元気に働いていただく就労環境の整備や、シルバー人材センター等を活用し国民皆保険の支えて増やす施策を推進して欲しいと思っております。人間の死亡率は100%なんです。そこで国民健康保険加入者の健康づくりに一層励み健康長寿の延伸に貢献していただきたいと思っております。高齢者の定義、高齢者の就労環境の整備、健康寿命の延伸の3点になりますが町長の考えをお聞かせください。</p>

町 長	<p>お答えいたします。65才から74才が前期高齢者、75歳以上が後期高齢者とされており。国レベルの話ですが協会けんぽは国民の3.2人に一人が加入する日本最大の保険者であり、その事業所別規模を見ますと中小、小規模企業が多く事業所全体の8割が従業員9人以下となっております。高齢者の就労環境も同様の状況にあると推測されます。事業所規模が小さいほど保険受診率が低くなっているというデータもあり、中小企業の労働環境は厳しく個人のレベルでは健康増進が難しくなっているのが現状であります。保険者としては加入の健康意識を自ら高め、自らの健康づくりに取り組みやすくなるような環境を整備する必要があるかと存じます。その結果として国民一人一人の健康度の向上、医療費の抑制に繋がり国民や皆保険制度の維持に資することと考えます。私個人といたしましては私の町長就任時に申し上げ、6月の議会かと思われまじけれどもこの問題が取り上げられ、私の父は95歳まで現役で私から給料を取っておりました。そういった例もありますので我が町といたしましても働ける人はいつまでも働いてもらいたいというのが私のコンセプトであります。そして長く働いて喜びをもっていただいて、そして終末を迎えるというときにはやはり町民の皆さまがこの町に住んでよかったというような方向を考えております。また高齢者の定義でございますけれども、私も加藤市長、菅谷市長の考えには賛成ではございますけれども、それぞれの事業等々に影響の無い形の中で、そして町民の利益となるような形のものを取っていきたいと思っておりますので、私の考えはそういうことでお伝え申し上げます。以上です。</p>
3 番議員	<p>健康長寿の延伸についての話がちょっと今聞き取れなかったのですけれどもあったでしょうか。</p>
町民課長	<p>健康長寿ということの現状でございます。健康寿命は男女共に年々延びてきておまして、男性は2001年度には69.4才でありましたものが、2007年度には70才を超えまして、2016年には72.14才と男性の健康寿命が延びてきております。女性につきましては2001年に72.6才でありましたのが、2016年には74.79歳まで延びてきてございます。平均寿命と健康寿命の差は介護などが必要となる期間、この差を縮めることが社会保障費の抑制につながるということでございまして、2016年の平均寿命と健康寿命の差は男性で8.8年、女性で12.3年ということで2013年と比べても男性で0.18年、女性で0.05年ということで改善がなされて健康寿命は延びてきております。医療費の抑制という見地からの大切なことだと認識をしております。以上でございます。</p>
3 番議員	<p>今、健康寿命について、やはり医療の抑制に向かってということになります</p>

	<p>ので今の答弁を聞いて大変安心をしたところであります。町民課長に伺いますが現在の国民健康保険加入の世帯数、加入者数及び町の人口による国民健康保険加入者、世帯の加入率をお願いしたいと思います。後期高齢者は当然含まないでいただきたいというふうに思っております。</p>
町民課長	<p>お答えを申し上げます。まず国保加入者の世帯数と加入者数でございます。直近の数字としまして平成31年今年の1月末現在で後期高齢者除きました74才以下の人数でございます。国保加入世帯が757世帯、加入者数が1,272人、町の人口が町の全体ですと1,526世帯、74才以下の世帯ですが、その加入割合でいきますと世帯数では、ほぼ50%の世帯が国保加入の世帯ということになります。また加入者数につきましては町の人口が1月末現在で3,584人、74歳以下でございます。国保加入が1,272人ですので人数としては35%という率になってございます。以上でございます。</p>
3番議員	<p>ありがとうございました。国民健康保険に加入している人の世帯は757世帯、加入率で50%、人数では1,272人、35%ということです。国民健康保険に加入している世帯の家族は一世帯当たり二人に満たない訳です。後期高齢者が入っていないので単純にはいかないと思いますけれども加入者の中で国民健康保険税の軽減世帯7割5割2割を合計すると世帯では430世帯57%、人員で638人50%になります。そうしますと軽減世帯では一世帯が、一人世帯が単純計算で67.4%になります。いかに弱者の皆さんが多く国民健康保険に加入しているかがわかると思います。国民健康保険加入者は他の保険に入れない人や所得のある間は他の保険に加入し年金暮らしになった人、所得が少なくなった人、町を元気にするバロメーターである自営業者の皆さん及び弱者と呼ばれる皆さん等が加入をしています。所得がある程度ある皆さんは他の制度に加入しています。しいて言えば町を元気にする皆さんである自営業者の皆さんが小海町の弱者の皆さんを支えていると言っても過言ではないと思っておりますが町長の感想を聞かせてください。</p>
町長	<p>幸実議員仰せの通りでございます、元気の者が元気じゃない者を支えると、これは世の常だと思っております。それがあまりにも過重なものになったりということは、やはりこれはまずいことではございますが現状とすればそういうことだと思っております。</p>
3番議員	<p>ありがとうございました。考えは大体私と同じというふうに理解をさせていただきました。次に私もあまり良く分からないので町民課長に伺いますが、平成27年度に退職者医療制度が適用なしとなったと聞いていますが、適用していた時と適用なしとなった現在の退職者医療の財源内訳をお聞かせ下さい</p>

	い。それと退職者医療制度が無くなり国民健康保険税に跳ね返った分はあるでしょうか。
町民課長	お答えを申し上げます。退職者医療制度につきましては今申された通り、今経過措置に入っている状態で、平成31年度をもちまして退職者の関係の医療費の支出は無くなってまいることになります。退職者国保の保険税につきましては、これは全額退職国保にかかる医療費や支援金等に全額充当されております。不足分は支払基金が交付金措置をするということになっておりますので制度開始前と終了後とで財源につきましては変わりなく、全て退職者国保にかかる医療費、支援金等に充当されておりますので変更は無いということでございます。以上でございます。
3 番議員	財源的に国民健康保険税に跳ね返ってくることは無いと聞いて、そういうふうに理解をしてよろしいということでございますので安心をしたところであります。国民健康保険加入者の今後の見通しについて町民課長に伺いたいと思います。人口減少後期高齢者の移行により加入者が減少するのではないかと考えているのですがどうでしょうか。小海町の国民健康保険加入者の推移と分かりましたら全国的なこともお話いただけたらと思います。
町民課長	お答えを申し上げます。仰る通りで国保加入者は毎年減少傾向にございます。これは町としても全国的にも同じ傾向にございます。町のほうで申し上げますと平成25年度末5年前には国保加入者が1,576名おりましたが、毎年約3%減少ということで先程言いましたが平成31年1月末現在では1,272人と300人この5年で減少してございます。町長の施政方針の中でも触れられておりましたけれども町で平成27年に策定しました町ひと仕事創生総合戦略におきまして2040年の目標人口を3,050人と設定しましてあと20年でほぼ現在の3分の2になるという予測ですので、国保加入者についても町でも全国的にも今後も減少傾向は続くことが見込まれてございます。以上でございます。
3 番議員	ちょっと町民課長に聞くことが多かったんですが町長も今町民課長の答弁を聞いた中でこれから町長に質問をしていきたいというふうに思います。今まで社会そして高齢者の皆さんを支えてきました団塊世代も後期高齢者になってきますので、これからの医療行政は町長にとっても大変なご苦労があることと思っています。少子高齢化や国県の人口の減少により国民健康保険加入者の減少は避けられない。国民健康保険だけでなく他の保険も同じことだと思いますが、高齢者の割合が多くなり現役世代の減少とこれから医療行政について見通しが暗いことばかりです。小海町だけでなく国全体で考えていかなければならないとは思っていますが、これからの医療行政について町長の

	考えがありましたらお伺いしたいと思います。
町長	お答えを申し上げます。我が町は少なくとも佐久総合病院等々の施設が大変充実しております、医療関係については自信の持てる町であると私は認識しております。そういう中で医療費の高騰、それから支える人口の減少ということは否めない形でありますけれども町としても少なくとも出来ることはやっていくという姿勢でございます。その他のちょっと細かい数字につきましては町民課長の方からお答えさせていただきますのでお願いいたします。
町民課長	それでは通告の中にもございますけれども、団塊の世代が全て75才以上となるのが2025年5年後になってございます。75才以上が全人口の18%となりまして、それ以降医療費はますます増大する見通しであり、議員さん仰います通り国民皆保険制度の維持における課題となっていると認識しております。一人当たりの医療費につきましては前期高齢者は2015年度の510千円から2025年度には32.7%増えまして一人当たり670千円、後期高齢者におきましては950千円でしたのが2025年には26.5%増えて一人当たり1,200千円になるという推計がされております。前期高齢者の一人当たり医療費は64才以下の方と比べますと3倍程度、後期高齢者に至っては64才以下の方々の5倍を超えているというのが医療費の実態でございます。したがって行政としましては高齢者医療につきましては安定的な財源を確保し、世代間の給付と負担の在り方を公平に見直すことが必要とされますが、具体的にどう動いていくのかは全国的にも厳しい状況が続くというふうに思っております。以上でございます。
3番議員	ありがとうございました。これからはちょっと国民健康保険、我が町についてのちょっと質問をさせていただきたいというふうに思っております。国民健康保険加入者の皆さんは国民健康保険税それから介護保険料納付に大変な負荷を感じていると聞いています。平成30年度の国民健康保険税一世帯当たり 178,305円、後期高齢者支援金分43,365円支払っています。一人当たりでは税金106,114円、後期高齢者支援金分25,807円となっています。減額世帯以外ではもっと数字は、数字的には多くなります。そこで町民課長に伺いますが所得に占める医療費分の国民健康保険税、小海町分と協会けんぽ、組合健保、共済組合の負担割合をお願いします。
町民課長	お答えを申し上げます。国保、協会けんぽ、組合健保、共済組合、各組合の所得に占める保険料の負担割合ということでございます。国保が低所得者に配慮した税率となっていることもありまして軽減対象世帯は4.9%から10%弱ということになっております。それから中間所得等については保険料の負担

	<p>割合10%を超える所得階層もあります。これが国保の場合であります。また国保の場合ですけれども被保険者が増えれば均等割があるために負担割合が15%を超えてくる場合も出てまいります。他の協会けんぽ、健康保険組合、それから共済組合は所得が少ない世帯につきましては負担割合が15%を超える負担割合になっています。それから所得が増えるにつきまして中間所得層につきましては平均で10%の負担割合なってきましたして所得が大きければ大きいほど負担割合は下がっているという状況でございます。以上でございます。</p>
<p>3 番議員</p>	<p>今、国保税の関係について答弁いただいた訳なんです、私の計算でいきますと所得割が今、国保税は応能、応益に分かれておりまして応能の部分についての所得割そのものの金額が100分の、うろ覚えで申し訳ないんですが8.4%の税率だというふうに解釈しています。そうしますとそこに固定資産税の分が乗っかりその他に平等割、均等割が乗っかっていきますと当然国保税そのものは12%の所得オーバーするのではないかというふうに試算をしている訳ですけど、今の答弁いただきましたのでそれはそれとして後で研究をさせていただきたいというふうに思っております。7割、5割、2割の軽減世帯で税金を軽減しても町民が国民健康保険税が高いと言っていることはある程度ご理解をさせていただきたいというふうに思います。国民健康保険に加入している皆さんが他の制度より重い負担をしているということもご理解をさせていただきたいというふうに思っております。国民健康保険税は県に統一され納付金を納めれば済むことになりました。今まではある程度小海町の過去の医療費の経験値を踏まえ国民健康保険税を算定してきましたが、これからは県が主体となり国民健康保険税を算定するわけでありますから、町としては医療費の動向には安心できると思います。しかし町の医療費の動向経験ではない税金の算定となるので、算定が多くなることは考えられますので心配もしています。例えば平成31年度予算では県への納付金をみますと178,194千円となっていて前年度対比10.3%の増額となっています。保険給付費は375,045千円で前年度対比-4.1%となっています。国民健康保険税も現年度課税139,874千円、前年度対比8.9%の増額となっています。昨年度の税金に8.9%の上乗せになるということです。保険給付費がマイナスになれば当然税金は下がっていいような気がします。小海町の医療費の経験値を踏まえて課税とならないのでこのようなことが起こったと心配していますが町民課長いかがでしょうか。それと県の新制度である財源安定化基金交付金について説明をすいませんがお願いをいたします。もう一つ県が主体となった</p>

	<p>ので一般会計からの繰り入れもある程度は認めると国保新聞で読んだような気がするのですが現況はどうかを含めて説明をお願いいたします。</p>
町民課長	<p>国保制度につきましては平成30年度から長野県、県も保険者となったということでございます。県への納付金を納めて医療費を払っていくという仕組みになってございます。県への納付金が今言われましたように増えておりますので、一割程度増えておりますのでその分国保税の方で予算上も措置が必要になってきておまして、その実際の税率につきましては5月6月に実際に前年度の所得が出たところで実際の税率は賦課をさせていただくこととなります。予算上は納付金の増に伴って税金も多くなってきておるという状態でございます。それから今申されました県の制度でございます。財政安定化基金というものの説明を簡単に申し上げます。財政安定化基金交付金といいますのは、県に基金を設置いたしまして市町村で災害等の特別な事情が生じた場合に市町村の財源不足を補填するために財源不足額の内、保険料収納不足分の額の2分の1以内を交付するという制度でございます。その交付分に対する補填については国と県と市町村が3分の1ずつの負担をするということになっております。以上でございます。</p>
3番議員	<p>一般会計からの繰り入れについて国保税で、国保新聞で読んだ気がするんですがそこんところちょっとすみませんが。</p>
町民課長	<p>すみません。その部分ちょっと私も読んでない部分がありまして承知しておりませんので、またちょっと勉強させていただきたいと思っております。</p>
3番議員	<p>ありがとうございました。いずれ今年の税金で8.9%上がるということなんですけど小海町に対して激減緩和処置があった中で8.9%上がるということを知っておりますので、ある程度心配をしているところであります。次に特定検診についてでありますけれども、お伺いをしていきたいと思っております。特定検診の受診率は平均、全国平均で29年度37.2%、長野県平均46.5%となっておりますが小海町の受診率はどのくらいでしょうか町民課長よろしくお願いたします。</p>
町民課長	<p>お答えを申し上げます。小海町の国保に加入されている方の特定健康診査の受診率でございますが、10年前の平成20年度は43%でありましたけれども27年度になりまして50%を超え、29年度につきましては51.2%となっております。29年度の県平均が47%ということで県平均は超えてきております。小海町の51.2%というのは県下77市町村中37位ということでほぼ真ん中辺りに位置していることとなります。</p>
3番議員	<p>小海町の受診率が51%ということでございます。町でももっと健康診断の受</p>

	<p>診率を上げることは可能と思います。歯科検診にも取り組んでいかなければならないと思っております。町民の皆さま方が声を掛け合って健康診断や歯科検診などに出かけていけるようにもっと町として広報等が必要と思いますが町長の考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>幸実議員の仰せの通りでございます。小海町には優秀な歯科医院が多くございます。従って虫歯の少ない町だと思っておりますが、我が町としてのやはり姿勢はそれを推進するということは大変必要なことだと思っております。従って健康な町、元気な町作る礎となりますので積極的に推進していきたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>黒澤町長に申し上げますけれども、議員名前を上の方の苗字のほうでお願いします。</p>
3番議員	<p>ありがとうございました。国民健康保険も自主自立の道を探しながら、国民皆保険存続のため一翼を担っていかなければいけないと思っております。そこで国民健康保険税の町単独の軽減、減免が出来ないこと、一般会計からの法定外繰入が出来ないことは理解しますが、人間ドックの補助のように多子世帯支援事業に対しては一般会計から一般財源を繰り入れても良いのではないかと考えていたのです。多子世帯支援金は今の小海町にとって理にかなった良い事業だと思っております。少子高齢化で悩む町としては、脱却に向け各種の事業を実施している中で多子世帯支援金事業は町の現状打開のため一事業として国民健康保険会計で実施する制度の位置づけだと思っておりました。当然一般会計から繰り入れをしてもいい制度だと思っております。しかし平成30年度では一般会計からの繰り入れが無いということは、そうでなくても国民健康保険税が高いと加入者の皆さんは感じているのに多子世帯支援金分がもろに国民健康保険税に上乗せになります。多子世帯支援金分の一般会計からの繰り入れが法定外繰り入れに該当しないのであれば繰り入れを実施すべきだと思っておりました。平成31年度は多子世帯支援金事業は一般会計に予算計上をしていますので国民健康保険税に直接関りが無くなりましたが、一般会計に計上した詳しい経緯の説明をお願いいたします。すみませんが簡単によろしく申し上げます。</p>
町民課長	<p>仰られます多子世帯支援事業でございます。これは国保加入世帯で18歳以下の子供さんが3人以上おられる世帯に対しまして3人目以降均等割り分を補助するという事で、昨年30年度に何回か議員の皆様にもご説明申し上げまして、12月補正で国保会計のほうからの支出ということで、30年度につきまして3月補正でまた一般会計という手法も考えたんですけれども、他の補助</p>

	<p>金等の絡みもありまして30年度につきましては12月補正でお認めいただいた国保会計の支出で是非お願いをして31年度以降は仰られるように建設国保、医師国保も含めた中で一般会計から支出をする事業にしたいということで推移してございます。以上です。</p>
3 番議員	<p>時間も無くなってきましたのですみませんが次に進ませていただきます。最後になりますけれども国民健康保険税には応能・応益の制度があり家族構成や所得等により税金を算出されます所得がある一定の以下の世帯には応益部分の均等割、平等割が7割、5割、2割の税金が軽減されます。軽減された税金は国、県、町で補填しているの税金に跳ね返ることは無いのですが、問題は応能・応益の割合あります。現行の応能・応益の割合は64:36です。応益部分の割合が少ないということは均等割、平等割の基礎数値が小さいということになります。軽減額も小さいということになります。強いて言えば町の負担も少なくなるということです。県が示す標準保険料比率では3方式で応能・応益の割合は53:47です。応益割合が多くなるということは減額、軽減額が多くなりそれを補填する国、県、町の持ち出しが多くなるということです。小海町の現行と県が示す標準保険料率との差額が幾らになるかと計算をしていただきました。現行では国、県、町の補填額は24,992千円、標準保険料率では28,234千円になります。差額3,242千円となりますし、現行と標準保険料との差額3,242千円を誰が負担しているのかということと大部分が軽減世帯ではない人達が多く税金を納めていることとなります。3方式でも小海町の現行、4方式でも同じ結果になると思います。どうして現行では応益割合が36と低いのか私なりに解釈すると応益部分割を多くすると当然均等割、平等割の基礎数値が上がりますので軽減処置があっても残る金額は多くなるので税金は多くなります。低所得者の皆さんの税金を安くするための考えからとっています。国民健康保険はやさしく思いやりのある・思いやるに下づくろいのある保険であります。しかし現行では低所得者に優しいが軽減世帯以外の人たちには負担を強いている訳で考えさせられます。応益部分を県が示す標準保険料に近づけることによって町の補填が増えることを考えれば現行の応能・応益率で課税した場合、町として何らかの支援をしてもいいのではないかと考えていますが町長如何でしょうか。</p>
町 長	<p>只今のご指摘でございますけれども、現行の制度に無理のないところで、あるいはルール違反の無いところで町が出来ること、それは町がやるべきだと思いますのでそんなふうにお考え願いたいと思います。</p>
3 番議員	<p>ありがとうございました。今あの法定外繰入という言葉を使わなかったこと</p>

	<p>をちょっと考えていただいて町長の答弁でそれで結構だと思いますのでよろしくをお願いします。誰もが安心して医療が受けられるよう世界に誇れる国民皆保険がさらに安定した持続可能な医療保険制度として構築されるよう願っています。小海町は先程町長の答弁にもありましたが、医療を受ける住民にとっては大変恵まれた環境にあると思っています。そんな小海町に住んでいることに感謝もしています。今回は自分自身として感じてきたことや、持論を質問させていただきました。丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。これで私の一般質問は終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>以上で第3番 井出幸実議員の質問を終わります。 ここで12時50分まで休憩といたします。 尚、12時20分から議会運営委員会を開催しますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に第8番 篠原義従議員の質問を許します。篠原義従君。</p>
<h2><u>第 8 番 篠 原 義 従 議 員</u></h2>	
8 番議員	<p>8番 篠原義従です。よろしくお願いいいたします。久しぶりの一般質問であり傍聴のお客様に沢山来ていただいていささか緊張して上がり気味です。30分ほどよろしくお付き合い願いたいと思います。また3.11東日本大震災に遭われました多くの皆様に改めましてお見舞い、お悔みを申し上げます。通告に従いまして質問をさせていただきます。黒澤町長にとって町政に対する思いや考えを込めた31年度予算だと思います。予算全般に対するご自身の評価、これからの抱負などお聞きしたいと思います。町長よろしくお願いいいたします。</p>
町 長	<p>只今、篠原義従議員から31年度予算について自身の評価という質問でございます。施政方針でも申し上げましたが31年度予算につきましては、私も任期後3年の中で公約に掲げさせていただきました施策について積極的に進めていきたいということでご提案させていただきました。事業はこれからですので評価は町民の皆さまがしてくれると思いますが、計画については私の考えていることは概ね盛り込んであると考えております。思うところはまだまだありますがいっぺんにという訳にも行きませんので今回の提案になっております。元気な小海町を作りたいということではありますが、町を元気にするということは、まず一人一人の存在を認めやる気がある皆さんをまずサポートしていくとそして育てる。そして元気になった皆さんがまた周りを引き込み、やる気を出させ元気にしていく。こういった流れができれば徐々に町は</p>

	<p>元気になっていくものではないでしょうか。そういった流れを作りたいということで今回チャレンジ支援金事業を提案させていただいております。是非多くの応募をしていただきたいと思っています。またもう一つ重要なことは安心して暮らせる町づくりではないでしょうか、ますます高齢化が進む中で安心して一生暮らせる町づくりのため、移動販売事業など関連予算を計上いたしました。お願いした全ての予算が今年度スムーズに実施できますよう格段のご配慮をお願いするところでございます。以上です。</p>
8 番議員	<p>ありがとうございました。初心忘れるべからずという言葉がありますので行政幹部との意見の違いもこれから出てきたりすると思いますけど初志貫徹で頑張っていたきたいと思います。それでは次の質問に移らさせていただきます。八峰の湯の今後ということでお聞きします。私も観光交流センター審議委員会の委員ですので先日の審議委員会に出席させていただきました。短い時間での議論ですので私も満足の出来る質問も出来ませんでした。全協でも議論しますがあえてこの場で質問させていただきたいと思います。温泉の赤字運営につきましては町民の皆さまも心配をしているところであり、そして私が議員になった頃からの懸案事項であり、私も交流センター委員になりまして2年近くなりますが委員会では毎回同じ質問が出、毎回同じ議論がなされ、毎回同じ結末に終わるということで、この2年間とは言わず私が議員になって6年近くなりますけれども八峰の湯の改革はぜんぜん進んでおりません。食材の仕入れ問題から新しいメニュー、券売機、セルフサービス等々赤字は何とかしなければならぬという考えは皆さん全員持っていると思いますが中々改革が進まないというのが現状であります。そこでですね課長にお聞きしますが、この様な問題を、課長何年温泉に携わりましたか知りませんが、どのように考えてやってきたか。また先般駐車場で細かな事故、トラブルがあるということで駐車場を整備したらどうかという話も出ました。その点についてもちょっと答弁をお願いしたいと思います。課長お願いします。</p>
観光交流センター 所長	<p>それでは私のほうからお答えをしたいと思います。八峰の湯の運営審議会、毎回同じようなということでございます。特にレストランの運営につきまして食材ですとか、メニューですとかということで議論になります。八峰の湯メニュー設定が基本的には忙しい時間帯ですとか繁忙期を設定をしてお客様をお待たせしないで、それでしかも尚且つそれ相当の満足いただける内容という設定でございますので、単価等が一定程度高上りというのは否めない現実だと思っております。しかしながらアンケートなどを回収したものを拝</p>

	<p>見いたしますとこの種の日帰り温泉としてはそれなりに高い評価だというふうに思えますし、私自身この間、1年ですけれどもそれなりの思いで幾つかの施設を回ってみますと、うちの温泉レストランそれなりにレベルが、しっかりしたレベルであるというふうな思いもございます。今現在、春の新メニューということでもう一段地域の物を使った物を、それからある程度女性をターゲットにしたものということで新メニューを考えております。それからこの秋に消費増税が予定をされておりますのでそれに向けてということも含めまして全てのメニューについて単価表の作り直しを今しております。全部できている訳ではありませんけれど、ざっと見て改善点あるところはあるかなという感じはしております。そういったところを見て必要があれば思い切って見直しもしていきたいというふうに思っております。それから券売機ですとかフルサービスの話ございました。券売機についてもフルサービスにつきましても特に一番忙しい時に券売機、フルサービスでどういうふうな形になるのかなということ、施設の構造の問題もございまして、それから支払、精算方法をバーコードで最終的に一括清算になりますので、その辺のかなり運営の根幹に関わることになりますので、これまでも15年位経過したところで本格的な施設改修ということが予定をしておりますので、これからまたご論議をいただく内容なのかなというふうに考えております。それから駐車場の件ですけれども、ご指摘の通り先日も若干高齢者の方、本来止めちゃいけない所に停めてということがございました。確かに高齢者の方、大概是小さな軽の車で来られる方多いんですけれども、止め方を見ますとかなりズレ、ちょっと強引な止め方がちょっと目立つ感じがいたします。あそこを広くというご議論も前、井出幸実議員からも話をいただきました。これも全面的な見直しになりますので、これも今すぐという訳にはちょっといかないのかなと、そもそも駐車場のキャパシティーはそんなに広くありません。あの施設で一番忙し時1500人とか入る訳ですので、その辺考えても駐車場を狭く、台数を狭くということも出来ませんので、それも含めまして施設改修の段階で少し考えていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>私は温泉の役場職員がですね、2年位で交代していつも1年生の役場職員が行くから、また一からやり直さなくてはいけないということにも問題があると思うのですけれども、そこらへんはまた町長に、課長からは何とも言えないと思いますから、また町長に聞きますけれども券売機、委員会での説明は大変高額な費用が掛かるということだったんですけれども、そこらへんの説明</p>

	を町民の皆様に分かるようにお願いします。
観光交流センター 所長	先ほど申し上げましたけれども、八峰の湯の精算方式が今現在、お帰りの時に一括精算になっております。券売機を入れて尚且つその方法をとということになりますとシステムの大幅な改修が必要になってまいります。見積を取りますと一千数百万という費用になります。となりますとお金を掛けて、例えば職員がどの位減になるかちょっと分かりませんが、そこが回収しきれぬのかどうかということがございます。それから券売機でセルフでということになりますと、今作っている厨房から向かいにあった食べる場所に動かなければなりません。となりますとその間というのは他の一般の皆さんがトイレですとか休憩ですとかで通るところになります。繁忙期にそういった体制というのは今の形態では非常に危険ですということもございます。今言ったように今の施設の形の問題、それから費用面の問題ということがありまして直ぐに今年、来年直ぐにやりますという話には中々ならないという意味合いで審議会ではお答えをしたと思います。
8番議員	私も八峰の湯は利用しますからセルフサービス、それちょっと無理があるかもしれないですね、あそこはお客様、奥へ行くお客様と交差して熱い井物を他人様に掛けてしまっということも起きないとも限らないということでその改修工事にまた大金掛かるということで、その食券のその券売機はその、そんなに大きなお金が掛かるものなんですかね。
観光交流センター 所長	私もそんなに掛かるもんだとは思っていませんでした。中間的にあの今流行りのタブレットで注文できるような形に簡単にできないかなと思ったところ、それも実は精算方式を同じようにしようとすると、あのコンピューターのシステムを大幅に改修しないとイケない、券売機も付けるようにしようとすると同じように大幅なお金が掛かります。汎用物で出来るのかなとある程度思っていたのですけれども、それぞれがいわゆるシステムが一品物なんだそうです。でシステム改修に大幅なお金が掛かるということのようでございまして、ちょっと簡単に導入ということが中々難しいという現状でございます。
8番議員	高速道路の一般食堂、食事処入っても食券とセルフサービスが同時になってやっているということでね、元々そういう事を目的とした作りになっているからそれが出来ると思いますけれどね。中々難しいところなんですね。分かりました。次に町長にお伺いします。先程も言いましたけれども、このままではいけないと認識は町長もお持ちだと思います。審議委員会にゆくゆく温泉入浴料の値上げを検討していただきたいとの要望も出されましたが、

	<p>値上げにあたってはいろんな改革がないと中々皆さんの値上げよろしいですよという話にはなっていないと思うんですよね。そこで町長これが町長の力の発揮しどころだと思いますけれども民間の感覚、私も小さいながら企業をやってますけれども赤字になんていうのはとんでもないことで、何が何でも利益を上げるんだということで我々も頑張っている訳なんですけれども、その一番の長である町長がどういう将来構想をもっているか、八峰の湯はゆくゆくはこういうふうにして、こういうふうにしていくんだということを知りたいと思います。是非、町民がね納得できるような答弁をひとつお願いします。</p>
<p>町長</p>	<p>八峰の湯の件に関しましては私も観光協会長の時から運営委員会に携わらせていただいております、篠原議員の仰せの通りの約40,000千円という数字の赤字という表現で出したんですけれども、10人の審議委員の皆さん、井出薫議員を長として10人の審議委員の皆さんがおいでになります、そこに提出した数字はですね職員の給与それから起債ですね借金の返済。それから入湯税それら全て含めたものでございまして、これが40,000千円ということでございます。仮にこれを引いたらという話は経営ですのでこの場ではいたしません。しかし一番足かせになっているのは、そのマイナスと言われる部分では職員の給与ということになりますので、本庁のこのですね役場の人間も足りない状況でございます。従って定数を増やすあるいは他の施策を考えてみた場合に、八峰の湯はこれからは一人体制でいけばいいんじゃないかというふうには私は考えております。そして、それをやがてゼロ、いわゆる民間委託じゃないんですけれども、もう10年も勤めてくれている職員もおります。そして中身も優秀で分かっている方もおりますので、そういった形にその彼らもちゃんと生活できる数字をお支払いして委譲していくというのも一つの手ではないかと思っております。それから只今、券売機というようなご指摘ございましたけれども、私はお金は掛かってもまず町民の皆さまにどういうサービスが出来るかということが一番の基本ではないかというふうに思います。その中でさらにマイナスを減らしていくということが一つの絶対的な条件になってこようかと思っておりますが、これは今年度起債の償還が終わりまして、また次の改築等々大変な大規模な部分が出て来るやもしれません。しかしここで一段落出来るというような条件もございまして、それから仮に200円の値上げをお願いしてOKだという話になってきますと、その対象であります550千人ですかねそれをやりますと11,000千円の増収と、それから他に付きましても諸々を考えていきますとこれは経営は出来るという判断を私はしております。</p>

	<p>す。従ってサービスの低下の無いよう今後努めると同時にその辺を改革と位置付けていただければありがたいと思いますが、ここ10月からの値上げをお願いしている訳なんですけれども、その翌年ですね、そこではっきり数字あるいは成果が出せるよう私も努力してまいりたいと思います。ただね赤字といわれるものを野放しにしておくということは私はしません。以上です。</p>
8 番議員	<p>大変前向きな元気のある答弁をいただきまして心強く思います。今言ったように起債も終わって借金も終わってこれからだんだん良くなるということで、是非実行してもらいたいんですけれども、町長、役場職員ここで2人引上げたらどうですか。長年勤めた優秀な社員がいますのでその人をトップにして、ある程度の援助、口出しはしていかないと思いますけれども、役場職員引上げると約20,000千円ばかり負債が無くなってその20,000千円が減ると町民から大受けになると思いますけれどもどうでしょうか。</p>
町 長	<p>篠原議員の提案も一つの案だと思いますけれども、私は一番懸念されるお客さんへのサービスの低下、そういうものが懸念される中では、来期1期は2名体制でやらせていただきたいと、そしてその中でやがての目標をちゃんと決めていくということで、いきなりその2名を外すということは大変困難な作業になってくると思いますのでご理解願いたいと思います。</p>
8 番議員	<p>はい、わかりました。今まで永年やってきた方法ですのでいきなり外すと、また余分なトラブルが起きるということでそれも理解できます。それでも只今答弁してもらったように前向きにいずれ赤字ではまずいということで一つよろしく願いいたします。それではですね3番目の質問に移らせていただきます。小海町に沢山ある自然エネルギーについての質問をさせていただきます。町長には小海町町民が一挙手一投足をずっと見ているところだと思います。私も町にある自然エネルギーを見つめ直し活用して町を元気にする、そういうことを公約といいますか議員に出る時に手を挙げて述べてまいりました。中々この小海町の現状を見た時には大きな企業と言わないまでも企業を持ってくるということは大変だということで、ならば自分の所にある財産を活用して町を元気にしたらどうかということで自然エネルギーを使った何かをしましょうということで議員になりました。そしてこの間6年間弱、私は総務産業畑に身を置きまして自然エネルギーの先進視察を行い勉強してまいりました。そして沢山の提言、視察に行ってきた感想などを町に述べてきましたけれども、中々行政側とは噛み合いませんので何一つ自然エネルギーに関しては町は進んでおりません。そこで政権が変わりまして黒澤町長になりましたので、また敢えて述べさせていただきますけれども、その中の</p>

	<p>一つ水力発電です。小海町の米どころ釜掛の福山田んぼ、小海町の基幹産業である農業を福山田んぼは支えてきました。稲作で支えてきました。その豊富な水が大部分利用されずに流されているということで非常に残念であります。それでその福山用水を使うということは福山用水の水利権を持っている豊里林野水利保護組合、その組合長が今、町長な訳なんです。そこで町長にはお願いしたいことがある訳なんですけれども、豊里林野水利保護組合をオーナーにして、北財それから有志の支援を受けてこの水力発電を是非勉強してみたらどうかと、今まではこういうことを言うと莫大な金が掛かるとね、スクリーンその水スクリーンをかけてゴミが溜まったそのゴミ処理に大変お金が掛かるとかっていうことを再三言われてきましたけれども、あの水は中部電力が一回水力発電を起こして、その後の水だからそのゴミは無いそうです。それで水利権を持っている保護組合の長が小海町の長であるということで条件は非常に整っていると思います。町長と前ちょっと先般話した時にはその町の何かに使うなら仕事に入りやすいと、例えば農業に何か使うとかね、どこどこで電気が足りないとかいうなら入りやすけれども中々皆さんの合意を得るにはという話にはなりましたがけれども、私は将来交付金に頼らない町づくりということを考えたときに売電でもいいじゃないかと、そういうふうに考えております。そしてこの事業は日本全国探せば入ってくる業者は沢山いると思います。でもそれは人のうちの小海町の水利、財産を使って売り上げたお金は東京に本社がある会社なら東京に持っていき、長野に本社がある会社名なら長野に持ってっちゃう。ということで是非これをね、小海町の豊水、豊水お金幾らあるか知りませんがでもお金持ちだそうですから是非考えていただきたいんですけれども、何が何でも2、3年にやるとかできりぎりなくて将来の小海町を見据えて計画を練ってもらえないかどうかということをお聞きしたいですけれどもお願いします。</p>
<p>町長</p>	<p>小水力発電の問題につきましては先般、小池捨吉議員あるいは渡辺均議員のほうからもご提案をいただきました。その中で今あの篠原義従議員の仰っていることはそれとはまた全く変わってしまって、町で単独でということでありましたけれども、起こした電気は先ず売電行為だということで、それはですね例えば小海の農業等々含めた中で巨額の一般財源を使って行うということには私は平等性が欠けるといってお答えしたと思います。さらに小池、渡辺両議員さんにはこれからまだいろんなものを提案していただくというような条件であるかと思えます。また小布施の町で今完成し行われている事業は3億ということで町の三セクで行っている訳なんですけれども、町が関わ</p>

	<p>っているのは1%ということだと認識しております。そういった例もございませんがやはり我が町で一般財源を10億とかという数字で出してやる企画は今年には誠に申し訳ありませんが毛頭ございません。そして今、豊里水利保護組合の方に持ち掛けたらどうかということでございますけれども、3月には全ての財産区定例会がございます。その中で豊里水利保護組合もございまして篠原義従議員がとは言いませんが、議会でこういう提案が出ているということは私は伝えたいと思いますので、その辺はご了解願いたいと思います。またあの自然エネルギーどういうふうに使っていくかということは非常に大切なことだと思いますけれども、私の考えは少なくとも我が町が自立するよりは中部電力は素晴らしい会社だと私は信じております。以上です。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>何と言いますか、ちょっと議論の噛み合わない所がある。私は町で発電所をやれとは言っているんじゃないんですよ、豊水が頭になって出資を募ってやったらどうですかとそういう事を勉強したらどうですか、これ一般財源使ってやるとしたらね、それは反対者も沢山いると思いますよ。10億15億20億そんなもの借金背負って、儲かるとはいえいつ何十年後に返済が終わるかわからない話はよしたほうがいいじゃないかと、役場職員も全てそうだと思います、役場職員は元々こういう事にはわりあい消極的なんですよ、私は一般財源を使ってやると言っているじゃなくて、いろんな所へ情報網張り巡らしてそれで将来のことを考えてやっていったらどうですかということで、今すぐこうで一般財源どうのこうのという話じゃない、それは3年後4年後10年後になるかもしれないけど、そういう礎を築かれたらどうですかと、そりゃこういう良い話ができれば、じゃあ私も一口乗るかというそういう話もあるかもしれない。ただね何もやらなければ何も生まれない。それはちょっと厳しいこと言うようですけども決まった交付金で回していれば、それは無難にいきますよ、それでは小海町、夢も希望も無いということに、町長には是非、無理難題とはわかっていてもその礎を築いていただきたいと思います。それでは次の質問に先般あれですね、南牧村で廃マルチ、町長ももちろんご存知だと思いますけれども、廃マルチの輸出が出来なくなったから廃プラで油を精製すると油を作ってそれを町のどういう所に使うか知らないがボイラーでね、いろいろ使うということが成功したんですかねあれは、油が出来るようになったんですけど、そういうある資源を使っていろいろ考える発想することに関連して、私あの八峰の湯のお湯、排水だけでも水じゃないだよ、水じゃ駄目なんだけども、それを利用してそのハウス、冬場のハウス栽培したらどうかと、温泉かけ流しでありますのでもったいない、いつも考</p>

	<p>えております。もしそれが出来るようであれば先般、佐久平の新聞に古谷さんの奥さんのお話が出てましたけどね、八峰の湯のへ冬場の野菜が無い時に 出してくれている大変ありがたい話なんですけれども、もしそれが出来るよ うになれば直売所へ出す野菜レパトリーが増えて、直売所も活気づくんじ ゃないかと、これは私の単なる発想でどっかが成功しているからこうだとい う話じゃなくて、それは駄目だという話も出てくるし、何とか頑張ればいけ るかもしれないという話にもなるかもしれません。ちょっとそこらへんの話 を町長、前向きにどうですかね。</p>
<p>観光交流 センター 所長</p>	<p>温泉の排湯という話ですけれども、いわゆるビニールハウスを使った施設園 芸、温泉の熱源を利用するという話。温泉の源泉の温度が高いところだと 必然的に加水をしない限り冷まさないといけないので熱交換を使って熱量 が、熱源が出てきますのでそれを利用してということは、例えばこの近くだ と温度が高い草津ですとか、あるいは北海道などでもそういった利用の仕方 は全国各地で行われているということは承知しております。それから最近で すけれども、今言った排湯36℃とか7℃ぐらいの排湯でも熱交換で熱源を利用 するという方法はあることはあるようです。そういった施設も実際にある ようです。ただ今、ビニールハウスというお話でございますと、せっかく熱 交換で出来た熱源をビニールハウスまで移さなければなりません。高温でか なりの熱源があるということであればその運搬ですとかっていうのをして も、ロスがあってもまだ賄えるということになろうかと思えますけれども、今 言ったように36、7℃、室温の22、3℃の差位のところ熱交換するようなん ですけれども、となると熱源がそれほど実は多くないということがありますの で農業ハウス、場所が何処かにもよりますけれども、そこまで熱源を移すと なりますと相当なロスが出てこようかと思えます。今言った元々温度差がそ れほど無い熱交換ですので熱源がそれほど移動に耐えられるかどうかとい うのはかなり疑問だと思います。施設内云々ということであれば幾つかの方 法は何かあるようですけれども、今言ったビニールハウスとなるとどうしても かなりの距離を熱源を移さなければいけないということが出てまいります ので大変難しいのではないかと思います。</p>
<p>8番議員</p>	<p>そうですね遠くへ持っていけば持っていくほど温度が下がって利用価値が 無くなると、私が言っているのはどっか温泉から出たね、直ぐ下辺りの所、 どっか畑が、畑を持っている本人がやりたいって言えばいいですけれども、 借りたりとかいながら遠くまで持って行くのでは無くて、あそこらの側でな んとか賄えないかなという話で、私もそんなに細かく何m引っ張って何度落</p>

	<p>ちてっていうじゃなくて、かけ流しのお湯が出て僅かなところで、それで今言った直売所に出す野菜だけですのでとりあえず。何丁歩もいない訳ですよ、一反歩もいない位で、そうすると直売所冬に品物が無くて中々大変なところ豊富な品物が出せたり、いろいろして直売所の活性化にもなるんじゃないかということでもって半ば私の今夢をお話したんですけれども、そこらへんも町長是非、町長の挑戦の中に入れてもらって、それで駄目なら駄目でいいんですよ、とてもそれは無理だということで今言ったように蜘蛛の巣のように管を張っていくだと細い管にしなければならぬから、温泉の灰汁だか硫黄だかがとっついて毎年管の交換しなきゃならないなんて5,000千円も6,000千円もかかるなら重油焚いたほうが良いっていう話になります。そういうことも勉強しなければならぬ。いろいろ大変ではありますけれども何せね、資源の無い小海町なんです。アイデアで勝負、アイデアとやる気と度胸で勝負していかなければ小海町は生きていかれないと思います。最後にですかね先程9番議員さんですか、仰いましたけれどもバイオマスそれも再三私たちも言っていました。今日また9番議員さんも新町長の31年度予算ということでまた述べたと思いますけれども、私たちがたいへんそういう所に視察行ってきました。視察に行ったところは成功例を見てくる訳ですからうまくいっているなど、どうして他町村はこういうことが出来るのに小海町は出来ないのかということでもって、再三ね私達も悔やんだりいろいろしてきました。でも町にある自然これを活かして小海町はこれからも生き延びていかなければならぬと思います。是非そこらへんを頭に置いていただきまして町長よろしく願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。</p>
議 長	以上で第8番 篠原義従議員の質問を終わります。
議 長	次に第4番 井上一郎議員の質問を許します。井上一郎君。
<h3><u>第4番 井上 一郎 議員</u></h3>	
4 番議員	<p>4番 井上一郎です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず特殊詐欺についてお尋ねいたします。特殊詐欺いわゆるオレオレ詐欺が毎日の如くテレビや新聞等で報道されております。最近ではその手口がますます巧妙化し結構若い人も騙されるケースもありますけど、やはりその大半は70才以上の高齢者が被害者であります。詐欺グループはそれぞれの役割を分担があり口の上手な者がその巧妙な口調で子供や孫を騙り、罪の無い全く関係</p>

	<p>の無い老人の人達を騙したうえ大金を騙し取る手口でございます。老後のためにと蓄えた大切なお金を一瞬にして失ってしまうのです。またもしその犯人が見つかったとしてもほとんどそのお金は戻っては来ません。そういったところでこの管内においてこのような問題や状況があるのかどうかをお聞かせいただきたいと思いますがいまがお願いします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>管内においての特殊詐欺の実態・状況というご質問でございます。まず県全体を申しますと、特殊詐欺の被害の実態です。こちらの調べにつきましては県くらし安全消費生活課というところになりますが、平成29年1月から12月の12カ月間、件数におきましては222件。被害額については277,000千円、それから30年は件数では140件、被害額では358,000千円となっております。全体の傾向として、オレオレ詐欺と架空請求詐欺の二つの詐欺で認知件数、これ全体140件中124件ということでなんと約9割がこの二つの手口であるということでございます。架空請求詐欺被害の内76%が電子マネーをコンビニエンスストアで購入させる手口で、被害者の年代は10代から50代が6割を占めている状況となっております。それから平成29年と30年を比較しますと件数では前年度比マイナス82件と大幅に減少しました。逆に被害額につきましては前年度比81,000千円ほどと大幅に増加しております。1件当たりの平均を出すのが適切かどうか分かりませんが、平均被害額ということで平成29年度は1件当たり1,240千円、それから平成30年につきましては2,550千円と倍増しているという状況となっております。また佐久管内におきましては、平成29年中に佐久市においては7件16,900千円の特殊詐欺被害があり、内訳はオレオレ詐欺と思われるものが3件で11,000千円、架空請求詐欺で2件2,900千円、それから還付金詐欺というものが2件2,990千円、発生しています。小海町では2件の架空請求被害があり被害額は418千円と実際に町でも2件、418千円の被害額が出ているという状況でございます。それから30年につきましては佐久市内で5件の特殊詐欺被害があり、内訳につきましてはオレオレ詐欺が2件3,800千円、架空請求詐欺で3件、被害額で2,590千円というものが発生しております。ちなみに30年度につきましては小海町では被害は無かったということでございます。逆に阻止率、事前に防いだということでございますけれども、こういった件数も年々増えております。平成30年につきましては全県で544件、前年度比プラス165件、金額で440,000千円ほどで対前年比で113,000千円の阻止、事前に防いだというものになっております。平成30年度の町への相談件数は3件ありました。その内容につきましては郵送にて民事訴訟通告書が送られ財産の差し押さえをするというもの、ま</p>

	<p>た工場を建てるので出資を募る出資金詐欺と見受けられるものでございます。上田消費生活センターに問い合わせがあった消費生活相談、内容につきましては特殊詐欺以外も含まれますけれども平成29年におきましては8件というものがございます。実態につきましては以上となります。</p>
4 番議員	<p>大変いろいろ調べていただいてありがとうございます。私の想像していた以上にですねこの近辺界限にあるということで、逆に私も驚いているところでございます。こういった詐欺はこれからもまたますます増える傾向にあります。そういうことでお互い、特に年寄りが今、独居老人がもちろん増えている訳ですが、そのために各地区に民生委員というのが地区に一人はいる訳でございますが独居老人宅にですね、足を運んで、頻繁に足を運んでいただいてこういうことにならるように注意していただければと思う訳です。そこで他の事例でちょっと同じような質問だけど、振り込め詐欺グループはですね今ターゲットとした家に予め資産、家族構成や現在家にどの位の現金があるかを予め聞き出し、いわゆるアポ電というのをかけ、その後押し入る。まあ押し込み強盗みたいなもんなんですけれども、皆さんもご存知のとおり先月の末に東京江東区に一人で住まわれている80才の女性が手足を縛られ、家中を物色された挙句、亡くなられて発見されたと非常に痛ましい問題が起きております。この辺ではこういうことは無いとは思いますが、全く無いということは言いきれません。とにかくこういうことは日頃皆で連絡を密にしながら協力して防げるのではなからうかと思えます。そこで実は新聞紙上で見るとですね、先程、産建課長が管内の件数を言っていた訳ですが、昨年一年間東京都においてですねこの手の電話がですね、なんと34,658件確認されたということで、その数の大きさに驚いているところでございます。そこでですねこのような一番防止方法がもしございましたら何方か一番良い方法があったら、町民課長さんでも良いですしお願いします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。最近また新たな手法でアポ電という詐欺が流行ってきているということでございますけれども、町では広報回覧など啓発を行います。それから事案が発生した時には速やかに防災無線等で注意喚起を行っているところでございます。また平成30年度の9月補正でお願いいたしました小海町消費者被害防止対策機器購入補助金を活用していただき、知らない番号から掛かってきた電話に対して注意喚起を促す機能、それから会話の内容を録音することを自動的に相手に伝える機能の付いた電話。こういった電話機に買い替える際に購入費用の半額、10千円を上限といたしまして補助する制度で未然に防ぐという対策をしているところでございます。現在のところ</p>

	<p>2件の方が利用されているということでございます。他にも各市町村は高齢者向けに高齢者見守りネットワークを構築していますけれども町でも産業建設課それから町民課、社会福祉協議会など関係者等の連携体制をとっています。また特に大事なことだと思っておりますが、同居されている家族の方、それから同居していない家族の方でもやっぱり家族同士の会話というものを頻繁にとっていただきまして、家族のコミュニケーション、いつ自分の身に降りかかるかわからない、そういった詐欺に対して未然に防ぐという対策をそんな形からでもとっていただきたいというふうに考えております。以上です。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>ありがとうございます。今たまたま課長の答弁の中にそういう機種によってですね電話機がそれをキャッチするような電話、既に2件ほどが設置してあるということをお聞きした訳ですが、私がたまたま昨日ですねテレビを見ていたなかで、やはりこの特殊詐欺の番組がありまして、その中でちょうどたまたま今課長が答弁されたように、自動音声録音装置というものがあまして、その器具を受話器に設置、取り付ければですね他所から電話がきた時、まず家人が出る前に自動的に「この電話は犯罪防止のため音声を記録されておりますのでご了承ください」という音声流れるそうです。私もそれを聞いたものでたまたまうちの地区でそれを設置した方がおまして私逆にかけて試験してみましたら、全くこの如くなりました。これが犯罪の抑止になればなということで、せっかくこういう良い器具がでているもんですから、今10千円の補助金が出るということで、これを独居老人はもとより高齢者の方のどこへ斡旋していただいて進めていけばなと思います。そんなことで、ではその件は一つありがとうございます。それでは質問の、別な質問に移ります。実は先程、的埜議員のほうからも出ました、河川サイドの雑木等の伐採についてお尋ねいたしたいと思っております。本年2月の頭より宿渡地区の下の部分の河川の両サイドの約300mの区間に枯れ木や雑木の伐採作業が行われ、現在はまた宿渡から笠原の間の約200mが行われました。宿渡の下の部分は作業も終了しており非常に景観も良くなり、これは夏の雨季、豪雨においても川のせき止め等による河川の氾濫も防止できるじゃなかろうかということで大変素晴らしい事業だと思っております。そこでですね、この事業はどういう事業というか内容でこれからも続けて出来るかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。河川脇の雑木等の伐採により景観も良くなり、また豪雨時の河川の氾濫も防げるのではないかとのご質問でございます。先程の的</p>

	<p>埜議員さんの質問の答弁とも若干重複するところがあるかと思えますけれどもお答えしたいと思います。近年発生しておりますゲリラ豪雨による全国各地では河川の氾濫や土砂災害などの被害というものが発生しております。町としましても土砂災害の危険性というものを認識しているところでございます。現在この事業で進めております道路沿いや準用河川の支障木につきましては地区要望をいただいている箇所を中心に予算を確保しながら伐採等を行っております。宿渡地区におきましては県の森林税を活用した河畔林整備事業というものでございます。市の沢川が採択になり県の補助金で伐採を行うことができました。この事業につきましては平成34年度まで続くということですので、採択になるかどうかわかりませんが、来年度以降も県へ申請していく予定であります。一級河川につきましては県への要望ということで町民の皆さま方からいただいた一級河川、相木川、千曲川、大月川等々の支障木の伐採は県に要望を行ってまいりたいと思います。道路や河川の支障木伐採におきましては、まず地権者の同意を得ること、こういったことに事務方としては大変苦慮しております。市の沢につきましては宿渡区を通じまして地権者の同意を得ることができ実施することが出来ました。今後も地元の皆さまのご協力が必須であります。是非そんなことで地元の皆さまのご協力がいただければこういった事業もスピーディーに出来るのではないかと考えております。以上です。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>ありがとうございました。34年までであるということでございますから、是非優先順位を決めて、どこの地区にもこういうところはある訳ですが、是非これを進めていただきたいと思えます。偶々いつも私が質問しているところでございますが、宿渡地区の山も宿渡の小山區長ともお話を是非、区のほうからやっぱり町のほうへ言っていただいて我々それを検討するというものですから、ということで、というような要請もこれから多分あろうと思えますが是非その時は是非良いことですからね、続けて障害木ですか、道路の支障木を是非整備してもらいたいなと思えます。以上をもって私の質問を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で第4番 井上一郎の質問を終わります。 ここで14時5分まで休憩といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩前に引き続き会を開きます 次に第2番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。</p>

第2番 渡辺 均 議員

2番議員	第2番 渡辺均でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。初めに私は来年度が第6次の長期振興計画の策定年にあたりますのでそれをベースに質問を作って参りましたのでそれを前提にご答弁をお願いしたいと思います。初めに6次振興計画を作るにあたって、何はともあれ第5次の長期振興計画がどのようなものであったのか、何が出来て何が出来なかったのか、どのような総括をされているのか初めに町長にお聞きしたいと思います。お願いします。
町 長	只今のご質問ですが、第5次長期振興計画。渡辺議員もご覧になったかと思いますが、私も観光協会長として第5次振興計画には樹立の時から審議員に参加させてもらっておりました。改めて計画と今まで行われてきたことを考察しますと、計画された事業については概ね現在の段階ではやってこれたというふうに思っております。今年度が最終年度でございますのでその結果を見てという事ではお答えする段階になっておりませんが、新たに今年度予算で取り組むものもありますし、達成出来たか出来なかったかというのはこの中に盛り込まれてないので、数値の目標とか或いは明確に達成したというようなことはあまりないんですね。この中には。したがって、出来ない、出来なかった出来たということはともあれ、そういった事に対して毎年毎年改正もし、そしていろんな審議も行いやってこれたかと思えます。ただ、概ね提案した事業については達成されているという認識でございます。
2番議員	数値化されていないが故に概ね達成出来たんじゃないかと。私、昨今のいろんな市町村の計画の中でマニフェストっていうのが出てきて、やはり評価をする上では全てが数値化出来るわけじゃないけれどもある程度目標数値を設定してそれに対してどこまで出来たのか。出来ないからどうのこうのじゃなくて、自分達の努力目標をある程度ベンチマークとして、ベンチマークっていうのは目標値って意味ですけど、設定してここまで出来た。結構もっと良く出来たね。というような評価基準を是非6次計画では示して欲しいと。出来なかった。それは出来ない事由があるからやむおえない時もあります。それはそれでまた考え直せばいいんで。ローリングがありますので。そういう形でメリハリをつけていただきたいなと思っております。是非それをお願いしたいと思います。それでそれを踏まえながらですね、施政方針を読ませていただきました。それで実は小海町を10年後にどういう町にするのか。先

	<p>程何名かの議員さんがエネルギーの事を言いました。私も小池議員もこれから言うか分かりませんが、一つはエネルギーが自給出来る町というのは全国各地で非常に町づくりの基本に据えている例が多くございましてそういった目標値を掲げ、例えばエネルギーが自給出来る町。そういったテーマを町づくりのテーマを示す。そういった意味では町長の施政方針の中では憩う町というのが一つのテーマかなと思いますけども、その前提です、施政方針の中で元気の種はまかれた。語っておりますけれども例えばレストハウスふるさとですね。それから直売所。それから八峰の湯の3事業取り上げて施政方針で元気の種はまかれたと書いてありますけども例えばレストハウスの収支で見ますと昨年指定管理者として町が用意した概ね町への納付は60数万円じゃないかというガイドラインが示されましたけれども、その数値がほぼそのまま635千円という町への還付で示されている。それから直売所も年度末の決算で概ね10,000千円位赤字になるだろう。で、そのまま赤字で1000数十万円町が補填することになっている。それから八峰の湯のちょっとこれ不可解な数字があるんですけど、町長は17万人利用していると仰ってますけど、入湯税の数は13万。それで4万人これは入湯税を払わないで入っているという計算になりますね。それからその八峰の湯の利用者は増えているって言いましたけど、30年度の利用者は132,700人。今年度の目標としては13万人になっているわけですよ。減っているわけです。で、ちょっとこれはおかしいなと。これはまた後で。こんなことやっているとな時間がなくなっちゃうんでこれはこれでご指摘だけに留めさせてもらいますけど。実は先程、10月を目途に200円程度の仮の値上げをする。その隣には当然こういった数値も織り込んでいのか織り込んでいないのか。その辺も見えないことがあって、例えばレストハウス或いは直売所、八峰の湯が果たして町長が仰るように元気の種になっているのか。逆に元気を出すのを阻害するような足枷になっているのではないかと。持ち出しならですね。そんな懸念も出るんですけどもそういった事を如何に払拭していくか。それが6次長期振興計画に反映されなければいけないと思っているんですけども町長如何でしょうか。</p>
町長	<p>只今、渡辺議員の仰る事の中身。相当私とは食い違いがございまして数字については課長の方からまた申し上げますが、これを元気の種と言わずとして何というかという私の考えでございまして。従って八峰の湯17万人というのは16万5千人のお客さんが来て、入湯税の方も課長からも説明しますけれどもお子さん、それから招待のお客の皆さんからは頂いていないということ</p>

	<p>はっきり明示してございます。そして審議会でもこれは提示してございます。その辺は是非何かの形で数字のご理解を願いたいと思います。それから八峰の湯、私は強い意志を持ってやはりこの町の象徴であり宝でございます。お湯から始まってそれから18名の雇用の中で15名が町内の皆さんということも是非知っていただきたい一つでございますし、それから少なくとも健康増進という事については相当大きな寄与をしている部分があるかと存じます。その辺のご理解を願った中で、それから平成31年度は10月からのという事でございますけれども、先程私答弁の中で篠原義従議員の質問の中でお答えしましたけれども、その翌年平成32年度同じだけのお客様を見込んだ場合にはこれは赤字というものはほぼ解消出来るという試算を私は立てております。従って、元気の基であるということは間違いございませんので是非ご理解願いたいと思います。また、数字については課長の方から再度お知らせしたいと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
<p>観光交流センター 所長</p>	<p>只今渡辺議員13万というお話。17万と違うじゃないかというお話です。前にもここで申し上げたかと思いますが、お子さんは税を頂いておらないという、お子様ですね。小学生以下は入湯税は掛からない事になっております。その数字。それからレストランだけを利用している方というのもございますのでその数字も減ってくる。それからご招待。ご招待いくつも種類があるんですけどもご招待している方。それから今県の観光局でやっております温泉手形というようなものもありますので、そういったところも頂いておりませんので、そういったものがマイナスになってくるという事だけご承知頂ければと思います。</p>
<p>2番議員</p>	<p>わかりました。それで町長、私元気の種になっていないからやめろって一言も言ってません。如何にこれをプラスに作り替えていくかっていう事を考えて行かなくちゃいけない。町長今黒字化出来るんだと仰ってましたのでそれはそれでよろしいかと思えます。それでこういうその地域に如何にお金が落ちるのかという事を元気の素の一番源だと私は思っております、例えば各種の企画イベント等への参加者が増えていると。企画へのイベントへの予算も大幅に増加しているという事でございますのでこれはこれでソフト事業について私は以前にも申し上げましたけれども高く評価しているところでございます。只、その評価というのが出来れば入れ込み増加に伴って地域内への消費がどの位の経済効果をもたらしているのか。それは厳密に測定は出来ないんですけども概ねこの位の地域経済への波及効果があるんだというような試算を何らかの形で示す。その前提として、イベント開催に用意し</p>

	<p>た町の予算とそれが呼び込んだ人数。それが前提になってくると費用対効果というのが非常にこう見える化してきます。諸々今、見えるようにするっていうのが大きな政策、行政側にとっても大きな課題になっておりまして諸々含めて見えるようにするという事に是非取り組んでいただきたい。ついては30年度から2、3年前まで過去に行ったイベントへの町が要した費用とそれによって入れ込みが増えた数。最低限その位を6次計画を作るに当たって過去はこうだったと。従って6次以降これをこういうふうに伸ばすんだというような参考資料を添付していただきたいと思いますが、それは産業課長になるんでしょうか、総務課長ですかお願いします。</p>
総務課長	<p>はい。出来るか出来ないかまた検討しまして、まだ審議会等ございますのでその席上でまたお答えしたいと思いますが、今日は今言われたばかりですので前向きに検討はします。只、今すぐ出来るとか出来ないとかいうお答えは差し控えさせていただきたいので。指標もわかりませんので渡辺議員の仰ってる内容も後で良く私教えて頂いてそれに従って一緒に進めて頂ければと思います。よろしくお願いします。</p>
2番議員	<p>総務課長、過去のイベントに町が要した予算とそれにイベントを実行したことによって何名位が参加したのかっていうのは特段擦り合わせをするまでもなくデータがあればそれを整理すればいいだけの問題ですので、それも出来ないんですか。</p>
総務課長	<p>はい。お答え申し上げます。はっきりと参加者がわかっている例えば氷上トリアスロンですとか、ウォークも。フィンランドウォークをやったり紅葉ウォークをやったりしております。それから直売所祭り。そういったものについても概ね売上ですとか参加者の申し込み人数でわかるんですが、一番わからないのが花火大会が2回あります。大体主催者発表についてはいつも2千人という形で言うておりますけれども実際に実数を数えたことはありませんのでそこをはっきりと把握しろと言われても中々出来かねますので、概ねという話であれば出来ますがそういう計画であれば仰る通りにしたいと思います。</p>
2番議員	<p>総務課長、それで結構です。というのはですね、結局積み上げていくというのが大事だと思うんですよね。それで測定の方法を一つずつ学んでいく。企画はやっぱり事業成果を見ることによって始めて町民の方にも納得して頂けるようになるということですので取り合えずそういう志だけを持って頂いて正值の積算というのは勿論難しいところがあればこれは概数であるということ結構でございますのでそういう手順段取りを企画イベントの時</p>

	<p>に必ず入れて欲しいという事でお考え頂ければ結構でございます。それからこれらのイベントが例えば地元の飲食店や商業者、宿泊業者にどのような形で波及効果を生み出したのか。これも数値的に難しければシナリオとして描いて頂ければ結構でございます。逆にその事をイベントが終わった後、事業者の方にヒアリングして成果があったのか無かったのか。要は、総務課長、私の事は良くご存知だと思いますけれども、私はPDCAというプランし、実行し、チェックして、もう一度それを実行計画に反映させると。これをやる事がそういった事の運営を担う方の人材育成にも繋がるので申し上げているのでそれは是非取り上げていただきたい。従って、31年度の企画についてはそういった事も現場の職員の方にしっかり把握するように或いは組み立てるようにと、概数でいいから測定出来るようにと配慮してイベントを実行していただきたいと思います。その辺は如何でしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>第5次ですとか6次の中では数値目標というものは特には設定しておりませんが、ご存知だと思いますけれども町、人、仕事創生総合戦略の中ではこれはKPIを設定しまして毎年毎年その実績を考察してそれこそ渡辺議員さん仰るPDCAを実行しております。この町、人、仕事創生総合戦略につきましては同時にこれ進めているものですので、6次との整合性も出来てきますのであえてその二つ並行してこうちぐはぐになるよりはその数値目標を持ったものは総合戦略の中で実行していっていると。長期振興計画の中では、これを作りましょうといういろんなものですね。例えば道路はこうしましょう、建物の管理はこうしていきましょう、福祉についてはこういう計画でやりましょう、という数値目標というか計画ですね、予算の計画を立てております。それを先ず前期計画ということで5年間のものを予定しています。それは毎年毎年ローリングを繰り返しながら見直しを行っているわけです。だから渡辺さんの仰る事は既に我々もやっている事ですので、今更にやる事ではなくて毎年やっているという事でご理解いただければと思います。</p>
<p>2番議員</p>	<p>毎年やっという事は薄々は聞いておりましたがけれども、私が言っているのは見える化という事でその5年位に町をこういう良くするんだと更に10年後にはこういう町にするんだという事に対して初年度はここまで来ましたと。次年度はここまで来ましたと。そういうステップバイステップの見える化というのを私はお願いしているんです。ローリングはローリングでかなり前倒しで出来そうなら前倒しで良いし、遅れそうだとしたらそこに注力すると。そういうのはメリハリがついた計画に反映されるわけですからそこを私はご指摘申し上げておまして、もう少しお話ししたい事もあ</p>

りますのでそこだけ総務課長踏まえていただきたいと思います。それで併せてですね、私は6次計画に反映させていただきたいものに改めて町民の声というのを反映させていただきたい。多分30年度に町民アンケートやりましたという話でしょうけども私は必ずしもあのアンケートの中身が私流に考えても必ずしも長振に反映出来るような項目だけでは出来ていない。逆に言えば落ちている項目もあると例えばスケートセンターの費用対効果はどういうふうに町民の方は反映しているの。或いは、後半で質問しますけれども図書館の利用と図書館経費、楽集館ですか。は、どういうふうに評価しているのかと。もっと増やせという話もあるかもしれない。いや、もっと減らせという例えば図書の購入費ですね。そういう町民が直にその事を直接的に判断するそういうアンケートをやったらどうかと。スケートセンターにしる、音楽堂にしる、美術館にしる、八峰の湯にしる、それはあれば便利ですねっていうレベルじゃなくてその存在の為にこれだけコストが掛かっていますよと。その上でどうですかという質問をしないと町民の評価は出ないわけです。町民の声が否定的だったからといって私はやめろという結論は持っていません。繰り返しますけれども。それはそれらを取捨選択する判断材料として、なるほど町民はこう考えているのかという事を把握するために、私は私流の6次長振計画に反映すべきアンケート用紙は作ってあります。正直言うと副町長には渡してあります。それを是非検討していただきたいというように思います。実行して欲しい。31年度予算で戦略を作る予算が似通った重なったところで2つ入ってますんで、そんなに経費は掛からないので直接的に例えば沖縄でも辺野古の是非を問いた。やっぱり新しい町民参加の施策を町でも取り込んでいくべきだと。そういった事に町長の力を発揮していただきたいと思います。それからこういう話の中で憩うまちこうみのイベントが開かれまして、私も感激しました。多くの企業が参加していただいてですね。只、一つ懸念だけ申し上げます。私は10年位前に林野庁の仕事で森林セラピーの事業を3、4年に渡って林野庁から予算貰ってやってきました。打ち上げ花火は凄く良かったんです。でも今、全国で60数か所のセラピー基地があって、長野県内でも10か所位あります。今回佐久市とか飯山市とか信濃町、今回ゆめさとの担当者は信濃町OBですけれども。知り合いを通じてその成果を聞きましたけれども必ずしも芳しい成果は出ていない。林野庁でも完全に外へ置いてる。この事を踏まえながらですね、しかしながら憩うまちこうみは町長の肝入りの事業でありますんで何とかその成功例に収めなくちゃいけない。ついてはですね、この事業を例えば5年後位を目安に町長はどの位

	<p>の参加企業を想定して町の担い手組織としてどんな組織を想定して実経済効果或いは経済だけじゃなくて社会的効果。例えば公民館活動でヨガが盛んになったとそういうのは社会的効果です。そういったものをどの程度にその想定されているのか、つかみで結構です。それで私も町長そういったじゃないかと言いませんからその辺をイメージを膨らませていただきたいと思います。お答えをお願いします。</p>
町長	<p>はい。先般行われましたシンポジウムで約100社、200名を超える皆さんがおいで下さいまして、私は数字的にはこれははっきり掴めませんが、3分の1、30社程が対象になればこれは大変な数字であります。従ってセラピストが100人とかって数字になってくるわけですが、そのいわゆる目標っていうものは置くわけですが、果たして十分なサービス或いはこの町の特色をはっきり伝えられるかという話になってこようかと思えます。従って内容を崩してまで近々のものはやめていくつもりはございませんので充実した内容のものを提供出来る、例えば30もあれば1年待って下さいとか半年待って下さいというような状況になればこれはそれも否めないという部分になってこようかと思えますけれども、今のところ施政方針で申し上げた通り、これは素晴らしい企画であると私は信じておりますので、この状態で年度明けまでは続けたいと。それから年度開けましたら本当に本格的にですね、お金も議会の皆さんにお願いしているわけですから有効に使ってですね、私の目標とする元気な町づくりというものの一環にしていきたいと思っております。</p>
2番議員	<p>正にそういった話で前向きに私も応援したいと思っております。はい。先程林野庁が音頭を取ったけど中々上手く離陸出来なかったと。離陸してるところもあるんでしょうけれども芳しい成果を聞いてないんでそういう表現をしますけれども、1点私が多少の経験則でこの憩うまちを内容を充実化するための要点を僭越ですがご説明させて頂ければ、地域の内発性を如何に取り込むか。小海町の内発性って何が一番強いのかって私は佐久総合病院の地域づくり、健康を通じた地域づくり。この長年の蓄積をこれはよその地域では絶対に展開出来ない。厚生連は県内10ヵ所位あるように聞いておりますけれども、それぞれは出来るかもしれませんが他県では出来ない。この厚生連がその健康に対するエビデンスをしっかりと担保する。何故これを申し上げるかと言いますとその2月のイベントで森林浴の効果をあの失礼な話ですけども医学の先生の説明ではちょっと私は弱い。もっと林野庁では深掘した臨床実験をして、エビデンスようするに効果の証明をしております。だから下</p>

	<p>手するとあれをあまり謳っちゃうとこの程度の事と言えるのかと言われかねないところを危惧しております。従って健康増進という事についてはこの内発性を担保するためにもこの事業に佐久厚生連との連携というものを是非踏まえて健康な食生活なり健康な運動なりは実は長年培ってきた佐久総合病院さんが担保してくれるんだというような内発力をしっかり裏付けとして取ってですね、この事業を進めれば誰がどこに行っても長寿県佐久、その長寿を培った佐久総合病院。このブランドは活かせるわけですから、これが今憩うまちこうみにはほとんど触れられていない。これはちょっと問題ではないのかなと。担い手の中にですね。というふうに感じてそれだけ一つ申し上げて次の質問に行きたいと思います。先程小海町、町、人、仕事創生人口。2040年に3,050人というふうにされまして、先程の産業の経済効果似通った話になるんですけれども20年間で1,600人から1,700人減少してしまつて3,050人になる。これがどういう影響を町の様々な分野にどういった形で影響を及ぼすのか、その辺の捉え方を人口減少が町の財政なり町づくりなりにどういった面にどんな影響を及ぼすのか、その辺の話をどう捉えているのか町長お話を聞かせていただきますか。</p>
<p>町長</p>	<p>小海町人、仕事、創生総合戦略という事で今の数字がお示ししてあろうかと思えますけれども、やはり人口は減ってもですね、住み甲斐がある、生き甲斐がある町づくりっていうのは出来ると思うんですよ。それはね、どこでもってかかっていうのはリーダーの資質もありますけども、やはり町民の皆様のやる気。そういうものが先ず必要になってこようかと思いますが、弊害として出てくるのは集落内の整備、この辺で言う道普請とかですね、井出幸実議員の仰った大きなせぎの掃除が出来ないとかそういうものが先ず如実に表れてき、そして除雪作業等々も厳しいものになってこようかと思えますけども、それはですね行政等々と相談すればクリア出来る問題で私はあると思います。そこでですね人口が減っていくという事で空き家等々も増えるという事で、Iターン等々を掴む為に空き家対策事業或いは農家の皆さんのモニター宿泊をやる等々の施策はやっておりますけども、それは非常に短期的なものであつて、もっと大きなものを捉えますと、やはりこの町がどういった魅力を発信していくかというものに尽きるかと思えます。我々がやはりここと言える事は特産の物を先ず目指し、そして農家の皆さんもですね、少なくともこのまま白菜、レタスをちょっと作っていくってわけにはいかないと思います。そして冬場のいわゆる事業がないという事でもありますので先程篠原義従議員の言った画期的なですね、そういうハウス事業とかそれから渡辺議員</p>

	<p>の仰っていた苺の栽培等々を含めた中で、今農家の若者が非常に燃えています。そういったものをですね発信することによって魅力的な町を作ると。それから憩うまちこうみ事業の中でも3件の契約して頂いた企業にはですね、かなりの発想を持った会社がありそれは我町が魅力を作り出す一つの根源だと思っておりますので、そういったものを沢山取り入れた中で渡辺議員の仰る開かれた数値化したものを見せるという部分に非常にちょっと遠いかもしれないですけども可能性は絶対にあると思っております。そしてこの豊かな自然の中のものをも最大限に活かす方法を考えていきたいと思っております。</p>
2番議員	<p>ちょっと私が質問した意図とは異なるですけど時間も大分押して、まだ用意してあるのも3分の1ぐらいしかないんですけども、私が懸念しますのは人口減少によって先程井出議員が個々の負担者と需要者のバランスが崩れると。そういった一人の勤労生産人口で従属人口を一人雇わないといけないという厳しい状況が更に進むと。こういった事の一つの問題とそれから町にいくつかある町有財産である施設類。これの維持管理について町民の負担が非常に高まってくると。4,000人で負担していたものを3,000人で負担するとなると2割、3割の負担となるわけですね。単純な計算ですね。こういったものを長期振興計画の中でどのように織り込んでその財政負担を低減しながら且つ既存の町有施設を整理統合しながらコンパクトな町づくりをするか。それは当然住民の生活サービスを落としちゃ意味ないわけですし、維持するどころか高めながら財政負担を高めない。或いは施設の統廃合で維持管理を下げる。こういった事が長期振興計画のある柱になってかなくちゃいけない。その為にどのような構想で長振に今私が申し上げた人口減の問題の対策を考えていくのかっていうのを町長にお聞きしたいんですけども出来ればコンパクトにご説明頂ければ有難いんですけども。</p>
町長	<p>先程から申している通り人口減については否めないというふうに私は考えております。従ってそれをいわゆる勢いを落とすとかの問題もありますが、先程答えた通り中身の問題だと思っております。少なくともやはり素晴らしい町であるという実感を町民の皆様にとって頂くための施策を進めていくということだと思います。これはやはり先程開示だとか透明性だとかいう話に繋がろうかと思っておりますけれども、町民の皆さんと十分相談した中でそれは進めて行きたいというふうに思っております。しかし、リーダーというものは一つの目標に向かって、一つの目標を作ってその目標を成しえる為の事をやるのがリーダーですから、私はそういうふうに進めて行きたいと思っております。</p>
2番議員	<p>町長が仰っている町民の方々満足のいくつという事については全然異論は</p>

ないです。只、負担が増して維持管理が厳しくなって。財政的にですね。そうすると自ずから不満は高まりますよね。不満を高めないようにする為にどういった財政基盤を作っていくのか。その為には支出を減らしていくと。町に入ってくるお金を増やすと。そういった会社経営でもそうですけれども売上を上げて経費を削減すると。これが会社を元気にする要点ですね。ポイントです。財政負担を増やさないでどうやって地域の支えあいでお金が介在しない地域づくりをしていくのかっていうのが私が今取り組んでいる課題でございまして、それは一つはボランティアだとか社協或いは包括支援センター。こういったところで集落の助け合い。これは直接的にはお金が介在しない。けれどもそういう需要が増えて供給が減る。どういうことかという介護や看護が必要な人は増えるけれどもそれに要する費用は必ずしも増えない。何故ならば財政負担を支える労働人口が減りますから。この構図にどういふふうに歯止めをかけてくるのかっていうのが長期振興計画の大きなポイントなんです。従って、そういった事を是非ね、6次の長期振興計画では方法としてしっかり明示して、支える人と支えられる人とかっていう関係だけじゃなくて私が支えあなたにも私を支えてと。それは先程の憩うまちこうみで企業との協定。どういう協定なのかまだつぶさに私は見ていないんですけども、企業さんは我々の町づくりにこういう面で協力してくれる。その代わりに私共は企業の労務管理なり労働者の健康管理にこういった形で貢献しますと。そういった事をやられますよね。そういったギブアンドテイクの関係をこれからどうやって作っていくのか。住民間でもどうやって作っていくのか。それが凄く肝心なんで、その事を6次計画では是非しっかり取り込んでいただきたい。何故ならば今のままの直線的な方法で行ったら人口が減る、財政負担が増える。その先には破綻しかないですよ。極論とすれば。ならないと思いますけどね。その時に一番泣くのは町民なんですよ。そうなんない為に私は繰り返し申し上げてきたわけですけども。一つ具体的な例を申し上げますと施設の整備のところにおいてはですね。小海町公共施設と総合計画。27年です。この中にですね。今後の町有公共施設の利活用については公共施設の整理、統合による財政負担の軽減等がはっきりこの計画で盛り込まれています。要するに統廃合。こういった事を通じて維持管理費をなるべく減らしていく。合理的に利活用していく。ということで一つ住宅問題を取り上げますと現在低所得者用町営住宅っていうのは69戸あります。内、59戸78%が昭和の代に作られた町営住宅です。ですから平成31年、30年、31年ですから概ね25年から30年経過している。ひょっとしたら対応年数はもっとあるかも

しれないけれどやはり生活のスタイルが段々斬新なものになってきてやっぱり住宅も古ってくる。リニューアルが求められる。一般住宅も平成10年代までに作られたのが築20年経過した住宅が64戸、8割。こういった古い住宅の住んでる方々が果たして町長がその満足がいく幸せ度が高い生活を送れてんのかどうかと。やはりリニューアル計画が必要で並行してですね、ああいった住宅があるよといっても新規の若い人達は先ず入らないと思うんですよね。環境も私が見て回っている範囲では結構ゴミなんかも捨ててあったり、隣々にあったらやっぱりそういうところに住みたくなくなる。そういった意味ではその雇用促進住宅っていうのは私は大賛成でございます。しかしながら、作る方法、方策としてはこの新たな公共施設を作る場合にはその新しく作る事から賢く使う事を基本認識にするという事がありますんでここをしっかりと踏まえて既存の住宅を町営住宅をどうリニューアルするんだと同時に新しい生活スタイルを求めている新しい住宅はどうあるべきかと。それを精査してしっかりした土地計画の基で若者の雇用促進住宅。こういったものを作っていく必要があると思うんですよね。更新の場合にはですね、何はともあれ町づくりとの整合性が必要です。これは土地計画の審議会でのどのように図るのかわかりませんが、今、多くの市町村でコンパクト化、コンパクトシティっていうのが取り沙汰されています。コンパクトシティっていうのはどういう町づくりの考え方かと言いますと、生活の必要性が全て徒歩で出来る。役場まで行ける、郵便局がある、買い物ができる。そういうその町づくりの事をコンパクトシティ構想と言います。私が馬流、土村なんかを見た場合にやはりこういう都市計画の画を書いて。長期振興計画の中でですね。もう一度馬流、土村、旧小海町の市街区域ですね。ここを少しリフォームしていったらどうだろうか。そこの中に若者の雇用促進住宅等の逐一配備していったらどうかと。駅まで5分、スーパーまで5分、役場まで5分、郵便局まで5分、学校まで5分。これがコンパクトシティのポイントです。分散化しないと。逆に。まとめると。そうしますと、例えば小海診療所の良い先生の訪問介護。非常に効率的になる。そういう意味合いでその空き家対策事業なんかも入れていくと。ちなみにその182戸、空き家があるというように報告されています。空き家の調査ですね。29年。その内のアンケートで、売っても貸しても或いは地域の為に使っても良いと回答している割合が35%。3分の1は使っても良いよと。この29年度の報告書では利用目的の検討の方で町として賃貸や購入が有効と考えられる物件について精査し、改修や除却の上、町営住宅、駐車場等の利活用を行う。しっかり答申で出ているわ

	<p>けです。これを踏まえたときに例えば大畑の雇用促進受託ってというのはどう いうふうな整合性がとれるのかという事をお聞きしたいんですが如何でし ょうか。</p>
町 長	<p>答える前に一つ。20分にわたる大演説ありがとうございました。その中でで すね、手前共があたかもしてないという印象が非常に強いのでそれだけは是 非、一生懸命やっています。ご理解下さい。それから大畑の件につきましては は、渡辺議員ちょっと勘違いしていると思うんですけども、佐久平の生徒を あそこに住ませるとというのは一度も言った覚えはありませんし、そういつ た形のもので使って頂けるのは結構です。あそこはですね、こうみの里の研 修生の為にとということで歩いて通える。それから昨年初めてですけども小 海町の保母さんの応募がなかったというような事で、保育園のそばにああい うものを作りまして、安価な形で住んで頂いて、そして保育園で活躍願うと いうような事で進めて参ったわけですが、整合性は十分とれていると私は認 識しておりますので、是非ご理解の程を願いたいと思います。また、空き家 等々の件につきましてはそれもよくよく精査した中で進めております。是 非、不明な点があれば、ここで言って頂くなり或いは係の方に相談して頂け れば何なりとお答えいたしますので、是非質問の方をお願いいたします。そ れから、諸々の大変良い提案があるようですので是非私の方に知恵を頂けれ ばと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
2 番議員	<p>聞き違いとか勘違いとかがあるのかもしれませんが。只、私の認識では佐久大 学という話が耳にあったものですから、勘違いであれば訂正、私の方でいた します。それから小海の里での研修ということについて、私も先般、あの佐 久大学の方に話を伺いに行きましたけども、殆ど県内各地でしかもそんなに 長い事研修やってるわけじゃないよと。結論的に言えば研修が近くにあると ころでアパートを借りるって事は殆どないだろうというようなお答えも頂 いております。従って、小海の里の研修の方がっていうのには無理があるか なと。でもそれはそれでいいんですけど、もしそれであればあの大畑界限に もあるかわかりませんが使える余地はあるんじゃないかな。そういった ところをどのふうにじゃあ精査したのか。精査した結果をお示し頂けますで しょうか。</p>
町 長	<p>今、渡辺議員の言う精査という部分なんですが、いわゆる今、申し上げた通 り、こうみの里に近いそれから保育園に近い。それから駅にもまあまあ近い というような所で利便性を考えて決定いたしました。それから土地の取得価 格につきましても非常に納得のいくものであったという事でございます。</p>

<p>2 番議員</p>	<p>私がイメージする精査のレベルと大分違う感じがしますがそこではまた後日色々調整させて頂ければと思います。それから私はあの町長私の事を申し上げましたけれども、小水力だとか観光課果樹園事業で、その提案に対して担い手がいれば支援するよと。これは私にとっては大きな励みの言葉でございまして、要は担い手を育成しよう。苺でも少し動きはあります。小水力も今手元で事業収支、町内5か所位の小水力発電の事業収支。私持っております。いずれ町長に。いずれって言ってももうありますからいつでも出せるんですけど、それらを言った時に町長のお言葉は担い手がいれば支援するよと仰っていました。担い手を見れば支援するというスタンス、それはそれで尊重します。であれば諸々の事業について担い手を想定して取り組むべきだと。例えば後の方でその通告の中身を言うと篠原議員が憩うまちこうみで担い手どうなってんだってという質問もするようですけども私はあの憩うまちこうみで一点だけ担い手がはっきりしてないねと。それはあの加工所の件も、加工所を作ってから担い手を作ってきた。担い手がいくら支援するっていうのは町長の基本姿勢であれば諸々の事業について担い手の確たる担い手がいたときに初めて支援する。しかしながら憩うまちでは担い手はまだ出来ていない。いるのかもしれないけど、それだったら担い手の代表1人、2人はこの前のイベントに絶対行くべきです。或いは観光協会長が行くべきです。あの人数に限りがあったと仰いましたけど、代表が1人、2人行っただけで全然違うわけですからその位の配慮はして欲しかったなと思います。要は、担い手がいる。これ非常に大事な事で、例えば親沢に農業体験施設が作られます。これ誰が担い手になるの。見えてません。観光協会がやるんでしょうか。それとも農業体験のメニューは誰がやるの。それから買い物事業でふるさと協力隊員が商工会に金は出すけど商工会がその方とハンドリングする体制が出来ているのかどうか。こういった事業計画。或いはその買い物自動車で大枚10,000千円を用意すると。どんな車で買うのか。ちょっとそこが見えてないし、事業計画も見えてない。そういった中でその事業を進めていく。これはやはりその担い手が確たる担い手と相談の上で、じゃあこういうトラックにしようとか、こういう家屋の作り替えようとか。そういったのが手順ではないかと思うんですけど、その辺をじゃあ説明して頂いて。</p>
<p>町 長</p>	<p>ですから渡辺議員仰ってくれる事は大変ありがたいんですが、如何にもものを提示しないだとか、計画が出来ていないというような言い方を仰いますけども、それは既に出来ていて皆さんに開示しております。是非その辺をですねご理解して下さい。詳細については総務課長から話します。</p>

<p>総務課長</p>	<p>今、町長申しました通り、これらの事業につきましては新規の事業でございます。今から皆様に全員協議会なり予算決算の委員会でお話ししようという事で資料はもう作っております。今日は一般質問で通告がありませんでしたから資料をお手元にお配りしてご説明する事は出来ませんが、構想それから計画、これにつきましては現在全て今喋れと言われれば今私の頭の中に入っておりますので言う事は出来ます。やってないんじゃないかと今からやる事ですから、それだけご理解いただいで言っていたかかないと、我々、町長もさっき申し上げましたけれども、やってないわけじゃなくて今からご提案を申し上げてやる事ですので是非その辺のご理解だけはいただきたいと思っております。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>わかりました。もし出来ているのであれば議会の初日に資料として開示していただきたい。そうすれば予算の質疑に対してもそれが反映出来るわけですからそれをお願いして、後4分しかないんで次の方に進めさせてもらいますけど、長振についてはその改めて私はあのしっかりした政策ポリシーを持って取り組んでいただきたい。それでこの町、人、仕事創生事業の基本的な理念として、SDG s という哲学があります。これについては6次の計画ではしっかり反映させる予定であるのかどうかお聞かせ下さい。</p>
<p>総務課長</p>	<p>これは当然県の計画にも入っている事ですから我々も県の計画にも沿ったような形で同じ方向を向いていかなければなりませんので当然盛り込む予定ではあります。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>わかりました。SDG s の哲学を是非6次の長振にも反映させて、5年先、10年先の町のあるべき姿を町民の方々に分かり易く説明出来るように作っていただきたいと思っております。次の最後の質問である図書館について私は資料請求しております。後2分ちょっとしかないんで資料を読み込ませて頂いて、具体的な話はしたいと思っておりますけども1点だけ、SDG s の中にステークホルダーというキーワードがあります。これは利害関係者が同じテーブルで事業を検討していくという主旨のステークホルダーという哲学があります。最後の17項目の考え方でございます。この哲学に合わせると例えば買い物弱者を支援する。それから図書館の移動販売をする。これって宅配事業と図書館の移動販売っていうのはある面で言えば同じ土俵で出来ない事はない。食品の配送と図書館の配送を一緒にすれば1粒で2度美味しいじゃないけれどもそういった事の可能性もある。或いは社協の宅配事業だとかそれから医薬品の薬の調達では薬剤師が行くと薬剤師の点数に入り、薬を届けたお年寄りに薬の飲み方を指導する指導料が入る。そういった複合的なサービスを一本にまとめ</p>

	<p>てその配送計画を考えて行く。こういう関係。それからもう一つは利害の害の方は、例えば食材を提供すると町場から持って行くからいいんだという話がありますけれどもお互いに競争するわけですね。利益と害が調整する。そういう関係を調整しながらこれから最適な最も少ないコストで最大のコストパフォーマンスが得られるような仕組みを考えなさいという主旨の象徴的な言葉がステークホルダーという意味なんでそこを加味して図書に寄贈図書の話と宅配の話と同じようにデリバリーサービスをするのであればひよっとしたら小さい町だからこそ出来る新しいサービス提供システムっていうのが構築出来るのではないかと。そんなことを最後に簡単に結論的に申し上げながら、図書室の利用、私大変満足しております。私も読めない本注文するとほぼ買っていただけます。そういう面では非常に使い勝手がいいんですけれども、只その分、費用対効果っていう面でもっと町民の利用を増やさなくちゃいけないんじゃないか。そのために企画員に企画を打ち出して。終わります。</p>
議長	<p>以上で第2番 渡辺均議員の質問を終わります。 ここで15時20分まで休憩とします。</p>
議長	<p>次に第11番 新津孝徳議員の質問を許します。新津孝徳君。</p>
<p><u>第 1 1 番 新 津 孝 徳 議 員</u></p>	
11番議員	<p>第11番 新津孝徳です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。黒澤町長も着任後1年近くが経過し、いよいよ自分なりに積極的に施策を進めていく時になりました。少子高齢化、人口減少の進む現象を目の当たりにし、出産祝い金の増額、大学等進学者への支援金の支給等々、対象者にはありがたい施策となり人口減少を緩やかにしたいと思う期待が込められています。一方農林業の中でも特に林業についてはどうでしょう。近年の林業に対しての取組について考えてみようと思ひ、林業振興について質問をしたいと思ひます。林業のみで生計を立てている人は少ないと思ひますがそのせいでしょうか。農業にはある応援体制が林業には見られない。これも私が今思っているところではありますが、もしそんなことはない。ある。ということであれば産建課長に教えていただきたいと思ひます。特に小規模所有者は後継者不足もあり、手入れも行き届かず、放置した状態が多く見受けられます。先ず最初にこのような状況、林業の現状について町長の認識を伺いたいと思ひます。</p>

町長	<p>はい。お答えを申し上げます。林業についての認識という事ですが、私はようやく林業も光が差しきたんじゃないかというふうに感じております。現在ですね、外材の輸入は極端に減っており、それに代わって、それに伴いメーカーが国産材にシフトしている為、カラマツを中心とした国産材に需要が非常に高まってきております。新津議員さんも当然感じておられると思いますが我が町においてもかなり伐採が進んでおります。金額的にはまだまだ納得のいくところではございませんが、需要があるということで間伐等も大変進むということになっております。只、戸建ての着工数は私かつて井上議員に質問された時に答えましたけれども、最盛期の60%位に落ち込んでいるということで非常にピンチな状態でございますけれども、やはり少子高齢化という中では否めないということでございます。また、小海町を見ましても中部森林組合を中心に数件の林業関係者がおるわけですが、最近では合板の延長であります梁、柱という構造材等々で作れる技術が発展し、小海のカラマツは中でも非常に素晴らしいものであるというお墨付きをいただいております。従って、我が町の林業。今後明るいものと私は感じておる次第でございます。</p>
11番議員	<p>はい。私が色々な話を伺った中でもそのような傾向が見られるという事で、一つの希望が見られているんじゃないかと思えます。また、森林環境税。これは国でありますけれども導入されるという事でありまして、私にすれば国としても対応の遅さが目につきます。前回も他のところで県の森林税の使い方についてもっと柔軟な使い方を要望して欲しいとお願いした次第であります。町長の国による森林環境税と県の森林税の利用について町長のお考えをお聞きしたいと思えます。</p>
町長	<p>はい。今年4月から実施されるわけなんですけども、我が町にとっては大変なチャンスと私は捉えております。これだけの山林を保有する町にとっては本当にありがたい施策だと思っておりますが、細かい数字につきましては産業建設課の課長から説明させていただきます。</p>
産建課長	<p>はい。それでは私からご説明を申し上げます。平成31年度より新たに交付を受ける森林環境贈与税。森林環境税は平成36年度から課税が始まるもので、市町村が行う間伐や、林業の担い手の確保、それから木材利用の普及等による森林整備の促進に対して、また都道府県の市町村への支援に掛かる費用に充てるというものでございます。平成31年度、小海町へは6,400千円の交付が見込まれており、歳入予算に計上させていただきました。この譲与税は既存の事業に充てる事は許されません。新たな取り組みに充てられる事を求め</p>

	<p>られています。同時に始まる森林経営管理制度。通称新たな森林管理システム事業費への充当を予定しております。事業の本格的な着手には検討する時間が必要である事から新年度に基金造成を行い、積み立てることを検討しております。平成36年度には本格的な森林整備が展開出来るように条件整備を優先的に実施して参りたいと。それから佐久地域振興局を中心に佐久広域連合の管内市町村とも連絡会議を持ちながら、情報共有しながら進めて参りたいと考えております。森林経営管理制度につきましては手の入っていない民有林について所有者への意向調査を行い、町が経営管理権を設定した上で間伐を行うというものでございます。着手、運用には南佐久中部森林組合の協力が欠かせないと思っております。スケジュールや役割分担等について検討を進めて参ります。一方、県の森林税におきましては平成20年度に導入されたものでございます。里山の間伐を進める財源となっており、町では緩衝帯整備、それからマツクイムシの対策等を中心に活用しております。本年度からは、里山整備費に加えまして、教育や観光等、多面的な森林活用に用途が広げられました。町では河川。先程から出ておりますけれども、河川の支障木の伐採、整備についてこの事業を使って実施しているものでございます。また、県の森林税につきましても大分期間が経っている中で、新たな使い道も出てきているようでございますし、またそういった会合、会議がある時には是非使い易いようにという事でいろんな要望、提案をして参りたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。</p>
<p>11番議員</p>	<p>国の森林譲与税もやはり新設、前倒しみたいな形でありますので、当初から多くの予算が出るとは思いませんけれども、やはり今答弁のあった通りだと思います。しかし、そういう事で計画が今度練られていく準備期間があるという事であれば、大変これもありがたい事であり、またそれをチャンスに繋げていかなければならないと思っております。県の森林税にしましても、先程報告のありました通りでございますが、河川の工事についても補助金が出たという事でこれも一つの進展ではないかという事で今後とも大いに期待をするところでございます。また、森林の役割という事につきましては、本当に皆さんご存知の通り、災害の防止という事で水分をそこで一旦止める、含むというような事が二酸化炭素の吸収とその役割の大きさは皆さんご存知の通りでございます。しかし、苗の植え付けから下刈り、除間伐と収入になるまでには何代もかかるのが実情でございます。大きな投資が必要になります。これらも含めて検討していただきたいと思っております。そして今、先程からも出てきております、個人の持ち主の件も出て参りましたけれども、やはり</p>

	<p>その辺が進まないというところが大変な今ネックであると私も思っております。森林組合の皆様はやはり大きなところ、助成の付くところを中心にやっておりますのでその辺をこの今後とも考えていく必要があると思っておりますが、只今その森林の役割と個人の持ち分についての認識については如何であるものかと思っておりますのでよろしくをお願いします。</p>
産建課長	<p>はい。森林の役割と収益という事でございますが、先ず森林の役割というものにつきましては新津議員さんが仰いましたように森林は木材の生産のみならず、生物の多様性の保全や土砂災害の防止、また水源の涵養、保健休養の場の提供等、多面的な役割を持っておると思っております。これらの機能は我々の普段の生活では認識しにくいものであります。また価値を実感する事は難しいものだと感じております。またそのような中で木材生産を前提としているカラマツは木材価格の伸び悩む中では更新が進んでいないというのが実情でございます。町では森林整備計画を樹立、運用しております。平成31年度より、新たな計画が樹立されます。この計画の中では更新の必要性について強く訴えておりますし、町単独のかさ上げ補助事業による造林への補助で更新へのフォローを行っているところでございます。長期間育てたカラマツの収益性が低いのはその後の更新についての意欲を減退させる事から大きな問題だと認識しております。但し、収益性が低いといった原因につきましてはそれぞれの山林で異なると思っております。間伐により中間利益を得ている山林の最終利益が小さい事はやむをえませんが、またカラマツ造林は収益事業であり、収益性の特に低いエリアでのカラマツの再造林は天然更新を進める等により、将来森林の多面的機能を担保する事も必要であると認識しております。以上でございます。</p>
11番議員	<p>ありがとうございます。先程の町長の答弁とも併せてやはり今後展望が開けて来たという点ではまた今も個人の皆様にとっても大変一つの明るい材料ではないかと思っております。2月の11日ですか。佐久で森林フォーラムがありまして、私も期待をして参加して参りましたが、やはりああいう場所は先進地の報告、それからこういうふうには上手くやっていると、一番上手くやっているとところだけの話でやはりこの実情には合わない。そういう事を強く感じまして、やはり国、県の今言う税金等を使うのは勿論でありますけれども、やはり町で独自の考えを持っていくという事が大変大事ではないかと思ったところでありまして。森林組合とは前から協力し、協調して話し合いを進めていくという事を前の町長さんからもやってきておりますけれども、現状私はちょっとその辺が不安なんですけれども、少し前の事になりますので産業建</p>

	設課長、わかればその辺協調について森林組合とは話を出来ているんでしょうか。その辺をお願いします。
産建課長	はい。町林政を進める中では南佐久中部森林組合との連携は欠かせないと思っております。伐採作業に加えて重視されるべき造林作業を一定の品質で行う事が出来る事業者につきましては町内では森林組合しかないのかなというふうに感じているところでございます。森林環境譲与税で勧める森林経営管理制度。先程申しましたが、新たな森林管理システムでは森林組合との連携を前提としております。情報の共有や目的共有を進め、林政を進める重要なパートナーとして協力していきたいと思っております。平成31年度の新規事業として先程から出ております林政アドバイザーを森林組合から派遣していただきます。アドバイザーには新たな森林管理システム運用への助言、協力の他、30年度より整備を進めている林地台帳の運用にも関わっていただきます。また町と森林組合の橋渡し役としての役割も期待しているところでございます。森林組合との連携、関係については以上となります。
11番議員	少し森林組合の皆さんにお話を聞きましたところ、最近はその森林アドバイザーですか、その件について打合せをしているという事をお聞きいたしました。そして、これは公式ではないのであまりは言いませんけれども、やはり大きな投資も考えていると。また協力をお願いしたいという話も聞いておりますが、これはまだはっきりした事ではありませんのでそういう時にはまた是非話をよく聞いた上で、協力するものはし、また森林組合でも結果は皆さん山林の持ち主に返っていくというそういう方針からそういう事をお願いしていきたいという事なので是非ともよろしくお願ひしたいと思ひます。憩うまちこうみ事業についても観光地以外にもお客さんがみえるかもしれません。観光客の憩いに繋がるような山林の景色を見てもらうためにも森林の整備が必要だと思ひます。今後の取り組み方については先程も色々お話がありましたけれども、やはり森林アドバイザーさんも新人という事ですので、私共も一緒にまたいろいろ考えさせていただきたいと思ひますけれども、基本はやはり今の林齢の熟したところを主伐して、その後、植え付けまでもしてその回転を作っていかななくてはならない。そうしないと中々思うように進まない。それが今の国の政策が遅れているところにもよりまして、今どんどん切っていくても植林が追い付かない。そういう状況でありますはその辺については産建の課長、どのようにお考えでしょうか。
産建課長	はい。お答えいたします。31年度より運用の始まる新たな森林管理システムというものについては手の入らない民有林のカラマツを活用していく。また

	<p>そういった中の重要なツールの一つだと思います。本制度を活用して民有林の価値の向上に努める他、町有林や財産区林の施業により、町民の皆様に施業のモデルケースをお見せする事で森林への機運を高めて行きたいと考えておりますが、また更新伐等々あります。伐採、皆伐しまして、植林をして、下刈りをして、それを一括して林業形態。今、森林組合にお任せして山を管理するというような事も出来ますので是非そういった取り組みもご紹介しながら林政にしっかりと取り組んで参りたいと考えております。</p>
11番議員	<p>やはり新しい事業を始めたり考えるという事は大変な事でありませけれども、林業、現状やはり材料があるものでございます。これを非常に資源として大切にしていく必要があると思います。先程からお話しに出ている通り、持ち主が今不明とか、後継ぎ手がないとかいろいろなところがあると思いますので、その辺も含めまして十分このアドバイザー含めですね、今後、町の課題として本当に3年間で出来るのか、2年で出来るのか、もっとかかるのか。わかりませけれども、またその中、今言われたように値段も結構いいという事ですので、業者が現れるという事もまた私は可能ではないかとそういう事も仲間同士の中でも話を聞いているところでございます。何とか資源を有効に活かして本当に町が一つでも多くの活性化が見られるように今後ともそのアドバイザー共々、またよろしく一緒に考えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上で私の質問は終わらせていただきます。</p>
議長	<p>議長を交代いたしました。 次に第5番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。</p>
<p><u>第5番 小池 捨吉 議員</u></p>	
5番議員	<p>5番 小池捨吉です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回はですね、防災について理事者側のお考えをお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。昨今ですね、日本では災害大国日本と言われるだけありましてですね。毎年どこかで大きな災害が発生しております。当町、小海では災害がない町だと住民も思っていると思います。そういう人が非常に多いではないかと思っております。30年度行われました、小海町づくりアンケートの調査結果ではですね。防災についてはあまり重要視されていないように思われます。現状維持で良いではないかとの結果と思われますが、私は災害に対する備えは大丈夫かと考えた時、不足の面が多々あるのではない</p>

	<p>かと懸念しております。安全とか防災についてはですね、お金が掛かるんだという認識もありますが、見方によっては無駄なお金だと見る人もいないかと思えます。ここ10年の間、日本の大きな災害を挙げてみますと2011年3月に東日本大震災という事ですね、つい今年で8年という事でありませう。地震や火山噴火、異常気象等には大きな災害が相次いでおりまして、長野県下だけ見てもですね、2011年の3月、栄村で長野県地震。同じく6月にですね、長野県中部地震。2014年には7月にですね南木曾町で土石流災害がありました。同年9月には、御嶽山噴火。またですね11月には、長野県北部地震がありました。そんな中でですね、今年2月の27日、政府の地震調査委員会はですね、東北関東地方のですね、太平洋側になりますが、日本海沿いの海域でですね、今後30年間にですね、マグニチュード7から8程度の大きな震災が起きる可能性の確立がですね、90%の場所もあると発表しました。特に注目すべきはですね、房総沖でのマグニチュード8.6から9の津波地震が起きる確率が30%と予想していますという事です。またですね、糸魚川静岡構造線断層帯はですね、今後30年以内にマグニチュード7.6程度の地震発生確率は13から30%と想定されていますがこの中でもですね、糸魚川静岡構造線の断層帯の南側が動いた場合ですね、当地方。佐久地方まではかなり被害が大きいと予想されます。そこでですね、防災には災害が起きる前の対策と起きた後の対策があると思えます。起きる前の対策としましてですね、小海町では防災マップ。ハザードマップですが、平成26年に配布されました。近隣の市町村でですね、29年6月の防災対策基本法の改正に基づいてですね、再度作成した市町村もあります。小海町では今どのように考えているでしょうか。その辺をその辺をお聞かせ願いたいと思えます。</p>
<p>町民課長</p>	<p>はい。それでは防災マップについてお答えを申し上げます。現在町では佐久建設事務所で作成されました、洪水及び土砂災害に関するハザードマップを小池議員仰いましたように、平成26年6月には町内の全世帯にお配りをしていただいております。ハザードマップには災害危険箇所として急傾斜地、土石流等の危険箇所が示されまして、また避難施設や避難地が明記されております。しかし実際には指定された避難施設や避難地が警戒区域に入っており、災害の種類によっては逆に危険箇所になってしまう避難場所もございます。そこで重要になってくるのが各地区で地区防災マップを作成する事でありまして、これは災害の種類毎のシミュレーション。例えば豪雨により急傾斜地帯で崩壊の恐れがある場合、どこが危険でその方々はどこへ避難する等、具体的に予め決めておく事が大切で有効な手段という事でございま</p>

	<p>す。町としましてはハザードマップを基本にして、地区防災マップの全地区での作成に向けてその支援に取り組んで参りたいと考えております。昨年開催しました地区懇談会におきまして、この地区防災マップの説明をさせていただきました。30年度は本間川地区において作成に取り組んでおりまして、今後は他の地区でも作成を順次進めていきたいと考えております。以上でございます。</p>
5 番議員	<p>今、町民課長の方からですね、防災マップ。各部落という事で作成をお願いしてあるような話ですけど、正確にこれ区長会とかそういうところでははっきり言ってもらったかという事ですが、たまたまうちの区ではあまりはっきりされたような記憶がないような事でもありますもので、是非まだこれから新年度になりますと区長会もあると思いますので、その辺でこういうふうに早くやりなさいという事を指示してもらいたいと思います。そこは要望でありますので、是非そんな事で指導していただきたいと思います。それではですね、地震災害時という事で浮石対策についてちょっとお聞きしたいですが、国道とか県道につきましては、国交省で管理しておりますが、町道、農道等についてとか、それから住宅近接地、傾斜地の浮石について。落石対策管理というかそういう事についての考え方はどのようになっているかお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
産業建設課長	<p>はい。地震災害に備えた法面、落石、浮石対策という事でございますけれども、先ず大事な事は地震によってどのような災害が起こるのか。例えば建物の崩壊、火災の発生、土砂崩れ、液状化現象それから海岸端では津波、また山では雪崩と。また地震の規模、発生時間帯やその時自分がどの場所にいるか。例えば電車に乗っている時とか、寝ている時、車を運転している時、大きなビルやまたは山の崖の近くにいる事等によって対処する必要があるかなというふうに感じております。また揺れを感じた時にどのように行動するのが自分の身を守り、周りにいる人や家族を守るのに重要なことだと、考えております。南海トラフ巨大地震とか首都直下型地震等が想定されております。現実的には例えば住宅地の裏山の浮石。それから道路の浮石等に対して法面の落石をハード事業だけで地震に対して防ぐという事は非常に難しい事だと考えております。法面の安全対策につきましては現在も国の交付金であります、防災安全社会資本整備総合交付金を活用しながら危険箇所から優先的にハード事業を実施しているという状況でございます。以上でございます。</p>
5 番議員	<p>今、産建課長からその話は聞きましたけれど、私はですね、その県道、国道、</p>

	<p>電車に乗ったりどこにいるかわからないという事ですが、この地で、もっと細かい範囲でもって各部落とかこういう危険箇所があったところ。もしありましたら町としてはお金を出してその石を撤去してもらえるかどうか。その辺は如何でしょう。</p>
産業建設課長	<p>ケースバイケースだとは思いますが。ただ、個人の住宅の裏山に崩れる石があるので撤去してくれといった事。こういった事についてはちょっと難しいのではないかというふうには感じております。町民の皆さんの税金を使うという事でありますからやはり必要性とか危険性とか現場を見ながら判断しながら取り組む必要があるかというふうに感じております。以上です。</p>
5番議員	<p>そういうあれですもんで、要はですね、危険箇所があったら災害が起きる前にそういう話があったら町でも対処してもらいたいという事でよろしくお願ひします。それからですね、あと通告にもありますがため池防災という事で聞きたいですが、これはですね、老朽化したため池が豪雨等によりまして決壊し、大きな被害をもたらした経緯がありますという事で、特に最近で、西日本豪雨でもって決壊したため池が32箇所あるそうです。その中で、29箇所が十分な管理とかそれが出来ていなくて大きな災害を引き起こしたという事がありましたという事です。それで今年の2月にですね、皆さんも承知だと思いますが、閣議決定でそういうため池とか、そういうところを危ないところは対策を進めるような内容が明記されました。長野県議会ではですね、長野県下で1,756箇所あるということでもあります。小海町では何箇所、このため池がどこにあるかということをお公表していますかということなんです。そんな中ですね災害時、小海町が被災するような可能性のある自然湖とか人造湖とかそのへんが何箇所あり、ありますかということなんです。そのへんを踏まえた中で小海町が持っているため池、またそれに関係して、要するに他町村にあるダムとかため池が小海に被害をもたらすようなところはどういうふう把握しているかお聞かせ願ひたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>只今のご質問でございます。こちらにつきましては平成29年の6月の議会の一般質問で篠原義従議員からいただいたものと大分被るところがございますが、ご説明したいと思います。まず小海町内にはため池というものは5箇所ございます。これは杉尾、三山窪、稲子、八那池、星見が池という5つのため池であります。ちなみにこの管理者につきましては、星見が池については小海町が管理者です。残りの4つの施設につきましてはそれぞれ地区の水利組合が管理者となっております。只今、小池議員言われましたように東日本大震災で福島県内のため池が決壊して被害が出たことを受け、平成24年に</p>

	<p>県と町で点検をいたしました。点検結果につきましては町内5箇所のため池について、耐震性不足などと判断されたものではありません。全て異常なしという結果でございます。このうち3箇所のため池でございます。杉尾、三山窪、星見が池、この3つにつきましては震度5弱の地震があった場合にはマニュアルに基づいて点検を要するため池というものに指定されております。地震が起こった場合にはしっかりとしたマニュアルに沿って点検しながら関係者と情報共有し未然に災害を防ぎたいと考えております。近年は水田としての水の使用が少なくなっておると思います。ため池の管理者は支障のない範囲で水位を下げておくなどの対策も必要であると思います。私のほうから以上でございます。</p>
5 番議員	<p>それですね、その後のほうでちょっと言いましたけれど、各町だけでなく、例えば相木とか、川上とかそっちの方でもっともし何かあった場合にですね、例えばダムならダムが崩壊した場合に、その連絡体制というかそういうのはどっかで自治体、例えば川上なら川上、南相木なら南相木、南相木の上に造った東電のダムだったらダムでいいですけど、もし何かあった場合の町への連絡体制というのはどんなようになっているのでしょうか。もし何かそのところであった場合の水の到着時間とかそういうのも把握しているかどうかということで、そのへんをお聞かせ願いたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>他市町村のダム等の決壊による町の被害、それから連絡体制ということでございますが、例えば南相木の神流川ダム等が予想されると思います。そういったダムの決壊につきましては連絡体制というものは特に確立は現在のところしてないという状況でございます。小海町に達する時間等につきましてはダムの中に溜まっている水の量とか、季節によっても若干違いがあるかと思いますが、そういった洪水の到達時間というものについては計算していないというものでございます。以上です。</p>
5 番議員	<p>今ですね他町村とは連絡がないとか、大きいね神流川の発電所の南相木のダムも、もし何かあった場合にもこちらには連絡が無いというような話ですので、是非そういうところは町長もですね、そういう関係箇所と連絡を取りながら、もしそういう連絡が取れないとか、何かあった場合は直ぐ連絡ができるような体制は整えておいてもらいたいと思いますのでよろしく願いします。3番目のところでちょっとありますけれど、3番目というか防災士についてちょっとお伺いしたいと思います。この防災士という資格はですね、NPO法人日本防災士機構が認めた、講習会を受けてですね、資格取得試験に合格し、尚且つ救急救命講習を受けると防災士として登録するというこ</p>

	<p>とであります。ただしこの問題はですね防災士、いかにこの防災士を取ってもらっても力を発揮してもらおうかということです。これについてはですね平常時から知識とか経験を蓄積してですね、災害時即戦力となる環境作りが問題ではないかということで、環境作りが求められていると思います。この2003年ですから平成15年の防災士の資格創設後ですね、長野県内の登録者数は平成30年の12月末時点で2,142人とのことです。小海町はですね防災士の資格取得者は何人いるかちょっとお聞かせ願いたいということで、男性女性おりますけれど、消防署除きまして何名ぐらいの防災士がいるのでしょうか。</p>
町民課長	<p>防災士ということでございます。防災士というのは今、小池議員さん仰った通り、日本防災士機構というNPO法人が認めた講習等を受けて筆記試験に合格すれば認証されるという民間の資格となっております。特別な権限や義務はありませんけれども、一定レベルの知識や技能を身に付けて防災意識を持つことで災害時には初動の被害を軽減、実務等に活躍が期待されているところでございます。これは西日本豪雨や大阪府北部、それから北海道地震など大規模災害が相次いだことで注目が集まっております。町の中でございますけれども、町としましてこの防災士の資格を有している方の人数というのは現在把握しておりません。防災士に代わる役割を担う消防団員等が火災等の災害時に対応していただいているというのが実情でございます。以上でございます。</p>
5番議員	<p>ありがとうございました。防災士についてはですね、今、結構、長野市とか松本市が多くいるというふうな情報であります。ただ町村ではね一番多いのは下諏訪町ということであるそうです。それで防災に関してある程度関心を持っている市町村は資格は結構持っているというふうに認識しております。そんな中ですね、私はですね防災士の資格についてはね、やっぱり資格というか問題視重視そういうことに関心がある人を育てるということの中で各部落に1人とか2人いるのが理想だと思いますが、現状では非常に無理ではないかと、よってですねこれは役場の職員とか消防の各分団にですね資格取得のためですね、研修費用の助成金を出してもらって、資格を取ってもらっていったらどうかというふうに考えます。ちなみにですね、県外の研修はですね年2回やっているということです。2日間の行程で。それでこれはですね松本大学でやっているということでありまして受講料が30千円。それから認証登録申請料が5千円ということで35千円ということになりますけれども、とりあえずはですね町の職員、女性も男性も含めた中でようするに助成金を出してもらって、資格取得してもらってどうかと、その後ですね各分団、</p>

	<p>消防署、消防団に取ってもらえるようなことを思っておりますが、町としてはどうでしょうかね、そのへん聞かせてもらいたいと思います。</p>
町長	<p>お答え申し上げます。この防災士という本当の中身はですね、ちょっと私自身把握していないもので、こんな返事になって申し訳ないんですが、各消防団の中でもやはり災害時どう対応するかという訓練はしております。それは消防署の指導、また町の指導の中で行っておりますけれども、この防災士のNPO法人でさらに民間の者であるということを精査した中で、中身が非常に必要なものであるという判断をさせていただいた場合には積極的に取り組まさせていただきます。</p>
5番議員	<p>今、町長のほうからね、中身を精査したりいろいろした中で積極的にやっていただくということでありますので、是非そのへんはいろいろ調査した中でやっていただきたいと思います。それからあと、防災訓練についてですが、私の認識不足かどうかそのへんもちょっと分かりませんが、以前はですね、各部落で当番制で訓練していたように思いますけれども、最近はどうなっているかということと、以前ね、私はちょっと転勤してあったりいろいろしましたので行った地域では、普段、例えば男性とかそういう人は仕事でよくいないもので女性の方にこういう防災訓練、かなりやっていたという経緯がありますもので、小海としては今、訓練はやっているのかやっていないかということとですね、その訓練の内容、前はどんなようだったかということと今後の予定というか、そんなのがあれば聞かせてもらいたいと思います。</p>
町民課長	<p>防災訓練につきましては、町民の参加による実践的な訓練を行うことによりまして災害に対する避難体制等の強化や防災意識の向上を図るために、現在は毎年こう当番制で回しているということとなっておりますけれども、不定期となってしまっておりますが、適宜実施をしているということでございます。30年度におきましては未実施になっておりますが、直近に訓練としますと土村地区のほうで一昨年位になるんですかね、中学校の前に住民の皆さん、それから消防団員等集まっておきまして消火訓練を実施して、その後、土村の集会場のほうに会場を移しましてハザードマップの内容について皆で研究をしたということがございました。今後におきましては先程、防災マップのご質問の中でご説明申し上げた中で、地区の防災マップをこれから各地区で作っていきまして、この防災マップで各地区の、地域の実情に適した防災訓練というものを実施していきたいと、実際に危険箇所を把握した中でじゃあどうするかという具体的なものが出来ればと考えております。具体的には現在、本間川地区で作成中でまもなく出来上がるという段階でございます。</p>

	<p>ます。こうした作成した防災マップの内容を実際に確認するために、31年におきましては6月頃を目途に本間川地区で避難訓練の実施を計画して、後は各地区で作成したものに沿ってやっていければいいということで計画をしてございます。以上です。</p>
5 番議員	<p>今の町民課長の答弁でもって、まず本間川を皮切りにですね各集落に広げていくということでありまして、是非ですね本間川を見本としてやっていきたいと思っておりますが、いずれにしろ年初の区長会でそのへんのところ徹底してやってもらいたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。それでですねあと、災害発生対策ということで、大きな災害を見ますとですね、西日本豪雨での避難生活者が2万人以上いたそうです。北海道地震での避難生活者16,600いくつという何人ということでありまして。避難先での死亡者が非常に多いことがこの時議論になっております。避難先での生活パターンが影響しましてですね、亡くなったということで、その中身としましてはデータによりまして、避難場所に洋式トイレが無い、それから食事のパターンが大きく変わったと、それから避難所での雑魚寝が問題であったというふう聞いております。またですね日本は災害発生時、地方分権の下でですね、名の下でですね、災害時の対応責任者が各自治体の裁量ということでありまして。小海町ならば町長の判断で良くも悪くもなるということでありまして、災害対策に遅れをとらない対策、施策を取ってもらいたいと思ひます。これを踏まえてですね町として災害備蓄品は今、何をどのような物があるか簡単でいいですがお聞かせ願ひたいと思ひます。</p>
町民課長	<p>備蓄品につきましては災害時に備えて各種の生活に最低限必要とされる物品が備蓄されております。役場の庁舎内には毛布や簡易トイレ、トイレトーパー、保存食などが備えられております。それから消防団及び各地区には投光器、発電機、担架、救急セットなどが備蓄されておりますが、適切な更新や保管が重要になりますので計画的に更新していきたいと考えております。以上でございます。</p>
5 番議員	<p>今聞きますと毛布とかそういう物とあとは少々の備蓄品ということで食べ物位だと思ひますけれど、私は前に居たところではですね備蓄品ということで乾パンとか玄米とかそういうのがありましてですね、その後、その防災訓練の時にお米の炊き方ということで、その濁った水でも玄米が炊いておにぎりというかね、出来るというようなことをずっと2年位ちょっとやってきた訳ですけど、そういうこともですね町は考えておいてもらいたいと思ひます。そんな中でね私今、簡易のトイレというか、その紙あれもあると</p>

	<p>いうことを聞きましたが、中々ね洋式トイレとか雑魚寝の解消にベットということがあればいいですけど、ダンボールベットというのがあるということですね、これはですね大阪のJパックス(株)が作っているということで、この簡易のダンボールベット、これはですねその会社のあれ見ますと各地区で備蓄はいらぬよと、もしあれだったら即どの位欲しいということで注文してもらえばいいと、そうすると2日か3日で届きますよという会社なんです。ところがですね前はねこの会社も市町村毎に、例えば小海なら小海で災害が起きると小海で要するに提携してあるということでしたけれど、そういうこういう大きい災害になると駄目だということで、広域で提携してもらえないかということなんです。そんなことでありますのでこの大阪のJパックス(株)ということですけど、是非ですねこれも広域でもって小海の町長が率先して広域でもって提携しないかということをご提案していただきまして、是非この会社と提携してもらいたいと、本社大阪ですけど調べると東京にも事務所持っていたり、ちょっと裏のほうの話ではですね災害が無いところへちょっと工場を作りたいというような意向もあるということですね、うちのほうもそういう工場ということで、もし誘致できればと思いますけれど、今のところ、例えば中部日本横断道出来たりいろいろすれば、うちはこのところありますからどうですかということもあるけれど、やっぱり緊急時に道路でどんどん運べるよう体制が無いとちょっと無理かと思いますが、そのへんも町長も考えた中でいろいろ今後の対策としてやっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。後ですね消火器の詰め替えということでお願いするようなことがあります、今ね各家庭でもってどこでも消火器は揃えていると思います。大体どこの家庭でも大半は持っていると思います。但し消火器も時期が来ると圧力低下があります。1回購入すると何年も使えると、何年も使えるんですけど、大体15年からそこら経つと圧力が低下していきますので、そのへんのこともですね踏まえた中で圧力の、要するに**圧力の点検を促すとともに町内15年かそこらの周期でもって一巡するように消火器の詰め替え計画を立てて、これ助成金を出してもらえないかということですが、そのへんはどんなものでしょうかね町長意見を聞きたいのですが。</p>
町長	<p>消火器、初期消火には大変必要なものと認識しております。その数それから予算等々につきましてこれは慎重に精査しなければ今お答えできないかと思っておりますけれども、やはり私も消防団の経験をさせていただいた中では使用年月日が過ぎている物については逆に危険だというのがございますの</p>

	で、消防団等々を通じた中で良く精査をさせていただきたいと思います。
5 番議員	町長のほうからそういう意見を聞きましたので、是非そのへんも精査した中でですね、出来れば周期的にやっていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。あとですね小海駅周辺の活性化ということで前の時に私が質問しましたが、小海駅の改装についてですね進捗状況、副町長がですね、いずれにしろ前回の質問の中で各関係機関との意見交換をした中で検討するということですが、副町長がどの程度検討してもらったかちょっと分かりませんが、ちょっとその検討結果あれば教えていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。
町 長	小海駅の改築あるいは今後につきましては、まず一番大切なのはJAの皆さんが、JAがどういうふうに持っていくかということがまだ全く決まっていない状況でございます。従ってどういう規模だとか、それからJR、そしてアルルという関連性が出てきますので、その中にまだ町の持ち分、あるいは責任というものが生じてきますので、JAの先ずは方向性というものが決まりましたら、それに伴って進めてまいるということでございます。また篠原伸男議員に提言していただきましたスカイブリッジの件につきましても、これは同じ時期、同じ考えのなかで進めさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。
5 番議員	いずれにしろこの問題は簡単には解決できないと思います。町がリーダーシップをとって解決していかなくや駄目だということで、特に商工会、観光協会あと社協とかねJAを含めて中でよく検討していただきたいと思います、特にですね今、佐久病院も絡みますので、佐久病院については膝を割って話せるような議員もおりますし、それからJRのほうも今、小海線のトップは市の沢出身の油井でありますので、そのへんの方向付けは早めにやっといってもらったほうが良いではないかというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。それでですね私あの、我々が私というか新人議員になった時にエキウエですね、あれを作ったわけですが、あれの活用状況というか、そのへんは今どのへんになっているか、そのへんをちょっと聞きたいですが。
産業建設課長	すいません。エキウエの活用状況ということですがけれども、活用していることは事実でございますけれども特にそういった通告がございませんので手元に資料がございませんというのが事実でございますので、活用状況につきましては、また委員会の時でございますということでもよろしいでしょうか。
5 番議員	今ね活用状況あまりないということですが、私もですねちょっと関心がありますもので時々行ってみますけれど、あそこはあまり活用していないじやな

	<p>いかというようなことで思っております。そんなことで是非、いろいろな人が活用していただければと思っておりますが、当初上田のほうでは盛況でいっているということで、高校生とかそういうのがかなり使うというような話もありましたけれど、今後ですね小海高校ありましても大体、小海で乗り降りする人、小海高校の人はちょっと少ないと思います。馬流とか高岩がありますのでどうしてもそちらを沢山利用して小海の駅はあんまり来ないような状況だと思っておりますので、その辺はあんまり活用が無かったらその辺も考えていかななくてはならないのではないかとというふうに思っております。いずれにしろ総合的に判断された中ですね小海の駅を有効活用しなければ勿体ないというふうに思っておりますので、是非そのへんは考えてやっていただきたいと思っております。いずれにしろこれは改装するものにもそうですが、補助金ありきでなくて町としてこれは絶対こうにやるんだという、要は大改革をやるようなことでやってもらいたいと思っております。それからですね、先程町長のほうから通路の話、今ね、あれですが、あの通路ですね今行ってみますと、前作った時は通路渡りながら外が見えた訳ですけど、今行けば何も見えない。トンネルの中入ったと同じようなことで、ようするに左右のあれが全然要はなんていうか、あんまり汚れててみともないような格好でありますので、その辺を是非考えてやってもらいたいと思っておりますが、そのへんのまあ前に篠原伸男議員が一度質問したんですが、その後どのような経過になっているのか、それもちょっとお聞かせ願いたいですが。その時にやるような話がちょっとあったと思っております。</p>
町長	<p>篠原伸男議員からのご指摘の時に見積等々が取ってあると思っております。それも含めてですね、一括の事業で検討させていただきたいというふうに思っております。</p>
5番議員	<p>いずれにしろね、小海の駅前については大改革というようなことになろうかと思っておりますので、是非町でも本格的に力を入れてやっていただきたいと思っております。いずれにしろね今後の計画についてということではありますが、長期振興計画で特にやらなくちゃいけないような感じと思っております。結構あのちょっと見ましてもお金がかかると思っておりますので、そのへんしっかり精査した中でやっていただきたいと思っております。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第5番 小池捨吉議員の質問を終わります。 ここで16時40分まで休憩といたします。</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>

	<p>一般質問に入る前に5時を過ぎると思われまますので時間延長したいと思いますがこれにご異議ございませんか。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に第7番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。</p>
<p><u>第7番 篠原 伸男 議員</u></p>	
<p>7番議員</p>	<p>7番 篠原伸男です。故郷や好きな自治体に寄付をして応援をするふるさと納税制度。国が思っていたより地方自治体が色々な知恵を出しすぎたためか、その制度が見直されることになりましたのはご周知のとおりでございます。その中で足柄山の金太郎で有名な静岡県小山町や、常にふるさと納税トップを走っていました泉佐野市の大胆な取り組みには唯々感心するばかりでございます。制度改正前に小山町は企業誘致補助を出すために必要な金額5,000,000千円を捻出するために、そして10,000,000千円還元キャンペーンを展開した泉佐野市、小山町は昨年の年末までに24,900,000千円、泉佐野市は36,000,000千円をゲットということでございます。国の思いどおりにならないければいたずらに方針を変える国のいじめに両自治体が遭わなければいいがなど、老婆心ながら心配しているところでございます。自治体は地域住民の福祉向上にありとあらゆる知恵を出さねばならないことを痛感いたしました。それでは通告に従いまして憩うまちこうみ形成事業に質問をさせていただきます。この事業は今までのハード優先の事業から脱皮しようとしている小海町の新しい取り組みだと私は考えます。それだけに大変難しい事業でもあると思っております。平成28年度にスタートしました憩うまちこうみ形成事業で黒澤町長はその目指すことは何でしょうかお尋ねいたします。</p>
<p>町長</p>	<p>憩うまち形成事業につきましては先般のシンポジウムに参加していただいた皆さまには大まかな概要はご理解いただけたのではないかと考えておりますが、シンポジウムはあくまで外向けの営業が主でありまして、この事業には町民に向けたもう一つの側面があるということもご説明させていただきたいと思えます。まずこの事業は町の豊富な自然環境などの資源を活用し社員の健康に配慮した会社経営に取り組む企業に対し、社員のストレス解消などのプログラムを提供し健康経営の一助を担うことと、企業との信頼関係の構築により関係人口の増加とサテライトオフィスの誘致を目的とする一方、それを案内したりするインストラクターやセラピストは町民の皆さまにやっただくというものであります。案内するためにはまずその皆さんが町</p>

	<p>の資源に気づきそれを活用しその素晴らしさ伝えられるようにならなければなりません。こういったプロセスの中で町民の皆さまの町に対する愛情や自信といったものが醸成されるもので、町民が元気になりそして町が元気になっていく原動力になってくれるものと思っております。またこの事業は人間の五感全てに訴える事業でございます。これらの観光の新たな流れを作るものと確信しております。是非とも皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
7 番議員	<p>日本経済を支えている各企業の社員の皆さんのストレスを解消していくということに小海町がその一翼を担うということは私はそれなりに素晴らしいことだと思います。今、サテライト支社の誘致というようなこともお聞きしましたが、ちょっと初めてお聞きしたことでまたそれは後ほどということ、平成28年度からこの事業は(株)さとゆめへ委託し内容は小海町町づくり協議会のコーディネート、人事育成等ですが、その協議会の役割、行政上の位置づけはどのようなものなののでしょうか、またこの小海町まちづくり協議会は規則や要項が定められておるものなのでしょうか、そのメンバーは公募した者でしょうか、構成人数は何人ぐらいおるのでしょうか、このまちづくり協議会がセラピストの認定書を出しております。そしてまたこの協議会は民間が独自に立ち上げたものなののでしょうか、この事業をするためのものですか。小海町まちづくり協議会の説明をお願いいたします。</p>
総務課長	<p>お答え申し上げます。まちづくり協議会につきましては平成28年度に町内で飲食業や観光業を営む方や町づくりに興味のある住民で協議会を作り、小海町の未来について話し合った結果、八ヶ岳や松原高原、新鮮な高原野菜や多才な人材など小海町ならではのものが再発見されました。小海町は多くの方の憩いの場になるのではないかという意見が多く出て、小海町の癒しの資源を結び付けてヘルスツーリズムを展開することで多くのお客様に何度も来てもらい観光客も移住者も増やし、その流れを町の商店街などに呼び込み、さらに町の農業活性化の道筋を示し、ひいては住んでいる住民も健康になれるような憩うまちこうみ形成事業をスタートしました。今後の関わり方等につきましては20日に行われる町民向け事業報告会終了後に開催される協議会の中で方向性を協議してまいりたいというふうに考えております。</p>
7 番議員	<p>今、小海の町民の中でそれぞれの職種の皆さんが立ち上げたようにお聞きした訳でございますので、これはそうすると町とは直接関りの無い、まったく民間の団体というように解釈してよろしい訳ですね。</p>
総務課長	<p>ただ町の当時携わった者たちが先導しているということは否定できません</p>

	<p>ので、まったく関係の無いというものではなくて職員と町民の有志の皆様が協力してやっているということでご理解をいただければと思います。</p>
7番議員	<p>ということは町の職員も町での働き手の一人であると、ということは農業や建設業、農業等々いろいろ関わっている者の一部ということで町の行政として位置づけということは無いように私は解釈していきたくて思っております。町をあげてのこの事業は(株)さとゆめに委託している訳ですけれども、委託内容をもっと周知するべきではないでしょうか。30年度の委託内容を見れば、担い手の育成、ツアープログラムの再構築とモニターツアーの実施、提携先企業の獲得、町全体で作る憩うまち、そのために町民への周知、そして2月15日に実施されました対外情報発信これには私たち議員もこの事業に初めて参加いたしました。そして3月20日には町民向けに説明会を開くようでございます。この事業を町民の皆さんがどの位知っておりますでしょうか、町民の説明会は町長と地域おこし企業人が説明するとの回覧を私は見ましたが役場の担当者は自分の町の人に直接説明は職員からはしないのでしょうか。町民の立場に立てばこの事業は3年が終わろうとしております。この事業に関わって頑張ってきた職員がいるのですから、職員自らの説明の方が町民の皆様から見れば私たちの小海町が今、積極的に明日の小海町作りに取り組んでいるのだと、だから理解し出来ることがあれば協力しなければという町民の皆さんの町作りへの関心や理解が深まるのではないのでしょうか、どんなスタイルでこの説明会を開くのでしょうか、また回覧では町長の挨拶、地域おこし企業人の説明となっておりますが職員からも取り組んでいる姿というものの説明はありますでしょうか。</p>
総務課長	<p>当然取り組んでいる職員の説明もあると思います。</p>
7番議員	<p>あると思います。</p>
総務課長	<p>あります。</p>
7番議員	<p>先ほども言いましたように、決して地域おこし企業人のことをどうのこうのとじゃないですけれども、やっぱり町のことは町の職員が直に説明するということは町民に対するアピール度というものは私は大変高いというように認識しているところでございます。28年度では1,000千円でワークショップ等会議5回開催し、29年度では5,400千円の当初予算で町づくり協議会の指導で3回、担い手会議3回、人材育成講座としてリ・デザインセラピストの講習が3回、ヨガ3回、そして食に関する講座2回、そしてストレスチェックが50人以上の企業に義務付けられておりますが企業訪問、そして人材育成講座、モニターツアーの実施計画をしておりましたが、その年さらに追加の5,000</p>

	<p>千円でリ・デザインセラピーのガイドブック、パンフレット等の制作費が計上されましたが、どの範囲に配布してどのぐらいの部数を作りましたでしょうか。そしてこういった(株)さとゆめによりまして人材育成講座は実質何人参加され何人が養成されましたでしょうか、その人達はもう十分なセラピストないしはインストラクターとして活躍できるのでしょうか。そしてこれをまた会議の内容報告見ますと担い手と町づくり協議会との打ち合わせとなっておりますが、この担い手と町づくり協議会っていうのは一体どんな関係があるのでしょうかお尋ねいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>まず最初に数字的なもので只今ご質問のありましたリ・デザインセラピーの営業に使うパンフレット、これにつきましてはちょっと今部数を把握しておりません。ただこれにつきましては営業へ行っているところ、それから先般シンポジウムにお集まりになった皆さんに全てに配布しておりましてまだ当然在庫もございます。部数につきましては、また委員会の時にご報告をさせていただきたいと思っております。それから担い手の件でございますが、新任セラピストとして29年度には7名、30年度には3名、ヨガセラピストとして29年度に5名、30年度に3名、セラピー食宿として8名、8店舗ですね、その他焚火セラピーやアートセラピーなどコミュニケーションメニューを行う者が4名おります。内容はそれぞれですが合計30名の担い手を養成してきております。十分かということでございますけれども、まだ始まって日も浅い、それから実際の実戦でやっている部分が少ないということ、さらに研鑽を深めてまいりたいということで、それぞれの皆さん自分で研修等にも、他で開催される研修等にも参加をしておりますし、また町のほうで時折会議等を開いてそれぞれの情報交換をしているところでございます。提携企業に対してまだまだ担い手が不足している状況ですので、引き続き担い手の確保には努めてまいりたいというふうに考えております。担い手と町づくり協議会、町づくり協議会のほうには、その時々集まった商店の皆さんですとか観光に携わる皆さんおります。この皆さんが全てセラピスト、インストラクターという訳ではなくて、この協議会、この憩うまちを始めるにあたって皆さん協議をしてきて、こんな感じの事業が出来たら良いよねという話し合いをしてきたメンバーでございます。そこにセラピスト、それからインストラクターと加わって協議会というものになっておりますので、そういう形であるということをご理解をいただきたいと思っております。</p>
<p>7番議員</p>	<p>今、約30人程のセラピストあるいはインストラクターというものが、不十分であるけれども養成されつつあるように今受け取りました。先般の2月15日</p>

	<p>の東京でのシンポジウムの時に協定企業が3社決まりましたと報告、それからあと2社が今、協定ができそうにあると聞いておりますが、この企業との協定期間は何年でしょうか。そしてこの協定企業へのヘルシーツーリズムはいつ開始していく予定でしょうか。(株)さとゆめは伴走型の企業だから町は委託したと、平成28年に委託したと伺っております。従ってこの企業との委託期間中に伴走をしていただき助言や指導を受けて憩うまちこうみ形成事業のレベルを高める努力をしてきていると思うのです。うまくいくかはいは別としてもそこに(株)さとゆめの皆さんがいる訳ですから、そこに伴走をしていただいて、自主的に今年31年度からヘルシーツーリズムを実践すべきではないか。森林セラピーかヨガか料理のほうでやるということの3つの謳い文句でやっている訳でございます。ヨガのセラピスト、ヨガの指導者につきましても28年度当初にはその予定者がいなくて町の中で二十何年間やってきた人がいて、その人をお願いして指導した経過があるように聞いておりますが、その次の年にはその人は除外されてたというようなことございまして、人数も足りないのではないかなと思いますが、それはそれとして一体この協定企業を結ばれました皆さまへのヘルシーツーリズムというものがいつ頃開始する予定なのかお尋ねいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答え申し上げます。協定期間ということではありますが、協定期間といものではなくて、企業の皆さんに私達はこういうものを提供するように、提供することを協定しますというものだと思いますので、すいません。私も確認が取れてないんですが期間は無かったかというふうに思っておりますが、これにつきましては、たまたま間違っているようであれば訂正をさせていただきたいと思っております。それからいつから始めるのかということではございますが、先般既に最初の企業がお試しということで会社の会長、社長、それから取締役以下7名の皆さんで2泊3日でお越しになりまして、このメニューを全て体験していただきました。かなり感触も良く是非これは続けていきたいということをお願いしたということでございます。それから正式に受け入れるのが4月の第3週に、これはその提携をしました3社とは違って当日もう私の所はやりたいから申し込みますというふうに仰った企業があったわけですが、そこの皆さんを15名受け入れることになっております。受け入れにつきましては企業のほうの要望があり次第順次これをしていきたいと、でやっていく中でセラピストですとか、そういった実際に事業を提供する皆さんも一緒に成長をしていきたいというふうに考えております。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>憩うまちこうみ形成事業というのは、町がかなり力を入れて今まで取り組ん</p>

	<p>できているところで、今、総務課長の話を聞いていると、協定書の中もまだはっきりしていないようにも聞こえる訳ですし、それからせっかく協定を結んでくれた人達に会社の役員の皆さん来たり、あれしたりということで体験はしていてももらったようにも感じる訳ですけど、そして今度は協定した企業が今度4月の第3週からやりたいというところを聞いておりますと、町の主体性が見えてこない。後でまた申し上げますけれど、一体全体いつからこういうものを本格的にやっていくのか、少なくとも協定企業3社結べば、この人達に既にもう今お聞きすれば、こういう言葉が良いかどうか、一人前かどうか知りませんがそれぞれ人材育成を受けてきてそれぞれのインストラクター、セラピストもいるとすれば、そこにさとゆめの皆さんに直接関わっていただきながら、こうだあ一だという手取り足取りの指導を受けていかなければ、いつになったら独立して、まちづくり協議会になるのか、町が担うかわかりません。後でまたお聞きしますが先に進んで行かないんじゃないんですか、そういう実践のところは皆さん方は協議しておるのですか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>先に進んで行かないということは無くてですね、今先に進めるべく営業も進めておりますし人材の育成も進めております。それからノウハウを持ったさとゆめ、32年度まで企業人にサポートしていただくことになっておりますけれども、ご存知のとおり始まったばかりの事業です。そのへんはご理解をいただいで進めていきたいというふうに思いますがよろしく願います。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>先程、町長も他の方の質問で90社近く参加していただき、その内の30社ぐらいと協定したいと、今、3社ですからこれはまだ30社までには先へ先へ進んで行かなきゃこれはいかなないわけですから、私が言うのは既に協定した人達とも、既にもう歩みださなければならぬじゃないかと、それから新しい協定企業と共に先に進む。これは当然のことです。我々も2月15日それぞれ代表者の方から話を聞いた訳ですから、やはりその辺はもう先に協定を結ばれた人達に対しては実践をしなければならぬ段階にきているのではないかなとそういうことでお尋ねした訳でございます。では続きまして今後の憩うまちこうみ形成事業についてお尋ねいたします。ちょっと余談ですけど、細かいようですけど、そもそもこの事業の名前は憩うまちこうみ事業なのか、憩うまちこうみ形成事業なのかどちらなんですか、形成という文言一つぐらいと思うかもしれませんが、元々この事業は町が実施するのではなく信濃町のように民間の人達が実施する事業と私は説明を受けてきた記憶でございます。その為に民間の人達が取り組みやすい、そのインフラ</p>

	<p>の形成を地方創生事業の交付金を使ってインフラ整備を町がやり、民間が実施主体ですと新しい町作りの私は前例となると考え賛成をしてきた訳でございます。憩うまちこうみ事業といえは今までの事業の形態から考えれば町が事業主で今後続けていくのかというように私は考える訳でありまして、正式に出す**には私はやはり統一した名前ですべきではないかなというようにも感じているところでございます。さて、通告してありました質問の元に戻りますけれども、伴走をしていただく(株)さとゆめへの委託について、今後どのくらいの期間を考えているかお尋ねいたします。</p>
総務課長	<p>地域おこし企業人の派遣につきましては平成32年度まで3年間ということですので、一応こちらに常駐してサポートしていただけるのが32年度ということで理解しております。その後につきましては必要に応じてアドバイス契約等、必要であればしていかなければならないだろうというふうに考えております。</p>
7番議員	<p>(株)さとゆめは企業。</p>
総務課長	<p>すいません。失礼しました。企業人は3年間ということですので32年度です。先程申し上げましたように必要とあらばまだ企業のほうとも、さとゆめさんのほうからもアドバイスを受けなければならないということであれば、引き続き必要な部分についてはアドバイザー契約を結んでやっていくようになるかと思っております。</p>
7番議員	<p>私は先ほども申し上げましたように、この事業は民間の人達が担って進めていくというように理解しておりました。一体どんな団体が担うのでしょうか、31年度の予算の説明のところ見れば自走できる組織作りがあげていくというようなことが、さとゆめの方の委託の中に入っている訳でございますけれども、どういう団体が担っているのか、そしてまた2月15日のシンポジウムでは憩うまちこうみ形成事業事務局は役場職員と(株)さとゆめ、そこにまちづくり協議会、担い手の会、さらに各施設・団体で健康経営をサポートします。このように謳っております。その関係者達を一本にまとめて最終的には信濃町で癒しの森事業をプロデュースしております(株)さとゆめとの関係をこれからもずっと持ち続けて、この事業を展開するのでしょうか、それともまた今まで(株)さとゆめに人材養成の指導を受けた人達でやるのか、またまちづくり協議会にまかせるのか、この事業を持続可能なものにするためには、最終的には誰が担うのでしょうか。それとも地方創生事業の交付金が切れれば、この事業も消えてしまうのでしょうか。そんなことは100%無いと、私は考えております。では3年が終わって4年目を迎えようとしているのですか</p>

	ら、将来的なこの事業を今の時点でどのような人、もしくはどのような団体に担っていただくイメージを持っているのかお尋ねいたします。
総務課長	当面はですね、自走できるようになるまでは当然町が関わっていかねばというふうに考えております。ただ今どういう団体を想定しているかというご質問でございますが、想定している団体は考えの中にはございます。まだ当団体とも本当に細かく詰めてあるわけではありませんので名前は今申し上げることは出来ないんですが、出来ましたらその地域作りを今まで担ってきたそのグループの皆さんに中心になって事務局的なことをやっていただけないかという打診はしております。で体制が整えば引き受けても良い旨のお話はいただいているということまでは私も承知はしております。以上です。
7 番議員	31年度の予算は既に上程され、今審議しているところでございまして、我々も町長、それから議員というのはそれぞれの立場で町を代表し、そしてまた町民からの付託を受けてやってきているわけでございまして、もうこれも既に4年目に入っていく、来年度5年目の事業も計画しておる段階でありますので、今みたいな形の答弁は今の段階ではまあまあそうですかと言いますけれども、いったいこれをじゃあいつになったらはっきりと町民の皆さん、議会はもちろんですけども町民の皆さまにもお知らせ出来るように考えて町は進めておるわけですか。
総務課長	当面、企業人をお願いしていますのが32年度までですので、32年度が終わる段階ではなんとか中心になる団体のほうにある程度の部分を移行していきたいという構想ではあります。以上です。
7 番議員	なんでもそうですけど明快に将来のことは、こうだということは中々断言してもいろいろな事情がある訳ですけども、一応議会で正式にお聞きしたとし、一応32年度まで地域おこし企業人等々にありまして、それ以降は中心的な団体と詰めていきたいと、そのように解釈させていただきます。では今後の事業推進についてお尋ねいたします。31年度では委託費10,000千円と遊休施設のリノベーション20,000千円等が計上されておりますが、委託費の内訳は先程、私が申し上げたものに近い内容、それから先般総務課長が説明してくれておりますので理解できる訳ですけども、新たにリモートワークの推進が入っておりますのでお尋ねいたします。先般行われました長期振興審議会の計画にもこれが載っております。このリモートワークを推進するためにたぬき屋を改修すると長振の時に説明を受けましたがその理解でよろしいのでしょうか。憩うまちで癒しに来ていてまだ仕事から離れられなくこと

	が出来なくなってきた、テレワークだからリモートワークだから知りませんが、こんな仕事してたら逆にストレスが溜まりませんか、いかがでしょうか。
総務課長	これは実際にですね、リモートワークともテレワークとも、それからその場所についてはサテライトオフィスとも、そういった言葉で表現されておりますので、全てが言葉は違いますが同じことだというふうにまず最初にご理解をいただきたいわけですが、これ実際に先進地は徳島県の神山町もものすごく先進地で、企業の皆さんが事務所を持って仕事をされております。なぜわざわざ片田舎に来て仕事をするのかということになりますと、都会の要するに通勤ラッシュ、2時間も通勤して仕事をしなければならない。それから夜遅くまで仕事をして家に帰って家族との触れ合いもなく次の朝また出勤をしなければならないというような中で、人間が疲弊していった精神的に病気のような状態の皆さんが沢山出てくると、こういったことをなくすために健康経営に乗り出した企業の皆さんと今提携を進めている訳ですが、先程も私、的埜議員さんの質問の時にがっちりマンデーでちょうどという話をしましたが、ちょうどその時に何地区かのことが紹介されてまして、やはりそこに出てきた企業の皆さん、東京で仕事をしているよりはこちらで仕事をする、仕事もストレスが溜まらないから倍とはいきませんが仕事の効率がもの凄く良いと、それから家族との触れ合いも当然取れる、疲れた時には海辺に行ったり山に散策にいたりそういったことで癒しが得られということで、この事業については憩うまち事業で小海を訪れた皆さんに小海を気に入っていただいて、今度は仕事の間としても活用していただけるような取り組みに発展させたいということでございますのでご理解をいただきたいと思います。
7番議員	リモートワーク、テレワークということにつきましては、総務課長仰ったように昨日でしたか、テレビでも白浜町ががっちりマンデーで儲かっているそうですけれども、うちの町もそうなればと願うところでございますけれども、ただ私自身もリモートワークやテレワークを否定するわけではないんです。たまたま長振の中に憩うまちこうみの事業の中にたぬきやを改修してリモートワークうんぬんと、それが今お聞きすればサテライト支社とかうんぬんというようなことになっておりますけれども、この憩うまちこうみ形成事業とリモートテレワークの基地作りが今の小海町で同時に進行出来ますでしょうか。3月1日の日に私、東京に行く用事がありましたので2月15日の時、県が配布した県の主催した、3月1日に県が主催しましたその時のパンフレッ

トを見て参加したんですけれども、信州リゾートテレワークフォーラム IN 東京に参加いたしました。この事業に取り組んでいる自治体として長野県で茅野市、軽井沢町、白馬村の事例を聞いてまいりました。今、町が進めている憩うまちこうみ形成事業は従業員の皆さんの健康経営、癒しとストレスチェックから始まったものを主において始めている訳だと私は解釈しておるわけでございますけれども、新しい働き方というものが今マークされてきているなかで、ワークスタイルの提供を目指していくのが新しい働き方、新しいワークスタイルの提供を目指していくのがリモートテレワークではないかというように私は解釈してるところでございます。町がリモートテレワークを推進しようとするのは今後の課題として位置付けておくことは良いかもしれませんが、果たして憩うまち事業と一緒に同時に今の町の状態で出来るとお考えでしょうか、茅野市は茅野市の駅前直結でコワーキングスペースに働く実験室ワークラボハヶ岳を作り、アテンドツアーと絡ませて茅野市には1万戸の別荘があるそうです。それと絡ませた地域づくりを目指しているようでございます。スペースからいっても、それはもしあれでしたらチラシがありますからまた後でお見せしますけれども、そして白馬村では昨年の秋までGoogleで働いていた人を中心にして今、取組んで外交をするようでございますし、軽井沢町は一般社団法人を個人が立ち上げて3月1日の県の主催したリモートテレワークシンポジウムで講師を務めた人が関わって進めてきております。そして誘致しようとしている企業はいずれもIT関連企業をターゲットにしております。先般白浜町のところにも移ったのも多くはIT関連と、それでこの時にも言われましたプログラムを作成したりとか、そういうふうに関しては大変何人かに来て仕事をして、そしてまた観光地をやって歩いて癒しになると、また白馬村では天候の悪い時には仕事をしていただき、天気のいい時にはスキーを楽しんでもらうような町づくりを目指しているというようなことを説明しておりましたので、私はちょっと小海の憩うまち事業とリモートテレワークというものが果たして一緒にということで、簡単に取り上げ良いものかと思っているところでございます。31年度の憩うまちこうみ形成事業で(株)さとゆめと伴走していくことは理解できますが、たぬきやの改修その目的が私には理解できません。サテライト支社とか、先程総務課長、ヨガをしたりとか言いましたんですけれども、32年度においてセラピープログラムを実施するあらたなフィールド整備を挙げておるわけですね32年度にこれをやりたいと、今年と来年度で実施しようとしていることが逆ではないでしょうか、予算説明資料ではこのたぬき屋で協定企業

	<p>獲得の企業営業活動活動拠点として整備すると言っております。そんな活動は今まででも役場でも出来るし、またヘルシーツーリズムの現地案内やモニターツアーで私は対応出来るのではないかと思います。それよりも先に32年度にあるセラピーフィールドの整備のほうが先ではないかなと思うのです。セラピーを目的なのだからそこを優先すべきではないでしょうか。モニターツアーを参加した人の感想が皆さんいただきました報告の中に出ておりました。信濃町と比較して小海では森林セラピーのガイドの質、そして森の質をもっとアップしなければ再び来るのに果たしてどうかと首を傾げている感想を実際に述べている訳です。この形成事業のインフラ整備をどのように町側は考えておるのでしょうか。モニターツアー参加者の指摘のようにたぬき屋の整備よりヘルシーツーリズムの環境、セラピスト、インストラクターのスキルアップを優先すべきではなければ、この憩うまちこうみ形成事業も先に私は進んでいかないじゃないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>まず最初にこの憩うまちとテレワークの事業について同時に出来るのかというご質問でございますが、私の中では憩うまち形成事業の発展した、枝分かれしたものがテレワークだということで基本的には考えております。先般お見えになったあのシンポジウムでも発表されたアルファテックスの会長さん、あの私町内のいろいろな施設、空き施設をサテライトオフィスにどうかということで半日ご案内をいたしました。その中でやはりあの市の沢に行った折に、この環境は良いですね。うちは今まで新潟で米を三反歩ですか作っていると、だけどこれからは要するに葡萄を作ってワインを作って、そういったことをやっていきたいんだと、それと同時にこういったところにサテライトオフィスを構えて、そこでテレワークをしていきたいというようなことも仰っておりました。これはまさにこの憩うまちこうみ事業の発展型ではないかというふうに考えております。今後も企業の皆さんがこういった形で小海を選んでくれえるようになるような事業展開をやっていきたいというふうに考えております。たぬき屋の件でございますけれども、やはりヨガ等をやる場合に、常に晴天であれば芝生の上ですとか、そういったところでも出来る訳ですけども、雨天の日もあれば多少寒い日もあるというようなことで、企業の皆さんを今まで何社かの方々が体験でこちらに訪れてる訳ですが、いずれの皆さまもあそこに案内したところ、ここは絶対活用すべきですよというお話をいただきまして、やはり都会から来た皆さんは湖水の見えるところでヨガをやったり、時にはそこでパソコンを使った仕事をしたりということをしていきたいんだというご希望がありまして、せっかくああや</p>

	<p>ってある資源ですので、それを活かして今後進めていきたいと、セラピストの育成、それはもちろん重要なことですので同時に進めていきたいというふうに考えておりますのでお願いします。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>総務課長、誤解をしないようにしてもらいたいのは、私はテレワークもリモートワークも否定している訳じゃありませんからね、これはこれでやっていく道として、憩うまち形成事業で来た人たちが小海は良いとこだと言って、サテライトオフィスよりもこちらに別荘なり、小海町の遊休施設を使って、やってってくれることは大いにそれは構わないし、次のステップとしては当然そこまで見ても構わないと思うんです。ただ憩うまちこうみの中にテレワークだとかリモートワークというものが今の段階で一緒には考えていく、だったら別の憩うまちこうみの中にテレワークなんていうことを長振のところにもものつけておらずにリモートワークの調査研究とかいうのもののつけておけばいいことなんですよ。憩うまちこうみというのは、皆さんがやっているように森林セラピーだとかヨガだとかデトックス料理だとかいうことで今訴えている訳ですから、そのこのところをきっちりやってこないとすると、先程申し上げましたが実際にモニターツアーで参加した人が信濃町として、信濃町と比較されることも小海の町民としてはあまり愉快ではないんですけれども、両方を経験した人がそういうふうにガイドの質、あるいは森の質とかいうことをうんぬんするわけですから、そのへんは良く肝に銘じた中で私は進んで行かないと虻蜂取らずになりますよ、決して憩うまちこうみの枝分かれがリモートじゃないと思うんです。これからも先程、総務課長言っていた白浜でも12社ほどが建物、町の空き地、遊休施設を使ってやっていると、それで海でパソコン打ったりする姿もやってみました。これはこれで確かにいいと思いますけれども、まずはこの憩うまちこうみ形成事業を完全に軌道に乗せることが私は大変じゃないかなと思っておるんです。この事業は大変私は難しい事業だと思えます。そして時間もかかると思えます。平成28年度信濃町の癒しの森事業では、町への経済効果が77,000万、宿泊者は3,720人で全体の癒しの森事業に利用した人は5,392人、メディカルトレーナーを利用した人が1,600名でその金額が1,200万円だそうです。そして登録トレーナーが20人で、大体メディカルトレーナー1年間600千円というように聞いております。小海町のセラピストの収入は、の認定は先程申し上げましたが私も見せていただいた資料を見ればまちづくり協議会が一定の講習をしましたということで認定しているというような認定書が出ています。小海町は憩うまちであって憩う森ではないので、町全体を憩うことが出来る町を目</p>

	<p>指すならばセラピーフィールドの充実や森林ヨガインストラクターの確保、デトックス料理等々を優先してやることは沢山あるのではないかなと思います。たまたま雨が降った時にヨガなんていうことだったら役場空き部屋使ったって出来るはずで、どちらが優先して憩うまちこうみ形成事業をより一歩レベルアップをしていくかということを私は優先してやっていくのではないかなと思うんです。そしてリモートワークも当然別荘地も、別荘と宿泊施設もあるし、それから前の松原保育所のように遊休施設、他にも空き家にある訳ですから、それはそれで小海町で可能だと思いますが、しかし今の段階では憩うまちこうみ事業、これから4年目迎えていくわけですから、いよいよ上がりに近づいてきているわけですから、その一つ一つを積み上げていくべきではないでしょうか。この形成事業はまだ私達には姿も形もまったく見えていない。町がかなりのお金を出していることは分かりますけれども、一人歩きできるのはまたいつなんですかと、そしてまたこの事業を一人歩きできるようにするのですか、いつになったら一人歩きするのか、あるいは町としてはこれを先程総務課長は今内々で協議するところがあるとお聞きしました。ではその団体が一人歩きできる目指す時期というものは、ある程度このへんの目安が立ってなくて未曾有のごとくお金をつぎ込むわけにもいかない訳ですから、ある程度の目安というもの、それが100%でなくてももちろん構わないわけです。これは先程も申し上げましたとおり大変難しい事業だと思います。観光バスで乗ってきて温泉入って行って泊ってってという事業とは違いますけれども、初めてこういう小海にある資源を使ってやっていく事業で初めてのことであると思いますが、しかしそれもある程度の目安を付けていて進まないといけないと思いませんか、一人歩きできるのはいつになるのか、またこの事業で一人歩きできるようにいつこの事業していくかとか、先程32年度というようなこと、32年度まではということとそれ以降というようなこととお話されましたけれど、このような解釈でよろしいわけですか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>32年度と申し上げましたのは、さとゆめの企業人、派遣していただいているのが32年度で終わりますので、その後はまだ必要であればさとゆめとアドバイザー契約を結んだ中で進めていきたいというふうに申し上げます。それであと何年で一人歩きというご質問でございますけれども、あの時総務課長そうやって言ったじゃないと言われても後で困るんですけれども、私もあと残すところ定年まで3年でございます。3年間の内にはなんとか私も努力をしてやっていきたいとは思いますが、こういった新しい事</p>

	<p>業でございます。本当に一人歩きできるのは、出来るようにするまでには私は最低でも5年位は掛かるんじゃないかというふうに考えております。しかしこれはやはりこの事業を、町長も施政方針の中で申し上げておりますけれども、今までの観光ということの概念を大きく変える事業でございます。観光につきましてもあちこちで今までの観光について考察がなされ、それぞれの地区で今後どう進むべきかという観光の姿が模索されていることは確かでございます。そういった中で私達小海町ではこういった形で今後やっていきたいということで決めた訳ですので、根気をもってやっていきたいというふうに思いますがよろしく申し上げます。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>今、町がやっていることを全面的に否定する訳でもないし、それから何年なんてことははっきり確かにこれは言えることはないでしょうけれども、しかしなんでもそうですけれども我々は事を為して生きていく上に、努力目標というものを、目標というものをもってやってかなければ実現がないんですよ。国の方針なんていうのはいつ変わるかわからない。いつまでも地方創生なんて言ってないかもしれない。だからやっぱり皆さんも内輪の中で詰めて、詰めて、そして少なくともこの段階では完全にスタートが出来るようにするようじゃないかというような目安を持って取り組んでいかないと、これはダラダラダラダラした、いったまんまで今度は次はリモートワークかなんてなってしまうんじゃないかと大変危惧するところでございます。何度も申し上げますが、これは経済効果、人材育成、環境整備等々、大変難しい事業だと思います。この憩うまちこうみ形成事業の目的を再度認識して、ただ総花的に取り組むのではなく、本当に小海を訪れてくる企業の従業員の皆さんの心身の癒すプログラムを出来るように、そして(株)さとゆめがですね、一日も早くリーダーじゃなくて脇役になるように、アドバイザーとしてだったら良いでしょうけれども、彼らがいつまでも主ではなくて脇役になるように関係の皆さんのさらなる努力を期待いたしまして私の一般質問は終わります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で第7番 篠原伸男議員の質問を終わります。 以上で本日の一般質問が終了いたします。 尚、今後の予定といたしましては、明日12日午前10時から12番鷹野弥洲年議員、続いて10番井出薫議員からの一般質問を行います。 又、午後から現地視察を行います。視察箇所については宮下法面、本間十二社、親沢の空き家です。服装は通常の服装でお願いします。 又、現地視察終了後、全員協議会を行います。尚、全員協議会が1日で済ま</p>

<p>ない場合は13日午前10時から全員協議会を予定しております。 これをもちまして本日は散会といたします。ご苦勞様でした。</p>
--

平成 3 1 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 8 日」	
* 開会年月日時	平成31年 3月12日 午前10時00分
* 閉会年月日時	平成31年 3月12日 午後 0時14分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 議事日程の報告</u>	
副議長	皆さんおはようございます。昨日に引き続き議長を務めさせていただきます。宜しくお願いいたします。活発な議論となりますよう宜しくお願いいたします。定刻になりました。只今の出席議員数は11人です。議長 有坂辰六議員は所用のため欠席との連絡がありました。定足数に達していますので、これより本日の会議を始めます。本日の議事日程はお手元に配布した通りであります。本日答弁のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。議会事務局長は所用のため欠席との連絡がありました。日程第一、本日は昨日に引き続き会議規則第61条の規定により一般質問を行います。あらかじめ申し上げますが、会議規則第55条を準用する第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力お願いいたします。それでは順次質問を許します。
副議長	始めに第12番 鷹野弥洲年議員の質問を許します。鷹野弥洲年君。
<u>第12番 鷹野 弥洲年 議員</u>	
12番議員	おはようございます。12番鷹野弥洲年です。質問をさせていただきます。私の議員としての期間は現在3期目になりまして10年になろうとしております。この間議長を担当していた2年間を除いてはほとんど全ての定例会において一般質問を行ってきました。そしてその内容の多くは政策の提案型であり、またすでにある施策に対してこのようにあるべきではないか、このように改善したらどうかと、こういった町民にとってよりよい方向になるように、よりよい町づくりにつながるように建設的な意見を述べてきたつもりであります。黒澤町長になってからも昨年6月議会では集落再生支援

	<p>事業の見直しを提案しました。また9月議会では国民健康保険加入者に実施されている人間ドックの補助金について、その財源の一部が一般会計から補填されている中で、国保加入者の方以外に人間ドック負担金を補助しないのは公正性を欠いているのではないかと問題提起を行いましたところ、双方とも今議会に提出されている31年度予算において対応をしていただきました。このように一般質問を通じてより良い町づくりにつながるような政策提案を行ってきました。しかし今回は従来の私の質問と違いあまり建設的でなくて、不本意ではありますが、今後のあり方の確認を含めて、昨年12月議会以降の議会における質疑のやり取りの確認をさせていただきたいと思います。12月議会、あるいは1月臨時会において、私の質問に対して納得のいく答弁がなされていけば必要なかったのですが、不十分な回答しか得られませんでしたのであえて質問をさせていただきます。通告をいたしましたようにふるさと納税と返礼品に対するものであります。お断りしておきますが事務担当者の責務について問うものでも責めるものでもありません。只今申し上げたように昨年12月の定例会・1月の臨時議会の議案質疑などについてのものであります。この質問にあたって資料の提出もお願いしてありますので、それを含めて進めていきたいと思います。まず総務省の通達についてであります。臨時議会にも出されておりましたが、平成30年4月1日付けの文書。資料の32ページにあります。返礼品の割合は30%を越える地方団体は好ましくないとの、責任と良識ある対応を徹底するようでしたが、この通達に対する町の姿勢はどのようにされたのか。会議をもたれたのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>おはようございます。只今返礼品の3割を超えるものについて会議をもたれたかというご質問ですが、担当者と話はしましたが特に会議等は設けてございません。それでなるべく3割以内にしていこうということで確認をしたわけですが、結果的にパンフレットがすでに出回っておりまして、そこに表示してあるものにつきましては変える事ができなかったということが実態でございます。以上です。</p>
<p>12番議員</p>	<p>お答えいただいたわけでございますが、30年4月の通達に対して町が受け取ったのはいつだか教えていただきたいと思います。今は公文書に受付印を押さないわけですか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>この通達につきましては30年4月というふうに出す方も日にちを書いております。いつ受け取ったものであるかは只今承知しておりません。以上です。</p>

12番議員	今そう言われましたけれど、この通達の中に4月幾日か日付が入っていないんですよね。それでいつ受け取ったのかということなんですけれど、1月23日の臨時会に出された資料の中には4月1日付けで番号も入ってるんですよね。それがどうしてこういう文章が出てくるのか良く分からないんですけれど。そして回覧の記録があるんですけど、通達を受けて見直しの協議は全く行わなかったわけですか。
総務課長	先ほども申し上げたんですが、3割以内にしていこうという話は担当者とはしましたけれども、大変申し訳ありませんが会議等は開きませんでした。私の認識不足でいけなかったわけなんですけれども、3割ということにつきましてそれほど私も重要視していなかったというのが正直なところでして、そういったことがあって今の結果につながってしまったということをお大変申し訳なく思っております。以上です。
12番議員	発刊番号も発信の日も削ってあったものが今回出されているわけでありませぬ。その後も3割を超える返礼品を継続したのは結果的に無視をしたことになる。これがどのような判断によるものか伺いたいと思います。その総務省の通達はですね、すでに平成29年4月1日付けでも出されておりました、読んでみますとですね、返礼割合に関して、社会通念に照らし良識の範囲以内のものとし、少なくとも返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては速やかに3割以下とすること。これがですね、29年4月1日に出されております。このようにですね2年も前に総務大臣による通達が出されておりましたし、それから通達を守らない高額な返礼品を送っている自治体は度々新聞報道などもされておりましたし社会問題にもなっておりました。この通達を受けて町はさっき会議は開かないといいましたが、町はどのような対応をしてきたのか副町長に伺いたいと思います。
副町長	総務課長が申した通り、3割以内にするという通達がきておりますが、これは当然読んでおりました、3割以内にすればいい話で、通達がきて単純に考えていたと。実態の中ではなかなか一品一品がどうしても季節の状況で3割を超えてしまうというところへんも細かいところまでしっかりチェックができていなかったというのが一番原因で、基本的には3割以内で抑えましょうということでは担当者の方でも総務課長も私の方でも考えておりましたけれども細かくしっかりやらなかったというのがいけなかったということでございます。以上です。
12番議員	通達を守らない自治体が名指しで新聞報道されております。資料の34ページ

	<p>ジになりますけれどもですね、新聞報道がされる前に事前に総務省から問い合わせがあり、あるいは調査などがあったと思うんですが、小海町が30%を超えている実態を総務省は確認してから報道したと思うがその調査を受けた日、回答した日はいつですか。</p>
総務課長	<p>それにつきましては把握をしてございません。大変申し訳ございませんがお答えすることはできません。</p>
12番議員	<p>この新聞の34ページ9月12日の報道になっておるんですけどね、こうしたものが出る前には必ず確認をされてるはずでありますしですね、町も答えるわけです。こういった記録が全くされていないという、そもそもですねこうした総務相の通達を受けてですね役場内です、この回答をする前にですね議論をしたのか、見直しを行った記録があるのかどうか伺いたいと思います。</p>
総務課長	<p>議論といいますか担当者と話はしております。恐らくこういうことになるだろうというような話はした覚えはあります。ただ、記録をとっての話ということではありませんので証拠をお出しすることはできません。</p>
12番議員	<p>私は質問にあたって資料要求をお願いいたしました。その中に4としてですねふるさと納税と返礼品に対する協議記録。つまり稟議書を含むものをお願いをいたしました。しかしその中にはですね返礼品30%を越えることについての協議の記録は全くないわけでございます。これだけ社会問題に関わっているのにも関わらずですね役場内では協議をしなかったということのようであります。34ページにこの新聞報道がされた後ですね、見直しの経過の稟議書がないということではありますがそもそもですね、このふるさと納税に対する返礼品についてどのような姿勢で臨まれているのか伺いたいと思います。国の意向を無視してですね寄付金を集めようとしているのかその姿勢について伺いたいと思います。また誰が最終的な決定権を持って進めてきたのか伺いたいと思います。</p>
総務課長	<p>まるっきり無視をしたつもりではございません。ただ、4月当初にパンフレットを作ってしまったしまして、それが全て出回ってしまっているという中で見直しができるものとできないものがあったということは事実でございます。正直申し上げましてよその市町村等の状況も見る中で、総務省がいつてる3割というものに対しては3割以内にしなければならないということは承知はしておりましたが、それほど重要に私自身が受け止めていなかったということが結果的には3割を超えたものを出し続けたという結果につながって大変申し訳ないと思っています。</p>

12番議員	最終決定権は総務課長にあったと理解してよろしいですか。
総務課長	はい。私から上には私は話をしませんでしたので、最終的に私が決定したということでご理解を頂いても結構でございます。
12番議員	資料として一覧表を提出していただいておりますがですね、私は事務取り扱いの表の中からですね資料請求を行った部分を抜き出してですね打ち出しを行えば簡単に作成できると思っておりました。そしたら返礼品のですね送料の部分はここに把握をしていないとの事でした。しかしですね業者に委託した部分は町への請求書に返礼した代金と共に送料の請求があるはずであります。それが把握をされていないというのはですね、不自然だと私は思います。私はふるさと納税の返礼品にかかる送料はきちんと把握して案内やパンフレットにかかった経費を含め、ふるさと納税に対する返礼品費用はいくらかかったのか分からない。そうでなければですね分からない訳であります。総務課長は送料は町の他の小包送料などとやってるからわからないといわれましたが、例えばですね30年度予算書のその部分に載っているかまた送料を把握する必要はないとお考えですか。
総務課長	わからないのではなくて鷹野議員さんから資料の提出を求められたのが金曜日の夕方の17時迄という話でしたので、表を作り変えたりしなければなりませんので、その時間についてはちょっと間に合わない。送料についても先ほど鷹野議員さんおっしゃった通り、町の送付するもの全てがいつしょくたになって月毎に請求されてきますので、送ったものとその送り先、その送り先につきましても業者からくる伝票は県のみが記載されているだけで、住所まで記載されていないものですから、大まかな予想はつくんですけどもはっきりとは判明することができないということで資料提出の時に猶予をお願いするときにそういうふうにはちょっと間に合いませんというお話でお願いしたのもでございます。総務省からは返礼品については3割以内ということで通達がきておりますけれども、この送料ですとか集めるためのパンフレットの印刷代ですとか、そういった経費については私どもはその3割に含まれないという認識でおりましたのでそれは全然考えの中にはなかったということでございます。
12番議員	送料を含むか含まないかというのは1月23日の臨時議会のところで私が質問いたしましたところ、それはまだはっきりつかんでいないということで、予算決算常任委員会の中で答えをいただいた。送料は含まないということをお答えをいただきました。それは別として今言った私は送料をきちんと含め管理をするべきだと思います。総務課長は必要ないとお考えですか。

	さきほど把握する必要性のことをお聞きしたんですけど。総務省がやるやらないじゃなくて町として返礼品にかかる送料を管理する必要性を感じているか感じていないかを教えてください。
総務課長	管理ということは私もよく意味合いを理解できないんですが、当然公金支出ですのでこれは管理はしていかなければならない。ただその返礼品の送付に関して送料と一緒に返礼品の金額を管理しなければならないかという話になれば、先ほど申し上げました通り送料その他の経費については返礼割合とは別というふうに考えております。ですから改めて一緒に考えて管理する必要性は特に感じておりません。以上です。
12番議員	改めて一緒に管理する必要性は感じていないという今お答えいただきました。他にもですねふるさと納税の案内に要したパンフレット等の費用の明細をお願いいたしましたところ、いただいた資料は21ページ22ページ23ページありますが、株式会社アイクの請求書3枚でありました。その他関係する書類すべてをお願いいたしましたが出されませんでした。他にないと理解してよろしいでしょうか。
総務課長	把握ができておりませんのでもしあるようでしたらまたよく調べさせて追加でお出しいたします。
12番議員	お答えいただきましたが平成30年度予算書にはですね、説明資料の中に34ページふるさとチョイス掲載料98千円、ふるさと給付金公金支払い手数料利用料73千円とありますがこれはどのように解釈したら宜しいでしょうか。
総務課長	後ほど資料をもし支払ってあるようでしたら、請求書それから支払い書をお出しいたします。
12番議員	いろいろ伺ってきましたが十分な説明になっていないように思います。ではふるさと納税のですね給付額等について一覧表を出していただきましたのでいくつか質問をさせていただきます。まずですね、寄付をしていただいたが返礼品の欄が記載されていないのはなぜですか。伺いたいと思います。ナンバー67・68・332・350・366・399・454・455・516以上9件空欄はなぜですか。
総務課長	リエックス宿泊券それからゴルフのプレー券だということですが、これについては利用されたときにリエックスさんの方から請求が来ることになっておりまして、まだ利用をされていないということで返礼金額が載っておりません。なんで載せないかということですが、時期によって若干金額が変わってくる可能性があるということで載せてご

	<p>ざいません。一律過去のデータを参考にしてそれを入れた場合には返礼品の合計額、19ページになりますが、返礼品の合計額が今4,576,804円ということになっておりますが、予想金額を入れた場合にここが4,906千円くらいになります。そうすると返戻金の割合が31%ということになるんですが、これにつきましては必ずしも年度内に使われるかどうかということも確定しておりませんで可能性としては次のシーズンまで使えるようになっておりますので、次のシーズンに利用される可能性もあるということですので今回今年度の支払いの対象にならない場合もあるということがございます。以上です。</p>
12番議員	<p>通常ギフト券というのはですね、1万円くらいの金額の入った利用券が発行されてましてですね、不足分は自己負担になるとかそういったようなものであろうかと思えますけど、今言われた通りであればそれは仕方ないとしてですねリエックスのゴルフ場は冬季閉鎖になるわけでございます。今年度消化できなくてですね出納閉鎖にも間に合わない。来年度のお金の扱いはどのようになってきますか。</p>
総務課長	<p>来年度は来年度予算の中で対応していくということになるろうかと思えます。</p>
12番議員	<p>予算の所在もちょっと不明確だと思いますけど、それはそれとしてですね平成30年度当初予算を見ますとふるさと給付金予算額10,000千円に対してふるさと給付金、事業返礼品4,000千円が計上されています。その割合は40%でありますけど返礼品が40%を超えているものはありますけれどそれはいかなる理由なのかナンバー26の返礼品53.5%、422の65%について40%も大幅に超えている理由はいかなるものかお聞かせください。</p>
総務課長	<p>そもそも最初から高く設定してあったものもございます。それから牛肉につきましては軒並み30%を大幅に超えております。これにつきましては牛肉がここのところずっと値上がりをしてきておりまして、さりとてパンフレットでうたってしまっているものですからその分は送らなければならないという事情もございまして肉については越えているのがほとんどでございます。以上です。</p>
12番議員	<p>返礼品が53.5%、65%というのはですね簡単な説明ではいかない様な気もするんですけど、それはそれといたしましてですね、次に返礼割合が30%を超えないように。そもそも総務省の指導はですねトータルの中個別に1つでも30%を超えてはいけないといっているのですか。そこを伺います。</p>
総務課長	<p>総務省の書類は単品について30%を超えてはいけないというふうに言って</p>

	ると解釈されます。ただ私共といたしましては安易ではございますが、トータルで30%になるのであればいいんじゃないかというふうに安易に簡単にこちらの都合で解釈をしてしまったということは事実でございます。
12番議員	見直しを行ったあとにもですね30%以上の返礼品を送ったのはどういう理由ですか。また改善した後ですね総務省に回答したこととの整合性はどのようにとられますか。
総務課長	先ほどもちょっと申し上げたんですが、パンフレットで謳った分につきましてはパンフレットが出回っておりまして、そのままいくしかなかったということでございます。総務省のほうの報告につきましてはその単品ごとに報告するわけではなくてですね総体的に3割を超えているか超えていないかという報告しかしませんので、先ほど申し上げました通りこちらの都合で3割は超えないようにやっていますという報告をした。ということでございます。
12番議員	マスコミにですね改善したと答えたことの整合性についてうかがいたいと思います。資料の36ページ。この新聞の記事によりますと9月10月中に見直しを行う町として小海町が入っておりますが、マスコミに改善したと答えた整合性をうかがいます。
総務課長	これ9月12日の新聞でございますが、10月中には見直すということでご返事をしたものでございますので、おそらく10月以降につきましては、相対的に見れば30%以内になっているのではないかというふうに考えております。
12番議員	1月臨時議会でですね予算決算常任委員会で私は送料について質問をいたしましたところ総務課長は「送料はまた課目が違うものですから含まれているということにはなりません。それはまた別途送料のほうで計算をしてみても送料がどれくらいかかったかということを確認をしなくてはなりませんので、今回の予算の返礼品の中には送料は入れていないということで報告を申し上げたいと思います。」このように言われました。総務課長自身も「別途送料のほうで計算をしてみても送料がどれくらいかかっているかということは確認をしなくてはなりません。」と言ってる。先ほどの答えと相違があるわけでございます。このようにふるさと納税の返礼品にかかる送料の費用は別途把握する必要があることを認識してるわけです。私が資料要求を行いましたら送料を出すことはすぐにはできません。これもやはり答弁と違うわけでございます。回答を求めたいところですが、ともあれですね担当者が管理してる一覧の中に送料が含まれていなかったということでしてね私の資料要求に対して作成する時間を費やしたことはですね担当者

	<p>に感謝と御礼を申し上げます。1月23日の臨時会における議案質疑の中で私の質問に対して答弁が納得がいけないから私は議長の許可を得て給付金と返礼品の明細をお願いいたしました所、予算決算常任委員会に提出された資料は返礼品割合が30%の部分しか出されなかったです。総務課長は準備できないということで急遽現在の基準に基づいたものを示したと言われました。一覧表が現在のもので返礼品が30%のものは提出する。以外のもは提出できないということであるが極めて不自然であります。過年度分を提出して下さいといっているわけではないのです。今年度の部分をお願いしているわけです。それもですね、寄付額の累計が多くなってきた。あるいは返礼品の額が足りなくなってきた。こういったことで予算の増額を議会に提出してきた。補正予算を計上するには累計が出ていなければ数字は出てこないわけです。一覧表があって累計額がオーバーしそうだから補正を組むわけです。なのにその明細は出せない。出せないのではなくて都合が悪いから出せなかったんですか。答弁をお願いします。</p>
総務課長	<p>都合が悪くて出せないというのはないとは思いますが、ちょっと私もその時のことを逐一覚えてるわけではないんですが、ご指摘のようなことがあったとすればお詫びを申し上げるしかありませんので宜しく願います。</p>
12番議員	<p>ではですね、予算決算常任委員会で提出された資料はですね、返礼品割合が30%に収まる部分のみでしたが他の議員から電話番号や携帯番号や個人情報記載されている部分がありそれを指摘され資料を回収し配り直すとしたが訂正した資料は今日まで提出されなかったのはなぜですか。総務課長は一度回収させていただきましてこの部分だけ消してまた配り直すことにさせていただきますとそのとき答弁を行いました。</p>
総務課長	<p>大変申し訳ございません。そのように言った覚えはちょっと私の中では覚えがないんですが、言ったとしましたらそれをしなかったことについてはお詫びを申し上げます。ただもういいやっていような話をされたことも記憶的にはあるような気もするんですが間違っていたら大変申し訳ございませんがそういうことでございます。</p>
12番議員	<p>私はテープにとってありますからそれを元に話をしてるわけでありまして。私自身もういいやなんてことを言った覚えもございません。この一連の12月議会、1月23日臨時議会における議案説明、私の議案質疑に対する答弁、予算決算常任委員会における答弁において適切さを欠いていたのではないかと思います。副町長どのようにお考えですか。</p>

副町長	<p>ちょっと質問に対して適切さを欠いているということがあるとすれば大変申し訳ありません。あの資料が用意するに当たってしっかり資料ができていなかったというのが一番の原因でございまして隠すつもりはなく、質問に対して理解がなくて出せなかったとかいろいろ理由はあるんですけどもなかなか質問に対してしっかりとした回答ができなかったということで適切さを欠いたということで大変申し訳ありませんでした。</p>
12番議員	<p>私は適切さを欠いていたと思います。12月議会でですね議案質疑で私が指摘をした後ですね議会の最終日に議会運営委員会を開催し臨時議会の日程を決めふるさと納税と返礼品の予算額の変更を議題とすることを決めました。この12月19日の時点で臨時議会の議題としたのはいかなる理由ですか。副町長お願いします。</p>
副町長	<p>12月の議会で補正予算計上しました。</p>
12番議員	<p>いや。あのね12月の議案質疑でこのことを指摘したんですね。そこはよろしいですね。その後ですね12月議会の最終日12月19日だったと思うんですけど最終日に議会運営委員会が開かれました。そこで議会運営委員会に出すときに1月23日の臨時議会の議題とすることを言われましたけどその理由について伺います。</p>
副町長	<p>すみませんでした。わかりました。あの12月の議会の時には支出の方が多く収入を見込まないで支出のほうを見込んで4割以上、4割近くの返礼品になるように予算を組んだということで、これはよくないということで12月で差し替え等々あったんですけども1月に臨時議会を開くということをお願いをして1月23日で訂正すると。ですが1月現在での収入支出の見込みを含めたものを補正するというようお願いをするという経過でございませう。</p>
12番議員	<p>1月23日の臨時議会でのですね議案説明では副町長は28年度実績17,820千円、29年度実績16,520千円であるから今年度は16,000千円に補正を行うと説明をいたしました。12月19日の議会運営委員会で臨時議会の議題と決定いたしました。それは12月議会で返礼品の割合について質疑をされたからその修正のために臨時議会の議題としたと思うが、これは整合性をどのようにとりますか。副町長。</p>
副町長	<p>12月の議会のときにですね16,000千円を見込んで収入を見込んでおけばよかったんですけども、支出のみ計上したため結果的に4割になっちゃうんじゃないかということで正しく1月の議会で計上したと、収入の方を計上したということで宜しくお願いします。</p>

12番議員	そもそもですね過年度が実績がこうだったから補正をこう行いますというのは臨時議会で審議することですか。
副町長	臨時議会は必要に応じた場合、議題になるということでございますのでこの12月の議会でご指摘を受けて早く修正をしなければいけないという思いがありまして1月の臨時議会に計上させていただいたということで宜しくお願いします。
12番議員	臨時議会とすることを決めた時点と実際に臨時議会に出された時点ではですね趣旨のすり替えではありませんか。そうした議案説明、議案質疑に対する答弁、臨時議会の議題とした趣旨のすり替え、臨時議会での資料提出のお願いに対する不十分な対応。このような対応がですね適切さを欠いており、誠実さを欠いたと思います。副町長どのようにお考えですか。
副町長	いずれにおいても誤っていることは直していきたくということで、最終的にはこういう形になったんですけれども、その都度その都度これはおかしいということがあれば訂正していくということで、途中途中は適正さにかけてたということにつきましては大変申し訳ありませんでした。
12番議員	適正さに欠けていたって総務課長はどのようにお考えですか。
総務課長	先ほどからご指摘をされております答弁したことに対する対応、そういったことがなされてこなかったというご指摘につきましては大変申し訳ないと思っております。以上です。
12番議員	それぞれですね適切ではなかったということでございますけれど、副町長、総務課長、そのように申されました。そもそもこの総務省の通達に対して町がどんな姿勢であったか見直しと言ってきた。本当に見直しをしたんですかね。議長、私の資料配らせて頂きたいんですがお願いできますか。
議長	はい。資料の配布をお願いします。
12番議員	続けさせていただきます。この資料はですねあの町から頂いた資料に基づいて作ってあります。一番左の欄でございますがページが書いてありますけど1ページ～18ページまでありますが、これはページが入っていない段階で頂きましたので、皆さんのお手元の資料綴りとはページが1つずつずれておりますのでお願いいたします。これを見ますと18枚の集計であります。右の欄にですね月ごとに分けたものが右の欄にですね真ん中の欄に左の表から移して月毎に分けたものがあります。10日の日曜日に頂き昨日の朝作成したものです。時間がなくて不十分な点があるかと思うんですけれども合計欄が合っていますので間違いはないと思います。一番右側の12月と2月にそれぞれ累計欄があります。その割合が10月末の累計で返礼品の割合が

	<p>28.56%、2月末で29.5%。先ほど来、見直しを行ってきたと言っておりますし、副町長が今まで議会で説明してきた見直しを行ってきたと言っていますが、11月までよりも2月までの方が返礼品の割合が高いわけでありまして。30%の範囲に収まっているからいいのではないかと。ということではなくてこれで今まで議会で答弁してきたものはなんだったのか。しかも個別では依然として12月以降は30%を超えているものもあるわけでございます。36ページの新聞には小海町は10月中に見直すとありました。副町長がならせば32.5%になると議案説明を行いながら補正予算を出してきたのはどのように説明をされますか。</p>
<p>副町長</p>	<p>ちょっと今資料見ましていずれも私も税務係、総務係が担当してるんですけども、国のほうから3割以上のものが超えてるといものが新聞報道にもなりまして実際に総務課長が言ったように会議等々は集まって具体的なことはしてませんが、その中で担当者と総務課長、私も担当者と話をしたりして回議書もここにありますが、こういうものを今後やりたいという中ではその3割を越えてるものについてはやめていくとか3割以下にしていくということだったんですけども、先ほども言ったようにパンフレットに載っているような中で支出が3割を越えてるのが支払日ですとか、注文が後できたりして10月以降現在も越えてるものもあるんですけども、そこらへんもしっかり確認していないと、これらが原因でございまして、中では31年度からは確実に一品一品が3割以下にするというものでパンフレットを作ったりやっていきたいと思います。補正の対応は30年度も3割をちょっと超える結果にはなる見込みですし、31年度は間違いなく1,000万円に対して300万円の予算ということで3割というございますので宜しくお願いいたします。</p>
<p>12番議員</p>	<p>この私の作ったこの表の中でもですね、全然見直しになってないんですね。かえってですね11・12・1・2の方が出すね29.5%ということで高いんですよ。で、こういったことに対してですねマスコミに新聞報道にも小海町は改善しましたと9月までしか載っていません。この後もう一度新聞が報道してると思うんですけどね、そういったことでこういうですね、実際には見直しを行っていないということにもかかわらず、新聞にはそうやって出ている。これはすごく問題視しなくてはならない問題だと思っております。それから先ほど空欄の中に9件あるといいました。たとえばあの金額がですね、1つ1万円としても9件あって90千円です。90千円はですね15,810千円に対する比率割合は0.57%です。これを足しても恐らくそんなに大きな差にはなっ</p>

	<p>てこないと思います。私の表の方をよく見ていただきたいと思います。それはそれとしてですね、町長はこの問題をどのように捉えているのか聞きたいと思います。私は質問の冒頭で申し上げましたが、ふるさと納税の返礼品の問題に対して、その取り扱いの事務にいつてるのではなくてですね、12月議会と1月臨時会の議案説明、議案質疑でですね、また予算決算常任委員会での対応が適切に丁寧に誠実に答えてもらえなかった。適切さ、誠実さに欠けていたといっているんですが、町長は答弁の方宜しく願います。</p>
町長	<p>まさに鷹野弥洲年議員の仰る通りでございます、これは緊張感の欠如という以外には返答は出来ないと思いますが、職員の気持ちとすれば1円でも多くふるさと納税をしていただき、そして一般財源を増やしたいという気持ちの表れだったと思います。いずれにしましても適切な対応が出来ていなかったというふうに私は今判断しましたので、ここに深く反省を申し上げるところでございます。</p>
12番議員	<p>答弁をいただきました。適切さ、誠実さに欠けていると思います。それは不適切であり、不誠実であったということなんですよ、答弁に対して、この議会の中でですね、しかも見直しを行ったということを総務省に報告したりマスコミに言っているんですけど、それもですねやはり疑いがもたれる訳であります。12月議会ではですね他にもありました。私はですね全員協議会で言いましたがなごみの建て替えがですね、やすらぎ園の隣の場所に変更なり、建設費が当初の予算額と変わったにも関わらず、修正を行わないで20,000千円でゲートボール場の整備を行う。こういうやり方いいのかと正しました。また他の議員からはですね子供議会の予算が計上されてないと指摘され合わせて臨時議会の議題となりました。12月議会における不適切な対応に起因して臨時議会の議題となったわけであります。このように私達議員から指摘されるのは不本意かもしれませんが、このことはですね議会制度のですね、根幹に関わることであります。町の行政に携わるなかで理事者は政策の予算編成や提案権がありますが、その政策を実行するかどうか決めるのは議会であります。議会が意思決定機関であります。そしてその執行に対して批判と監視を行うのが議会であり議員の責務であるわけでありまして。巷に議員がいろいろ言うからやりにくいなどと言う陰口がありますが、議員はいろいろ言うのが使命であります。住民の立場に立って、町民の立場に立って批判と監視を行うのが議員の責務であります。何も言わなくて黙って長が出したものを承認するなら議員はいら</p>

ないわけでありませう。議会はいらぬわけでありませう。議会はですね追認機関ではないのでありませう。憲法第93条で議事機関として議会を設置するとありませう。地方自治法89条に地方公共団体は議会を設置すると定め、そしてその議会の役割や行政の在り方が地方自治法によって示されてありませう。これにより地方自治体が成り立っているわけでありませう。行政を推進しているわけでありませう。この行政の推進を行うため職員がいるわけでありませう。議会により意思決定された施策を推進するのが職員でありませう。このような制度的な背景の中で議員が議案質疑や委員会で質問を行うのは当然であり、この質問に丁寧に答えることが町民に対する説明でありませう。補正予算に提出された案件に対して、その裏付けとなる資料を求められたら提出するのが当たり前でありませう。何もこれから作らなくてはならないような、存在しないような資料を求めているのではないわけでありませう。そうした意味で12月議会、1月臨時会の対応は不適切であったと思ひませうし、とうてい真摯な対応であったとはいひがたいわけでありませう。不誠実でありませう。これはですね、今後の議会運営に関わる問題でありませう。一般質問や議案質疑での答弁に誠実に実行していくことがより良い町づくりであり、住民福祉の向上に繋がっていきます。今全国で市町村議会の議員のなり手不足が社会問題となっております。議員のなり手が無い、この問題の背景にいろいろなことが要因とされてありませう。一つには議員報酬の問題、年金など社会保障の問題、また不安定な生活に踏み込めない若い年齢層からのなり手不足などさまざまな要因があると思ひませう。しかし私はお金の問題よりも議員になって何をやるのか、その仕事にやりがいがあるのか、こっちのほうが大事だと思ひませう。議員として役割をしっかりと果たしているのか、行政のチェック機関としての議会の役割は果たせるのか、議会が単なる追認機関となって町民から見て議会が何をやっているのかわからない。これではですね議員も議会もいらぬ訳でありませう。先程申し上げましたが議員はいろいろ言うのが当たり前でありませう。議員の質問に丁寧に答えるべきでありませう。そのことが町民に対する説明でありませう。このことはですね議員も理事者側もしっかりと認識していないとなーなーになってしまひませう。議会制度そのものが機能しなくなってしまう。今地方議会の議員のなり手不足について特集を組んでいる報道機関が議会基本条例が制定されているかどうかというような問題提起を行っております。私はそのような条例が制定されているかどうかではなくて、議会運営の中身の問題だと思ひませう。小海町や議員がまとまって議員提案という形でなく

	<p>ても議員各自の一般質問などを通して施策提案を行い、良い提案には町も答えてくれまして施策の実現をしてくれています。そうした意味で民主的な運営がなされていると思っております。そんな中で私が、今回私がこのような問題を貴重な時間を割いて質問を行うのは不本意ではありますが、12月議会以降の議会の在り方に憂慮するものであり、あえてこのような質問を行っておるものであります。黒澤町長になられてまもなく1年になられます。前向きにいろいろ新しいことにも取り組んでまいりましたが、そうした新しいことを含め、施策の内容を全てに対して丁寧な説明が求められます。そのことが町民への説明責任であります。黒澤町長が就任して初めての臨時議会での人事案件に対して私は丁寧な説明をするようお願いをいたしました。それは当事者本人だけでなく、理事者を含めすべての職員に共通することとであります。そうしたこととしてお願いしたつもりであります。あれから数度の議会を経て慣れてきたかと思われませんが、この黒澤町長就任早々に臨時議会での私の丁寧な説明に心がけるように求められたことを今振り返って12月議会、1月臨時会の対応を含めてどのようにとらえているか町長に伺います。</p>
<p>町 長</p>	<p>鷹野弥洲年議員からのご指摘、そして丁寧じゃなかったという指摘があれば、まことにそういった結果だと思ひまして申し訳なく思います。しかし私はご指摘いただいたこと、それから様々なことについて返答するたびに、最後にありがとうございますという言葉をつけ加えさせていただいております。それはまさに私の姿勢を正す一つの顕現であり、これから真摯に向き合うその返事と認識しておりますが、12月あるいは1月臨時議会というところで丁寧さに欠けるというご指摘については真摯に受けて止めていきたいと思っておりますので今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>12番議員</p>	<p>ここまでですね、昨年の12月議会、今年の1月臨時議会のやり取りの中から議論をしてきました。冒頭申し上げたようにですね、事務担当者に責を問うものではありません。12月議会、1月臨時議会の不適切、不誠実な対応に対して正すものであります。黒澤町長になって初めての予算議会であります。本来であればその政策に対して議論を進めるのが良いかと思ったわけですが、どうしてもこのことをですね、確認し議会と理事者が共通の認識としておかなければ今後の議会運営に差しきわりがあるので、このような議論をさせていただきました。重ねて申し上げますが、これからやろうとしている施策に対して議会と理事者側が丁寧に真摯に議論をし、合意形成</p>

	<p>を行っていくことが町民への丁寧な説明であり、より良い町づくりに繋がっていくものと思います。このことを再確認していただくために議論をさせていただきました。以上で終わります。</p>
副議長	<p>以上で第12番 鷹野弥洲年議員の質問を終わります。 ここで11時15分まで休憩といたします。</p>
<p><u>第10番 井出 薫 議員</u></p>	
副議長	<p>次に第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。</p>
10番議員	<p>10番 井出薫でございます。昨日今日と2日間に亘って一般質問、私で10人目ということで非常に答弁される方もそれぞれに大変なところはあろうかと思っておりますけれども、引き続きお付き合いをまずはよろしくお願ひしたいと思います。それで一般質問に先立ちまして、2点ばっか話をさせていただきましたけれども、昨日3月11日は東日本大震災福島原発事故から8年となりました。また今日3月12日は県北部地震から8年目となりテレビや新聞などマスコミが特集を組みいろいろと報道されております。被災者の生活と生業の再建も被災地の復興も道半ばで、被災から長い時間が経過したことによる新たな困難も生じてると、そういった報道がされてました。福島県では今も原発事故により4万人を超える人が故郷での平穏な暮らしを取り戻すことができません。国と東電の責任は私は重大だと思います。また原発事故の影響とあと何年かかるかわからないこうした事故処理に原発の再稼働、推進は私は絶対に許すことはできないと思います。それからもう一点でありますけれども、1月26日に皆さまご存知のとおり馬流で死亡のね、二名が亡くなるという悲惨な交通事故があったわけでありまして、地域の皆さん、それから国道や道路が通行止めになったということで、非常に大変な状態が長く続いたと、国道は大型トラックがズラーっと繋がっており運転手さんもトイレが困って加工所でどうのというような話も伺いましたけれども、先日、東馬流のほうの方にもいって話を伺いましたところ、東馬流から佐久穂へ抜ける真っすぐの通りも本当に混んでいるんですけれども、皆さまご存知のとおり川側へ回る道と、それから線路側の方へ東は回る道があるんですけれども、向こうまでも車が一杯だということで非常に大変な状態だということで、1日も早く迂回路をとることを地域の方から言われたわけでありまして。私は長振の関係での一般質問もさせていただきますけれども、もちろんそこにも入れてもらいたいですけれども、</p>

	<p>やはり31年度予算でね、具体的に小海町からいろいろな事業を発信していくというようなそういう計画をしっかりと立てていただいて一步一步こう先に見える事業推進をお願いしたいと、それで私の提案としますれば、とりあえずは乗用車位は行ったり来たりと出来るような道路をとりあえず東馬流の橋までとかね、あるいは出来れば1.5車線位の道が作れば良いんですけれども、やはりそういった具体的な計画を立てていただいて迂回路対策も町も始めたということが町民に伝わるような、そういう努力をまず冒頭にしっかりと要望したいと思います。それでは通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。施政方針からということで、第6次長期振興計画についてということで、これまでの取組とこれからどのように計画策定を進めていくのかという通告をさせていただきました。それで町長、施政方針の中では今年は第6次の策定年だということを2ページのほうで発言されており、30年度においては町民アンケート、各団体との懇談会、地区懇談会などを実施し町民の皆さまのご意見やご要望をお聞きしてまいりましたということで、これからは様々な問題に対して、寄せられたご要望等を十分に加味し時流にあった計画策定を進めてまいりますというふうに施政方針で申されておりますけれども、改めてこれまでの取り組み、それから予算で総合戦略の確定業務の委託料で1,500千円、それから長振の関係で2,000千円というような予算をみているんですけれども、町長としてはどのような長期振興計画を目指しているのかという点まで含めて答弁をお願いできればと思います。</p>
<p>町長</p>	<p>まずは第5次の長期振興計画最終年ということで、そのいわゆる反省を十分含めた中で、第6次の計画を立てさせていただきたいということを施政方針の中でも申し上げましたけれども、やはり町民の皆さん本位の計画となっていこうかと思います。そしてここ5年、10年というものの大切さ、少子高齢化ますます進みまして2040年には3,050人というような数字も打ち出されているわけですが、そのへんを何とかですね数は減っても中身のある町にしたいということと、それからやはり町民本位ということを持ってきたい訳ですけれども、そのご意見のですね挙がって来たとというのが非常に今のところ機能的にももう少し工夫が必要ではないかというふうに実感しております。したがってアンケートは2,000名の皆さまにお出ししまして、700強の皆さんからいただいたということですけども、まだまだ不十分な部分はあるかと思います。したがってそういう検証をですねさらに進めていく必要があるかと思います。目標はそういうところであ</p>

	りますけれども、今申しました予算について総務課長のほうからお願いしてということよろしいでしょうか。
総務課長	只今ご質問のありました、総合戦略それからこの第6次長期振興計画の予算、1,500千円、2,000千円と挙がっております。大部分のものは委託料というところで挙げてあるんですが、印刷製本費に大分かかるというところでご理解をいただきたいと思います。計画につきましてはなるべく我々職員の中で、職員の言葉で作っていきたく、業者に中身まで委託するのではなくて職員の中で検討を加えて今後進むべき5年、10年の計画にしてまいりたいということで今のところ考えております。以上です。
10番議員	答弁いただきましたけれども、まず長期計画作るにはね、町長まだちょっと情報不十分だというように感じておられるというふうに私取りましたし、それから予算のほうとしては基本的に印刷製本で、職員の中でね、たたき台と言うのですか本文というのですか作っていきたくというふうな答弁だったというニュアンスでいいのかどうかと思いますけれども、私そういう中で町長ね、先程も言いましたけどどういいう長振ね、目指しているかという点がやはり一番新しい町長としての伺いたいわけですよ、というのは第5次の長期基本計画はもちろん見られたと思うんですけれども、最初に基本構想と基本計画そういった中で基本理念なんか謳われているということで、町民憲章が基準になって第5次は、それで町民憲章の実現のためになんどうんだかんだというようなそういう基本計画になっているんですよ、それであとはその基本計画を実際にやるのに対して予算がどうだとか、補助金がどうだとかそういう実行計画という中で6次が作られているというんですけれども、私はやはり一番その考えてもらいたいのは、もちろん町民憲章の実現というのはもちろんその通りでありますけれども、問題は何をやるかと基本計画の中のね、その夢がね、なかなか見えないんですよ。農業振興にしても商業振興、観光、林業、子育てやいろいろそれぞれの分野で進んだり具体化されている部分もあるんですけれども実際に何をやるかという点での噛み砕きというんですかね、一步一步というんですか、そういうものから長期計画の中でね、なかなかこう夢を持ったあれが見えないということで、町長まだいろいろ、職員の意見も聞きながらということもあつたんですけれども、ただこれまでも町長も努力してもらって役場の中で町民の皆さんにお集まりいただいてこういろいろ意見をいただいたというふうな努力もされながら、まだ不十分だというふうな中身でありますけれども、そういったなかでどういいうふうにしてさらにこう町長、不十

	分といたしますかそういったのをこう進めていこうとしているのか町長の腹の中で結構ですから答弁していただければというふうに思います。
町長	<p>今、井出薫議員の仰いました町民憲章の中にはこの素晴らしい自然を大いに生かしそして老人から子供まで皆が幸せな町であるということを謳ってあると、私が5つの中のを総まとめするとそういう感じを受けております。それはまさにその通りでありまして、一つ一つの問題を定義化していくということがこれからの計画には必要ではないかと思っております。昨日も渡辺議員の質問の中にありましたけれども、やはり農業がこれから白菜をずっと作り続けなければ良いのかとか、それから実際に若い農業後継者が相談に来て冬場の仕事についてはというような相談にも来ております。そういったものは着実に進めていかなければ、農業の衰退というものは確実に来ると思っております。それから商業につきましては私は駅通りの活性化というものを謳って町長にも立候補しました。小海線の小海、私どもにとっては大切なものでありますし、それから小海の顔であり看板であると思っておりますので、その辺の充実も図りたいと、それからさらには工業の誘致というものは中々厳しい部分であろうかと思っておりますけれども、憩うまちを初めまして着実な手ごたえが段々とあります。そういったものを活かしながら誘致というようなものとか、それから果樹等々の弱さが小海町には大変ある訳ですがけれども、気候それから土壌等々踏まえた場合に決して出来ない施策ではないかというふうに思っております。また保健関係においても十分とは言えませんが精一杯の努力はしていると思っております。また教育問題におきましても早急のエアコンということは対処しているわけですが、教育の底上げというようなものをどういうふうに図っていけば良いかというのは非常に大切な問題だと思っております。また幼児教育におきましても保母さんたちの個別の一对一のレクチャーしますと個人面談ですかね、3歳までは非常にお母さんの手が必要であるというような実感も聞いております。それから小学校へ入るまでの期間の大切さ、これを非常に訴えております。10人が10人しっかりそういうふうに答えておりますので、私とすればそのへんの検証もしっかり進めなければいけないと思っておりますし、また度々出ます八峰の湯の運営、昨日の中で私は翌々年には見方は変えさせていただいて何とか黒字にしたいという気持ちでやっているところでございます。職員もそういうところに向かって進んでおりますので是非、井出薫議員にもこういうところは意見を良く聞いて集約しろよというような、先程、鷹野弥洲年議員がやはりチェック機関であるとともに我々は同じ方向を向い</p>

	<p>てこの町を発展させていかなければいけないというような気持でおりますので、何卒そのへんのところをよろしく申し上げまして私の返答になるかどうか分かりませんが、腹の中を言えと言われたもので言わせていただきました。</p>
10番議員	<p>町長の思いというのは本当に良く伝わってきまして、町民憲章の中でそれぞれ謳われている。また町長が選挙で公約を掲げられた、そういったものに対する思いは良く伺ったわけでありまして、私はやはり10年間の計画を立てていくというときに、やはり本当に夢の湧くようなそういう計画がどうやって作れるかというのが私は一番問われる、それをどうするかということが今、私は求められてますし、この1年間の中で行政がどう対応するかと、それで町長が今言われましたようなこと、それから町民の思っているまだ不十分な情報、そういうものをどのようにして長振に生かしていくのかと、不十分と町長言われましたけれど、その方法を私は教えてもらいたいというふうに思うんですよ、それで是非また役場の中で町民の皆さんに集まっていただいて、2回だかやってもらっただよね、どういう意見が出たとかそういうような資料が私の手元には無いものでね、ちょっと分かりませんが、アンケートと結果はみんな配っていただいて見ていますけれども、是非私は町民の声をどう捉えるかと、それから職員の皆さんのプロとしての声、先程、基本的なところは職員で作りたいたいと言いましたけれども、条例の中にも長振を企画だか何かをするそういう条例がちゃんとあるわけです。それはもちろんやっていただくんですけども、問題は一人一人の職員の皆さんがプロとしてこうしたらいいじゃねえか、あーしたらいいじゃねえかと言われるようなそういう場所、また町民の声、こういう場所を私はさらにどう作っていくかと、それでいつ頃までにはまとめやっていたいかというような話がはずれなってくると思うんですけれども、そういったことも含めて計画の策定方針というんですかね、そういったものがいつ頃までに作られて我々に提案させていただけるのかという点も含めてお願いしたいと思います。</p>
総務課長	<p>お答え申し上げます。今まで町長と町民の皆さまとの懇談会を延べ5回行っております。最後にやったのがIターンの皆さんとの意見交換会ということで、これは議事録を残しておりますので、また後程皆さんにご提示したいと思っております。今後なんですけど町長もちょっとまだ町民の皆さんの意見をお聞きするのが不十分だというような話も今したんですけども、確かもうちょっと女性の皆さんの意見も聞いてみたいと、中々女性の皆さんがこう</p>

	<p>いった懇談会を呼び掛けても出てきていただけないという現状もありまして、そのあたりも新年度になったところで何とか女性の皆さん各年代の皆さん集まっていたいて意見をお聞きするような場面もまた設けていきたいというふうに考えております。皆さんに拝聴した意見を基に素案を職員のほうで作成をいたしまして、それを役場の中でも係長クラスの皆さんで組織しております町づくり委員会ですとか、課長等でっております企画会というものがございますので、その中で議論しまして素案を作成し、その後審議会それから関係団体等へ素案を提示をいたしまして修正などを踏まえて、12月議会には上程をしていきたいという予定で今のところ計画しております。よろしく申し上げます。</p>
<p>10番議員</p>	<p>女性の意見をさらに集めたいというようなことを総務課長申しましたけども、今ははっきりと策定方針をやっぱり示してもらう必要が私はあると思うんですよ。12月議会には最後に決める議会ですから、やはりそれ以前にやっぱり新年度からどういう流れの中で12月議会の議決までもっていくかと、そういう策定方針を明示してもらいたというふうに思います。それで予算審議の中で林業アドバイザーの予算という話があった時に、総務課長から西粟倉村だという説明がありましたけれども、私は西粟倉村の話は前の町長とは何回も何回も議論させていただき議会でも視察に行ったわけにありますけれども、元々あそこは第4次計画という中でその100年の森構想という話が作られたわけですよ。それで100の森構想というのがどういう事がきっかけで始まったかといったら、やはり村が過疎で仕事が無いわけですよ、若い人たちの仕事が、そういう時に村はどんどん過疎になっていくと、小海町とある意味で似ていますけれども、そういったときに村にある資源と、西粟倉村は95%が山林、森だそうです。ですからやはりこれを活かして仕事を作ったりというようなそういう議論が長振を作る前に本当に役場の職員さんなんかも含めて若い人たちが2年間も合宿をやったりさ、そういう町民総揚げでの議論の中で、この100年の森構想という考え方が生まれてきて、それでいわゆる山の木を切るとか、いろいろ仕事をするのにどうい問題があるかとか、そういう一つ一つの分析をした中で今のこの戦略の中で活性化を図っている訳ですよ。それでただ単に木だけでなく、今は環境モデル都市として再生可能エネルギーの導入や省エネ活動、こうしたエネルギー需給率の向上とか、こういった良質の田舎を作るというのを長振の中で大きな目標に掲げたわけですよ。ただね私は是非皆さんに考えてもらいたいのは、こういうことを考えている時には西粟倉村は補助金が</p>

	<p>無かったわけですよ。補助金を基本とした事業をどうするか、あーするかじゃないと、やはりその村その町にあったところで何をどう実現していくかという具体化というですかね、こういう部分での町民の声だとか職員の皆さんのプロとしての動き、こういうものの中で私は100年の森構想という第4次の西粟倉村の長振は素晴らしいものだと思いますよ。ですからやはりこういった、折角先進の例も全国にいっぱいある訳ですし、そういった意味でもやはり小海町も何とかやっぱり頑張っている職員の皆さんもおる訳ですし、そういった皆さんの声を活かしながら、私はやっぱりね過疎脱却、脱却は難しいんですけども、やっぱり若い人たちの働く場所をどう作るかと。やっぱりこれを粘り強く、先程言いました憩うまちこみでも地域への還元だとかいろいろの部分であると思うんですよ。ですからそういった部分でも大いに頑張っていたくのは結構だけれどもやはり若い人達が帰ってきたり、また都会の人達がわが小海町へ来て働く。そういう場所をどう作るかというのがやはり皆で真剣に考えながら、やっぱり10年先の小海町の建設を目指してやるというような私はスタンスを持っての情報収集といえますか、そういった努力が必要だと思うんですけども。具体的にどうするかという部分をもう少し詰めてお願いしたわけですけど。</p>
<p>総務課長</p>	<p>只今のご質問ですけれども、井出議員仰るとおり夢のある計画にしていかなければいけないということは重々承知はしております。また議論を進める中で、また町民の皆さんのアンケートの中身等も精査した中で出来る限り夢のある計画、夢のある計画をするというのは中々大変なことではありますけれども、そういった計画になるようにやっていきたいと。それから議員の皆さまには6月の議会、それから9月の議会もあります。その中でまたその都度進捗状況等をお示ししながら12月の議会で議決をいただくような形で考えておりますので、先程ちょっと口が足りなくて一発で12月に行くわけじゃなくてそういう段階を踏むということでご理解をお願いしたいと思います。</p>
<p>10番議員</p>	<p>是非、先程言いましたけれども策定方針、具体的にこの31年をどうやって進めていきながら第6次の長振を作るかという、そういう流れが我々にも見えるようなね、そういった計画をまずしっかり立てていただきながら、それの一つ一つの実践をやっていただきたいというふうに思います。それで町長、私、温泉の検討委員会で言いましたけれども、温泉の検討委員会もこの間何回か会議を持たせていただきながら、各委員さんから非常に積極的な意見も出され、改革の意見も出されたわけでありましてけれども、そうい</p>

った一つ一つの出された意見、それから検討委員会でこうしようじゃないか、あーしようじゃないかというふうに決められたことが具体的に進まないというのが今度の温泉検討委員会で指摘されまして、今度の要望事項の中にも入っているんですけども、町長も中々そこらへんでの苦しい胸の内も発言してもらいましたけれども、私はやはり町民の皆さんや職員の皆さん、こういった皆さんから出された意見を我が町でどう具体化していくかと、西粟倉村は仕事が無い、森がいっぱいある、じゃこの森で仕事づくりやろうじゃないかと、仕事づくりやるのに境はわからない、道作れない、こういう本当に具体化の議論がされた中で長振が作られたわけですよ、ですから私はやはりそういった町民の声や、職員の皆さんの声が具体化できるようなそこらへんのなんていうか議論ていうのですか、人の配置って言ったらいいかどうか分かりませんが、そういった部分での努力をお願いしたいと町長。それでちょっと怒られるような話ですけども今年中に例えば長振がうまく作れないと、中々思うようにいかないというようなことであれば私は来年に回したって良いじゃないかということなんですよ。と言うのは平成23年の5月に地方自治法の改正によって基本構想を定めてこれを議会で議決しなさいという地方自治法が削除されたんですよ。ですからどうしても地方自治法では長振を作りなさいと、基本計画を作りなさいという法律が無くなっているわけ、私一生懸命探したけど我が町の小海町の条例の中にも作りましょうと、こういうことで作りましょうという条例が町長まだ作られてないんですよ。ただこの当時に長振だとかこういったものの議決権を議会に与えているわけ、小海町は条例の中で。ですから議決権は否定するわけにはいきませんが、制定義務というのは条例化されていないわけですよ。ですから1年延ばせなんていう話は、話の段階としての話ですけども、例えば総務大臣が改正後もずーっとそのままでやっという通知を出しているんです。それで全国では進んだなんて評価の仕方はいけないと思いますけれども、この総務大臣の通知によって条例化している訳ですよ、地方基本条例というのを作ってその中で私達はこれこれこういう目的で基本計画を作るとそういう条例がきちんと制定しているんですよ。ですから私今回この問題は一般質問通告してありませんので、またいろいろ調べていただきながらこういったこともあるということを考えていただきながら、また予算、決算かどこかでまた私も聞くような機会がありましたら、是非お考えを示していただくというような機会を、要望を出しておきたいんですけども、最後になりますけれども先程も言いま

	<p>したけれども具体化という点で、もう一回町長の思いをお願いしたいと思うんですけれども。</p>
町長	<p>具体化という件なんですけれども、やはりそれは大変必要な事でありお示しすることが我々の責務と感じております。しかし私も町長になって驚いたんですけれども、アンケートしようが集会やろうが比較的その中身が薄いといいますかおいでになっていただけない。あるいはアンケートも約30%の回収率だと。お答えいただいた方がですね30%ぐらい。それは数値的には良いそうなんですよね30%で、ということはもう少し広くアンケートを出すべきかなという形のものもありますし、それから先程井出薫議員が八峰の湯の件を話していただきましたが、あれも具体化というところで是非議員の皆さまには八峰の湯へ行って、皆で行ってですね、現状を視察していただきたいと最後私締めくくった覚えがありますが、是非ですね繁忙期にですね行って我々も注文をして風呂へ入って実感したところでまたですね具体化をしていきたいと思っています。したがって多々他のこともあろうかと思いますが、職員、私含めた中で実態をいかに肌で感じて把握するかということが大切だと思いますので、そういうものも含めまして具体化の実現に向けていきたいと思っています。</p>
10番議員	<p>町民参加、町民参加ということは歴代の理事者の皆さんもずーっと言ってきたということでもありますけども、なかなか今町長仰ったように実際に何かをやってみると町長が言われたような現状だというのが私はその通りだと思うんです。ですから私も、ちょっと話が変わるようで申し訳ないんですけれども、議会の情報公開という点で私なりに努力したつもりですけれども、それでも町民の皆さんに中々沁みないというのがやはり現状であります。ですからそれをどう進めるかという点では非常に困難だと思いますけども、ただ温泉検討委員会で私、そういう提起、意見したときにそれまであまり喋っても価値はないと言っていた委員さんが結構喋りだしたというようなことも、町長一緒にいた中で経験されたと思いますけども、是非そういった困難さをももちろん抱えているわけですけども、良い長振作りという点では私も陰に陽にいろいろ意見提起をさせていただきたいと思っていますので、また粘り強く作っていきやっていっていただきたいということを強く要望しまして次に移りたいと思います。次に国民健康保険税についてということで税の負担を町長どう考えているかというような通告の仕方をしたんですけれども、井出幸実議員からも国保の関係ではぐーっと議論もありましたけれども、私はその国民健康保険税について適正な課税かどうか</p>

	<p>かという町長の認識ですね、やはりそこらへんがその伺いたいというふう に思うんですけれども、実は昨日途中で資料出させていただきました。均等 割、平等割を無くせば保険料は大幅に引き下がり協会けんぽ並みになりま すという表を皆さんもお手元にあると思うんですけれども、これ東京だど か大阪だとか札幌だとかそういうところの資料があったので皆さんに紹介 がてら私お届けしているんですけれども、例えば給与年収が4,000千円4人 家族30才代の夫婦で子供2人と、東京特別区では426,200円だそうです。そ れで右側に協会と書いてあるんですけれども協会けんぽだと198千円だと いうの。同じように大阪が419,500円協会けんぽが203,400円、京都が同 じように397千円、413千円、札幌ですけれども両方とも205千円と、約協会 けんぽが国保の倍なんです。やはりそういう実態がまずあるということから みて、我が小海町はどうかという資料がちょっと無くて申し訳ないんです けれども、町長の国保税に対する認識、適正かどうかという点も含めてお願 いしたいんですけれども。</p>
町長	<p>只今資料に基づいてご説明いただきました。協会けんぽは約4千万人の加入 者ということでございます。国民皆保険はその数分の一というようなキャ パシティの中での判断かと思いますが、先日協会けんぽの安藤会長もおい でになってざくばらんな話をしたところ、先行きは暗いと大変見通しは 悪いということをおいでになりました。井出薫議員の仰る国民健康 保険というものは低所得者のためにあり、そして国民全体の健康を守るた めの施策であるということでありますが、これも行政とすれば低く抑える に越したことはないと思いますが、これが我々の勝手に動くものであるの か、あるいは私が町長に就任した当時、井出薫議員と相談して発したもの がご指導いただいたというような部分もありまして、私としても慎重に関 わらなければならないということでもあります。従って意思、あるいは考え はそういうふう持っている訳ですけれども出来る限りのことはしてい きたと思いますけれども、やはり世の中のルールに則った部分でやってい かなければいけないと、それから冒頭申し上げました全てこのキャパシ ティの中で決められている数字、でたらめな数字ではないと思いますが、や はり低所得者が健康に安心して暮らせるものでなければいけないという認 識は常に持っておりますのでご理解願いたいと思います。</p>
10番議員	<p>ルールに則ってやはりそれぞれに協会けんぽもそうですし、国保も運営さ れているという中での判断であり、国保が高いか低いかと適正かどうかと いう点は町長答弁無かったわけでありましてけれども、イメージ的には決し</p>

て安いものでないという認識をもっておられるというふうに私は勝手に理解しますけれども、そもそもその町長公的な医療保険、これは国民に平等に医療をするための仕組みだというふうに私は思うんです。だから加入する保険によって負担や給付そこに大きな差があるということは問題だと思うんですよね。ですから只今申しましたように4,000千円台の話だけ今しましたが、2,400千円台でもそうなわけです。協会けんぽと比べると国保は倍というような状態になっているというのが現状でありますし、そういった中で均等割平等、町長、均等割を下げていただくというような、下げるでなくて多子世帯ということで、応援事業ということで計画をしたわけがありますけれども、この平等割制度、いわゆる人頭税というやつですけども、これは歴史は物凄く古いそうです。それでね薩摩藩の時代支配下に琉球王国で実施された図係というんだそうですけれども、家族の頭数によっていろいろ税を決めたという時代があったそうです。そういう原始的な野蛮な方式は国保の中では今もこの21世紀のこの時代の中でやっているわけです。小海町もそうですね均等割という形で家族の数によって税がかけられているということから資料37ページをお願いしておきました国民健康保険税所得階層及び構成人員と及び税額費用というのが作られ出されていますけれども、見てもらっても分かるとおりに中間、4人家族になんかなると12%から16%と所得に対して一番右側ですけども、15%、13%所得税だって地方税だって5%の時代に国保税はこれだけ所得に対して税が高いわけですよ。やっぱりこうした動きが全国であり、それから加入者のこの間国保新聞に載っていたんですけれども働く世代が国保に入っていないと、もう60から上小さい子供たちとこういう構成になってきているということで、国保の構成そのものからもう課税をしていくのに国保の皆さんにだけ負担を求めたのでは、昨日幸実議員からも話ありましたけれども存続、続くということが困難になっているということで、これも資料でお願いしまして昨日ちょっとあんまり、38ページに出てるの非常に見にくいので先程の協会けんぽの関係の裏側に刷ってもらいましたけれども国保への公費投入増を求める地方団体の提言要望ということで、国保が県へ移管になるとそういう流れの中で全国の知事会、それから全国都道府県議長会からいわゆる6団体というんですかね、こういう団体の国保制度改善強化全国大会の決意ということで2012年、それからその後2013年と毎年のように行われ2014年7月にも全国知事会から今度は公費を国保に1兆円投入してくれとこういう要望が出されているんです。それで運協の中でも私言いましたけれども、

	<p>全国知事会の提言がその後も続くというようなことがあり二段目の全国知事会公費1兆円の投入をという部分で自民党の社会保障制度に関する特命委員会によるヒアリングの場で全国知事会の福田富一さん社会保障常任委員会の委員長さんが栃木県知事だそうでありますけども、国民の保険料負担の公平性と将来に亘る国保財政の基盤強化の観点から総額1兆円の公費投入の必要性を訴えたというふうにありますし、一番下の段には全国市長会でもやはりそういう要望が出されたということで、また今の資料の裏側をひっくり返していただいて、今の東京特別区426,200円、廃止後222千円になると、この廃止は何を言っているかという、その上に書いてあります均等割、平等割というのを無くせば、なから協会けんぽと同じになるのではないかという試算表であります。それで時間進んできましたから言いますけれども、こういった試算表があり制度の見直しを求めたり国からの要望を出しながら、今年度いわゆる30年度ですけども、宮崎市や蕪崎市こういった少なくない自治体がやはり国保税の引き下げをやったと、それから町長その小海町は多子世帯応援という形で均等割をやったんですけども、仙台市では所得制限なしで国保に加入する全ての子供の均等割を一律3割減額したと、やったというんですよ。仙台のほうの県の担当者は仙台市にどういうことを言われたかは私分かりませんが、仙台市はやったということであり、私はやはり引き続きこうした国保税の引き下げという点での努力というものは町長にも頑張っていたきたいというふうに思います。具体的な方策というのはこれから相談をしていきたいと思っておりますけども、先程も申しましたように21世紀のこの時代に人頭割とも言われるような頭割りの税金をいつまでもかけることによって国保が過大な負担になっているという現状、それから病院にかかりたくも小海町はないんですけども保険証が無いと、10割給付しろというような実態も全国では生まれているわけです。それで毎年60何人くらいの方が病院にかかれなくて、あるいはかかった時に手遅れで亡くなっているというような現状があるわけですよ。私は我が小海町でも短期の保険証を出してという対応はしているんですけども、こういった事態にならないようにということから町でも一層の努力と検討をお願いしたいと思うんですけどもいかがでしょう。</p>
<p>町長</p>	<p>やはり不平等による病人、あるいは病院の利用ですかそういうことはあつてはならないと認識しております。また国保税の件につきましては私のほうももう少し勉強といいますか中身を掘り下げた中で多い意見を取り入れたいと思いますので、やはりもうちょっと研究をさせていただきたいと私</p>

	<p>自身もその件につきましては前向きな検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
10番議員	<p>是非、町長またいろいろ研究もしていただきながら、一緒になって相談をしながら、やはり町で出来る部分という部分のところを見出していければというふうに私も思っていますので、またそういった点ではよろしくお願いしたいというふうに思います。それから最後になりますけれども野良猫対策と、非常にこの対策については私もくどいわけでありますけれども、実際に野良猫で困っており、またその人はその猫を保健所に出したりして殺してしまうというようなことが中々できないというような方からの毎回毎回の切実な願いであります。そういった中でこの間の議会の中でやはりいろいろな民間団体なんかとも協議をしながら小海町としても対応を考えてかなければいけないというような答弁を町民課長からもこの間いただいているわけでありまして、この間の取組と新年度に向けてどういった対応をするのかという点を伺いたいと思います。</p>
町民課長	<p>それではお答えを申し上げます。役場で各区での猫屋敷の状況の把握が困難であるということで、昨年12月に行われました区長会において各区の区長さんに調査を依頼したところでございますが、今のところ相談というものは役場へは寄せられてございません。一方で井出議員さんからも言われましたがホームページの中で犬の飼い方という見出ししかなかったため、犬や猫の飼い方についてというふうに改めまして動物愛護法の内容等、それからペットを遺棄したものに対する罰金等も記載しました。また猫の飼い主に対しまして完全室内飼育のこと、それから1頭のメス猫が3年後には2,000頭に繁殖してしまうことといったことも記載してございます。今後新年度におきましては効果的な広報活動に尽きると思っておりますので、さらに工夫して実施していきたいと考えております。去勢避妊手術を実際行われる動物病院の紹介や手術の概算の費用等について具体的に周知をしていくことも必要と思っております。また野良猫対策としましては無責任なえさやりの防止が最重要だと考えておりますので、えさやりの現場を見かけましたら役場に一報をいただいて、あまり頻繁にそういうケースがございましたらまた保健所の指導を仰ぎながら注意していくことも可能かと考えております。いずれ役場だけでは状況の把握や十分な対応は困難かと思っておりますので住民の皆さまのご協力を得ながら対応を一層進めていきたいと思っておりますのでご協力とご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
10番議員	<p>まずホームページで言ったことを直していただいたという点では感謝申し</p>

	<p>上げたいと思います。ただ野良猫対策を基本的にその猫は家の中で飼うものだという議論は現状を見ないやはり議論だというふうに私は思います。それからそのえさやりの問題も言われましたけども、えさやりにもやはりその小さい命を大切にしようというそういう人間的なやさしさの中からそういう行為を行っている皆さんもあるわけでありまして、それをその悪い者扱いみたいな対応は私は如何なものかというふうに思います。そういった点でこれからの対応の中でもそういった点は気をつけていただきながら、NPOだとかそういった皆さんの活動、小海町ではまだ無いわけでありまして、佐久市あたりでは頑張っておられる皆さんもおるといふ点からしますれば、そういった皆さんのご意見も伺いながら我が町では何ができるかという観点を持って進めていただくことが大事ではないかというふうに思います。そして何よりも町民の皆さんからも是非役場のほうへ実際その猫で困っているというような実情を挙げていただくというような、先程広報活動ということでは言われましたけれども、そういった点での努力をしていただきながら、やはり最終的には町長どうしても去勢避妊と言いますかそういう道を進んで行かなければ私は基本的には解決しないというふうに思うんですよ、ですから後はどういう活動をした中でやるかという部分が求められていると思うんですけれども、そこいらへんも含めて町長の答弁をお願いしたいです。</p>
<p>町長</p>	<p>動物愛護ということは大変これ大切なことだと思いますけれども、人間の生活を壊してまでという話にはいかないと思います。先日テレビ放映でありました小学校5年生がクラウドファンディングによるSNS等々の呼びかけで100匹を超える猫を自力で捨て猫を引き取って、そして飼い主さんを見つけてというような行為をしているというような実例もありますので、そういったものを掘り下げて研究した中で、やはり愛護の精神にのっとった施策を立てていきたいと思っております。</p>
<p>10番議員</p>	<p>私は先程の女の子の話も聞きましたし、それからどこだかの旅館では猫でそういう話もありまして私はやはりそういったいろいろな経験を活かしながら、私は町民の皆さんに町長、愛護法で謳っている1,000千円の罰金を払わせるようなそんな環境は早くやめさせなければいかんというふうに思っていますので、是非努力をお願いしたいと思います。最後にこれで一般質問終わりますけれども、この間町長とは3回の議会、今日は4回目の一般質問での議論させていただき、地方自治とは住民福祉の向上だとか、あるいは先程の捨て猫の対策から小さな命を殺さないこと、あるいは中部横断道</p>

	<p>と迂回路という議論をしてきました。そして何よりも一番先に職員の残業代を増やすという予算の中で説明資料が不十分じゃないかという議論をした経験があります。今度の予算を見ても、また全協の中でもいろいろ言わせていただきたいと思いますけれども、是非こういった間の議論も生かして行政で中でやっていただけるということを私としては強く要望しまして一般質問を終わりたいと思います。</p>
副 議 長	<p>以上で第10番 井出薫議員の質問を終わります。</p> <p>以上で今定例会の一般質問は終了いたします。</p> <p>なお、今後の予定といたしまして午後1時15分から現地視察を行います。また現地視察終了後、全員協議会を行いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>これをもちまして散会といたします。ご苦労様でした。</p>

平成 3 1 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 18 日」	
* 開会年月日時	平成 3 1 年 3 月 2 2 日 午後 2 時 0 0 分
* 閉会年月日時	平成 3 1 年 3 月 2 2 日 午後 4 時 0 2 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんこんにちは。平成 31 年第 1 回小海町議会最終日の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。昨年の夏は猛暑であり今年の冬は今のところ雪が少なく今後の水不足が懸念される所であり移りゆく季節に不安を感じる昨今であります。本定例会は 31 年度の予算議会であります。黒澤町長の施政方針が行われ総額 517,000 千円余の当初予算案が提出されました。一般質問は 10 名の方が行われるなど活発な質疑が行われました。理事者側から提出されました予算案などに対し、議会も二代表制に則りしっかりとした質疑が行われたものと考えております。またお互いの立場による意見の相違が生じるのは必然の事であり健全なものであると理解しております。行政も議会も平成 31 年度が小海町のため、小海町の町民の皆さんのためとなりますようお互いに切磋琢磨しながら黒澤町長の掲げる新しい時代に柔軟に対応し、積極的に挑む元気な町づくりに期待を致す所であります。</p> <p>ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
議会事務局 長	お知らせいたします。観光交流センター所長ですが所用により遅れるということですのでよろしくお願いいたします。
<u>日程第 1 「諸般の報告」</u>	

議長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづり3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第2 「行政報告」</u></p>	
議長	<p>日程第2、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告をお願いします。</p> <p>町長、黒澤 弘 君。</p>
町長	<p>ご報告申し上げます。本日3月5日より始まりました議会最終日ということでお願いします。また小中学校、高等学校の卒業式そして3月26日には我が町の宝であります小海町保育所の卒園式があり、私も本当に心に残ります初登庁の26日、また同日に佐久広域連合第1回定例会が行われます。そして4月になりますと3日が保育園の入園式、4日が小学校中学校の入学式となっております。以上報告させていただきました。</p>
議長	<p>以上で町長の行政報告を終わります。</p> <p>他に行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
<p>教育長 【高校入学者選抜、志願者数、合格者数、進学者数の報告】</p>	
議長	<p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。</p>
<p><u>○【議案の上程】</u></p>	
議長	<p>それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第3 「議員派遣の件」</u></p>	
議長	<p>日程第3、「議員派遣の件」を行います。</p> <p>事務局長に朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議長	<p>朗読が終わりました。お諮りいたします。</p> <p>議事日程つづりの4ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>

(異議なし)	
議 長	「異議なし」と認めます。したがって、議事日程つづりの4ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 議案第4号</u>	
議 長	日程第4、議案第4号 「小海町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
(委員長報告一可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第4号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第4号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数 反対 9番議員、)	
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第4号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第5 議案第5号</u>	
議 長	日程第5、議案第5号 「小海町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
(委員長報告一可決と決定)	

<p>〈総務産業常任委員会要望事項〉</p> <p>1. 議会での町長答弁を課長会議等で検討し、予算に反映されたい。</p> <p>2. 町政運営に当たっては、丁寧な住民説明を実施されたい。</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>ただ今の委員長からの要望事項に対する町長の答弁をお願いします。</p>
<p>〈総務産業常任委員会要望事項に対する答弁〉</p> <p>ご指摘につきましては課長会議等でしっかりと議論し、議会の意志が行政に反映されますようやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>	
議 長	<p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第5号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第5号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第5号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p style="text-align: center;"><u>日程第6 議案第6号</u></p>	
議 長	<p>日程第6、議案第6号</p> <p>「小海町地域密着型通所介護施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
<p>(委員長報告—可決と決定)</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(討論なし)</p>	

議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第6号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第6号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第6号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第7～14号 「議案第7号～議案第14号」</u>	
議 長	<p>日程第7、議案第7号から日程第14、議案第14号については一括して議題といたします。</p> <p>本案については、予算決算教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>予算決算常任委員長 鷹野 弥洲年 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議 長	<p>これより議案第7号「平成31年度小海町一般会計予算について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
2番議員	<p>平成31年度の小海町一般会計予算につきまして私は非常に疑問を多々感じているところがございます、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。その理由としましては一点目は本予算の歳入に關しまして財政調整基金の一般財源化という問題が生じておきまして、国・県の条例には拡大解釈でその交付税は担保されたというふうに理解しておりますが、町の条例につきましては必ずしもこれを本当にクリアにしているかどうか定かではありません。ただ27年度、28年度等におきまして一般財源として使用されているということをベースにして今回これが上程され採択されたわけですが、それでは何のための条例であるのか、その意味が問われかねない。またいったん拡大解釈を始めるとそこに歯止めがかからなくなるという危険性がありますので、これについてはいささか大きな疑問が残るということで一つの反対理由と致します。もう一点用地の確保について見通しが定かでない懸うまちこうみの</p>

	<p>拠点施設整備につきまして明らかに用地取得及び賃貸借その中身は分りませんが、そういう予算が想定されていないにも関わらず20,000千円の改修費が予定されております。これはやはりきちっと地元説明を果たして予算の見通しを立てた上で予算というのは用地利活用の賃貸の予算等当初立てた上で明らかに大丈夫だという見通しの上で改修費を想定するのが前提ではないかと。財政貸し借りが不透明な状況で予算計上をして万が一貸し借りの見通しが立たない場合に非常に大きな赤字を残すという懸念があるからというのが二番目の理由でございます。この案件は町営住宅の建設にあたって例えば12月の定例議会で15,000千円の買収費が計上されたが、それが必ずしも地権者の希望する額ではなかったということで上程が下されて改めて1月の補正予算で組まれるとこのことが全然反映されていないということで事業計画の見通しの甘さがあるのではないかと。その甘さの上にたった改修予算というのは如何のものかと考えております。併せて今回の先ほどの総務産業常任委員会で懇切丁寧な説明が求められましたが、それらについても必ずしも十全の対応が出来ていないと。出来ない上で町営住宅の建設費が上程されていると。これは例えば誰が入居するのかと入居者の想定も当初の答弁からだんだん間口が広がっている現実があります。これも事業計画の当初の事業計画の曖昧さが予算計上に反映されている結果ではないかと思っております。したがって緊急を急ぐテーマではないので私はこの予算計上に対してもう少し精査をした上で実行すべきではないかと思ひまして反対の意見にかえさせていただきます。以上でございます。</p>
<p>7番議員</p>	<p>本件につきましては賛成の立場で討論いたします。私は町議会議員を勤めさせていただいて間もなく6年が経過しようとしております。そんな中で初めて議案の修正動議がなされる経験をいたしました。結果は賛成少数で否決されました。31年度予算は新たな事業が上程されておりますが議員の質問に明確に答弁できないケースも目立ちました。補助金を出すにもその根拠が明確にされていなくて後日要綱等が出される例もありました。私は今予算は大変疑義を感じておりました。そして私と同じ考えの方が例年になく多かったです。では何故修正動議は否決されたか。それは黒澤町長が初めて編成した予算だったからです。黒澤町長の実質的なスタートだからと思慮した議員が多かったからだと私は考えております。本予算を心底是としたのではございません。何故今回の予算案に疑義を感じたのかと申しますのは、調査研究が足りないからと私は思慮します。子育て支援など小海町は他の自治体よりも充実している</p>

	<p>と思います。それは人口減少が進んでいる小海町にとって定住促進を進める政策だからと思います。今回上程されました小海町大学等進学支援事業要綱はただ単に高校を卒業する家庭の経済的負担を軽減すると謳っています。高校を卒業しても予備校に進む者は対象外、そして中途退学してもそのペナルティもない。しかも親が町内に居住していればその対象になり将来的に小海町に戻って来るなどは要件になっておりません。今まで小海町は定住促進という大きな目的の中で各種の補助等をして町づくりを推進してきたが今回は内容が違ふと私は考えております。だから町内からばら撒きではないか、不平等ではないかといった疑問がもたれております。将来的見地からの人材の育成に寄与することを目的と謳っておりますが、ばら撒き、不平等等の不信感が出るのはやはり調査研究が足りないからだと思っております。町長は小海発東京、東京発小海に繋がる道の駅を新年祝賀式で述べられました。その道の駅の調査費も予算に計上されておられません。町長の2年目は調査研究を徹底的に成し、公約実現を目指すものと私は認識しております。地方自治体は二元代表制であります。町長は政策を提案し、議会はそれを審議調査して町民の皆様の福祉向上を目指します。そしてその政策が実現するためには役場の職員の力量にかかってくると考えております。本会議の議案質疑を振り返った時に幹部職員の力量に疑問を持たざるを得ませんでした。本予算に私は賛成の立場ですが今後幹部職員はもっと切磋琢磨する必要があると感じております。幹部職員の資質によって町の行方は決まります。幹部職員の更なる資質の向上を強く要求しまして私の討論は終わります。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>私は今予算に反対の立場で討論いたします。黒澤町長初の新年度当初予算ということで施政方針でも元気な小海町を作るために新年度からは積極的に施策を進めてまいりたいと言われましたように、これまでも進めてきた事業に加え新しく町営単身者雇用促進住宅建設、空家対策移住体験施設、買物弱者対策の移動販売事業、チャレンジ支援事業、作業所ひまわりの加工施設工事・施設建築、元気高齢者支援事業、林政アドバイザーの派遣、大学等進学支援金制度、小中学校・保育園・児童館・楽集館等のエアコン設置、小中学生の給食費半額など私達議会からも提案したこともいくつあり、スピード感ある積極的な予算と言えるかもしれません。そのことは評価したいと思います。しかし移動販売事業や林政アドバイザー派遣などいくつもの事業説明で内容の曖昧さを強く感じました。まだまだ肉付けが必要で時期尚早ではないかと感じます。中でも単身者雇用促進住宅建設については1月の臨時議会の内容とは全然</p>

	<p>違うものになってきました。介護職員や保育士の人材不足が深刻だから佐久大学から研修先として町で受け入れられるように、そして就職してもらえるように、こうみの里にも保育園にも近い場所から、近いからちょうどいいというような説明を受けました。ところが3月議会では佐久大学とは言ってないだとか、夫婦2人でも住めるようにとか、役場職員がという話まで出てきたわけです。質疑をするたびにいろいろ話が膨れ上がっていく、ターゲットは誰なのか、この町営単身者用雇用住宅という事業そのものが変わってきているわけです。これから第6期長期振興計画の策定が始まろうとしている中です。その中で審議を深め、内容の濃いものにしてからでも遅くないのではないのでしょうか。勿論スピードを求められている事業もあるわけですが、もう少し丁寧に一つ一つの事業を進めるべきだと思います。元気高齢者応援事業や多子世帯支援事業や人間ドック補助など本来の目的は何処にあるのか、本来町が果たすべき福祉の役割、事業の目的をはっきりさせ内容を精査する必要があると思います。そして無理な事業計画が最初から財源不足を見込まなくてはいけないような予算編成になってしまったのではないのでしょうか。財政調整基金の使途が間違っていました。私自身も町の積立金条例を今回のことで学ばせてもらいました。条例からはずれているということが分かった以上、今回だけはいいいということにはなりません。私は今回の予算はもう一度精査し直し、より良い事業になるよう進めていただきたいと思います。従って今予算には反対しまして討論といたします。</p>
<p>12 番議員</p>	<p>本予算案に反対の立場で討論させていただきます。予算決算常任委員会において本案を賛成多数で可決した中であって、私はその予算決算常任委員会の委員長としてその決議に反する意見を述べることに一面において矛盾もありますが、委員会においては委員長は自身の意見を主張することができませんでしたので、この場で意見を述べさせていただきます。まずこの平成31年度予算は黒澤町長になられて初めての当初予算であり新しい事業も多く盛り込まれ積極的な想いのこもったものでありました。しかし予算決算常任委員会で様々な点において、只今他の議員からも討論がありましたが問題点が指摘されておりました。例えば大学等進学支援金事業におきましては確かに親の負担軽減にはなり有難いものではあります、一方で公平性を欠けるのではないかと指摘もありました。私は平成21年9月に一般質問で町の人口流出を防ぐため大学など卒業後に小海町に返ってきた人の奨学金返済の減免制度を設けるように訴えてきましたが、当時は前例もなく全くそのような考えには耳も貸してもらえませんでした。人口流出の危機感もなく無視</p>

をされてきました。その後も機会のある度にこの減免制度を導入するように訴え続けてきました。最近になりようやく前例が出来 30 年度から奨学金返済支援補助金事業として取り入れてもらいました。これは町の人口減少が続く中で一人でも多くの人に小海町に帰って来て欲しい、人口減少を防ぐものであります。小海町の若者に帰って来て欲しいと願いを込めたものであります。しかしながら新年度予算の進学支援金は全く理念の異なるものであります。また元気高齢者支援事業におきましては文字通り元気な高齢者に商品券を贈るものであります。その要件が介護認定を受けていないことが条件になっております。これは根本的に考え方が違うのではないかと思います。誰しも介護を受けるようにはなりたくないと思っております。かつて国民健康保険加入者に対して病院にかからない人、保険を使わない人に記念品を贈ってきたことがあります。しかし見直しがされ今では何処でもやっておられません。病院への受診抑制に繋がり早期の治療を妨げるものであります。改め言うまでもありませんが、予防と早期発見、早期治療が大切であると気づいたからであります。高齢者の健康を守るには介護予防こそが大事であり加齢とともに身体の衰えにより運動機能が落ちてきたら早目に支援を行うことが大事であります。わずかな身体の痛みのために行動範囲が狭まってくるが、早目に支援を行なうことが早目に手助けを行なうことが機能の維持になり悪化を防ぐことになるのです。こうした見地から介護保険を受けることを抑制するような施策には断じて同意する事は出来ません。一例を申し上げましたが本予算において様々な事業に取り組まれてきましたが、その要綱や背景となる基本的な考えに課題があるのではないかと思います。更に問題なのはその財源の多くが基金の取り崩しによって手当てされていることにあります。委員会でも目的が明示されないで一般財源化することが問題となりましたが、指摘を受けその後財源の充当先を示されました。私は来年度以降も続くような事業に財源確保もされない中で、基金の取り崩しが行われていくことに問題があると考えます。新しい事業に取り組むのであれば先ず財源を確保してから取り組むべきであります。先日の新聞でもある町で財源の確保がされていない予算案が一部否決されたと報道されておりました。小海町の基金残高は 29 年度決算書によりますと 3,478,000 千円となっております。一方で町債の 29 年度残高は 4,375,000 千円となっております。依然として 900,000 千円借金が多いわけです。ただ町債の中には過疎債などにより利子を含めた償還金への補助がありますので、将来負担率からすると問題ないということですが、そうは言っても借金は借金であります。公債費つまり

	<p>償還金及び利子は年間 503,000 千円と歳出の 12.8%を費やしているのも現実であります。歳出の 1 割以上を借金返済に充てているわけであり、自主財源の乏しい町にとって有利な過疎債を借りるなどとは言いませんが、まだまだ全く心配のない健全財政であるとは言い難いわけであり、そういった中で 31 年度予算は繰入金として地域振興基金 141,000 千円、財政調整基金 136,000 千円合計 277,000 千円の財源を基金の取り崩しによって賄われるわけであり、このように財源を基金取り崩しに頼るような予算案は問題があると思います。明らかに財政の悪化を招くものであります。先人の理事者や議会の皆様が大変な努力をして健全財政に向けて取組まれて今日に至る中で、方向転換ともいえる本予算には先輩の理事者や議員の皆様に申し訳ないとの思いもあります。また私は今定例会の一般質問において理事者には予算の編成、提案権があり意志決定は議会であり、また議会はチェック機関であり批判と監視を行うのが議会の役割で議員の責務であると訴え、議論を重ね合意形成をしていくことがより良い町づくりに繋がると理事者と議会の在り方について再確認をさせていただきました。このような中で議員としての使命を果たさないのは町民を裏切ることであり、私自身の心情真意に背くこととなります。私は黒澤町長と以前から親しい間柄であり、応援もしています。しかし情を挟むことは避けなければなりません。本予算が通らなくても町の行政が止るものでもありません。通常経費については町長の権限において執行されるものであります。そして不備な点については修正してもう一度議会に提出すればよいのです。只今申し上げたようにひとつには新しい事業の内容について疑問点が多いこと、ひとつには財源確保が次年度以降も継続される事業に対してまでも基金の財源に頼っており財政の悪化の懸念があること、またチェック機関としての批判と監視を行う議員としての使命があること、以上の観点から平成 31 年度予算案に反対の意志表示をするものであり、討論とさせていただきます。</p>
<p>10 番議員</p>	<p>私は本案に反対の立場で討論いたします。「経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費」この文章を読んだ時、町民の皆さんはどのように判断されるのでしょうか。今回黒澤町長初めての本格予算を審議する定例会で私は最も象徴的な出来事だと思います。委員会での審議がストップし、再開された審議でも答弁できず、休日を挟んだ次の委員会まで審議を先延ばしさせられたことは提案者として十二分な考察が感じられず、ルール無視とも見える後付答弁は自らの準備不足を穴埋めする以外の何ものでもありません。</p>

	<p>ん。財政調整基金の扱いをこれまでと相談なく変えてしまい、その使い途歳出を慌てて取り繕う資料を後付で提出する事態となりました。これからは財政調整基金の使いみちが予算書では分らないということになりました。財政調整基金の一般財源化は我が小海町では止めるべきであります。先ほど来発言があります雇用定住促進事業や元気高齢者応援事業など元気高齢者応援事業はその要綱を見ると介護保険事業はどういうものなのか理解の薄いやり方であります。ひまわり加工施設工事は楽集館の調理室を改修する事業ですが、以前加工所の皆さんがお願いした時の理由を「壁を作り限られた団体なら保健所もよし」と提案説明をしながら町長は「最終的には北側に出入口を作り、多くの団体の皆さんに使用してもらおうようにする」と答弁されました。私はこうした議会の経過を見た時、31年度一般会計予算案は多くの部分で準備状況、職員の対応、態度からみてルール無視の思いつきばら撒き予算となっていると考えます。深い考察の末、改めて提案していただくよう本案を反対と致します。</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第7号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第7号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手多数 反対 2番・9番・10番・12番議員)	
議 長	<p>挙手多数と認めます。したがって議案第7号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて議案第8号「平成31年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第8号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第8号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第8号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて議案第9号「平成31年度小海町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。</p>

	討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第9号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第9号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第9号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議長	つづいて議案第10号「平成31年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第10号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第10号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第10号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議長	つづいて議案第11号「平成31年度小海町水道事業会計予算について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第11号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第11号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第11号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議長	つづいて議案第12号「平成30年度小海町一般会計補正予算(第5

	号) について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 1 2 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 1 2 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 1 2 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて議案第 1 3 号「平成 3 0 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 1 3 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 1 3 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 1 3 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて議案第 1 4 号「平成 3 0 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	委員長の報告は、可決であります。 議案第 1 4 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 1 4 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。 ここで 15 時 15 分まで休憩といたします。 (ときに 14 時 54 分)

議 長	休憩前に引続き会議を開きます。
<u>日程第 1 5 「請願第 1 号」</u>	
議 長	日程第 1 5、請願第 1 号 「町道改良工事の請願書について」を議題といたします。 請願第 1 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
(委員長報告—継続審査)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
7 番議員	継続審査と決定したと今ご報告があったんですけど、近年小海町議会は休会中でも各常任委員会開会ということで踏まえてやってきているわけですので、この継続審査ということはこの次の定例会まで間に継続審査をする会議を開催する予定はあるのかお聞きします。またそのつもりで解釈してよろしいですか。
総務産業 委員長	そういうことはまだ予定しておりません。
7 番議員	いつ具体的に開くということではなくて休会中でも常任委員会の開会は出来るようになっていくわけで、開会を開く方向付けというかそういうことは検討されて継続審査となったわけですか。具体的に何日にやるとかそういったことではなくて。
総務産業 委員長	そういったことではありませんで、委員会の内容からいたしまして継続審査とすることに決定いたしました。
議 長	これで質疑を終わります。
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから請願第 1 号を採決いたします。 委員長の報告は、継続審査であります。 請願第 1 号を委員長報告のとおり、継続審査と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数 反対 9 番議員)	
議 長	挙手多数と認めます。

	したがって請願第1号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。
<u>日程第16 「陳情第1号」</u> <u>日程第18 「発議第1号」</u>	
議長	<p>日程第16、陳情第1号</p> <p>「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書について」及び日程第18、発議第1号「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。</p> <p>陳情第1号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p>
(委員長報告—採択と決定)	
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議長	<p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
(討論なし)	
議長	<p>これで討論を終わります。これから陳情第1号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、採択であります。</p> <p>陳情第1号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手多数 反対 8番議員)	
議長	<p>挙手多数と認めます。したがって陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。</p>
議長	<p>事務局長に発議第1号の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。</p> <p>第2番 渡辺 均 君。</p>
(提出者説明)	
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p>

	質疑のある方は、挙手をお願いします。
8 番議員	こんな漫画まで出して地位協定がどうのこうのと。私も戦争は反対、ならばアメリカ軍には出て行ってもらいたい、基地は反対、みんなと同じなんですよ。だが国の生命財産を守るという国の根幹に関わることが絡んでいるから軽々にものを言うもんじゃないということ述べているわけです。あなたは、じゃあ国の生命財産をどうやって守りますか。
2 番議員	非常に論理が荒っぽい。日本政府自体が日本人の生命財産を守るために主権があるんです。その主権が侵されているんです。それでこのコマの後半の方に日本はアメリカは本当に守る気があるのか、そこも疑問点があるわけです。日本それこそ自分たちの事は自分たちで守ろうと。その守る委託を日本政府に日本人は与えているわけです。その日本政府がこういうかたちで国民に嘘をついたというか、隠しているという事態が私は由々しき問題だと思うんですが、私から質問していいんでしょうか。
8 番議員	アメリカ軍がいなくなれば日本が自衛隊を軍隊に棚上げして、格上げしてそれでもって国を守っていくということですよ。そうなければいろいろな問題がまた出てきます。辺野古の埋め立てどうのこうのと申しましたけれど、世界一危険な基地普天間、この事はどのように考えていますか。
2 番議員	私は辺野古の事は一言も触れていません。それで先ほども申しましたように日本の政府というのは国民の生命財産を守るための政府なんです。その政府が国民に黙ってアメリカ軍と密約を行ないアメリカ軍が犯した犯罪を日本政府が処罰できない。このことは全く篠原議員の質問をお返ししたいと思います。
8 番議員	普天間にしろ、普天間はアメリカは返すと言っているんですよ。その代りにどっかに代わりの基地を作れないかということなんです。今言ったこういった話は国防の根本から話さない。オスプレイ我が国の上空を飛ぶことは反対、私も反対ですよ。基地いらないうですよ。アメリカ軍が出ていく。勿論私も賛成ですよ。だけどそういうことが簡単に言えますかということなんです。今言った戦後 70 年日本はアメリカ軍に守られてここまで来て、それでもって簡単に地位協定がどうのこうのと、私はそれぞれの考えがあるから致し方ないと思いますけれども、要は国民の生命財産を守るということはそれだけに国力、軍隊が無いと駄目なんです。もしアメリカ軍がいなかったら日本は本州だけしか残っていないだろうと北方 4 島ソ連、佐渡から向こう対馬、韓国だか中国だか知りませんが、島はみんな取られちゃうんじゃないですか。尖閣諸島

	も中国が挑発をしてきたけれども、何故あれ以上手が出さないかということとは勿論ご存知ですよね。そういう私は今言ったようにオスプレイ反対、そりゃそうですよ。飛ぶか飛ばないと言ったら飛ばない方がいいですよ。でもオスプレイも訓練しなければならない。国民の生命財産を守るためにやるべきことはやらなきゃ駄目。その根本が今、日米安全保障条約になっているんですよ。だからそれを駄目なら順に政権を変えるなり何なりして順に変えていくということでここでもって地位協定がどうのこうのと話しても私は全然意味がないと思います。それよりみんな国民の生命財産を守ることを議論したほうがいいと思います。それとずれますけれど原発、原子力発電の事はどう考えていますか。
12 番議員	議長、提出者に対しての質疑であって反対なら反対で討論の時言えればいいことであって質疑とちゃんと分けてやって下さい。提案理由に対する質疑を行なっているわけですから。
8 番議員	はい、質疑を以上で終りにします。
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 1 号を採決いたします。委員長報告は、採択であります。提出者の説明のとおり、発議第 1 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数 反対 8 番議員)
議 長	挙手多数と認めます。したがって発議第 1 号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
	<u>日程第 17 「陳情第 2 号」</u>
議 長	日程第 17、陳情第 2 号 「町道崩落復旧工事と町営雇用促進住宅事業の説明を求める陳情書について」を議題といたします。 陳情第 2 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
	(委員長報告—不採択)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。

9 番議員	只今委員長より不採択の報告がされたと思います。何故不採択なのか陳情書にあります①から⑦に関して委員会の中で一つ一つ審議がされたのか納得が出来る内容だったのかお答えください。
総務産業 委員長	議論は大変熱心にしていただきました。そして陳情書の核である説明が不十分というところについては、町側が丁寧な説明をするということとそういうこととなりましたので不採択としました。
9 番議員	1月の臨時議会で3人が反対をしました。私自身も未だに疑問が残ります。特に進入路の土地の問題、現所有者と町の管理責任の問題、住宅用地の後付、本当に緊急性があったのかなど本当に十分な説明がされ、反対された議員の皆さんは納得したと言われたんでしょうか。お願いします。
総務産業 委員長	十分議論いたしましたので納得したと解釈しております。
9 番議員	本当にそういう内容でいいのでしょうか。みなさん町民に対しここにある疑問に一つ一つ答えられるのでしょうか。この陳情は町道崩落復旧工事と町営雇用促進住宅について町が町民への十分な説明をし、地域住民の理解と協力が優先されるよう議会でも慎重審議をして下さいという中身です。とても理解の得られる審議がされたとは言いがたい内容です。
10 番議員	本陳情書に併せて委員会では「丁寧な住民説明を実施されたい」という要望がされまして、この間何回か行われたということで他の場所で私考えて説明してもらおう場所がないので、議長もしあればしたら行政側でこの間どのように取組んでいるかという説明を設けていただければ有難いですが如何でしょうか。
議 長	では町側より説明をさせます。
副 町 長	それではこの陳情書の関係というか経過を申し上げます。日にち的には正確でないのですが経過だけ申し上げたいと思いますけれど、まずこの陳情書3名の方から出ておりました、これに対する①番から⑦番までの回答と陳情内容等の回答につきまして町長室で5名いらっしゃいまして町長以下私等で回答を申し上げてございます。回答文章を渡してございまして、再度この前質問が来ておりますので、今再質問に対しまして回答文を作っているという状況でございます。あと土村区の役員会がございまして、役員会の席に私と総務課長の方で行って今までの経過的な事を説明しております。今のところそういった状況でございます。
10 番議員	土村の役員会は何人くらい参加があったでしょうか。
副 町 長	総区長さん以下各4つの地区の役員さん13名くらいだと思います。

議 長	これで質疑を終わります。
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
2 番議員	<p>私総務産業の方でこの審査にも関わりました、町民の請願に対してこれを受け止めるのは当然のことであるというふうに考えておりました、不採択になったことに対していささかこれでいいのかと忸怩たる思いをもっております。それで要はこれを決めるプロセスが非常に手順前後して住民の方々の従前の理解をほとんど得られていないにも関わらず先行して行政側が進めてきた経緯があるのではないかとこのことを考えまして、例えば前段で継続審査になりました馬流区からの道路改修の件については理事者側が区の総意として持って来れば受け止めるというような説明をしております。それを説明するのであればこの案件についても当然町は考えているけれども土村区としてどう考えるかということとを事前に提案してその土村区の意見を踏まえながら用地選定をしているのが筋が通った話でございます。片方は土村区総意でやれと片方は予算付から後付でやると、こういう手順前後でやっている限りこの手の問題は多々生じるわけでございます。したがってとりあえずこの陳情第 2 号につきましては私はきっちり反対の立場で住民の説明を従前にするということに対して賛同を得たいと思って反対の意見を申し上げます。</p>
9 番議員	<p>只今の陳情に私は採択の立場で討論します。地権者とのやり取りや責任問題など不可解な部分が多く予算の方でも先程述べさせていただきましたが、単身者用雇用促進住宅建設も緊急性を要するものでなくこういった不明瞭なやり方が増々町民への不信感を抱くことになるのではないのでしょうか。先ほども述べましたがこの陳情事項は「町道崩落復旧工事と町営雇用促進住宅事業について町が町民へ十分な説明をし、地域住民の理解と協力が得られるよう議会でも慎重審議をして下さい」というものです。地域住民はまだ理解して協力するということまでまだいっていないということなんです。私は町の事業は町民の協力なしにはいい事業に発展しないと思っています。陳情は町民の皆さんにとっての権利でもあります、勇気のいる行為でもあります。簡単な考えから出されるものではないのです。議員がもう少し陳情の重みを考えるべきだと思います。この陳情に採択の立場での討論といたします。</p>
12 番議員	<p>委員長報告は不採択とのことでございますが、私は不採択する必要はないと思います。ここに書かれていることは下の 2 行のものが主なものでして、町民に十分な説明をし、ということと議会でも慎重審議をしてほ</p>

	<p>しいということでございます。1月23日の臨時議会において土地を買うことには可決をされておりますが、その後についてはまだ審議がされていないはずで、そうした中でこうした事業を行うのは当然地域の地域の住民の合意がなければ進めることができないわけでございます。そうしたことが行政側がきちっと行なっていくことが前提となって議会はそれに同意するのであります。その同意形勢がなされていない中でいろんな意見が出てきてこのようにきちんと説明してほしいということであればきちんと説明をし議会でも審議すればよいことだと思います。そういった見地から要するにこの陳情は採択すべきだと思います。以上です。</p>
10 番議員	<p>私も本案を採択の立場で討論したいと思っております。先ほど来発言がありますように本陳情書の主旨は地域住民への説明と議会も頑張っこれから慎重審議をしていただきたいという2点であります。早速行政側の方ではこうした陳情書に対し委員会の要望にも応えて町長室で5名の皆さんに来ていただいて説明をしたと。また土村の役員会の皆さんにも一定の説明をしたという報告が只今ありましたけれど、例えば町長室での5名の説明に対しては説明と言いますか参加された皆さんは非常に怒っていると。基本的には文書で答えていただきましたけれども、それに対する話合いという時間はとってもらえなかったと。それで何か意見のある場合には文書で提出するようと言われたということで、先程副町長が再質問があったということは文書できたということで私は理解していますが、私はやはりここにも書いてあるように議会の主旨として取り上げました「地域住民の理解と協力」こういったものを十分に説明するようというのが委員会の私は主旨だと思います。そういった意味では文書でとか中には非常に激しい言葉で言われたと、怒っている皆さんがありましたけれど、やはりそういった点を含めまして議会としてやはりこの陳情書を採択しないと、委員会で決議がされなかったという側面がある意味行政側にも高慢な態度を地域住民の陳情者にとっているという側面を現在私は強く感じております。そういった意味からしましても行政側が地域住民と一つ一つに事業を力を合わせてやっていくという姿勢でいくように私は議会としては本陳情書の主旨を理解し採択すべきであると強く主張したいと思っております。</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決いたします。委員長報告は、不採択であります。可決の方をはかる原則により可決について採決を取ります。陳情第2号を採択することに賛成する方の挙手を求めます。</p>

(挙手少数 反対 3・4・5・7・8・11 番議員)	
議 長	<p>挙手少数と認めます。</p> <p>したがって陳情第 2 号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。</p> <p>お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。</p>
<p><u>○ 閉 会</u></p>	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に提案されました議案に対する審議は、全て終了いたしました。</p> <p>ここで産業建設課長から発言を求められていますのでこれを許します。</p>
産業建設課 長	<p>大変貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。私この 31 日をもって退職となります。昭和 57 年の 2 月に人事通知書をいただきました。小海町技術吏員として旧臼田町の臼田建設事務所現在は佐久建設事務所になりますが、その中の南佐久土木振興会に派遣を命ぜられました。派遣先の振興会では南佐久郡下の国の補助金による土木工事の測量設計、また昭和 57 年から 6 年間襲来しました台風や集中豪雨により被災した土木施設の災害復旧のための測量・設計・積算それから査定申請に 23 年間携わらせていただきました。臼田町が佐久市と合併し、またバブルが弾け政権交代によるコンクリートから人へと時代が変わっていく中、公共事業の減少に伴い平成 17 年 3 月 31 日に南佐久土木振興会が解散し同年 4 月 1 日から役場の勤務となりました。役場での勤務は 14 年になりますが、建設係で 8 年、管理職としては生涯学習課長、産業建設課長を勤めさせていただきました。この間お世話になりました理事者の方、また議員各位の皆様には厚く御礼を申し上げます。今こうして退職に当たり思うことはこの間多くの先輩に導かれ同僚、後輩に支えられこの日が迎えられたと思っております。心から感謝と御礼を申し上げます。今後は再任用職員としてしばらくここで世話になりますが、今</p>

	<p>まで長い期間携わらせていただきました土木に関し誠に浅学ではございますが、不断に湧き上がるインフラ整備について町民の要望に応えるべく若い職員へのアドバイスや相談役として務めてまいりたいと思っております。あと一ヶ月程しますと新たな年号となります。また新たな時代に向かって新しい町づくりのために微力ではありますが頑張っていきたいと思えます。議員各位の皆様の方々の今後の御活躍とご健勝を祈念申し上げ、退職にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。いろいろお世話になりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これにて、平成31年小海町議会第1回定例会を閉会といたします。 ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(とくに 16時02分)</p>